

令和 6（2024）年度 証券取引等監視委員会の活動状況

令和 7（2025）年 6 月
証券取引等監視委員会



令和 6（2024）年度

証券取引等監視委員会の活動状況

令和 7（2025）年 6 月

証券取引等監視委員会

目次

はじめに 1

証券監視委の軌跡	4
----------------	---

令和 6（2024）年度の主なトピックス 7

① 公開買付けに関するインサイダー取引	8
② 銀証間における不適切な顧客情報の共有	10
③ 海外当局等との更なる連携強化、グローバルな市場監視への貢献	12

本編（令和 6（2024）年度の活動実績） 13

1 取引審査の状況及び幅広い情報の収集・分析	14
2 金商業者等に対する証券モニタリング（行政処分勧告等）	18
3 不公正取引の調査（課徴金勧告）	28
4 開示規制違反の検査（課徴金勧告等）	37
5 犯則事件の調査（告発）	46
6 市場監視を支えるインフラの整備（デジタル技術、人材の活用）	50
7 市場規律強化に向けた取組み	53
8 グローバルな市場監視への貢献	56

監視委 コラム

1. «投資者へのメッセージ①» 無登録で投資商品の勧誘等を行う者にご用心！	27
2. «会社関係者・公開買付者等関係者へのメッセージ» 取引推奨規制を知っていますか？	34
3. «市場参加者へのメッセージ» インターネット上の投稿や書き込みによる風説の流布も見逃しません！	35
4. «機関投資家等へのメッセージ» 機関投資家等によるデリバティブ取引も適切に監視しています！	36
5. «投資者へのメッセージ②» 大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか？	41
6. «上場会社へのメッセージ①» 内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？	43
7. «上場会社へのメッセージ②» 非財務情報の重要性が増してきています！	45

掲載図表

本編

図 1-1 情報受付件数	14
図 1-2 取引審査の実施件数	15
図 1-3 情報活用の流れ	16
図 2-1 証券モニタリング対象業者数の推移	19
図 2-2 令和 6 事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント	20
図 3-1 内部者取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移	29
図 3-2 内部者取引を行った違反行為者の属性	29
図 3-3 重要事実等別の構成割合	30
図 6-1 外部専門家の活躍	52
図 8-1 MMoU に基づく情報交換件数の推移	56

凡 例

設 置 法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）
金 商 法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
証 取 法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「金融商品取引法」に改題）
犯 収 法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
S P C 法	資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
社 債 等 振 替 法	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
景 品 表 示 法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）
個 人 情 報 保 護 法	個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
金 サ 法	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成 12 年法律第 101 号）
金 商 法 施 行 令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
金 サ 法 施 行 令	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 484 号）
金 商 業 等 府 令	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
財 務 諸 表 等 規 則	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）
連 結 財 務 諸 表 規 則	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）

はじめに

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、金融庁に設置された、委員長及び2名の委員で構成される合議制の機関です。証券監視委は、的確・適切な市場監視による市場の公正性・透明性の確保と投資者保護を図り、資本市場の健全な発展に貢献するとともに、国民経済の持続的な成長に寄与することを使命とし、令和4（2022）年12月に第11期（令和4（2022）年12月～令和7（2025）年12月）が発足いたしました。

証券監視委の設置以降、課徴金制度の導入（平成17（2005）年）や証券検査権限の拡大（平成19（2007）年）など、市場監視権限の充実・強化が図られ、組織体制も当初の2課から6課へと拡充・整備されました。こうした変遷を経る中で、市場監視権限を積極的に活用し、市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に努めてきました。

主な実績

令和6（2024）年度においては、自主規制機関や海外当局等の関係機関とも連携しつつ、国内外の様々な市場に関する幅広い情報を収集し、不公正取引のリスクや開示上の問題点等について調査分析を行うなど、市場における新たな動向や課題の多面的な分析を引き続き行いました。

また、リスクベースで証券検査先を選定し、顧客本位の業務運営の定着状況等を検証するとともに、課徴金調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明しました。加えて、違反行為のうち重大・悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応しました。こうした取組みを通じて、銀証間における不適切な顧客情報の共有等の状況が認められたとして銀行及び証券会社等に対し行政処分勧告を行ったほか、風説の流布や大量保有報告書等の不提出の事案について、初の勧告を行うとともに、公開買付けに関連するインサイダー取引について告発を行うなど、厳正な対応を行いました。さらに、再発防止・未然防止の観点から、課徴金事例集の公表等を通じた情報発信にも努めました。

今後の課題

近年、デジタル化や国際化の進展等により市場の動きは速く大きなものとなっており、市場の仕組みや法制度も変化を重ねています。資産運用立国実現プランが策定され、令和6（2024）年1月からは新しいNISA制度がスタートしました。加えて、足下では、世界的な経済・物価動向に関する不確実性や地政学リスクの高まりがみられます。また、人口減少・少子高齢化等の構造的な環境変化も生じています。証券監視委としては、こうした市場を取り巻く環境変化等に対処していくために、市場監視の専門機関と呼ばれるにふさわしい力を持ち、その力を積極的に発揮していくことが重要であると考えております。

こうした考えの下、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対応、といった機能を引き続き適時適切

に活用してまいります。令和5(2023)年1月に策定した「中期活動方針(第11期:2023年～2025年)」では、「Ⅰ. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」をもとに、「Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査」を実施し、その結果を踏まえ、「Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取り組み」を行うことで、違反・不適切な行為の抑制に貢献していくという市場監視の好循環の実現を目指していくことを掲げ、また、その礎として、デジタル対応や人材育成といった「市場監視の専門機関としての能力向上」に取り組んでいくこととしております。

証券監視委としては、これまで蓄積してきた市場監視に関する技法・経験や国内外の関係機関との連携等の取り組みを踏まえ、証券監視委内のコミュニケーションの充実を図り、事象の本質を見極める力を磨いていくとともに、虚心坦懐に広い視野を持ち、市場監視業務に取り組むことで、皆様方の信頼に応えてまいります。

本年次公表は、設置法第22条の規定に基づき、令和6(2024)年度の証券監視委の活動状況を取りまとめたものであり、幅広い方々に読まれることにより、証券監視委の活動や問題意識に対する理解が深まり、信頼される公正・透明な市場確保のための一助となれば幸いです。

令和7(2025)年6月

証券取引等監視委員会委員長

中原 亮一

証券監視委の軌跡

平成	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
3年		一連の証券・金融不祥事
4年	大蔵省に証券監視委を設立	
5年		刑事告発 日本ユニシス(株)株券に係る相場操縦等(証券監視委の第1号告発案件)
10年	金融監督庁発足、金融監督庁へ移管	
12年	金融監督庁を改組し、金融庁発足	
17年	課徴金制度の導入 調査権限が証券監視委に委任 開示検査権限が証券監視委に委任 証券会社等の検査権限追加(財務の健全性等に関する検査、投資顧問業者等の検査)	刑事告発 カネボウ(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載
18年	5課体制(総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課) いわゆる「見せ玉」による相場操縦に対する課徴金調査の権限追加、犯則調査の権限拡大	刑事告発 (株)ライブドアマーケティング株券に係る風説の流布、偽計 刑事告発 (株)ニッポン放送株券に係る内部者取引
19年	ファンド等に対する検査権限追加	金商法の全面施行
20年	四半期報告書・内部統制報告書等に関する開示検査権限、四半期報告書に関する課徴金調査権限追加 ① 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出等に関する開示検査権限追加 ② 仮装・馴合売買等による相場操縦に関する課徴金調査権限追加 ③ 裁判所に対する無登録業者等の違反行為の禁止・停止の申立て等の権限追加	
22年	信用格付業者等に対する検査権限追加	
23年	グループ会社等に対する検査権限追加(連結規制導入) 6課体制 (総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課、特別調査課) 国際取引等調査室を設置	
24年	取引情報蓄積機関に対する検査権限追加	刑事告発、課徴金勧告 オリンパス(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 処分勧告、刑事告発 AIJ 投資顧問(年金基金)
25年	虚偽開示書類の提出に加担する外部協力者に対する開示検査、金商業者等以外の者が他人の計算で行った不正取引に対する課徴金調査、課徴金調査における違反行為者等への出頭命令の権限追加	処分勧告 MRI INTERNATIONAL(米国の診療報酬債権ファンド)
26年	情報伝達・取引推奨行為に対する内部者取引規制導入、課徴金調査及び犯則調査の権限追加 商品関連市場デリバティブ取引を取り扱う金商業者に対する検査権限追加	
27年	情報解析室を設置 特定金融指標算出者に対する検査権限追加	刑事告発 新日本理化(株)株券等に係る相場操縦、風説の流布、偽計、大量保有報告書不提出 課徴金勧告 (株)東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載
28年	市場モニタリング室を設置 訟務室を設置	処分勧告 アーツ証券(レセプト債)
29年		刑事告発 アーツ証券ほかによる偽計(レセプト債)、(株)ストリーム株券に係る相場操縦
30年	高速取引行為者に対する検査権限追加	刑事告発 日産自動車(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 課徴金勧告 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)による長期国債先物に係る相場操縦

令和	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
元年		課徴金勧告 日産自動車㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載
2年	IT 戦略室を設置 暗号資産デリバティブ取引や電子記録移転権利を取り扱う金商業者に対する検査権限追加	刑事告発 ㈱ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨
3年	有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等の検査権限追加	刑事告発 SMBC 日興証券㈱による相場操縦 裁判所への禁止命令等の申立て SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD.及びその役員1名
4年	国際証券検査室を設置	処分勧告 SMBC 日興証券㈱(相場操縦ほか) 刑事告発 総合メディカルホールディングス㈱株券及び㈱スペースバリューホールディングス株券に係る内部者取引
5年		処分勧告 ちばぎん証券㈱ほか2先(適合性原則) 処分勧告 ㈱SBI証券(作為的相場形成) 刑事告発 ㈱プロルート丸光に係る有価証券報告書の虚偽記載並びに同社株券に係る風説の流布及び偽計
6年	国際取引等分析室を設置	処分勧告 ㈱三菱UFJ銀行ほか2先(ファイアーウォール規制違反ほか) 裁判所への禁止命令等の申立て Global Investment Lab㈱及びその役員等3名 刑事告発 金融庁職員による内部者取引 刑事告発 東京証券取引所社員が関与した内部者取引

令和6（2024）年度の 主なトピックス

令和 6（2024）年度の主なトピックス①

公開買付けに関するインサイダー取引

証券監視委の不正取引に係る告発事案及び課徴金勧告事案の中で、これまでに最も件数が多いのは、内部者取引（インサイダー取引）に関する事案です。令和 6（2024）年度、内部者取引に対する告発事案 7 件のうち 3 件、内部者取引に対する課徴金勧告事案 7 件のうち 1 件が、公開買付け等事実に係る事案でした。

以下では、事案の概要とともに、公開買付けで気を付けるべきポイントを紹介します。

<事案の概要>

○ 金融庁職員による内部者取引事件（告発）

金融庁企画市場局企業開示課課長補佐として、公開買付け届出書等の審査等の職務に従事していた犯則嫌疑者が、その職務上の権限の行使に関し、公開買付けの実施に関する事実を知り、その事実が公表される前に、合計 10 銘柄の株券を自己名義で買付け。

○ 東京証券取引所社員が関与した内部者取引事件（告発）

東京証券取引所上場部開示業務室に勤務し、上場会社から適時開示の事前相談を受ける職務に従事していた犯則嫌疑者 A が、上場会社との株券上場契約の履行等に関し、公開買付けの実施に関する事実を知り、実父である犯則嫌疑者 B に対してその事実を伝達。伝達を受けた犯則嫌疑者 B は、合計 3 銘柄の株券を、それぞれ公開買付けの実施に関する公表の前に、自己名義で買付け。

○ 信託銀行社員による内部者取引事件（告発）

信託銀行の証券代行部門の管理職として、顧客等の上場会社等に係るインサイダー情報の内部管理業務等に従事していた犯則嫌疑者が、同行が証券代行業務等を行う上場会社の株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知り、その事実が公表される前に、合計 3 銘柄の株券を自己名義で買付け。

○ 日本道路株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

課徴金納付命令対象者は、清水建設株式会社（以下「清水建設」といいます。）による業務委託契約の締結の交渉先の職員であった親族から、同人が同交渉に関し知った、清水建設が日本道路株式会社（以下「日本道路」といいます。）への公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、その事実が公表される前に、自己名義及び他人名義の口座で日本道路株式を買付け。

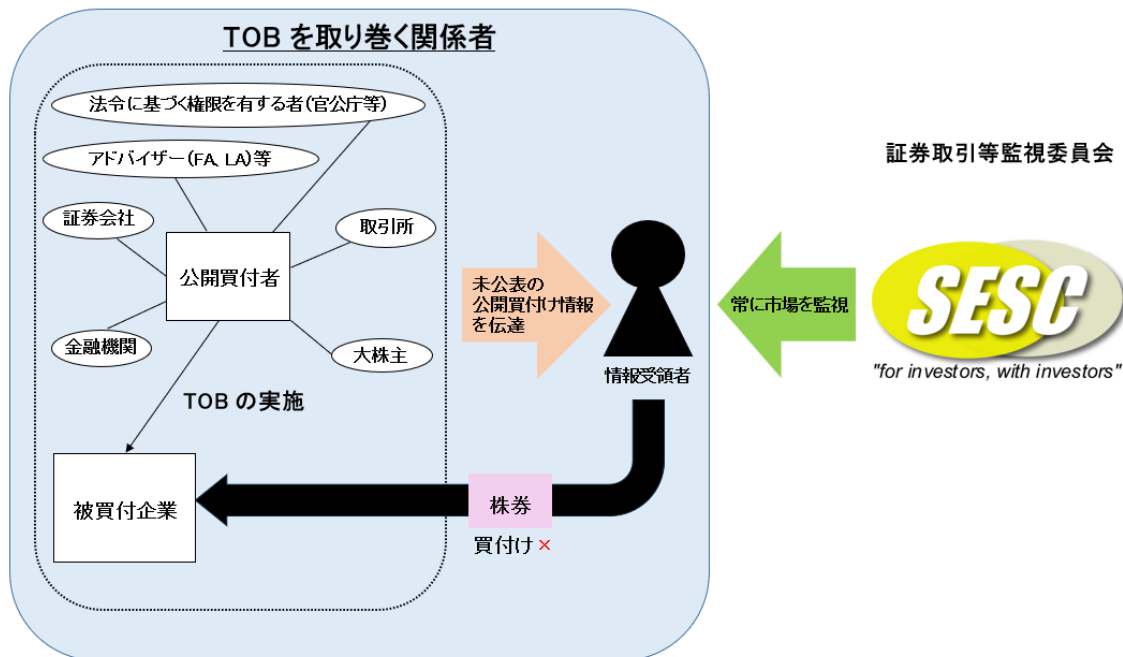
<事案の特色>

上記の事案において、金融庁職員、東京証券取引所社員及び信託銀行社員は、いずれも公開買付けに係るインサイダー情報が集約される部署で、職務上の立場を利用して、複数銘柄の内部者取引を行いました。また、日本道路株式に係る内部者取引においては、業務委託契約の交渉過程で公開買付けの事実を事前に知りうる立場にあった者から、インサイダー情報の伝達を受け、内部者取引に及んでいます。

<気を付けるべきポイント>

公開買付けは、公表後に株価が上昇する確実性が高いことや、制度上、その公表前に多数の関係者に情報共有をする必要があり情報管理が難しいこと、公表までに相当な時間を要することが多いことなどから、内部者取引が起りやすい場面の1つに挙げられます。

また、公開買付けに関する情報を共有すべき関係者は、公開買付者や被買付企業だけでなく、FA（ファイナンシャル・アドバイザー）、LA（リーガル・アドバイザー）、さらには公開買付者等に対する法令に基づく権限を有する者など多岐にわたっています。



このため、情報共有に際しては、内部者取引の予防措置を積極的かつ十分に講じることが重要となります。

公開買付けに係る内部者取引の有益と考えられる予防措置としては、定期的な研修を通じた内部者取引に関する知識の習得や意識付け、アドバイザーによる関係者への注意喚起、“Need To Know”の原則に基づく情報共有の範囲や内容の限定のほか、守秘義務契約の締結、情報共有された関係者の氏名は日本取引所自主規制法人等の求めに応じて作成する経緯報告書に記載され提出されることを情報共有する者に対してあらかじめ周知しておくこと、などが挙げられます。

証券監視委は常に市場を監視しており、行為者の属性や取引額の大小、取引が自己名義か他人名義かにかかわらず、内部者取引が見逃されることはありません。内部者取引は、その事実が明るみになってしまえば、取引を行った個人として、刑事罰や課徴金納付命令を受けるのはもちろんのこと、社会的信用の失墜や、職場、家族への多大なる負担が生じるなど、失うものの大きさは計り知れません。また、内部者取引に関係した法人としても、内部管理態勢やレピュテーションリスクなどの問題に発展する可能性がありますので、内部者取引の未然防止に努めていただくようお願いします。

令和 6（2024）年度の主なトピックス②

銀証間における不適切な顧客情報の共有

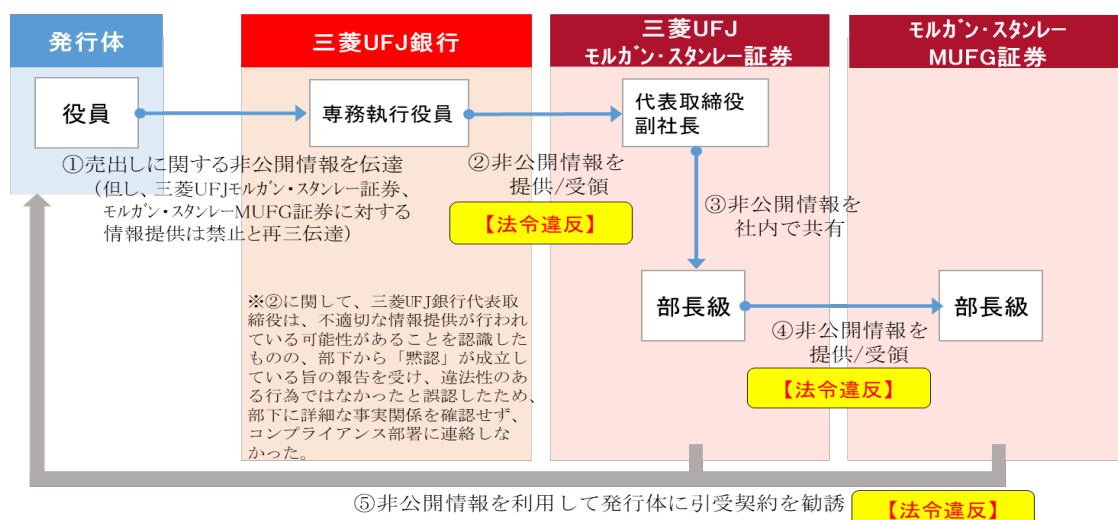
金融商品取引業者は、金商法において、あらかじめ顧客の同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等・子法人等との間で顧客に関する非公開情報の授受が禁止されています（ファイアーウォール規制）。また、金融商品取引業者は、金商法の規定に基づき、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るための態勢を整備する必要があります。

証券監視委及び財務局では、近年、検査において、銀証連携ビジネスにおける販売勧誘状況や、顧客情報管理態勢等の内部管理態勢の整備状況について検証を行ってきました。その結果、銀証間における不適切な顧客情報の共有等が認められたとして、令和 6（2024）年度に行政処分勧告を行いましたので、その内容について簡単にご紹介します。

○ 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

銀行及び系列証券会社 2 社は、法人顧客にかかる非公開情報について、顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、銀証間で不適切な情報の授受を繰り返し行っていたことが認められました。

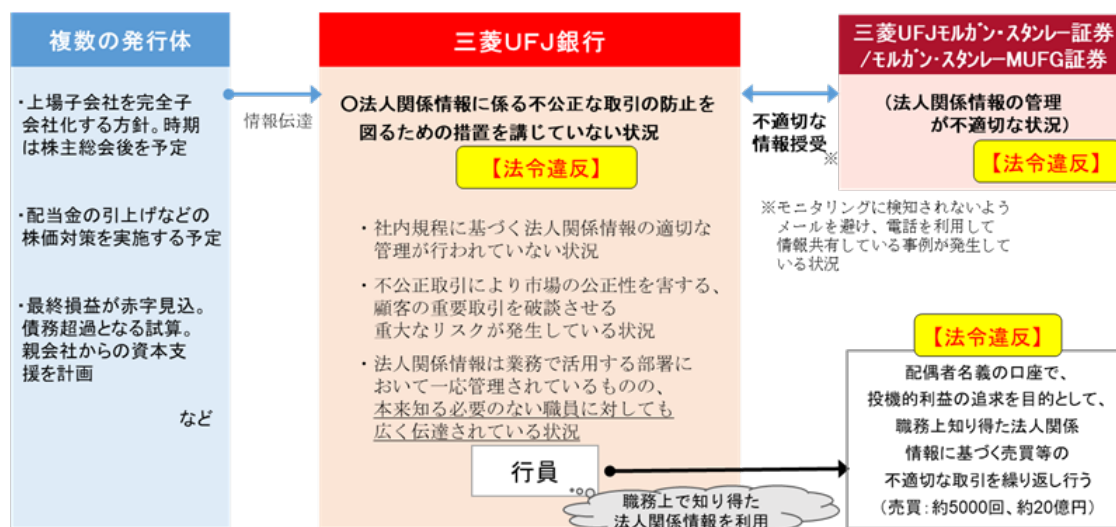
一部に関しては、当該銀行の役員自らも一方の系列証券会社の役員に情報提供し、同役員は、もう一方の系列証券会社と共に当該情報を利用して顧客勧誘を行いました。なお、当該銀行の代表取締役は不適切な情報提供が行われている可能性があることを認識したにもかかわらず、適切な是正措置を講じていませんでした。



○ 法人関係情報の管理態勢の不備

上記のほか、銀行及び当該銀行の系列証券会社2社において社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も認められました。

当該銀行においては、行員が配偶者名義で開設した証券口座を利用し、専ら投機的利益の追求を目的として、勤務時間中の発注を含め、主に信用取引により短期間での同一銘柄反対売買を行う手法により、自己の計算に基づく有価証券の売買を多数回にわたり行っており、このなかには、職務上知り得た法人関係情報に基づく不適切な有価証券の売買も含まれていました。



上記は、銀証連携ビジネスの推進にあたり、各社において法令等遵守意識が希薄であること、また、経営陣によるガバナンスが十分に発揮されてないことに起因して発生したものです。このように、各社における法令等遵守態勢及び経営体制に不備が認められたことから、行政処分勧告を行いました。

今後とも、証券監視委では、投資者保護上問題のある行為等に対しては厳正に対処し、市場の公正性を害するような不公正取引の防止や利益相反による弊害防止などに貢献していきます。

令和 6（2024）年度の主なトピックス③

海外当局等との更なる連携強化、グローバルな市場監視への貢献

市場のグローバル化に伴いクロスボーダー取引が拡大する中、市場の公正性・透明性を確保するには、海外当局等と情報交換等を通じて連携し、グローバルな市場監視を実現することが一層重要となっています。

証券監視委は令和 6（2024）年度に国際取引等分析室を新設し、国内外の関係機関との更なる連携強化やクロスボーダー取引等に係る情報収集・分析の促進を図り、グローバルな市場監視に一層の貢献をするための態勢整備を行いました。

国際取引等分析室の令和 6（2024）年度における主な取組みとして、令和 7（2025）年 3 月に、IOSCO の法執行及び情報交換を担当する第 4 委員会及び証券当局間の情報交換枠組みへの署名審査等を行う審査グループの国際会合を東京で開催し、様々な国や地域の証券当局間の更なる連携強化に貢献しました。本会合には日本を含む 28 の国や地域から約 50 名の証券当局職員が参加し、金融商品に係るオンライン上の不正勧誘行為等への対応や証券当局間の情報交換の更なる推進等について、活発な議論や意見交換を行いました。

今後も市場のグローバル化の更なる進展が見込まれるところ、証券監視委では、国内外の関係機関との連携等を一層強化していきます。



東京での国際会合には、様々な国や地域の証券当局職員が参加

なお、IOSCOに関する情報については、
IOSCOのウェブサイト(<https://www.iosco.org>)及び
金融庁のウェブサイト(https://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html)をご覧ください。

本編

令和6（2024）年度の活動実績

1 取引審査の状況及び幅広い情報の収集・分析

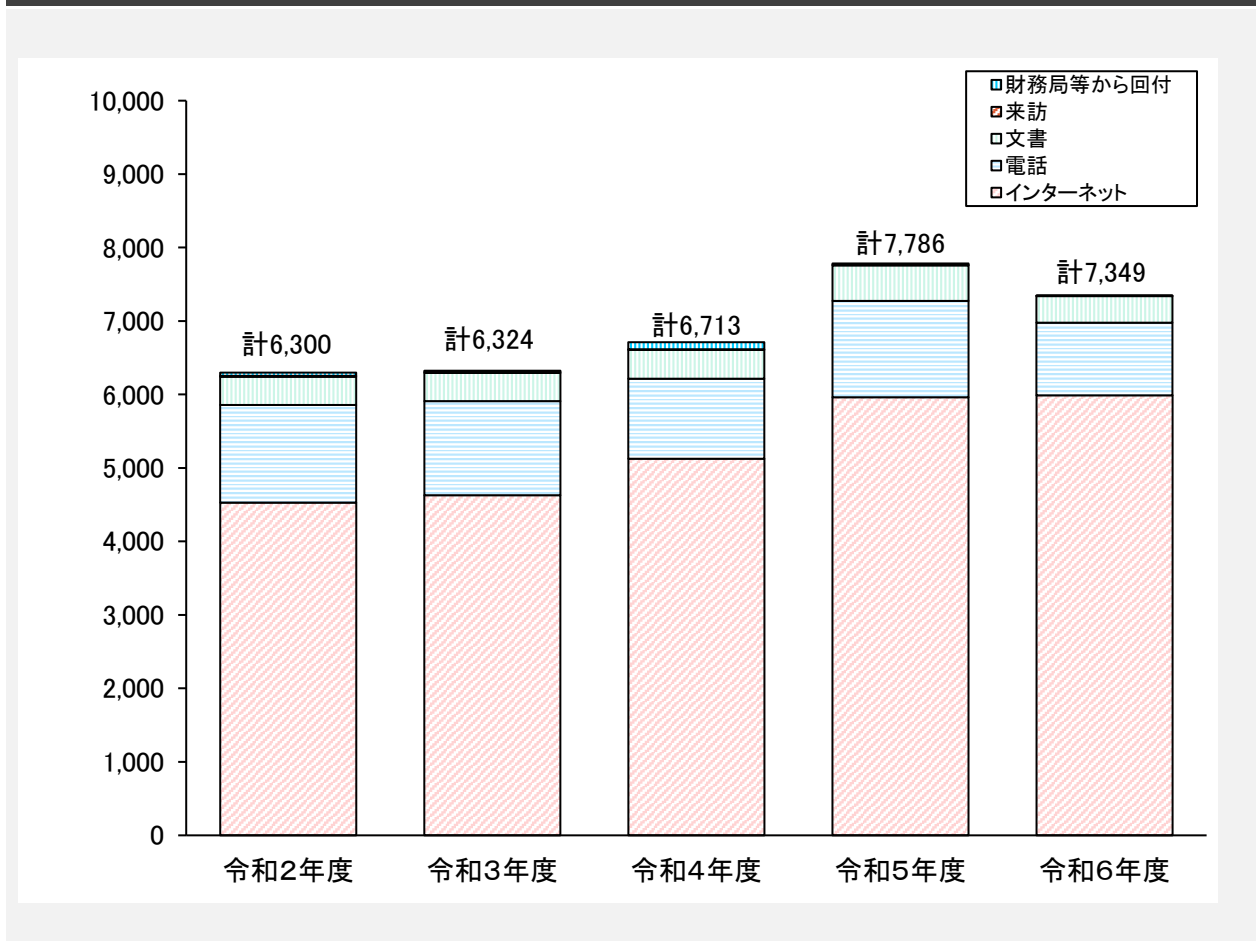
1. 市場分析審査の目的

市場分析審査は、証券監視委における網羅的な市場監視を実現するため、市場を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、発行市場・流通市場等の市場全体に目を向けて幅広く情報を収集・分析し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することなどを使命としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」と位置づけられている。

そのため、情報提供窓口を開設して一般投資家や市場関係者等からの情報の提供を広く受け付けているほか、自主規制機関等と連携しながら市場に関する様々な情報を幅広く収集している。それらの情報をもとに、市場環境や市場動向等の変化などの分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された場合には、その情報を証券監視委内の担当部署に送付している。

これら情報受付、市場動向分析、取引審査の相互連携及び関係部署との連携により、効果的な市場監視を行っている。

(図1-1) 情報受付件数



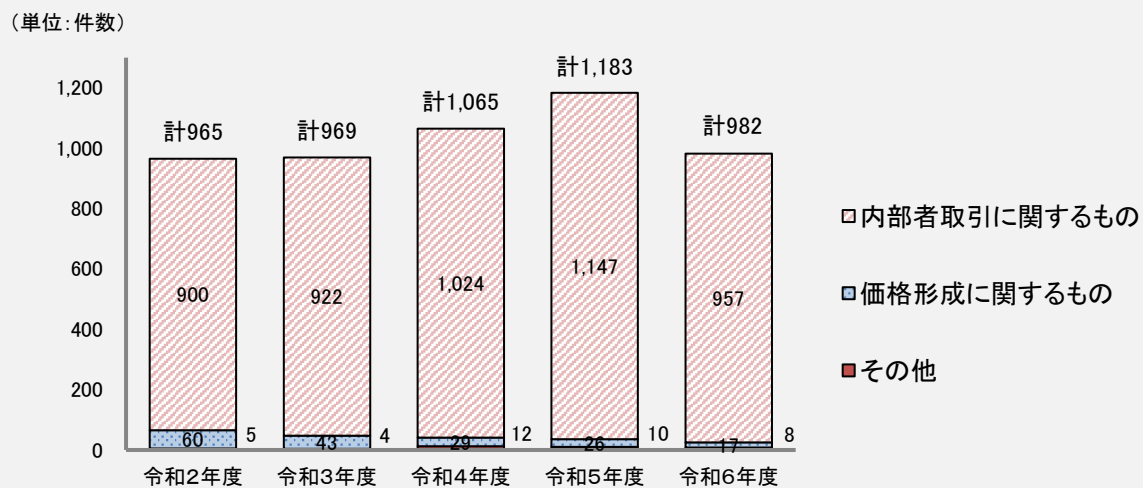
2. 取引審査の実施状況

令和6(2024)年度における取引審査の実施件数は、982件である。

審査類型別の内訳では、内部者取引(インサイダー取引)957件、価格形成17件、その他(偽計・風説の流布等)8件である。

また、高速取引行為者による取引については、日本取引所自主規制法人から板の状況を再現できる膨大な注文データの提供を受け、取引の実態把握に取り組むとともに、自主規制機関と連携するなどして、不公正取引の疑いのある取引について審査を行った。

(図1-2) 取引審査の実施件数



3. 市場モニタリングの概要

証券監視委は、網羅的な市場監視を実現するため、市場分析審査課市場モニタリング室において、市場に関する幅広い情報の収集・分析を行っている。

(1) 情報受付・公益通報の状況

① 情報収集への取組み

令和6(2024)年度の情報受付件数は7,349件となった(情報の受付状況の詳細については、附属資料3-2-2及び3-2-3(167ページ及び168ページ)参照)。

公益通報については、専用の窓口である「公益通報窓口」において、事前相談や受理審査などの対応を行っており、令和6(2024)年度における公益通報の受付件数は131件、受理件数は3件であった。

証券監視委では、一般投資家等からの情報を不公正取引などの端緒として調査・検査に役立てており、できるだけ多くの方から有用な情報が多数寄せられることが重要であると考えている。

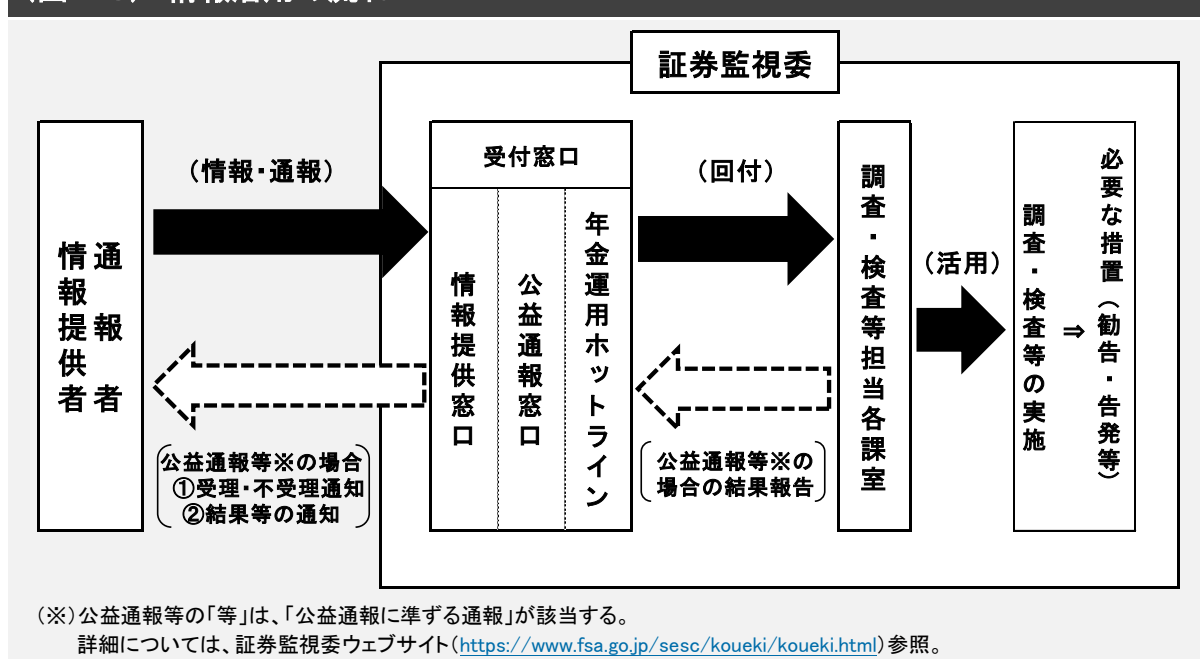
このため、令和6(2024)年度においては、さらなる有用な情報取得のため、証券監視委の情報提供窓口の認知度向上を目的として、講演会等の機会をとらえて「情報提供窓口」「公益通報窓口」の周知を行ったほか、より有用な情報取得が行えるよう、証券監視委ウェブサイトにおける情報提供窓口の改修を行った。

② 情報の受付・活用

(図1-3)のとおり、提供いただいた情報・通報は、情報内容を確認した上で証券監視委内の調査・検査等担当各課室へ回付し、有効に活用している¹。

また、公益通報の要件に該当しない通報についても、「情報提供窓口」への情報提供として受け付け、調査・検査等担当各課室へ回付し、有効に活用している。

(図1-3) 情報活用の流れ



¹ 受付窓口は、提供いただく情報の内容に応じて3つ(「情報提供窓口」、「公益通報窓口」及び「年金運用ホットライン」)に区分されている。それぞれの窓口で受け付ける内容や情報提供方法については、附属資料4(270ページ)を参照。

(2) 市場動向分析

証券監視委では、いわゆる「不公正ファイナンス」²事案に対し、投資者や証券会社などの市場関係者からの情報を活用するとともに、財務局等の証券取引等監視官、証券監査官や、金融商品取引所と緊密に連携し、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、監視を強化してきた。引き続き、複雑なファイナンススキームや海外ファンドを利用するなどの方法により、不公正取引を行おうとする事例が見られるため、注視が必要である。

4. 今後の課題

(1) 有用情報の収集に向けた更なる取組み

証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集するとともに、市場監視の過程で得られた有用な情報や知見なども集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用する必要がある。

そこで、一般投資家等からこれまで以上に有用な情報が多数得られるように、引き続き「情報提供窓口」に係る広報を推進するとともに、情報提供窓口の環境整備や利便性向上策を検討していく。また、提供された情報に関して、情報提供者がより有用性の高い資料等を所持していると見込まれる場合には、追加的な資料提供を働きかけるなど、積極的な情報収集にも取り組んでいく。

(2) デジタル化の推進を通じた審査の効率化・高度化

近年、デジタル化の飛躍的な進展により、アルゴリズムを用いた高速取引が普及し、市場参加者全体に大きな影響を及ぼしている。こうした市場環境の変化に適切に対応し、市場監視の空白を作らないためには、膨大なデータをより効率的かつ効果的に収集・検索する仕組みを構築し、そのデータを迅速に確認・分析するなど、取引審査等におけるデジタル化の推進を図る必要がある。

今後も、更なるデジタル化の推進や分析システムの高度化を進めつつ、審査の効率化・高度化に取り組んでいく。

² 上場企業が、見せ金による架空増資や不動産を過大評価した現物出資などにより資金を調達したり、調達した資金を不正に社外に流出させたりするなど、証券の発行過程及び流通市場における複数の不適切な行為を要素として構成される不公正取引のこと。

2 金商業者等³に対する証券モニタリング(行政処分勧告等)

1. 証券モニタリングの目的

証券モニタリングにおいては、金商業者等の業務又は財産の状況等を的確に把握することを通じ、金商業者等の業務運営の適切性等に問題が認められた場合には、必要に応じて、証券監視委が、内閣総理大臣(金融庁長官)等に対して、行政処分等の適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局に対して、必要な情報を提供する等の措置を講じている。

こうした措置を通じ、金商業者等が、自ら適切なガバナンスやリスク管理態勢を構築し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促し、投資者が安心して投資を行える環境を保つことを目的としている。

2. 証券モニタリングの実績

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約8,800となっており、その規模や業務内容、取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意識・態勢が十分でない業者も存在していることから、証券モニタリングにおいては、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」及び年次公表している「証券モニタリング基本方針」等に基づき、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている(図2-1及び図2-2参照)。

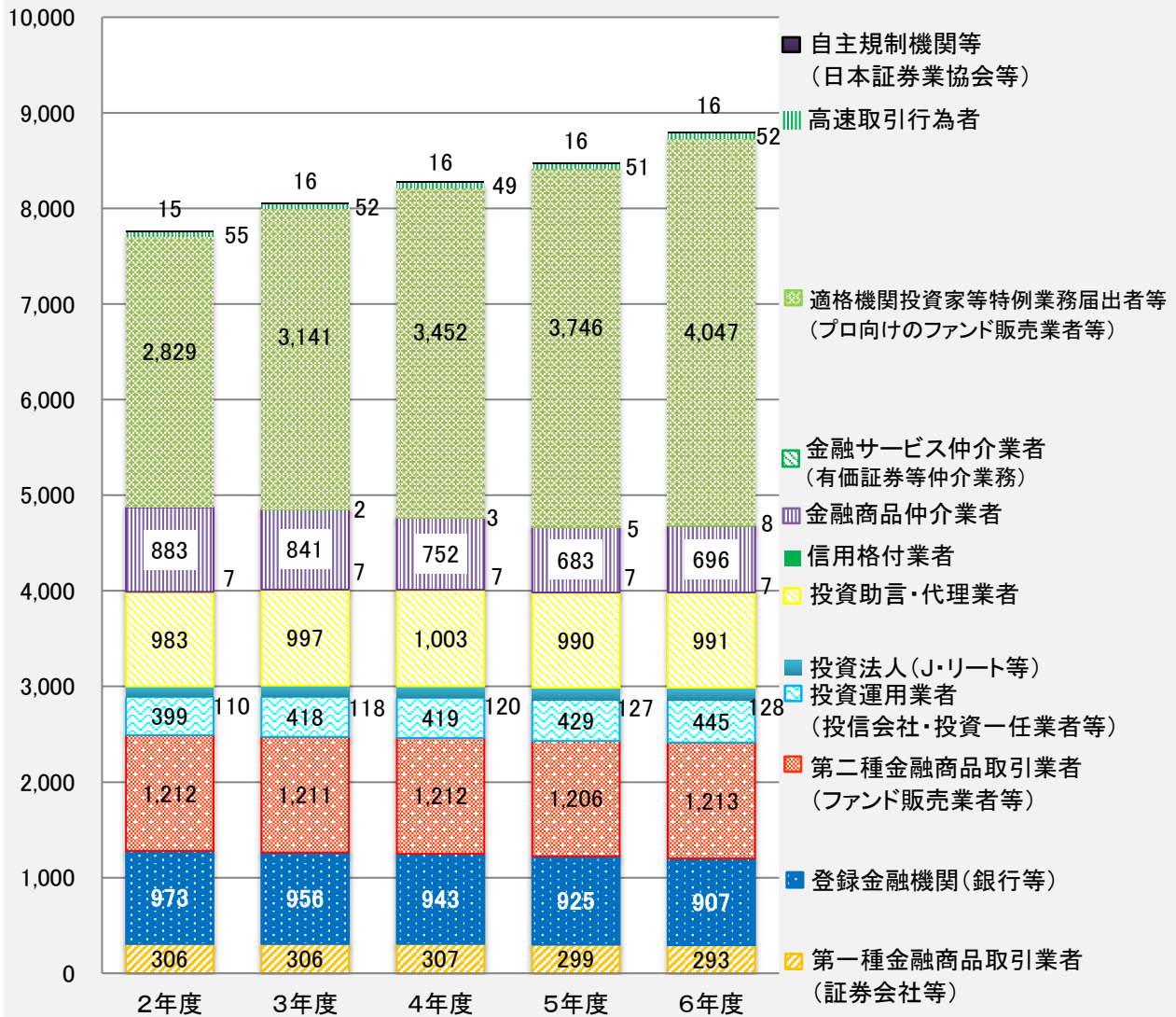
証券監視委では、平成28(2016)年7月から、全ての金商業者等を対象に、モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを行っている。

令和6(2024)年度においても、リスクアセスメントを実施してリスクベースで検査対象先を選定し、検査による実態把握を積極的に行った。検査においては、金商業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームを検証した上で、問題が認められた場合には、根本原因の究明を行い、業務運営の適切性等について、行政処分勧告や問題点の通知などを行った。

また、財務局とは、日頃からコミュニケーションを密にし、関係する情報について、タイムリーな共有等を図ったほか、財務局が行う検査に対して、積極的に助言や指導を行った。

³ 金融商品取引業者、登録金融機関のほか、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、自主規制機関等法令に基づいて行う検査対象先を指す。

(図2-1) 証券モニタリング対象業者数の推移(各年度末時点)



(図2-2) 令和6事務年度⁴証券モニタリング基本方針のポイント

金商業者等を取り巻く環境

1. 取り巻く環境

顧客本位の業務運営の要請、詐欺的な投資勧誘の被害急増、持続可能なビジネスモデルの構築など

2. 規制の枠組み等の変更

- ① 顧客本位の業務運営の確保に向けた対応の動き
- ② デジタル化の進展等への対応の動き
- ③ 資産運用の高度化・多様化
- ④ 不動産関連ファンド運用業者の利益相反防止態勢に係る明確化

3. 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

- ・ 一種業: 適合性原則違反、銀証ファイアウォール規制違反、作為的相場形成に係る注文受託、改ざんしたデータによるストレステスト実施
- ・ 運用業: 利益相反管理態勢の不備、運用方針に係る意思決定プロセスの不備
- ・ 助言業: 虚偽告知、誤解表示等
- ・ 二種業: 特定有価証券等管理行為の要件未充足
- ・ 無登録: 無登録での第二種金商業(外国の法令に基づく集団投資スキームの募集又は私募の取扱い)

業態横断的な検証事項

1. 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況等(複雑又はリスクの高い商品の販売、合理性のない短期の乗り換え勧誘行為、銀証連携ビジネスにおける販売勧誘状況等)
2. デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築
3. サイバーセキュリティ対策(インターネット取引における不正アクセス対策を含む)の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理(システム開発・運用管理や外部委託先管理を含む)の対応状況
4. AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況
5. 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

上記のほか、金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じて、機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいく。

⁴ 令和6(2024)事務年度は、令和6(2024)年7月1日から令和7(2025)年6月30日までの間を指す。

規模・業態別の主な検証事項

第一種金融商品取引業者	大手証券会社グループ	・ 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 ・ 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 ・ 不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況 ・ 営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施
	外国証券会社	・ バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況 ・ 我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況
	ネット系証券会社	・ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ・ 金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等に対応した外部委託先の管理態勢や、新たな商品及びサービスの提供等のビジネスモデルの変化を踏まえた業務運営態勢の整備状況 ・ 新しい NISA 制度が開始した中、増加する新規口座開設数や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢の整備状況
	準大手証券、地域証券会社等	・ 持続可能なビジネスモデルの構築・検討状況について確認するとともに、適合性原則への対応 ・ 主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点からの内部管理態勢の整備状況
	FX業者	・ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ・ 広告規制、販売・勧誘規制に対する適正な内部管理態勢の整備状況 ・ ストレステストの実施を含めた決済リスク管理の状況
投資運用業者		・ 運用の実態把握、運用管理態勢(外部委託運用に対するものを含む)、利益相反管理態勢の整備状況(取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢となっているかを含む)等
投資助言・代理業者		・ 虚偽等の説明による勧誘行為・広告手法や、忠実義務違反、主要株主・経営体制が変更された業者の内部管理態勢等
第二種金商業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、その他		・ 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性、主要株主・経営体制が変更された業者の内部管理態勢【第二種金商業者、特例業務届出者】 ・ 投資勧誘等の適正性、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性【金融商品仲介業者】 ・ 投資勧誘等の適正性や、適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況【登録金融機関】等
無登録業者		・ 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用 ・ 無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表や、注意喚起を含めた情報発信を一層強化 ・ 金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との一層強固な連携

※各種の規制の枠組み等の変更を踏まえた各社の対応状況等についてもあわせて検証を行う。

証券モニタリングの進め方

- 証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携し、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定、以下のような状況である場合を中心に引き続き積極的に検査を実施する。また、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施する。
 - ① 個別の法令違反事項や業務運営態勢に懸念があり、早期に検証が必要な状況
 - ② モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況(検査未実施先や長期未実施先、買収等により業務運営態勢やビジネスモデルを変更した場合を含む)
 - ③ 取り扱う金融商品のリスクや分別管理の適切性について実態把握が必要な状況
- 検査では、実質的に意味のある検証及び問題点の指摘に努めるほか、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、発生原因を究明することにより、実効性のある再発防止策につなげていく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

関係機関との連携・検査結果の情報発信

- 各財務局等とは、モニタリングや検査の計画策定から緊密に連携し、証券監視委が調整機能を発揮して財務局等を支援する。また、必要に応じて合同検査や財務局間の検査応援も実施。
- 暗号資産交換業者や金融サービス仲介業者に対する検査において、証券監視委、金融庁検査部局、各財務局等との間で、連携を図っていく。
- 自主規制機関と引き続き緊密に連携するとともに、更に連携の拡大・深化を図る。タイムリーかつ双方向の情報共有により、証券モニタリングを効果的・効率的に進める。
- 金商業者等の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取組を促す。

(令和6(2024)年8月公表)

(1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者(証券会社等)について、令和6(2024)年度においては、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築状況について検証したほか、サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理(外部委託先管理を含む)の対応状況等について検証を行った。

また、個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況にある先や、リスクの所在が不明確な商品を取り扱いその勧誘実態等の検証が必要な状況にある先等について、積極的に検査を行った。

その結果、令和6(2024)年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者48社のうち、問題が認められた19社に対して問題点を通知するとともに、銀証間における不適切な顧客情報の共有等が認められた事案など、重大な法令違反が認められた4社について、行政処分勧告を行った。

<主な勧告事案>

業者名 (検査を行った財務局等)	事案の概要
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) モルガン・スタンレーMUFG証券(株) (株)三菱UFJ銀行 ※登録金融機関 (勧告日:R6.6.14)	各社は、法人顧客にかかる非公開情報について、顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、銀証間で不適切な情報の授受を繰り返し行った。一部に関しては、三菱UFJ銀行の専務執行役員自らも三菱UFJモルガン・スタンレー証券の副社長に情報提供し、当該情報を受領した同副社長は、モルガン・スタンレーMUFG証券と共に当該情報を利用して顧客勧誘を行った。 また、上記のほか、各社において社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も認められた。 更に、三菱UFJ銀行は、銀行による有価証券関連業(引受業務)が禁止されているにもかかわらず、融資契約と抱き合わせるなどして、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受幹事シェアに関する交渉を繰り返し行い、三菱UFJモルガン・スタンレー証券においては、三菱UFJ銀行が当該交渉を行っていることを把握していたにもかかわらず、この状況を看過・助長したうえで金融商品取引契約を締結した。

立花証券(株)(関東) (勧告日: R7.3.28)	当社は、高齢顧客に対する国内株式取引の勧誘に関し、手数料獲得を目的として、売却銘柄の損益に関して虚偽のことを告げる行為等を繰り返し行っていた。また、令和5年に行われた自主規制機関の検査において、不適切な投資勧誘について指摘を受けていたにもかかわらず、引き続き、手数料獲得を優先して同様の不適切な投資勧誘行為を繰り返し行っていた。 上記の不適正な投資勧誘行為を繰り返していたことにより、顧客の過大な取引に繋がり、その結果としてこれら顧客に過度な手数料を負担させている状況となっていた。
-------------------------------	---

(2) 投資運用業者

投資運用業者については、顧客に対する忠実義務・善管注意義務を実現するために、運用の実態把握、運用管理態勢(外部委託運用に対するものを含む)、利益相反管理態勢(取引の妥当性を事後的に検証できる態勢となっているかを含む)の整備状況等について検証を行った。

その結果、令和6(2024)年度に検査が終了した9社のうち、問題が認められた3社に対して、問題点を通知した。

(3) 第二種金融商品取引業者

貸付型ファンドの販売業者を含む第二種金融商品取引業者については、高利回りを掲げるファンドや出資対象事業の実在性等に着目したモニタリングを行うとともに、投資者等から寄せられた情報の分析を通じて、リスクが高いと考えられる業者に対して検査を実施した。

その結果、令和6(2024)年度に検査が終了した10社のうち、問題が認められた7社に対して、問題点を通知した。

(4) 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、虚偽の説明による勧誘行為・広告などを行っていないか、主要株主・経営体制が変更された業者の内部管理態勢等に関しモニタリングを行い、リスクが高いと考えられる先に対して検査を実施した。

その結果、令和6(2024)年度に検査が終了した7社のうち、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等、重大な法令違反が認められた2社について、行政処分勧告を行った。

<主な勧告事案>

業者名 (検査を行った財務局等)	事案の概要
(株)エフ・ポート(四国) (勧告日:R6.6.18)	当社は、顧客に対し、当社助言者が億円単位での取引実績や1億円以上の利益を上げた事実はないにもかかわらず「現役億トレーダー」であること、実際に助言した事実がない銘柄にもかかわらず短期急騰株の的中実績銘柄であること、過去の助言どおりに取引した場合の最大損失率は46.2%であるにもかかわらず12%であることを告げるなどして、投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。 また、当社のコンプライアンス責任者は、当社の運営に積極的に関与せず、内部管理責任者を含む当社役職員は実質的支配者に言われるがまま業務を行っているなど、当社は、法令違反行為や不適切な業務運営をけん制・抑止する態勢となっていない状況となっていた。

(5) 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

無登録業者等による投資者被害拡大を防止するため、金融庁、各財務局等及び捜査当局等と連携し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用するとともに、必要に応じて無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、厳正に対処した。

<申立て事案>

被申立人 (申立てを行った裁判所)	申立ての概要
Global Investment Lab株式会社(グローバルインベストメントラボ社)及びその役員等3名 申立日:R6.6.25 発令日:R6.10.31 (東京地裁)	当社らは、金銭問題に関する勉強会、SNS、有志の交流会、知人からの紹介等を通じて、資産運用に興味をもっている一般投資家に対して、無登録で外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行っていた。 これにより、当社らは、平成27年3月から令和6年5月までの間に、約1万9,900名の一般投資家に対し、合計約806億円の出資をさせていた。

3. 今後の課題

(1) 証券モニタリングの強化

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約8,800となっており、その規模や業務内容等は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意識・態勢が十分でない業者も存在しており、こうした金商業者等に対して、効果的・効率的な証券モニタリングを行う必要がある。

そのため、リスクベースで検査対象先を選定する取組みを継続するほか、必要に応じて検証項目を絞り込んだ検査を実施する等、機動的かつ積極的に検査を行うことにより、金商業者等の課題・問題点を早期に発見していくような証券モニタリングの強化を更に図っていく。

(2) フィードバックの充実

検査においては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することで、検査対象先が実効性のある再発防止策を策定する一助となるようなフィードバックを行っていく。

また、検査の結果について、業界横断的に認められた課題やベストプラクティスなど、各金商業者等の適切な業務運営の確保に資するようなフィードバックに取り組んでいく。

無登録で投資商品の勧誘等を行う者にご用心！

《投資者へのメッセージ①》

1. 無登録で投資商品の勧誘等を行う者（無登録金商業者）とは

国の登録を受けずに、以下のような行為を行うことは**違法**（金商法違反）です。

- 出資すれば、事業による収益によって毎月配当金が支払われるなどと勧誘し、出資契約の締結や斡旋を行うこと
- 海外業者が販売する投資商品の取得を勧誘し、当該契約締結の斡旋を行うこと
- 株価上昇が見込まれる銘柄を教える等として、報酬を受け取って投資助言を行うこと
- 海外業者が日本居住顧客とFX取引を行うことや、FX取引を媒介すること
- 海外業者が日本居住顧客から委託を受けて資産運用を行うこと（※海外拠点での実施不可）、多数の日本居住顧客から出資を受けた組合型ファンドを運用すること 等

⇒ これらを業として行うには、金商法に基づく国の**登録が必要**です。

投資者の皆様におかれましては、実際に投資する前に、当該業者の登録の有無等を金融庁のウェブサイトで事前に確認するなどして、様々な観点から十分に検討を行うことが重要です。なお、登録金商業者の類似商号等の使用は法令で禁止されています。

2. 無登録金商業者による投資者被害について

詐欺的事案による投資者被害や、無登録金商業者とのトラブルが多発しています。

※ 無登録金商業者には、金商法上の監督権限が及ばず、行政処分が行えません。

- LINEやInstagram、X（旧Twitter）といったSNS等で知り合った相手から海外当局に登録のあるFX業者を勧められ、個人名義の銀行口座に送金し、FX取引をしたところ、利益が出たのに出金には税金を払う必要があるとして出金に応じてもらえず、そのうち連絡も取れなくなった。
- SNS上で著名人を騙る広告をみて、おすすめされていた投資を行ったところ、利益は出たのに、出金を求めると「マネーローンダリングで審査が入ったため、正当な取引であることを証明するために追加入金が必要」などと出金に応じてもらえず、そのうち連絡も取れなくなった。
- 付き合いのある友人から、必ず儲かる取引のノウハウが記録されているUSBメモリーを高額で購入し、勧められた海外の無登録金商業者と取引したが、多額の損失が発生した。
- 成功体験を語ったブログやSNSの投稿を見て興味を持ち、海外業者とバイナリーオプション取引を開始したが、利益が出ているはずなのに、出金を求めても応じてもらえない。

実際は（ほとんど）事業を実施していないのに、元本や利益を保証する等と勧誘する詐欺的業者が多く、投資者被害が多数発生しています。

他の投資者の出資金を原資として、元本や配当を支払う自転車操業を繰り返しているのに、事業・運用を実施しているように**見せかけている**ことがあります。**一度や二度の利益配当があったとしても仮装である可能性があり、注意が必要**です。

3 不公正取引の調査(課徴金勧告)

1. 取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、金商法に基づく調査を行うものである。

市場を取り巻く状況の変化に対応した機動的な市場監視が求められる中、課徴金納付命令勧告を視野に入れた、迅速かつ効率的な調査を行うこと等により、違反行為を抑止し、市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的としている。

2. 令和6(2024)年度の勧告事案概要

証券監視委においては、課徴金制度を積極的に活用し、不公正取引に対する調査を迅速かつ効率的に実施しており、令和6(2024)年度においては、計14件(内部者取引12件、相場操縦1件、風説の流布1件)の勧告を行った。

(1) 内部者取引

令和6(2024)年度における内部者取引に関する課徴金納付命令勧告件数は12件であった。このうちクロスボーダー事案は1件であった(図3-1参照)。

① 内部者取引を行った違反行為者(10名)について

属性を見ると、会社関係者等が1名(10.0%)、会社関係者等から重要事実等の伝達を受けた第一次情報受領者が9名(90.0%)となっている。

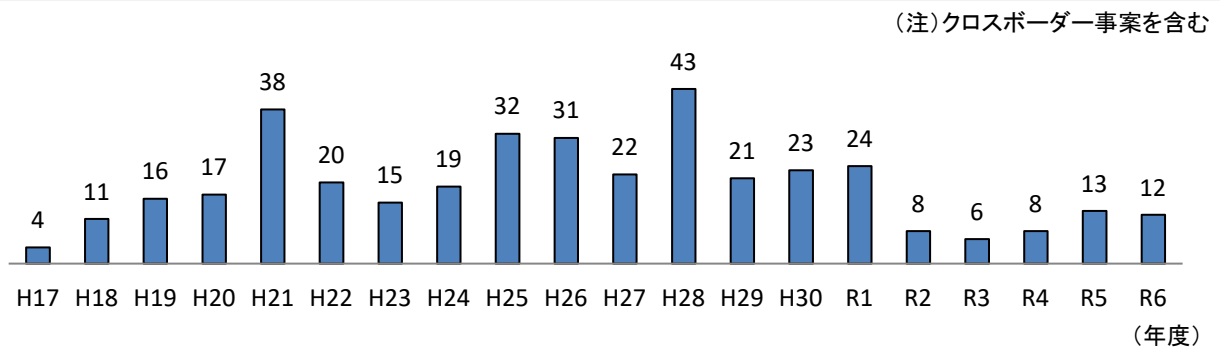
なお、会社関係者等の1名は、上場会社の役員である。また、第一次情報受領者の9名は、取引先が2名、情報伝達者の親族が1名、友人・同僚が2名、その他が4名となっている(図3-2参照)。

② 情報伝達・取引推奨を行った違反行為者(2名)について

上場会社との契約締結交渉者の社員が、利益を得させる目的をもって、知人に情報伝達を行った規制違反行為が認められた。

また、上場会社との契約締結交渉者が、利益を得させる目的をもって、知人2名に株式の買付けを推奨した規制違反行為が認められた。

(図3-1) 内部者取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移



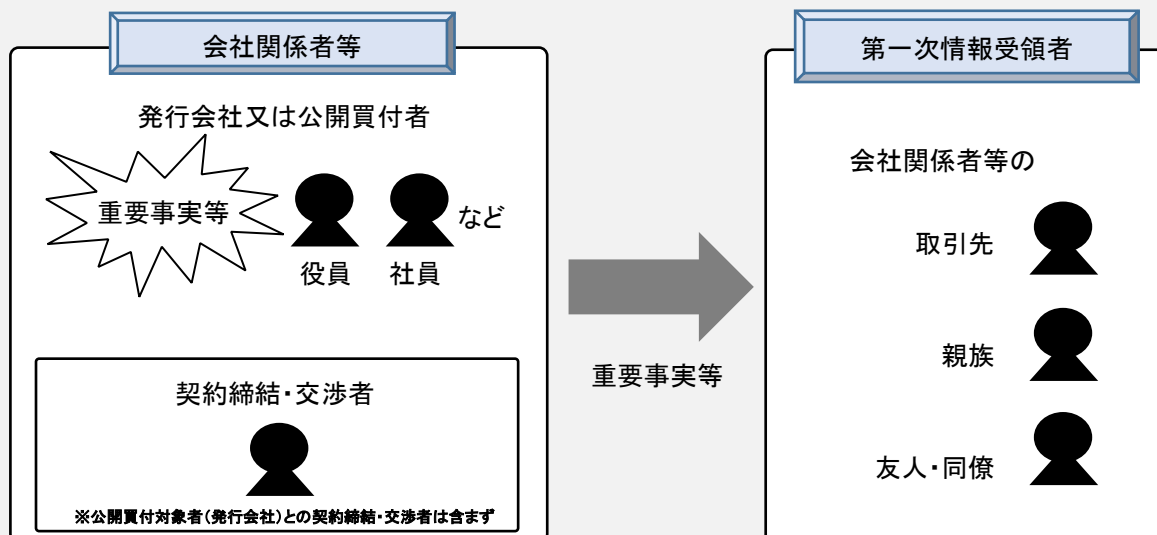
(図3-2) 内部者取引を行った違反行為者の属性

会社関係者等			第一次情報受領者				
累計※	役員 (19名) 5.3%	社員 (72名) 20.1%	契約締結者等 (57名) 15.9%	取引先 (55名) 15.3%	親族 (25名) 7.0%	友人・同僚 (87名) 24.2%	その他 (41名) 11.4%
	発行会社 (3名) 0.8%						

※H17. 4(課徴金制度導入時)から R7. 3 までの累計

会社関係者等			第一次情報受領者		
令和6年度	役員 (1名) 10.0%	取引先 (2名) 20.0%	親族 (1名) 10.0%	友人・同僚 (2名) 20.0%	その他 (4名) 40.0%

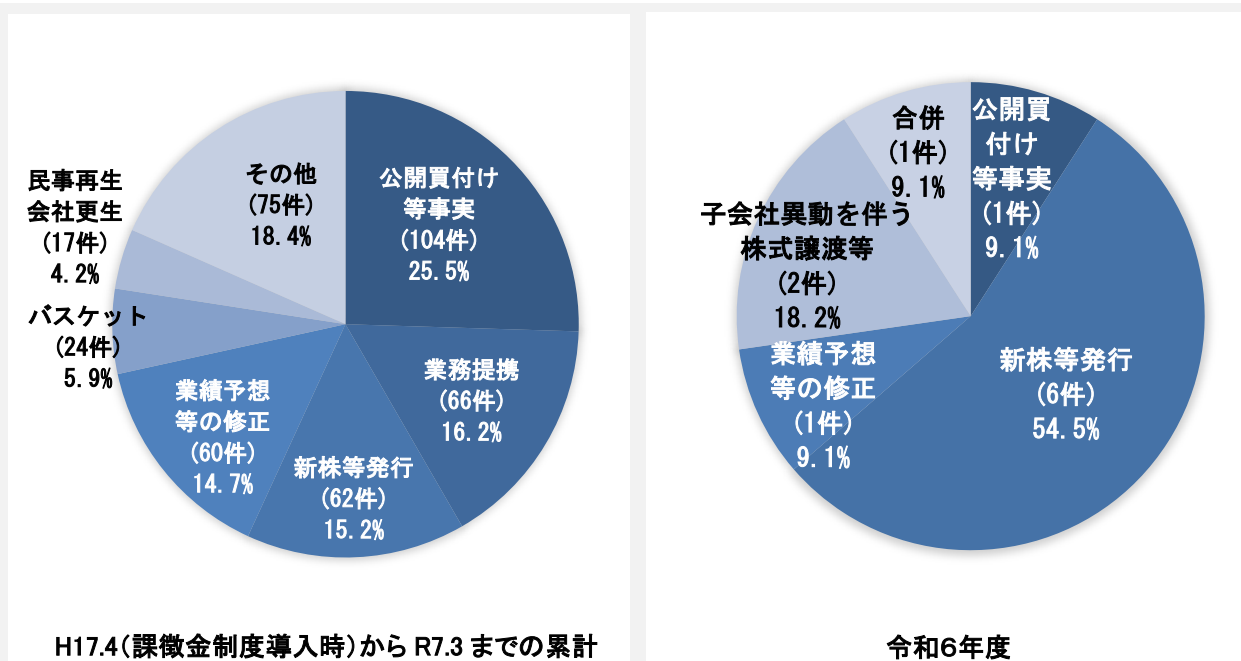
(参考)違反行為者の属性(簡略図)



令和6(2024)年度の勧告件数12件における重要事実等11件を分類すると、新株等発行が6件(54.5%)、子会社異動を伴う株式譲渡等が2件(18.2%)、合併が1件(9.1%)、公開買付け等事実が1件(9.1%)、業績予想等の修正が1件(9.1%)となり、新株等発行の割合が多くなっている(図3-3参照)。

一般的には、公開買付け等事実など、社外の様々な関係者との契約締結・交渉を伴う場合は、重要事実等の決定から公表までの期間が長期化する傾向があるため、より一層の情報管理が必要である。

(図3-3) 重要事実等別の構成割合



※取引推奨規制違反は本表に計上。他方、情報伝達規制違反については、情報伝達を受けた者が行った内部者取引の勧告件数に含めて計上。

内部者取引の調査対象となった上場会社においては、内部者取引防止規程が設けられているにもかかわらず、社内における理解が十分でない上場会社や、取引推奨規制についての記載がない上場会社も依然として確認された。

<主な勧告事案>

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
【内部者取引】 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの役員から、同人が職務に関し知った重要事実の伝達を受けた者が、公表前に買い付けた。	R6.9.13 35万円	・重要事実等の情報管理に関して特に注意することが求められる上場企業の役員が、安易に重要事実を知人に伝達。
【取引推奨・内部者取引】 株式会社アルファクス・フード・システムとの契約締結交渉者が、契約の締結の交渉に関し重要事実を知り、公表前に株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、知人2名に買付けを推奨したほか、同契約締結交渉者及び同社役員から重要事実の伝達を受けた者4名が、公表前に買い付けた。	R6.10.25 (A)362万円 (B)355万円 (C)775万円 (D)2万円 (E)17万円	・1事案で5名もの課徴金納付命令対象者がおり、その中には、法令遵守に関して高い規範意識を持つべき弁護士が含まれている。 ・課徴金額が少額の者(2万円、17万円)についても勧告

(2) 相場操縦

令和6(2024)年度における相場操縦に関する課徴金納付命令勧告件数は1件であり、国債先物の注文を自己に有利な価格で約定させるため、見せ玉取引を行う規制違反行為が認められた。

<主な勧告事案>

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
野村證券株式会社のトレーダーが、長期国債先物(大阪取引所上場)について、重層的な発注とその取消しによる見せ玉により相場操縦を行った。	R6.9.25 2,176万円	・長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金勧告事例は5件目 ・買付けと売付けの両局面において重層的な発注とその取消しによる見せ玉を利用

(3) 風説の流布

風説の流布とは、合理的根拠を有しない情報を不特定多数の者へ伝達される可能性がある状態に置くことをいう。令和6(2024)年度においては、初めて、風説の流布(金商法第158条)を適用して課徴金納付命令を勧告した。

本件は、個人投資家が、インターネット上の金融情報サイト内の電子掲示板に合理的根拠のない情報を投稿し、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、これにより、特定銘柄の株式の価格を上昇させ、もって有価証券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、当該風説の流布により有価証券の価格に影響を与えたものである。

<主な勧告事案>

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
個人投資家が、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式の価格を上昇させ、もって有価証券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、当該風説の流布により有価証券の価格に影響を与えた。	R6.7.26 209万円	・風説の流布(金商法第158条)を適用した初の課徴金勧告事案

3. 今後の課題

(1) 適切な法令適用

内部者取引事案においては、上場会社との契約締結交渉者から、重要事実等の伝達や取引推奨を受けた者により取引が行われた事案が認められた。利益を得させる等の目的をもって重要事実等を伝達又は取引を推奨した場合は、伝達した本人自身が売買をしていなくても、情報伝達・取引推奨規制違反となる。こうした会社関係者等による情報伝達や取引推奨行為についても、引き続き適切に法令適用していく。

また、相場操縦事案においては、証券会社による見せ玉の手法を用いた取引が認められた。証券監視委は、今後とも、自主規制機関等との連携により、現物取引であるか市場デリバティブ取引であるかを問わず、証券市場における違反行為が認められた場合には、引き続き適切に法令適用していく。

(2) クロスボーダー取引への対応

クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対しては、証券監督者国際機構(以下「IOSCO⁵」という。)において策定された協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書(以下「MMoU⁶」という。)を活用した海外当局との連携や、海外当局との幅広い情報・意見交換等を通じ、効果的・効率的な実態解明に取り組んでいく。

(3) 情報発信の充実

市場規律強化に向けた取組みとして、勧告後の適切な情報発信(ウェブサイト掲載・記者への説明・「市場へのメッセージ⁷」等)、各種の講演や寄稿、課徴金事例集の公表を行っている。今後も、国内外への情報発信の充実に積極的に取り組み、勧告事案を分かりやすく伝える⁸。

また、投資者や会社関係者等へのメッセージとして、自身の内部者取引だけではなく、情報伝達・取引推奨行為も金商法違反となることについても、様々な機会を活用し情報発信する。こうした取組みにより、不公正取引の再発防止・未然防止につなげていく。

(4) デジタルフォレンジック技術の向上

事案の全体像を正確に把握するためにも、不公正取引の調査においては、調査対象者が保有している電子機器等のデータ保全が欠かせない。デジタル化の進展によるSNS等の情報伝達手段の多様化やデータの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上に取り組んでいく。

⁵ International Organization of Securities Commissions

⁶ Multilateral Memorandum of Understanding Concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information

⁷ 平成 31(2019)年4月から、「証券監視委メールマガジン」を「市場へのメッセージ」としてリニューアル。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>

⁸ このほか、金融庁及び証券監視委においては、一般の方々が安心して公正な株式投資等を行うことができるよう、「インサイダー取引規制に関するQ&A」を公表している。

取引推奨規制を知っていますか？

～インサイダー情報自体を伝えなくても、 当該情報に基づく取引推奨行為は違反です！～

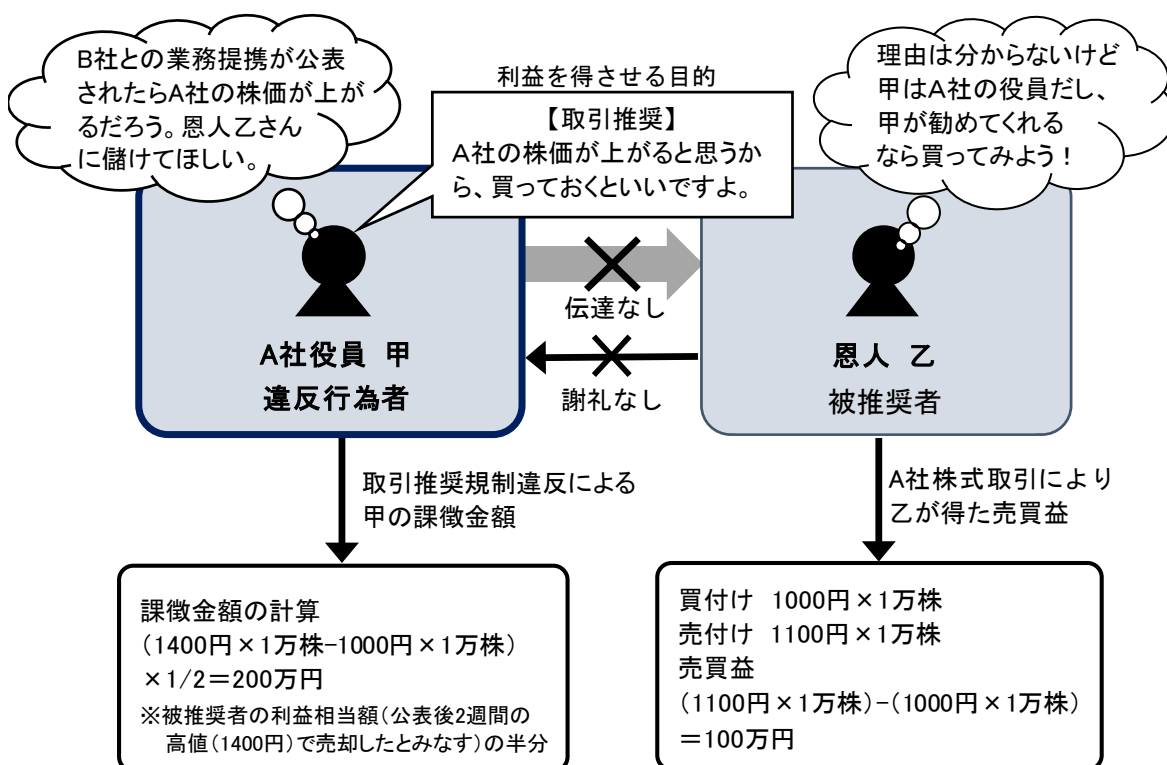
《会社関係者・公開買付者等関係者へのメッセージ》

情報伝達・取引推奨規制が導入された平成26(2014)年4月以降、同規制違反について、これまでに33件の勧告を行っています。令和6(2024)年度は、情報伝達規制違反1件、取引推奨規制違反1件の勧告を行いました。

会社関係者や公開買付者等関係者は、インサイダー情報(重要事実、公開買付け等事実)を伝えなくても、利益を得させる目的又は損失を回避させる目的をもって取引を推奨すれば、取引推奨規制違反となります。

上場会社の多くは、内部者(インサイダー)取引防止規程を定めており、その中で、職務上不要なインサイダー情報の伝達禁止については記載されていますが、取引推奨規制についての記載がない会社も見受けられます。

上場会社の皆様におかれては、インサイダー情報を伝達しない取引推奨行為についても、課徴金納付命令の対象であることについて、社内規定に記載の上改めて社内に周知するなど、未然防止に取り組んでいただきたいと思います。



インターネット上の投稿や書き込みによる 風説の流布も見逃しません！

～風説の流布（金商法第158条）を適用した初の課徴金勧告～ 《市場参加者へのメッセージ》

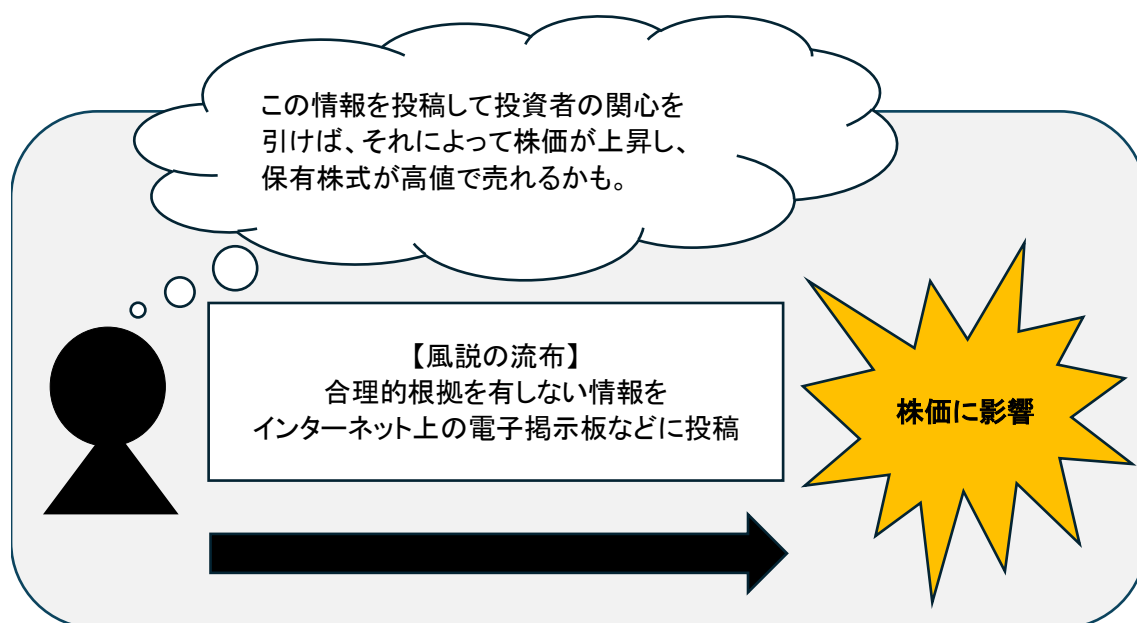
令和6(2024)年度において、証券監視委は、風説の流布(金商法第158条)を適用した初の課徴金勧告を行いました。

風説の流布とは、合理的根拠を有しない情報を不特定多数の者へ伝達される可能性がある状態に置くことをいうとされています(この情報が虚偽であるか結果的に真実であるかを問わず、「合理的根拠がないまま」に流布することが違法とされています)。

インターネット上の電子掲示板を利用して風説を流布する行為は、情報が瞬時に多数の投資者に伝播するといった性質を利用した現代型の違反行為といえ、また、風説の流布によって相場の変動を図る行為は、相場操縦とは異なり、自らの資金を使うことなく、他人に資金を使わせることで相場の変動を図るという点で狡猾な違反行為といえます。

本件違反行為を勧告することにより、相場操縦や内部者取引だけでなく、インターネット上の投稿や書き込みによる風説の流布も見逃さないという強いメッセージを市場に知らしめることができ、また、合理的根拠のない情報で市場や投資者を混乱させることを防止していきたいと考えています。

証券監視委では、今後も非定型・新類型の事案等についての的確に調査を実施し、違反行為が認められた場合には、引き続き厳正に対処していきます。

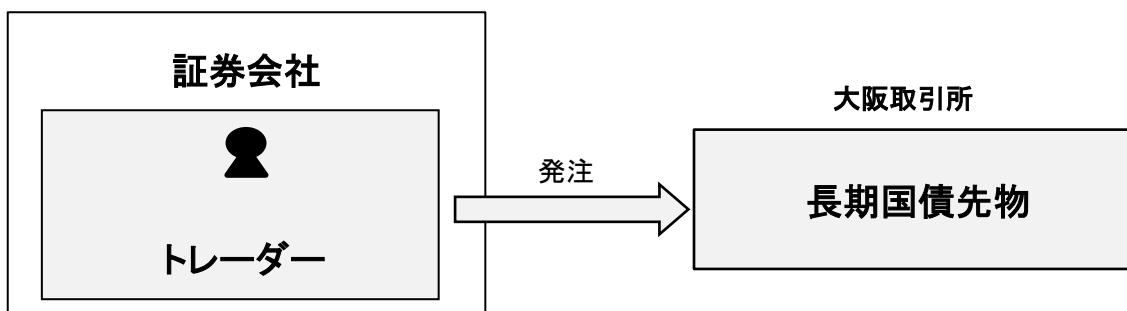


機関投資家等によるデリバティブ取引も適切に監視しています！

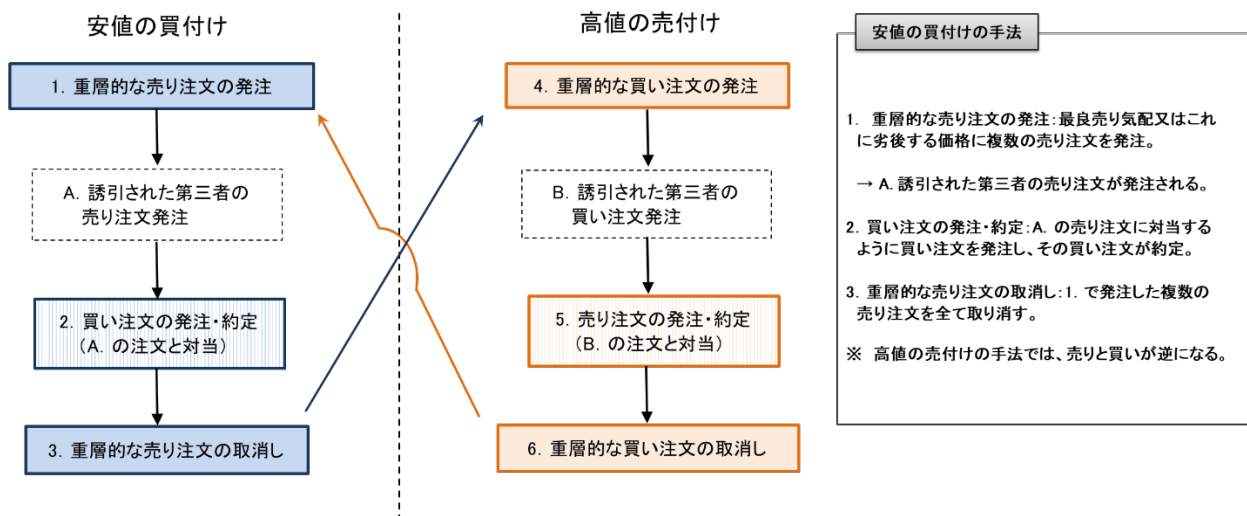
～市場のゲートキーパーによる相場操縦～

《機関投資家等へのメッセージ》

令和6(2024)年度において、証券監視委は、証券会社のトレーダーが大阪取引所に上場されていた長期国債先物について、見せ玉を用いた相場操縦行為を行ったとして課徴金納付命令勧告を行いました。(下図参照)



本件取引形態の一例



この事案は、市場のゲートキーパーとして、市場の公正・透明性の確保に努めなければならない立場にある証券会社が、市場デリバティブ取引で見せ玉を行ったもので、証券会社の信用を失墜させる重大な違反行為であったといえます。証券会社各社をはじめとする機関投資家等プロ投資家においては、金商法等の法令を遵守し、市場のゲートキーパーとしての責務を全うすることを改めて自覚し、自己規律の維持に努めるとともに、内外の市場関係者においても、証券監視委が機関投資家等による市場デリバティブ取引についても適切に監視していることを十分に認識していただきたいと思います。

証券監視委としては、今後も、自主規制機関等との連携により、現物取引であるか市場デリバティブ取引であるかを問わず、また、行為者が機関投資家等であっても監視の目を光らせており、証券市場における違反行為が認められた場合には、引き続き厳正に対処していきます。

4 開示規制違反の検査(課徴金勧告等)

1. 開示検査の目的

金商法における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、適切に投資判断を行うために重要であると考えられる情報を投資者に提供することによって、投資者保護を図ろうとする制度である。具体的には、有価証券の発行者等に対し、その発行者の事業内容、財務内容等の情報を記載した有価証券届出書、有価証券報告書等の提出を義務付けているほか、上場会社の株券の保有割合が5%を超える者に対し、大量保有報告書の提出を義務付けるなどしている。内閣総理大臣がこれらの開示書類を公衆の縦覧に供することによって、これらの情報が投資者に開示されることになる。

このようにして、投資者は、有価証券の発行者等が提出する開示書類の情報に基づいて投資判断を行うことが可能になるが、これらの情報が虚偽である場合や開示されるべき情報が記載されていない場合には、これらの情報に基づいて投資判断を行った投資者は、不測の損害を被るおそれがある。

このため、証券監視委は、開示検査を通じて、開示書類に虚偽記載等がある場合には、投資者に正確な情報が提供されるよう、虚偽記載等のある開示書類の提出者に訂正を求めるとともに、重要な虚偽記載等の開示規制違反を行った有価証券の発行者等に対する課徴金納付命令の勧告を行っている。また、証券監視委では、こうした開示規制違反の再発防止や未然防止のための様々な取組みを行っている。

2. 令和6(2024)年度の開示検査の実績・傾向

令和6(2024)年度は、上場会社等について開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析を行い、開示規制違反が疑われる上場会社等を早期に発見し、効果的・効率的な開示検査を実施した。

こうした活動を通じて、令和6(2024)年度は、令和5(2023)年度からの継続事案も含め、22事案(25件)の開示検査を行い、13事案(16件)について検査を終了した。これらのうち、有価証券報告書等の開示書類に重要な虚偽記載等が認められた11事案(14件)について課徴金納付命令勧告を行った。また、検査を行った各事案において、開示書類における記載内容の訂正が必要と認められた場合には、それらの提出者に対して、開示書類の訂正報告書等の自発的な提出を促したが、1件については、訂正報告書等の提出命令勧告を行った。

さらに、開示検査では、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を促し、再発防止を図っている。その上で、こうした体制の

構築・整備に対して積極性が認められない上場会社については、関係機関(金融商品取引所、会計監査人)等と連携して開示規制違反の再発防止に努めている。

課徴金納付命令勧告事案

<主な勧告事案>

○有価証券報告書等に係る虚偽記載等

納付命令対象者 課徴金額	事案の概要等	不正な会計処理等の背景・原因
ピクセルカンパニー ズ(株) 6億2,984万円 (勧告日:R7.2.21)	・当社の連結子会社は、実態のない前渡金の計上による損失の不計上の不適正な会計処理を行った。 ・当社は、連結財務諸表に以下の注記を行わなかった。 ✓ 当社又は当社の連結子会社と当社の役員等との取引に係る「関連当事者との取引」としての注記 ✓ 当社役員の個人借入の連帯保証に係る「偶発債務(債務保証)」としての注記 ・重要な虚偽記載等があった開示書類の提出日(令和5年2月8日付ほか5通)から遡り5年以内に開示規制違反により課徴金納付命令(平成30年3月19日)を受けていることから、通常の課徴金額の1.5倍に相当する額の課徴金納付命令勧告を受けた初の事案。	・当社役員は、自己の借入金の返済を当社グループの資金で行うために、連結子会社から資金を支出させており、当社グループの財産に損害を与えただけでなく、自己の利益のために不正やその隠蔽を行っており、法令遵守意識が欠如していた。 ・取締役会や監査役による牽制が機能していなかった。

納付命令対象者 課徴金額	事案の概要等	不正な会計処理等の背景・原因
(株)アクアライン 4,206万円 (勧告日:R7.3.4)	・当社は、投資有価証券評価損の不計上及び暗号資産の過大計上等の不適正な会計処理を行った。	・当社は、代表取締役の意向を過度に忖度し、適切な意見を述べるできない企業風土が醸成されていた。 ・当社の財務・経理部門は、暗号資産転換可能社債等の金融商品を取得するようになったことや自社の業態変更によって、経理業務が複雑になったにもかかわらず、財務・経理部門の社員を増員する等の措置を取らなかったことから、適切な経理処理が行われていなかった。

○大量保有報告書・変更報告書の不提出又は虚偽記載等

納付命令対象者 課徴金額	事案の概要等
(株)シンシア工務店:32 万円 大量保有者A:40 万円 (株)和円商事:26 万円 (勧告日:R6.6.28)	・株式会社三ツ星の株主である違反行為者は、大量保有報告書又は変更報告書を法定提出期限までに提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した。 ・1社の上場会社株式に係る大量保有報告制度違反について、複数の者に対し課徴金納付命令勧告を行った初めての事案。また、大量保有報告書及び変更報告書の不提出について、課徴金納付命令勧告を行った初めての事案。
(株)サカイ:10 万円 (株)サンワ:10 万円 (勧告日:R6.9.10)	・株式会社サカイホールディングスの株主である違反行為者は、大量保有報告書又は変更報告書を法定提出期限までに提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載がある等の変更報告書を提出した。 ・サカイとサンワは、サカイホールディングスに対して株主提案(取締役の選任)を行うこと及びその賛成に関し、共同して株主としての議決権を行使することを合意していたことから、それぞれが共同保有者に該当すると認定した初めての事案。

3. 今後の課題

(1) 有用な情報の収集・分析の充実

開示規制違反の早期発見のため、市場・上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえた開示規制違反リスクに着目し、上場会社等についての有用な情報を収集し、分析を行う。また、開示規制違反の早期是正を図るため、効果的・効率的な開示検査の実施につなげる。

(2) 開示規制違反の再発防止・未然防止への対応

① 経営陣との認識共有

開示規制違反が認められた上場会社等の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を促し、再発防止・未然防止を図る。また、こうした情報開示体制の構築・整備に対して積極性が認められない場合には、必要に応じて、金融商品取引所や会計監査を行っている監査法人等と当該上場会社に関する情報共有を行っていく。

② 情報発信の充実

証券監視委では、開示規制違反の再発防止・未然防止に向けた取組みの一環として、勧告後の情報発信(ウェブサイト掲載・記者への説明等)において、できる限り分かりやすい説明に努めている。また、毎年、開示検査事例集を作成・公表し、検査によって把握された開示規制違反事例等の内容を紹介することにより、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や、会計監査人である公認会計士又は監査法人と上場会社との対話の促進に努めている。今後も、こうした積極的な広報・周知活動を行い、開示規制違反の再発防止・未然防止を図る。

(3) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

過去に勧告した類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等(例えば、大量保有報告書の故意性が疑われる不提出や著しい提出遅延、特定関与行為等)についても、積極的に対応していく。

大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか？

《投資者へのメッセージ②》

金商法に定められている大量保有報告制度は、法人であっても、個人であっても、保有する上場会社の株券の保有割合が5%を超えた場合には「大量保有報告書」を、その割合が1%以上増減した場合には「変更報告書」を提出することを義務付けています。ここでは、(1)大量保有報告制度の概要及び(2)最近の法改正の概要をご紹介します。

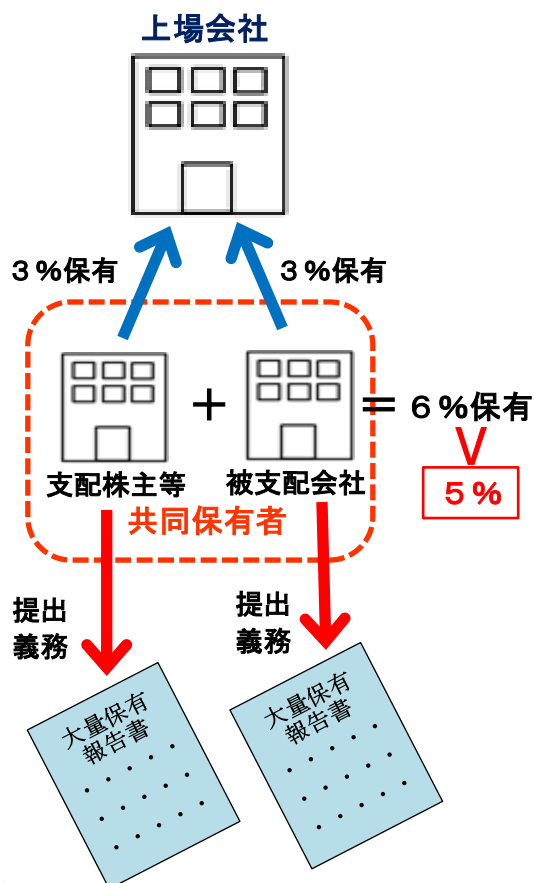
(1)大量保有報告制度の概要

○ 提出義務は誰が負うか？

上場会社等が発行する株券等の保有割合（「株券等保有割合」といいます）が5%超となった「保有者」（法人・個人を問いません）は、原則、その日から5営業日以内に「大量保有報告書」を、その後、株券等保有割合が1%以上増減した場合には、その日から5営業日以内に「変更報告書」を提出しなければなりません。

○ 誰が「保有者」に該当するか？

株券等の「保有者」には、自己の名義をもって株券等を所有する者のみならず、他人（仮設人を含みます）の名義をもって株券等を所有する者が含まれます。したがって、計算の帰属は本人でありながら、取引口座や株券等の名義を他人名義や架空の名義にして実質的に所有している者、名義書換をしておらず前の所有者の名義となっている株券等の所有者等も含まれます。



○ 「株券等保有割合」は「共同保有者」分も含めて計算！

「株券等保有割合」の計算に当たっては、「保有者」の保有株券等の数に「共同保有者」の保有株券等の数を加えて計算しなければなりません。

「共同保有者」は、他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は議決権その他の権利を行使することに合意している者をいいます。また、このような合意をしていなくても、会社の総株主の議決権の50%を超える株式を所有する者（「支配株主等」）と当該会社（「被支配会社」）の関係を有する者（＝親子会社）、支配株主等と同じくする被支配会社同士の関係を有する者（＝兄弟会社）等も、「共同保有者」に含まれます（いわゆる「みなし共同保有者」です）。

(2) 最近の法令改正の概要

令和5(2023)年12月25日に公表された金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告においては、大量保有報告制度の課題として、投資家には企業との対話が求められる中、協働エンゲージメント※の積極的活用により、対話の実効性を高めることが考えられるところ、「共同保有者」の範囲が法令上不明確であることがその支障となっているとの指摘があるとされています。こうした指摘等を踏まえ、企業と投資家との間の建設的な対話の促進によって、中長期的な企業価値の向上を促すため、大量保有報告制度に係る金商法の改正が行われました(令和6(2024)年5月15日成立(同月22日公布)。公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)。

※ 複数の投資家が協調して個別の投資先企業に対し特定のテーマについて対話を行うことです。

(法改正の概要)

✓ 保有割合の合算対象となる「共同保有者」の範囲を明確化

企業支配権等に関しない機関投資家間の継続的でない合意を適用除外として明記し、複数の投資家が「経営に重大な影響を与えるような合意」を行わない※限り、「共同保有者」に該当しないことを明確化しました。

※ 配当方針や資本政策の変更といった、企業支配権に直接関係しない提案を共同して行う場合等を想定しています。

なお、金融庁では、上記の法改正に係る内閣府令の改正において、複数の投資家による潜脱的な報告書不提出などの市場の公正性を脅かしかねない事例に適切に対応すべく、役員兼任関係や資金提供関係など、一定の外形的事実がある場合に「共同保有者」とみなす規定の整備を検討し、令和7(2025)年3月14日には、当該みなし共同保有者の範囲の見直しに係る内閣府令の改正案を含む「令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」(パブリック・コメント)が公表されています。

※ 同パブリック・コメントの詳細は、金融庁ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250314/20250314.html>



内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？

《上場会社へのメッセージ①》

近時の開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められた事例では、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や内部統制・内部管理体制の機能不全など、以下のような背景・原因が認められています。

- 経営トップ主導のコンプライアンスを無視した業績至上主義の企業風土がまん延していたこと
- 代表取締役の権限が強く、周囲の人物が逆らえないことから、取締役会による代表取締役への監督が機能していなかったこと
- 取締役会等に出席しているものの、適切な指摘や質問を行っていないなど、監査役や社外監査役が機能不全だったこと
- 内部統制に多くの不備があったが、取締役及び取締役会は具体的な対策を講じておらず、取締役会のガバナンス機能が十分に機能していなかったこと
- 長年に渡り、一人の担当者に特定の顧客を担当させており、経理部門の組織及び人員体制が脆弱であったことから経理部門の監督が不十分であったこと
- 内部監査担当者が他部門と兼任していたり、内部監査規程が明確に規定されていないなど、内部統制、内部監査が機能不全であったこと
- 経理部門に会計処理の詳しい知見を有する者がいない中、経営幹部の会計基準等への理解不足により不適正な会計処理に至ったこと
- 会計監査人に会計処理の基礎となる十分な情報伝達がされていなかったこと

これらのことから、開示規制違反の再発防止・未然防止には、上場会社における適正な情報開示を行うための体制整備が必要であると考えられます。

また、我が国の内部統制報告制度においては、経営者による内部統制の評価範囲の外で開示すべき重要な不備が明らかになる事例が見受けられるなど、同制度の実効性に関する懸念が指摘されていることや、不正に関するリスクへの対応の強調等が行われた国際的な内部統制の議論の進展を踏まえ、令和5(2023)年4月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が改訂され、令和6(2024)年4月以後開始する事業年度から適用されました。

こうした状況を踏まえ、経営陣を含めた上場会社の皆様におかれましては、コンプライアンス意識を高く持っていただくことや、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただくことが必要です。また、監査役等の皆様におかれましては、独立した立場から取締役等の業務執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

さらに、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人との十分なコミュニケーションや、投資者と投資先である上場会社との建設的な対話が活発に行われることがより重要になってきているものと考えられます。



非財務情報の重要性が増してきています！

《上場会社へのメッセージ②》

有価証券報告書における財務情報及び非財務情報は、いずれも、投資者にとって適切な投資判断を行うことを可能とする重要な情報であるとともに、企業にとっても、投資者との建設的な対話の促進を通じて、経営の質を高め、持続的に企業価値を向上させることにつながる重要な情報であると考えられます。特に非財務情報については、財務情報を補完し、企業と投資者との対話の基盤として重要性を増してきており、これまでも非財務情報の開示の充実化に向けた取組みが進められてきました。

○ 非財務情報とはどんな情報？

非財務情報は、一般に、法定開示書類(有価証券報告書等)において提供される情報のうち、金商法第193条の2が規定する「財務計算に関する書類」において提供される財務情報以外の情報を指します。具体例としては、以下の記載項目等があります。

有価証券報告書における非財務情報の記載項目

- ✓ 第1 企業の概況【従業員の状況など】
- ✓ 第2 事業の状況【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組など】
- ✓ 第3 設備の状況【設備投資等の概要など】
- ✓ 第4 提出会社の状況【コーポレート・ガバナンスの状況等など】

こうした中、更なる非財務情報の開示の充実を促すため、サステナビリティ情報の「記載欄」の新設などが盛り込まれた改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」が令和5(2023)年1月に施行されました(同年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用)。

○ 非財務情報の開示規制違反にも目を光らせています！

このように、非財務情報は、資本市場にとって極めて重要な情報であり、虚偽記載等を行うことは許されるものではありません※。

このため、証券監視委では、投資者に正確な情報が提供されるよう、非財務情報を含め、開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析、開示検査を実施していきます。

※ ただし、令和5(2023)年1月に「企業内容等開示ガイドライン」が改正され、有価証券報告書等に記載した将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券報告書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないこと等が明確化されています。

5 犯則事件の調査(告発)

1. 犯則調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる市場を維持していくためには、重大で悪質な不公正取引等に対して厳正に対応することにより、市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。金融商品取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4(1992)年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限⁹として犯則事件の調査権限が付与された。現在では、金融サービス仲介業を規制する金サ法及び国際的なマネー・ローンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている¹⁰。

2. 令和6(2024)年度の告発事案概要

証券監視委では、金融取引がますますグローバル化・複雑化・高度化する中で、機動的に発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っており、令和6(2024)年度においては、計7件の告発を行った。これらの中には、金融庁職員や東京証券取引所社員のように市場を監督する立場にある者、公認会計士や金融機関職員のように金融市場に関するルールを率先して守るべき立場の者が行った内部者取引事件が見られる。

事 件 名	告発年月日	告 発 先
Abalance(株)株券に係る内部者取引事件	R6.6.4	東京地方検察庁 検察官
金融庁職員による内部者取引事件	R6.12.23	東京地方検察庁 検察官
東京証券取引所社員が関与した内部者取引事件	R6.12.23	東京地方検察庁 検察官
(株)ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件(1)	R7.1.29	札幌地方検察庁 検察官
(株)ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件(2)	R7.1.29	札幌地方検察庁 検察官
(株)オウケイウェイヴ株券に係る内部者取引事件	R7.3.11	東京地方検察庁 検察官
信託銀行社員による内部者取引事件	R7.3.24	東京地方検察庁 検察官

⁹ 金商法第210条

¹⁰ 金サ法第161条及び犯収法第32条

3. 令和6(2024)年度の告発事案

(1) Abalance(株)株券に係る内部者取引事件の告発について

証券監視委は、令和6(2024)年6月4日、金商法違反(内部者取引)の嫌疑で、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、Abalance(株)の執行役員(IR広報室長兼経営企画室長)であった犯則嫌疑者が、子会社の業務執行を決定する機関が固定資産の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実を職務に関し知り、その公表前である令和5(2023)年1月下旬頃、同社株券を買い付けたという上場企業のIR担当執行役員による内部者取引の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められたことから、告発したものである。

(2) 金融庁職員による内部者取引事件の告発について

証券監視委は、令和6(2024)年12月23日、金商法違反(内部者取引)の嫌疑で、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、金融庁企画市場局企業開示課課長補佐であった犯則嫌疑者が、その職務上の権限の行使に関し、①三益半導体工業(株)の株券、②日本ハウズイング(株)の株券、③ヘリオステクノホールディング(株)の株券、④(株)きずなホールディングスの株券、⑤APAMAN(株)の株券、⑥理研コランダム(株)の株券、⑦(株)JTOWERの株券、⑧日本出版貿易(株)の株券、⑨(株)KHCの株券及び⑩エッジテクノロジー(株)の株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知り、令和6(2024)年4月中旬から同年9月上旬までの間、いずれも、その公表前に、自己名義で、同株券をそれぞれ買い付けたもの。市場を監督する立場にある金融庁職員が行った証券取引の公正を害する内部者取引の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められたことから、告発したものである。

(3) 東京証券取引所社員が関与した内部者取引事件の告発について

証券監視委は、令和6(2024)年12月23日、金商法違反(内部者取引、情報伝達)の嫌疑で、犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、東京証券取引所上場部開示業務室の従業員として勤務していた犯則嫌疑者Aが、上場会社との株券上場契約の履行等に関し、いずれも東京証券取引所に株券を上場していた①(株)ローソンの株券、②(株)リソー教育の株券及び③(株)ジャステックの株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知り、あらかじめ同銘柄の株券を買い付けさせて利益を得させる

目的をもって、実父である犯則嫌疑者Bに対し、各公開買付けの実施に関する事実を伝達し、伝達を受けたBが、令和6(2024)年1月下旬から同年4月上旬までの間、いずれも、その公表前に、B名義で、同株券をそれぞれ買い付けたもの。証券市場の公正性・信頼性を守るべき東京証券取引所の社員が関与した内部者取引等の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められたことから、告発したものである。

(4) (株)ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件(1)(2)の告発について

証券監視委は、令和7(2025)年1月29日、金商法違反(内部者取引、情報伝達)の嫌疑で、犯則嫌疑者2名を札幌地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、(1)(株)ワイエスフーズ(以下「ワイエスフーズ」という。)の代表取締役である犯則嫌疑者Aが、(株)ヨシムラ・フード・ホールディングス(以下「ヨシムラ・フード・ホールディングス」という。)との株式譲渡契約の締結又は交渉に関し、子会社の異動を伴うワイエスフーズの株券取得についての決定をした旨の重要事実を知り、その公表前である令和5(2023)年5月下旬頃、自己名義で、ヨシムラ・フード・ホールディングス株券を買い付けるとともに、知人3名に対し、当該重要事実を伝達し、当該知人らにて、その公表前である同年6月中旬頃から同年8月下旬頃までの間に、それぞれヨシムラ・フード・ホールディングス株券を買い付け、(2)ヨシムラ・フード・ホールディングスの子会社役員である犯則嫌疑者Bが、ヨシムラ・フード・ホールディングスとの契約の履行に関し、子会社の異動を伴うワイエスフーズの株券取得についての決定をした旨の重要事実を知り、その公表前である同年5月下旬頃から同年8月下旬頃までの間に、自己名義で、ヨシムラ・フード・ホールディングス株券を買い付けたという内部者取引及び情報伝達の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められたことから、告発したものである。

(5) (株)オウケイウェイヴ株券に係る内部者取引事件の告発について

証券監視委は、令和7(2025)年3月11日、金商法違反(内部者取引)の嫌疑で、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、コンサルティング会社の代表取締役であり公認会計士の犯則嫌疑者が、(株)オウケイウェイヴ(以下「オウケイウェイヴ」という。)と締結していた財務アドバイザリー契約の履行に関し、同社の資金運用委託先に対する預託金及びその運用益の払戻請求権について債務の不履行のおそれが生じた旨の重要事実を知り、損失を回避しようと考え、その公表前である令和4(2022)年4月中旬頃、海外法人2社名義のオウケイウェイヴ株券を売り付けたもの。金融

市場に関するルールを率先して守るべき公認会計士が行った内部者取引の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められたことから、告発したものである。

(6) 信託銀行社員による内部者取引事件の告発について

証券監視委は、令和7(2025)年3月24日、金商法違反(内部者取引)の嫌疑で、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、信託銀行に勤務し、証券代行部門の管理職として、顧客等の上場会社等に係るインサイダー情報の内部管理業務等に従事していた犯則嫌疑者が、①(株)カッシーナ・イクスシーの株券、②(株)サンウッドの株券及び③(株)JTOWERの株券に対する公開買付けの実施に関する事実を職務に関して知り、いずれもその公表前に、同株券をそれぞれ買い付けたもの。金融市場に関するルールを率先して守るべき金融機関職員が行った内部者取引の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められたことから、告発したものである。

4. 今後の課題

証券監視委は、重大で悪質な不公正取引等について、犯則調査の権限を適切に行使し、捜査当局等関係機関とも連携の上、刑事告発を行う等、厳正に対応している。その際、内部者取引や相場操縦等の比較的類型化しやすい不正行為への対応はもちろんのこと、非定型・新類型の事案を含め、多様な形態の証券不正に対して監視の目を向けていくことが重要である。

また、金融取引自体を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応していく必要がある。例えば、近年、デジタル化の進展に伴い、高度な情報通信機器を誰もが容易に利用できるようになり、情報を伝達するツールについても、SNSのような内部者取引等の不公正取引規制を導入した当時には想定されていなかったものが登場している。さらに、市場のグローバル化が進展している中、市場監視における国際的な協調の必要性が高まっている。こうした環境の変化に対応していくため、犯則調査の専門スキルを備えた人材育成・充実を図るとともに、犯則調査に使用する各種ツールの高度化や海外当局を含めた国内外の関係機関との一層の連携強化等にも引き続き力を注ぎ、公正・透明な市場のために取り組んでいく。

6 市場監視を支えるインフラの整備(デジタル技術、人材の活用)

1. 情報通信技術の進展に対する取組み

情報通信技術が急速かつ飛躍的に進展し、市場を取り巻く環境や、人々の働き方も大きく変化している。証券監視委では、こうした市場環境・働き方の変化や、国内外の金融技術の動向、規制当局・法執行機関におけるデジタル化の動向等を踏まえ、デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化の推進やデジタルフォレンジック技術の一層の向上等に向けて取り組んできた。

令和6(2024)年度においては、セキュリティや処理能力の向上等を目指した新たな市場監視システムの設計・開発に着手した。また、デジタルフォレンジックでは、調査・検査において収集した大量の電子データを迅速かつ効率的に分析するため、デジタルフォレンジックに使用するシステムの更改に向けた仕様検討を継続して実施した。

2. デジタル化の一層の推進に向けた今後の課題

(1) 市場監視業務におけるデジタル化の一層の推進に向けた検討

市場を取り巻く環境の変化に対応するため、市場監視業務においても必要なインフラの見直しと整備を行い、業務の高度化・効率化を図る。例えば、膨大な注文・取引データを効率的・効果的に分析するための機能の強化や、SNSやインターネット上の様々なデータから市場における不正の兆候を発見するためのツールの開発など、市場監視業務におけるデジタル化の一層の推進に向けて、具体的な検討を進めていく。

(2) 市場関係者及び海外当局との情報連携の推進

市場監視におけるテクノロジーやデータの活用について、自主規制機関、金融機関等の市場関係者や海外当局と緊密な情報交換を行い、既存インフラについて不断の見直しを行う必要がある。

例えば、自主規制機関や金融機関・IT事業者とも意見交換を行うほか、IOSCO等が開催する国際会議に積極的に参加し、各国のデジタル化への対応について意見交換を行うことで、連携強化を図るといった取組みを進めていく。

(3) デジタルフォレンジックを取り巻く環境への対応

デジタル技術の進展に伴い、調査・検査の対象となるパソコン、スマートフォン、タブレット等の電子機器及びクラウド事業者が提供する各種サービスが多様化・複雑化していることに加えて、飛躍的にデータ量が増加する傾向は継続しており、デジタルフォレンジックを取り巻く環境は常に変化している。

証券監視委では、こうした環境変化に対応するため、デジタルフォレンジックによるデータの保全・解析・分析業務に必要なデジタルフォレンジックツール、情報システムの強化等に取り組んでいる。また、デジタルフォレンジックに対応する職員の技術・経験を向上する機会を確保している。今後も、適切なデジタルフォレンジック業務に必要な機器等の整備とともに、対応する職員の技術の向上を一層進めていく。

3. 人材の活用

(1) 人材育成

証券監視委では、市場監視に係る高度な専門性及び幅広い視点を持った人材を育成するため、調査・検査等の監視手法に係る様々な研修を実施しており、証券市場を取り巻く環境の変化にも対応するため、ITに関する知見の習得や国際的事案への対応力強化を意図した研修にも力を入れている。

例えば、令和6(2024)年度においては、デジタルフォレンジック関連業務に携わる人材の育成を促進するため、従来の研修に加えて、デジタルフォレンジックツールを操作して学習するハンズオン形式の研修の割合を増やし、多数の職員に実践的なデジタルフォレンジックのスキルを付与した。

また、海外当局における監視や調査・検査手法の把握や国際的な事案への対応力強化(クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する分析能力・調査能力向上等)のため、IOSCOや海外当局が主催するセミナー等に積極的に参加した(本編8-3-(2)(58ページ)参照)。

(2) 高い専門的知識を有する人材の登用

証券監視委では、プロフェッショナルな市場監視を実現するため、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、情報技術専門家等の高い専門的な知識を有する人材を登用し、調査・検査体制を強化している。

これらの職員は、金商業者等に対する証券モニタリング、不公正取引や開示規制違反に対する調査・検査、重大・悪質な違反行為を対象とする犯則調査等に従事しているほか、デジタルフォレンジック業務においても、専門的な知識を有する者が従事している。

(図6-1) 外部専門家の活躍

(単位:人)

	令和5年4月時点	令和6年4月時点	令和7年4月時点
弁護士	10	9	11
公認会計士	18	16	19
不動産鑑定士	2	2	2
情報技術専門家	7	6	7
金融実務経験者	14	14	13
合計	51	47	52

7 市場規律強化に向けた取組み

1. 情報発信の充実

(1) 多様なチャネルを通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づく勧告・告発等を行った場合、新聞・テレビ等の報道機関への説明(ブリーフィング)を通じて事案の意義・内容等を広く周知しているほか、事案の分析等を踏まえた情報発信を促す観点から、報道機関からの取材等にも積極的に対応している。

また、勧告等の事案の意義や概要図、問題点、市場関係者への注意喚起等を網羅した事例集¹¹を毎年作成・公表するとともに、これらの事例集も活用しつつ、市場関係者に対する講演(令和6(2024)年度:34回)や関係専門誌等への寄稿(同:15回)等の積極的な実施により、違反・不適切行為の再発防止・未然防止等の市場規律機能の強化に向け取り組んでいる。

証券監視委のウェブサイトでは、勧告等の事案や講演、寄稿等の情報をX(旧Twitter)も活用しつつ適時に発信するとともに、各事案の意義等を「市場へのメッセージ」として要約した上で配信している。

証券監視委は、我が国の市場の公正性・透明性・投資者保護に資する活動について、国際的な情報発信にも取り組んでいる。令和6(2024)年度は、Bloomberg L.P.主催のセミナーにおいて、市場監視に係る現状の課題と求められる対応について講演を行った他、国際銀行協会において、資産運用立国実現に向けた証券会社等の役割、最近における証券監視委の検査状況及び証券監視委における大量保有報告制度違反事案への対応等について講演及び意見交換を行った。

今後とも、証券監視委の取組みが国内外の投資者や市場関係者等に広く理解され、市場規律の強化や不公正取引の未然防止につながられるよう、情報発信の充実に積極的に取り組んでいく。

(2) 財務局との協働・連携の推進

市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向け、市場規律の強化を図っていく上で、証券監視委が市場を「監視していること」について市場参加者の認識を高めていくことは重要である。また、問題業者の活動の広域化や、インターネットの普及により不公正取引が全国で起こり得る状況を鑑みると、全国的に証券監視委のプレゼンスを高めていく必要がある。

¹¹「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」、「開示検査事例集」及び「証券モニタリング概要・事例集」。併せて、「監視委コラム(年次公表)」を活用し、市場関係者への注意喚起を行っている。

こうした観点も踏まえ、平成27(2015)年度から財務局において委員会を開催(令和6(2024)年度は未開催)しているほか、令和6(2024)年度は、証券監視委事務局幹部が財務局を訪問の上、幹部や市場監視業務に従事する職員と意見交換を実施し、双方の問題意識を共有するなど、財務局との協働・連携を深めた。また、各地域の市場関係者との意見交換を通じて証券監視委が有する問題意識の浸透及びプレゼンスの向上に努めた。

引き続き、こうした取り組みを通じ、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向けて、財務局や地域における市場関係者等との連携強化を図りながら、厳正かつ的確な市場監視に努めていく。

2. 市場環境整備への積極的な貢献

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、調査・検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保のため、又は投資者保護その他の公益確保のために必要と認められる施策について、設置法第21条に基づき、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議を行っている。

建議は、証券監視委が、調査・検査等により把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的には、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正性確保や投資者保護その他の公益確保の観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

最近では、「合同会社による社員権の取得勧誘について」(令和4(2022)年6月21日)の建議を行った(平成4(1992)年の発足以来、令和6(2024)年度末までに27件の建議を実施(附属資料3-8(246ページ)参照))。

引き続き、金商法等の規定による調査・検査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、建議を積極的に活用していく。

3. 関係機関との連携等

(1) 自主規制機関等との連携

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人)等は、売買審査や上場管理、又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適切性のチェックなど、日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関等と緊密な連携を図っている。具体的には、市場規律や市場監視機能の強化に向けて一層の連携を図るとともに、相互の問題意識の共有を図るため、市場を巡る様々な問題等について、定期的に意見交換会を開催している。令和6(2024)年度においても、意見交換会を14回開催し、市場監視を巡る様々な問題等について積極的に議論を実施した。

こうした取組みは、証券監視委と自主規制機関等との対話・認識の共有を促進し、自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化に資するものと考えられることから、今後も積極的な情報交換等を行うことにより、問題意識の共有を図り、より緊密な連携体制を構築していく。

(2) 関係当局等との連携(検察、警察等)

証券監視委は、詐欺的な金融商品の販売を行う無登録業者等の存在を把握した場合や、不公正取引事案等の調査において反社会的勢力の関与が窺われる場合等には、警察当局と情報共有を行うなど連携して対応している。また、犯則事件に係る告発先である検察当局とも日々連携して調査等を行うなど、関係当局等との関係強化に努めている。

これら関係当局等とは、日常的な情報交換や、意見交換会の実施により、連携の拡大・深化を図り、幅広い観点からの問題意識の共有・情報交換等を行うとともに、証拠の収集・分析等に関するノウハウの共有に努めている。

また、市場関係者による自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化のため、日本監査役協会等での講演・意見交換等を通じて、市場関係者との対話・認識の共有を積極的に実施している。

8 グローバルな市場監視への貢献

1. 国際協力による市場監視への取組み

近年、金融取引の国際化・高度化が進展する中で、不公正取引への対応における国際協力の重要性は一層高まっている。こうした市場環境を踏まえ、証券監視委は、令和5(2023)年1月に策定した「中期活動方針(第11期)」において、「網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」の施策の一つとして「国際連携の強化」を掲げ、海外当局との更なる連携を進めることとしている。

これまで海外当局との間では、MMoUに基づき情報交換を行い、クロスボーダー取引による違反行為に対し、積極的な法執行を実施してきた。

証券監視委では、MMoUに基づく情報交換の促進により情報収集力を強化するとともに、IOSCOの活動への積極的な参加、海外当局との人的交流等を通して、海外当局との信頼関係の醸成に努めている。また、海外当局との信頼関係に基づき、市場監視に係る最新動向や知見・経験の共有、調査・検査及び法執行面での連携を推進している。さらに、海外当局との情報交換で得られた海外の法執行活動や法制度等の有益な情報について、国内の市場監視に活用していくこととしている。

(図8-1) MMoUに基づく情報交換件数の推移

	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
海外当局からの情報受領件数	76	66	79
海外当局への情報提供依頼	20	16	21
海外当局からの自発的情報提供	56	50	58
海外当局への情報提供件数	4	11	6
海外当局からの情報提供依頼	1	5	5
海外当局への自発的情報提供	3	6	1

(注1) 当局による適格性審査のための照会(許認可等を申請する金融機関や現地法人において重要な役職に就任する人物に関するもの)に係る情報提供は件数に含まない。

(注2) 今後、集計方法を変更した場合や、情報交換内容を精査した結果によっては、件数の変更があり得る。

また、クロスボーダー取引等に係る市場監視の課題については、IOSCO等の会合で積極的に問題提起及び情報共有を行い、グローバルな市場監視への貢献を通じて海外当局との連携強化を図ることとしている。

2. IOSCOにおける活動

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から240機関が加盟している(うち普通会员132、準会員34、協力会

員74、いずれも令和7(2025)年4月現在)。証券監視委は、平成5(1993)年10月に準会員として加盟した¹²。

IOSCOでは、年次総会が毎年開催されており、各国の証券規制当局のトップ等が集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。例年、証券監視委からも委員や事務局幹部が年次総会に参加してきた。令和6(2024)年度は同年5月に開催され、証券監視委から委員等が参加した。加えて、市場監視を含む証券関連の地域的課題を議論する場として、アジア太平洋地域委員会の会合が開催されており、証券監視委は、令和7(2025)年2月の域内各国当局の法執行担当者による実務者会合及び総会に参加した。当会合では、金融商品に係るオンライン上の不正勧誘行為等(オンラインハーム)に関する取組みについて情報交換を行った。これらの会合を通じ、証券監視委は、海外当局との連携強化に努めているところである。令和7(2025)年5月、こうした議論の成果としてIOSCOは「オンラインハーム対応とプラットフォーム事業者の役割に関するステートメント」を公表した。

また、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、様々な国・地域の関係当局から構成される代表理事会(IOSCO Board)が設置されており、その下にそれぞれの政策課題に関する議論を行う8つの政策委員会(Policy Committees)が設置されている。証券監視委は、法執行及び情報交換について議論する第4委員会並びにMMoU及び強化されたMMoU(Enhanced MMoU: EMMoU)の署名審査等を行う審査グループのメンバーとなっており、令和7(2025)年3月には上記第4委員会及び審査グループの会合を東京で主催し、証券当局間の更なる連携強化に貢献した。本会合には日本を含む28の国や地域の証券当局職員が参加し、金融商品に係るオンライン上の不正勧誘行為等への各法域の対応状況が共有され、投資者被害の効果的な抑止に向けた積極的な議論が行われた。

なお、令和6(2024)年度には、上記審査グループによる審査の結果、新たにパラグアイ中央銀行証券監督局がMMoUに、ガーンジー金融サービス委員会、インド国際金融センター、南アフリカ金融セクター行動管理局及びスペイン国立証券市場委員会がEMMoUに署名した。

3. 海外当局等との連携

(1) 海外当局職員等への研修の実施

証券監視委は、金融庁や外部団体等の研修プログラムに協力する形で、新興市場国の当局職員等に対し、我が国における市場の監視や不公正取引の調査等に関する研修講座を継続的に提供している。令和6(2024)年度には、証券監視委の事務局職員が日本証券業協会主催のアジア証券人フォーラム(ASF)東京ラウンドテーブルに登壇し、証券監視委の不公正

¹² 我が国においては、金融庁が発足時に普通会員としての地位を旧大蔵省から承継。

取引に対する調査手法について講義を行った。また、国際協力機構（JICA）が実施する「ベトナム株式市場の効率性向上に向けた能力向上プロジェクト」を支援し、対面研修の実施を通じて、ベトナム証券当局の人材育成及び能力構築に協力した。

（2）その他の人的交流

令和6（2024）年度は、令和5（2023）年度に引き続き、IOSCOや海外当局が主催する各種の研修や啓発イベントが対面及びオンラインで開催された。証券監視委からも、IOSCO事務局や米国証券取引委員会主催の国際セミナー等に積極的に参加した。

証券監視委は、海外当局における監視や調査・検査手法の把握・分析や、我が国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会、英国金融行為規制機構、香港証券先物委員会、タイ証券取引委員会、マレーシア証券委員会及びシンガポール金融管理局に職員を派遣してきた。令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までは、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化により、海外当局への職員派遣が中断されていたが、令和6（2024）年度より、シンガポール金融管理局への派遣を再開、令和7（2025）年度より、オーストラリア証券投資委員会への新規派遣を予定している。

証券監視委では、今後も、海外当局との意見交換や人的交流等を通して当局間の連携を一層強化し、グローバルな市場監視への貢献に努めていくこととしている。

附属資料編

目次（附属資料編）

第 1 章 証券監視委の組織・事務概要	59
1 組織及び事務概要	60
2 証券監視委の機能強化	77
3 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	80
4 組織・事務に係る法令の概要	81
第 2 章 証券監視委の基本指針等	101
1 証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 11 期：2023 年～2025 年）	102
2 -1 今後の証券モニタリングの基本的な考え方	107
-2 証券モニタリングに関する基本指針	115
-3 令和 6 事務年度 証券モニタリング基本方針	142
3 取引調査に関する基本指針	151
4 開示検査に関する基本指針	155
第 3 章 証券監視委の活動実績等	163
1 証券監視委の活動状況	164
2 市場分析審査実施状況	166
3 勧告等実施状況	169
4 証券検査実施状況	174
5 勧告等事案の概要一覧表	177
6 裁判所への申立て実施状況	220
7 犯則事件の調査・告発等	222
8 建議実施状況等	246
9 海外当局との連携	258
10 講演会等の開催状況	262
11 各種広報媒体への寄稿	265
第 4 章 情報の受付について	269

掲載図表

附属資料編

第1章 証券監視委の組織・事務概要

監視体制の概念図	62
証券監視委の機構図	63
財務局の機構図	64
自主規制機関との協働	69
海外当局との連携	70
証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	80
証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図	81

第3章 証券監視委の活動実績等

1 証券監視委の活動状況	
総括表	164
2 市場分析審査実施状況	
取引審査実施状況	166
情報の受付状況	167
情報の内容別受付状況	168
3 勧告等実施状況	
勧告実施件数一覧表	169
金商業者等に対する行政処分等に係る勧告実績	170
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等に係る勧告実績	171
課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額	172
4 証券検査実施状況	
検査実施状況一覧表	174
1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員	175
検査終了件数	176
問題点が認められた業者等の数	176

第1章

証券監視委の 組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

1. 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3(1991)年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会(以下「行革審」という。)に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会(八条委員会)を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4(1992)年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関(八条委員会)として証券監視委が発足した。

(2) 金融庁(金融監督庁・金融再生委員会)への移管

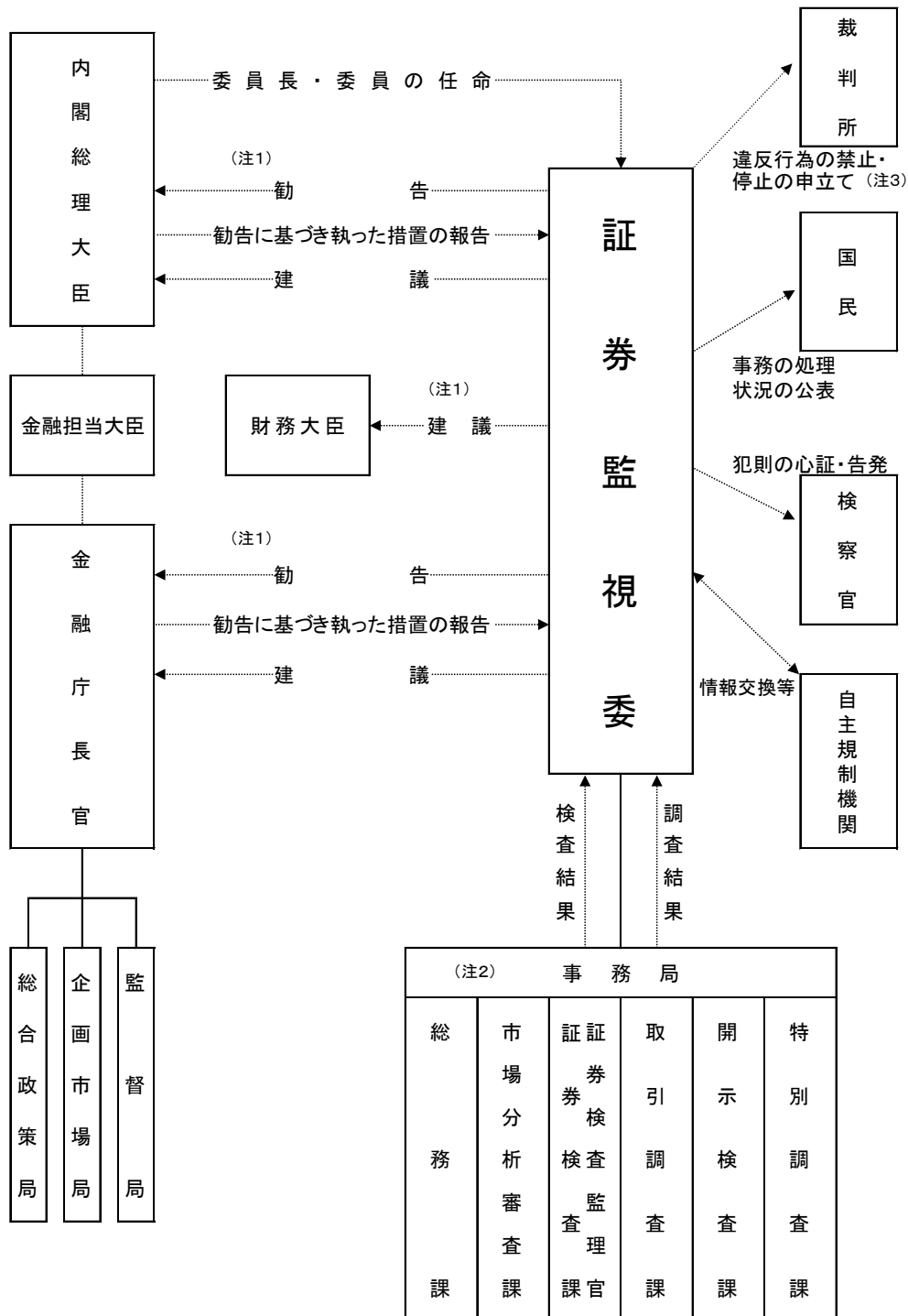
民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10(1998)年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関(八条委員会))のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12(2000)年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融庁に移管された。

なお、平成13(2001)年1月6日には、中央省庁等改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関(いわゆる八条委員会((注)国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。)としての位置づけ)として、現在に至っている。

監視体制の概念図



(注1) 勸告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる(設置法第20条、第21条)。

(注2) 平成18(2006)年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編。さらに、平成23(2011)年7月に、現行の6課体制に強化された。

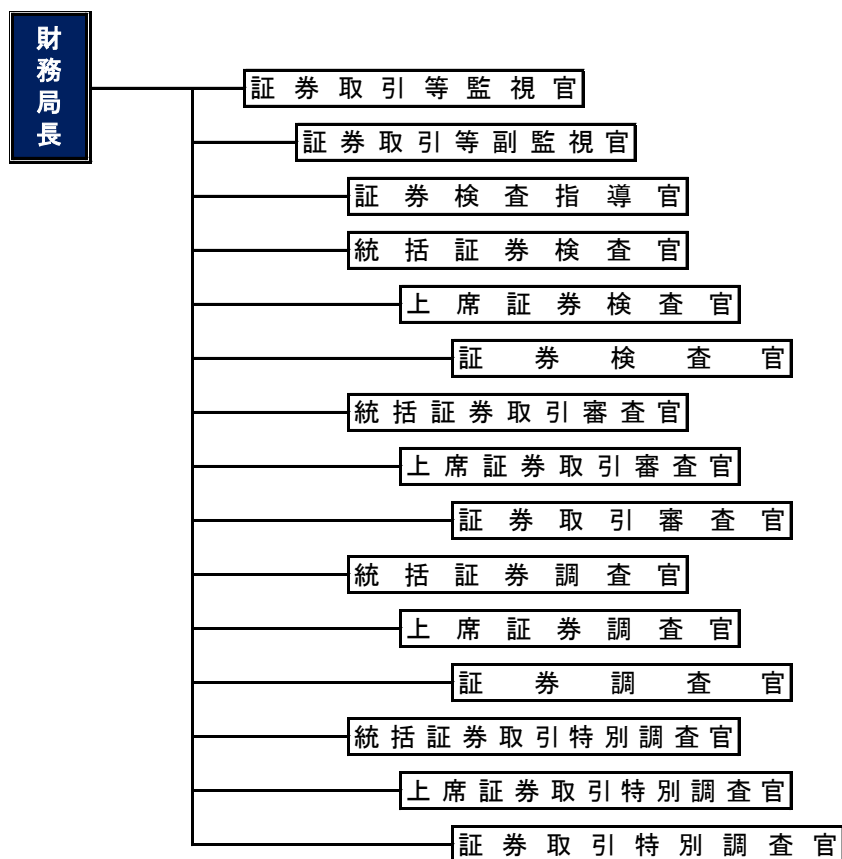
(注3) 金商法改正(平成20(2008)年12月施行)により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

証券監視委の機構図



(注)平成18(2006)年7月に5課体制に再編。さらに、平成23(2011)年7月に6課体制に再編。

財務局の機構図



(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券モニタリング、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ. 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ. 証券モニタリング

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業者等に対して検査を行うほか、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を行う。

犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ. 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

二. 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ. 犯則事件の調査

金商法、金サ法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押え等といった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有

価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補填、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金商業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 調査・検査後の対応

イ. 勧告

証券監視委は、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

ロ. 建議

証券監視委は、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

ハ. 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

二. 金商法違反行為に対する裁判所への禁止・停止命令発出の申立て

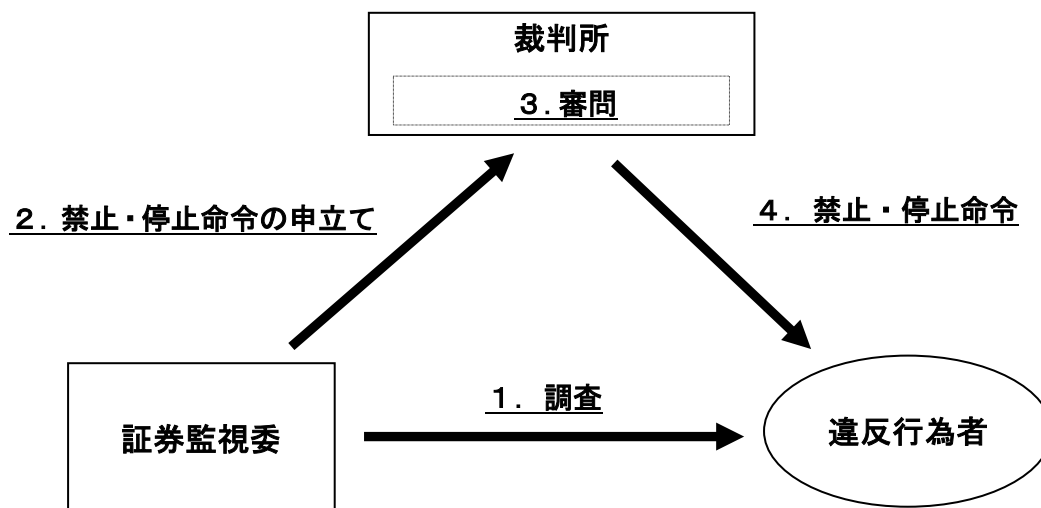
証券監視委は、無登録業者による未公開株式やファンドの販売・勧誘等の重大な金商法違反行為に対して、裁判所への禁止・停止命令発出の申立てを行うことができる。

③ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、設置法第22条の規定に基づき、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

金商法違反行為に対する裁判所への禁止・停止命令発出の申立て

- ・捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者等による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施。
- ・調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令発出を申立て。
- ・必要に応じて違反行為者の名称等を公表。



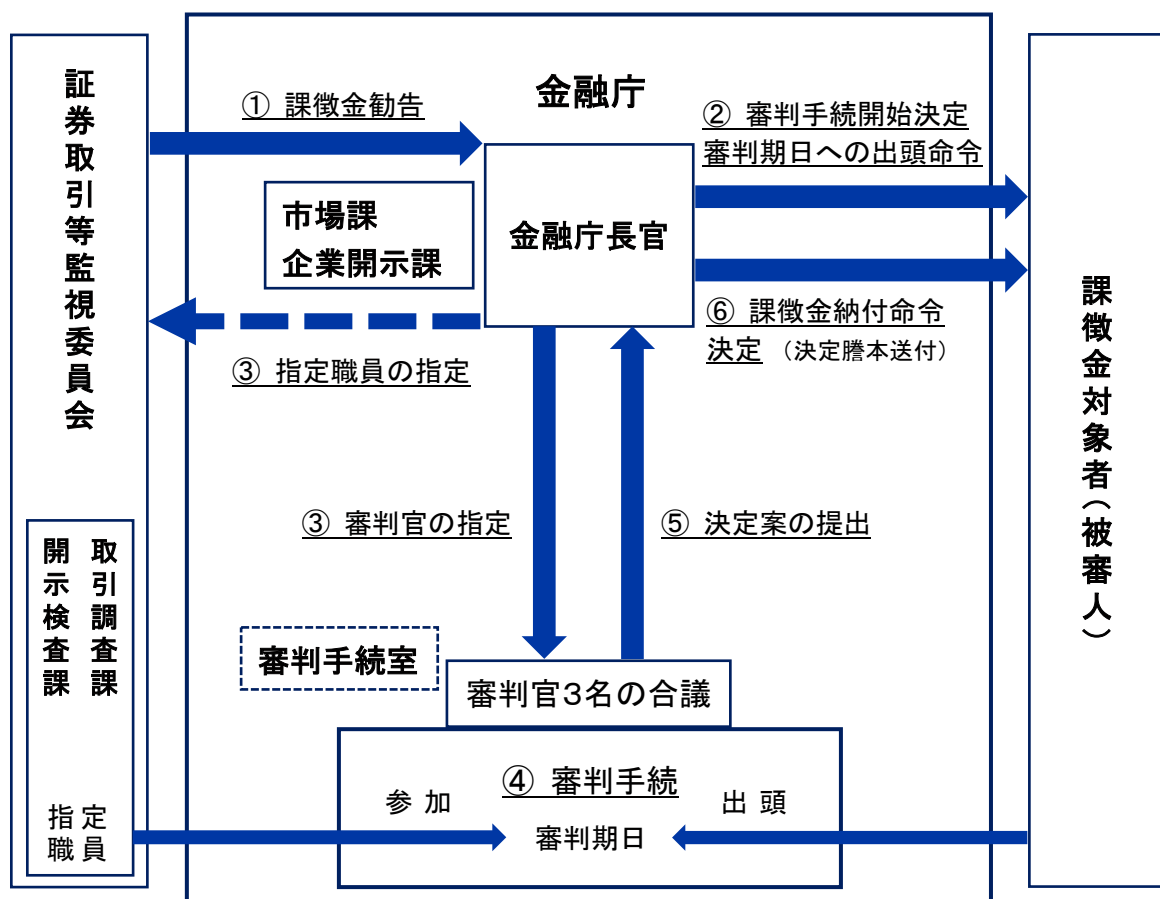
(参考) 課徴金制度

課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課するための行政上の措置である。

対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及び内部者取引等であり、証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告する。

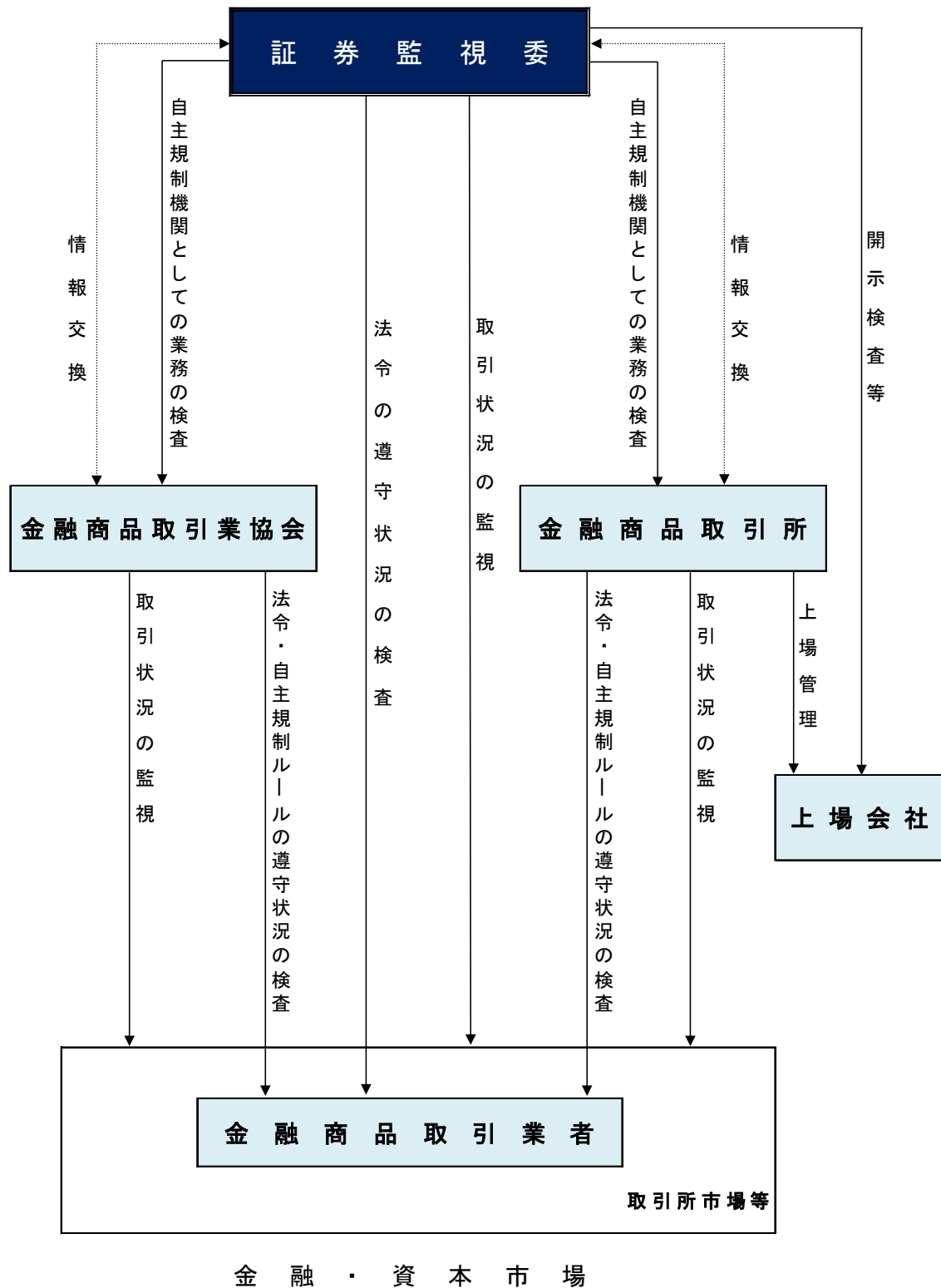
勧告を受け、金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経て作成された決定案に基づき、課徴金の納付を命ずるか否かを決定する。

<課徴金制度概念図>



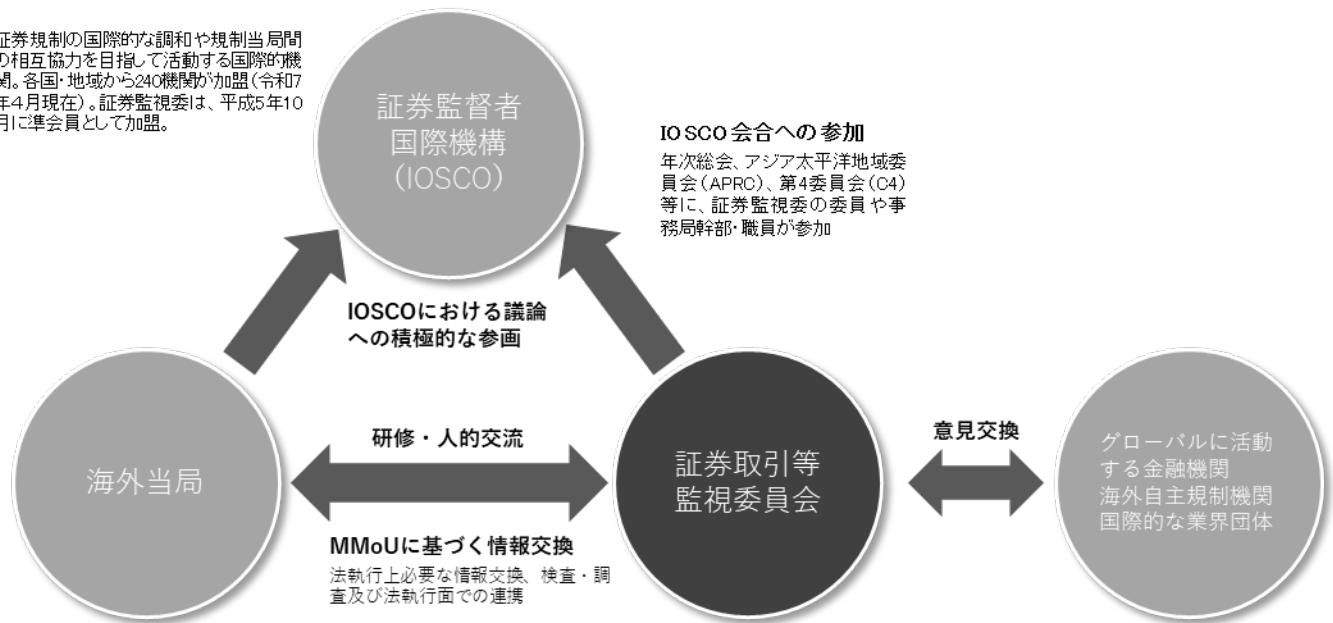
④ 自主規制機関との協働

自主規制機関は、日常的な市場監視活動を行っており、証券監視委は、これら自主規制機関と緊密な連携を図っている。



⑤ 海外当局との連携

証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動する国際的機関。各国・地域から240機関が加盟（令和7年4月現在）。証券監視委は、平成5年10月に準会員として加盟。



IOSCO等が主催する国際会議等への参加

- ・アジアの市場監視当局が実務レベルの諸問題について意見交換を行う、アジア太平洋市場監視当局者の会合に参加

海外当局等への職員派遣及び短期研修への参加

- ・海外当局における監視や調査・検査手法の把握・分析や、我が国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国SEC、米国CFTC、英国FCA、香港SFC、タイSEC、マレーシアSC、シンガポールMASに職員を派遣
- ・IOSCOや各国証券規制当局等が主催する短期研修等にも、職員を積極的に派遣

海外当局やグローバルに活動する金融機関等との意見交換

- ・IOSCO会合等の機会を捉え、米国・欧州・アジアの海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を、幹部及び実務レベル双方で実施

2. 市場分析審査

(1) 取引審査について

1) 取引審査の目的

取引審査の目的は、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を適時・適切に把握することである。審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになるため、的確かつ迅速な審査を行う必要がある。

2) 法令上の根拠

取引審査においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金商業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料1-4 3. (1) 証券モニタリングの検査又は報告・資料の徴取の権限（83ページ）を参照）。

3) 審査の実施

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、例えば、①新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄、②一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄、③株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄、④投資者の投資判断に影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄を抽出し、金商業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金商業者に行方規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになる。

なお、証券監視委では、不公正取引に関連して行われるインターネット掲示板やSNS等インターネット上の書き込みに対する監視のため、インターネット巡回監視システムを導入し、過去の（削除された）書き込みも含めて情報収集を行っている。

4) クロスボーダー取引への対応

我が国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が約7割を占めるなど、クロスボーダー取引が活発に行われている。このため、証券監視委は、取引審査の段階にお

いても、クロスボーダー取引について金商業者等から情報を収集するとともに、必要に応じ、MMoUの活用により海外当局の協力も得つつ、市場監視の空白が生じないように努めている。

(2) 市場モニタリングについて

経済情勢や経済動向等を踏まえつつ、発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握して市場における課題を抽出し、調査担当課等の関係先へ共有する等、市場モニタリング機能を充実・強化するため、平成28(2016)年6月に市場分析審査課内に「市場モニタリング室」を設置した。

市場モニタリング室では、インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をはじめ、市場関係者や個別企業といった、幅広い先から情報を収集し、分析を行っている。

(3) 情報提供に関する各種窓口について

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における様々な出来事について、投資者等が発する生の声であり、それらの情報には、証券監視委による証券モニタリング、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれていることから、証券監視委では、できるだけ多くの方から多数の情報が寄せられることが重要であると考えている。

そこで、以下のとおり各種窓口を設置し、幅広い情報提供を呼びかけている(各種窓口の連絡先は、附属資料4 情報の受付について(270ページ)を参照)。

1) 情報提供窓口

インターネット(証券監視委ウェブサイト)、電話及び郵送などの方法により、粉飾決算(架空売上・架空利益の計上等)、投資者保護上の問題(著しい高利回りを明示する金融商品等)、市場における不正取引(内部者取引、相場操縦等)などの情報を幅広く受け付けている。

2) 公益通報窓口

公益通報及び公益通報に準ずる通報の受け付けのほか、電話による相談対応も行っている。その際、通報に関する秘密保持について、特に留意して対応している。

公益通報者保護法(平成18(2006)年4月施行)により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

3) 年金運用ホットライン

年金運用に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けている。

〔情報提供に当たっての留意事項〕

- ・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。

証券監視委に寄せられたこれらの情報は、その内容を精査した上で速やかに関係部署へ回付され、それらの部署において、内容、重要性及び有用性等が勘案された上で、証券監視委の行う証券モニタリング、取引審査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

3. 証券モニタリング

(1) 証券監視委における検査対象先

証券監視委は、平成4(1992)年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17(2005)年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金融先物取引法が施行され、外国為替証拠金(FX)取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19(2007)年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム(ファンド)持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用(自己運用)を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金商業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。

その後も所要の法令改正により証券監視委による検査の範囲は拡大しており、近年、有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者や海外投資家等特例業務届出者等が令和3(2021)年11月から証券監視委の検査対象となっている(検査対象等の範囲については附属資料1-4 3.(1) 証券モニタリングの検査又は報告・資料の徴取の権限(83ページ)を参照)。

(2) 金商業者等に対する証券モニタリング等

1) 効果的・効率的な証券モニタリングの実施

- ① 約8,800者に及ぶ金商業者等に対し、効果的・効率的に証券モニタリングを実施するため、金融庁関連部局等と連携し、継続的に証券モニタリングを実施している。
- ② モニタリングにおいては、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定する。

2) 検査の実施

- ① 商品内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を行う。
- ② 問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明する。

※ 平成19(2007)年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金商業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

※ 証券監視委では、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

3) 行政処分等勧告

- ① 検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を実施している。
- ② 証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

4. 取引調査

取引調査は、金商法が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第177条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査、物件提出命令、事件関係人の営業所やその他必要な場所への立入検査等を行う（附属資料1-4 3.（2）取引調査の権限及び課徴金の対象範囲（89ページ）を参照）ほか、海外規制当局と連携を図りつつ、クロスボーダー取引による不公正取引の調査も行っている。取引調査の結果、違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を実施している。

市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、取引調査は、不公正取引に対して迅速かつ効率的に臨むことによって違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的としている。

5. 開示検査

わが国の市場においては、金商法の規定に基づき、上場会社をはじめとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。

証券監視委では、情報提供窓口等、様々なチャネルを通じた情報の収集・分析を行い、開示書類（有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等）の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査を実施している。検査の結果、開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を行っている。また、こうした開示規制違反の再発防止や未然防止のための様々な取組みを行っている。

これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は、附属資料1-4 3.（3）開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲（91ページ）を参照。

6. 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限（金商法第210条）と強制調査権限（金商法第211条等）が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置をすることができるほか、公私の団体等に照会して必要な事項について報告を求めることができる。強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押え等を行うことができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で規定されている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦等がある（附属資料1-4 3.（4）犯則事件の調査の権限及び範囲（95ページ）参照）。

また、金サ法では、投資顧問契約等に関する偽計、暴行、脅迫行為のほか、損失保証、損失補填等が犯則事件の調査対象と政令（金サ法施行令第50条）で規定されており、犯収法では、金商業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が調査対象と規定されている（犯収法第32条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告する（金商法第223条、金サ法第161条、犯収法第32条）。証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐ（金商法第226条、金サ法第161条、犯収法第32条）。

1-2 証券監視委の機能強化

情報収集・分析・審査			
取引調査	H17.4～ 内部者取引、現実売買による相場操縦・風説の流布・偽計		①
	H18.7～ 調査対象・課徴金対象の拡大(見せ玉)		②
	H20.12～ 調査対象・課徴金対象の拡大(相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引)		③
	H25.9～ 課徴金対象の拡大等(金融商品取引業者等以外の者が他人の計算で行った不正取引等)		⑦
	H26.4～ 課徴金対象の拡大等(内部者取引に関する情報伝達・取引推奨行為等)		⑨
開示検査	H17.7～ 有価証券届出書* 有価証券報告書* 半期報告書* 臨時報告書* 等	*印は、課徴金対象の開示書類	①
	検査対象・課徴金対象の拡大(四半期報告書*、内部統制報告書等)		②
	H20.4～ ※四半期報告書は、令和5年法律第79号(金融商品取引法等の一部を改正する法律)により、令和6年4月1日以後開始する四半期会計期間に係るものから提出が不要となった。		②
	H20.12～ 検査対象・課徴金対象の拡大(注4)		③
	H25.9～ 課徴金対象の拡大(虚偽開示書類等の提出等に加担する行為)		⑦
	H30.4～ 検査対象の拡大(フェアディスクロージャールールに基づく公表重要情報)		⑪
	R2.5～ 検査対象の拡大(STOに関する開示書類)		⑫
証券検査	証券会社等の検査	取引の公正の確保に係る検査	
		財務の健全性等に係る検査	
	H17.7～ (投資顧問業者等)		①
	H19.9～ 新たな検査対象先(ファンド等)		②
	H22.4～ 新たな検査対象先(信用格付業者等)		④
	H23.4～ 新たな検査対象先(連結規制導入に伴うグループ会社等)		⑤
	H24.11～ 新たな検査対象先(取引情報蓄積機関)		⑥
	H26.3～ 新たな検査対象先(商品関連市場デリバティブ取引を取り扱う金商業者)		⑧
	H27.5～ 新たな検査対象先(特定金融指標算出者)		⑩
	H30.4～ 新たな検査対象先(高速取引行為者)		⑪
	R2.5～ 新たな検査対象先(暗号資産デリバティブ取引・STOを取り扱う金商業者)		⑫
	R3.11～ 新たな検査対象先(有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等)		⑬
犯則調査	犯則事件の調査		
	内部者取引(情報伝達・取引推奨行為を含む⑨) 相場操縦・風説の流布・偽計 虚偽有報等の提出・損失補てん 等		
申立て調査	裁判所への違反行為の禁止・停止の申立てに向けた調査		③

勧告・建議

告発

裁判所への違反行為
禁止・停止申立て

※ 証券監視委は、金商法、SPC法、投信法、社債等振替法、犯収法、預金保険法、景品表示法、個人情報保護法、金サ法に基づき、権限を行使。

(注1) 「①」部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年改正)」の施行(平成17年4月1日 他)に伴い調査・検査の対象となった部分。

(注2) 「②」部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日 他)に伴い調査・検査の対象となった部分。

(注3) 「③」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年改正)」の施行(平成20年12月12日)に伴い調査・検査等の対象となった部分。

(注4) 開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- ・ 特定投資家向け有価証券に係る情報。

課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- ・ 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
- ・ 発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。)
- ・ 特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

(注5) 「④」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年改正)」の施行(平成22年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注6) 「⑤」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成23年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注7) 「⑥」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成24年11月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注8) 「⑦」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年改正)」の施行(平成25年9月6日)に伴い調査・検査の対象となった部分。

(注9) 「⑧」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年改正)」の施行(平成26年3月11日)に伴い検査の対象となった部分。

(注10) 「⑨」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年改正)」の施行(平成26年4月1日)に伴い調査の対象となった部分。

(注11) 「⑩」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成26年改正)」の施行(平成27年5月29日)に伴い検査の対象となった部分。

(注12) 「⑪」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成29年改正)」の施行(平成30年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注13) 「⑫」部分が「金融商品取引法」の一部改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年改正)」の施行(令和2年5月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注14) 「⑬」部分が「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年改正)」の施行(令和3年11月1日)及び「金融商品取引法」の一部改正を含む「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和3年改正)」の施行(令和3年11月22日)に伴い検査の対象となった部分。

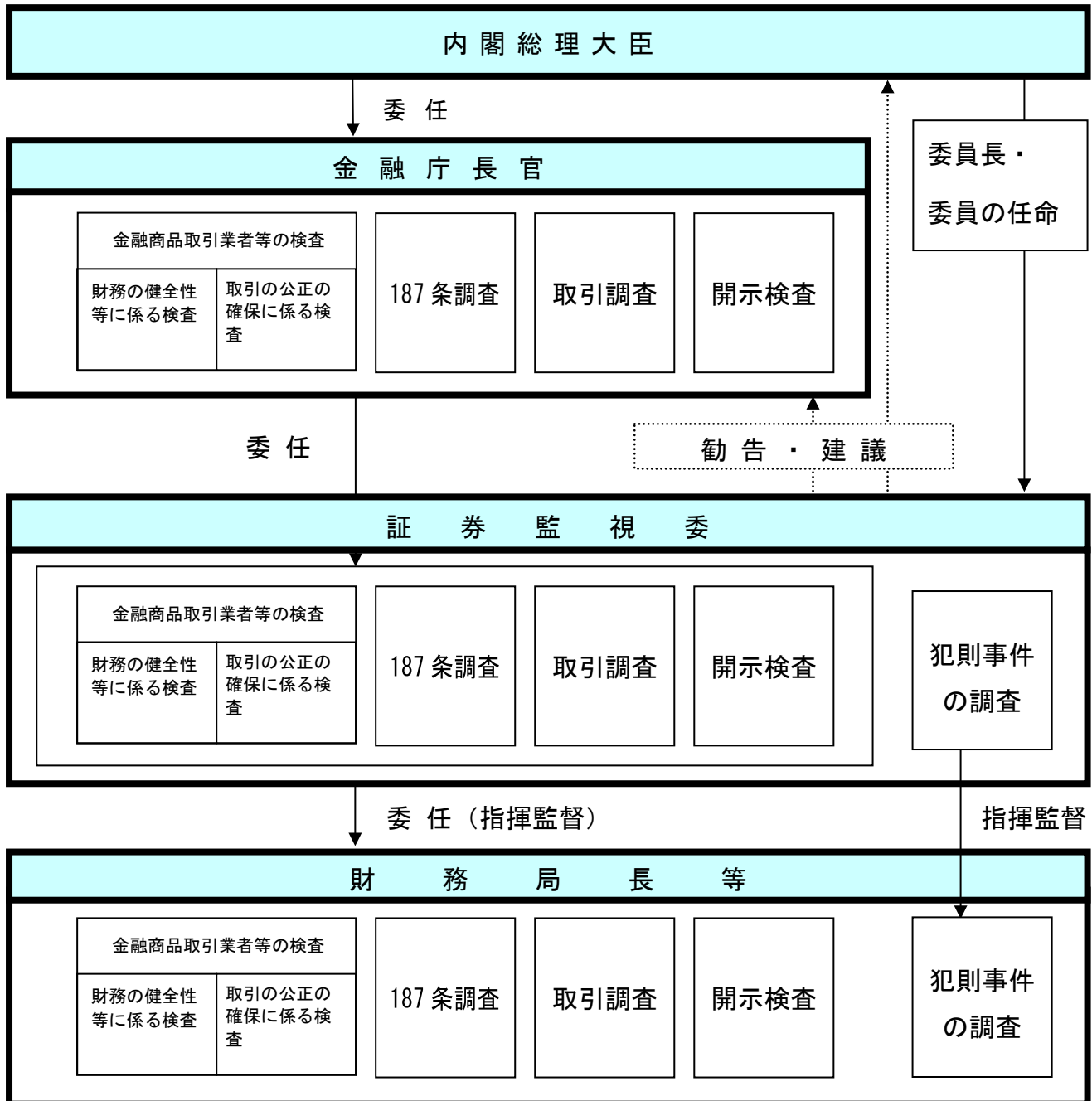
1－3 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
平成4年度	84人	118人	202人
平成5年度	84人	118人	202人
平成6年度	86人	118人	204人
平成7年度	88人	118人	206人
平成8年度	89人	118人	207人
平成9年度	91人	118人	209人
平成10年度	98人	126人	224人
平成11年度	106人	133人	239人
平成12年度	112人	139人	251人
平成13年度	122人	144人	266人
平成14年度	182人	183人	365人
平成15年度	217人	199人	416人
平成16年度	237人	204人	441人
平成17年度	307人	245人	552人
平成18年度	318人	246人	564人
平成19年度	341人	268人	609人
平成20年度	358人	282人	640人
平成21年度	374人	300人	674人
平成22年度	384人	313人	697人
平成23年度	392人	312人	704人
平成24年度	392人	322人	714人
平成25年度	400人	339人	739人
平成26年度	409人	354人	763人
平成27年度	410人	354人	764人
平成28年度	411人	352人	763人
平成29年度	406人	342人	748人
平成30年度	402人	338人	740人
令和元年度	400人	331人	731人
令和2年度	401人	336人	737人
令和3年度	397人	328人	725人
令和4年度	392人	320人	712人
令和5年度	389人	313人	702人
令和6年度	385人	302人	687人
令和7年度	379人	305人	684人

(注) 財務局等には、福岡財務支局、沖縄総合事務局財務部を含む。

1-4 組織・事務に係る法令の概要

1. 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



(注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する(金商法第194条の7第8項等)。

(注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があると認めるときは、財務局等職員を直接指揮監督することができる(金商法第224条第4項、第5項等)。

(注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。

- ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

2. 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条 項	規 定 の 概 要
第4条	金融庁の事務
第6条	証券監視委の設置
第8条	証券監視委の所掌事務
第9条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	証券監視委の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧告
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

3. 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券モニタリングの検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金商業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第56条の2第1項(第65条の3第3項において準用する場合を含む。)から第4項まで	第194条の7第2項第1号及び第3項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等(登録金融機関を除く。)がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第57条の10第1項	第194条の7第3項	特別金融商品取引業者の子会社等
第57条の23	第194条の7第3項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者
第57条の26第2項	第194条の7第3項	指定親会社の主要株主
第60条の11(第60条の12第3項において準用する場合を含む。)	第194条の7第2項第2号及び第3項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第60条の14第2項において準用する第60条の11	第194条の7第2項第2号及び第3項	電子店頭デリバティブ取引等許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者と取引を行う者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者から業務の委託を受けた者
第63条の6	第194条の7第2項第2号の2及び第3項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第63条の3第2項において準用する第63条の	第194条の7第2項第2号の2及び	特例業務に係る届出をした金融商品取引業者等、当該金融商品取引業者等と取引を行う者、当該金融商品取引業者等から業務の委託を受

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
6	第3項	けた者
第63条の14	第194条の7第2項第2号の3及び第3項	海外投資家等特例業務届出者(海外投資家等特例業務届出者とみなされる移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。)、海外投資家等特例業務届出者と取引をする者、海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第66条の22	第194条の7第2項第3号及び第3項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第66条の45第1項	第194条の7第2項第3号の2及び第3項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人
第66条の67	第194条の7第2項第3号の3及び第3項	高速取引行為者、高速取引行為者と取引する者、高速取引行為者から業務の委託を受けた者
第75条	第194条の7第2項第4号及び第3項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の4	第194条の7第2項第5号及び第3項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の77	第194条の7第3項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第103条の4	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者)
第106条の6第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第106条の16	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者)
第106条の20第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第106条の27	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第109条において準用する第106条の27	第194条の7第3項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所
第151条	第194条の7第2項第6号及び第3項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第153条の4において準用する第151条	第194条の7第2項第6号及び第3項	自主規制法人
第155条の9	第194条の7第2項第7号及び第3項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第156条の5の4	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第156条の5の8	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関の主要株主
第156条の15	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の20の12	第194条の7第3項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の34	第194条の7第3項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第156条の58	第194条の7第3項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者
第156条の80	第194条の7第3項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者（委託を受けた者から委託を受けた者を含む。）
第156条の89	第194条の7第3項	特定金融指標算出者、特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者、特定金融指標算出者に対して算出基礎情報を提供した情報提供者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第22条第1項	第225条第3項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者
第213条第1項から第5項まで	第225条第2項及び第3項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

（注）報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔SPC法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条第2項において準用する第217条第1項	第290条第2項第1号及び第3項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第217条第1項	第290条第3項	特定目的会社
第286条第1項において準用する第209条第2項において準用する第217条第1項	第290条第2項第2号及び第3項	特定目的信託の原委託者

（注）報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第1項(第43条 第3項において準用す る場合を含む。)	第286条第2項	振替機関

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔金サ法〕

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第35条第1項及び第2 項並びに第36条第1項 及び第2項	第137条第2項第 1号及び第2号並 びに第3項	金融サービス仲介業者、金融サービス仲介業者 と金融サービス仲介業務に関して取引する者、 金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた 者
第48条第1項及び第2 項並びに第49条第1項 及び第2項	第137条第2項第 3号及び第4号並 びに第3項	認定金融サービス仲介業協会、認定金融サービ ス仲介業協会から業務の委託を受けた者

(注) 証券監視委への権限委任は、金融サービス仲介業のうち有価証券等仲介業務に係るもの
に限る。報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔犯収法〕

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第15条及び第16条第1 項	第22条第6項及 び第7項	金融商品取引業者、特例業務届出者、海外投資 家等特例業務届出者(移行期間特例業務を行う 外国投資運用業者を含む)、登録金融機関、証 券金融会社、振替機関、口座管理機関

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔預金保険法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第136条第1項及び第2項並びに第137条第1項及び第2項	第139条第2項	金融商品取引業者等(金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者のうち有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。)、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、証券金融会社)、金融商品仲介業者、登録金融機関、金融商品取引業者等の子会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔景品表示法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第29条第1項	第38条第6項	金融商品取引業者、金融商品仲介業者、登録金融機関、金融サービス仲介業者

(注) 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

〔個人情報保護法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第146条第1項	第150条第5項	金融庁長官が所管する個人情報取扱事業者等

(注) 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(2) 取引調査の権限及び課徴金の対象範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第 2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所 その他必要な場所

（注）報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金の対象範囲及び課徴金額

課徴金の対象範囲及び課徴金額は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条 項	対象範囲	課徴金額
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者	違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等 （注）金商業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を3倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。（以下同じ。）
第174条	仮装・馴合売買をした者	違反行為（仮装・馴合売買）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等
第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証	違反行為（現実売買による相場操縦）期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の

条 項	対象範囲	課徴金額
	券売買等をした者	計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額との合計額等
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者	違反行為(違法な安定操作取引)に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等
第175条	内部者取引をした者	違反行為(内部者取引)に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表後2週間の最安値(最高値)に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等
第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者	違反行為(情報伝達・取引推奨行為)により、情報受領者等が行った売買等によって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額等

(注1)違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

(注2)上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えと考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準用 する場合を含む。)	第194条の7第3 項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類 (注1)を提出した者又は提出すべきであると認め られる者、有価証券の引受人その他の関係者、 参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項 において準用する場合 を含む。)	第194条の7第3 項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付 け等を行うべきであると認められる者、これらの特 別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項	第194条の7第3 項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきで あると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項	第194条の7第3 項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきで あると認められる者、これらの共同保有者その他 の関係者、参考人
第27条の30第2項 (報告・資料の徴取の み)	第194条の7第3 項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会 社、参考人
第27条の35	第194条の7第3 項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情 報を提供若しくは公表すべきであると認められる 発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その 他の関係者、参考人
第27条の37	第194条の7第3 項	重要情報を公表した者若しくは公表すべきである と認められる者、参考人
第177条	第194条の7第2 項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その 他必要な場所

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第193条の2第6項 (報告・資料の徴取の み)	第194条の7第3 項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

(注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は、以下のとおり(第25条第1項)。

- ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
- ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれら
の訂正発行登録書
- ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
- ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書※、半期報告書及びこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書※及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
- ・臨時報告書及びその訂正報告書
- ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
- ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

※ 四半期報告書は、令和5年法律第79号(金融商品取引法等の一部を改正する法律)により、令和6年4月1日以後開始する四半期会計期間に係るものから提出が不要となった。

(注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲及び課徴金額

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条 項	対象範囲	課徴金額
第172条	有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等	募集・売出総額の100分の4.5(株券等以外は100分の2.25)
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)等の提出により、有価	募集・売出総額の100分の4.5(株券等以外は100分の2.25)

条 項	対象範囲	課徴金額
第172条の3	証券を取得させ、又は売り付けた者等 有価証券報告書等を提出しない発行者	直前事業年度の監査報酬額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合等は400万円) (四半期報告書 ^{注1} ・半期報告書の場合はその2分の1)
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者	600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額 (四半期報告書 ^{注1} ・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1)
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者	買付総額の100分の25
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等	買付株券等の時価合計額の100分の25
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者	対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者	対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者	募集・売出総額の100分の4.5(株券等以外は100分の2.25)
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等	イ. 当該特定証券等情報が公表されている場合 募集・売出総額の100分の4.5(株券等以外は100分の2.25) ロ. 当該特定証券等情報が公表されていない場合 イ. の額に、 当該特定証券等情報の提供を受けた者の数 ―― 当該特定勧誘等の相手方の数 を乗じて得た額
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者	イ. 当該発行者等情報が公表されている場合 600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額 ロ. 当該発行者等情報が公表されていない場合

条 項	対象範囲	課徴金額
第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者	イ. の額に、 $\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$ を乗じて得た額 特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額

(注1) 四半期報告書は、令和5年法律第 79 号(金融商品取引法等の一部を改正する法律)により、令和6年4月1日以後開始する四半期会計期間に係るものから提出が不要となった。

(注2) 第 172 条の2、第 172 条の4、第 172 条の7、第 172 条の 10、第 172 条の 11 及び第 172 条の 12 の違反行為について、違反者が当局による調査前に違反事実に関する報告を行った場合には、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる(金商法第 185 条の7第 14 項)。

(注3) 違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる(金商法第 185 条の7第 15 項)。

(4) 犯則事件の調査の権限及び範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
金商法第210条 金サ法第161条 犯収法第32条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第211条、第211条の2 金サ法第161条 犯収法第32条	裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索又は差押え等の強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条、金サ法施行令第50条及び犯収法第32条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条 項	行為者	規定の概要
第5条、第24条等 第15条等	発行者 発行者、売出しをする者、引受人、金融商品取引業者等	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等 有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第23条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第30条の2等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第37条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第37条の3	金融商品取引業者等	契約締結前の情報の提供等

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第37条の4	金融商品取引業者等	契約締結時等の情報の提供
第37条の5	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第38条等	金融商品取引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止
第38条の2	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第39条第1項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補填等の禁止
第40条の4	金融商品取引業者等	特定投資家向け有価証券の売買等の制限
第41条の2	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止行為
第42条の2	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止行為
第42条の7	金融商品取引業者等	運用状況に係る情報の提供
第43条の6第2項	金融商品取引業者等	暗号等資産関連業務において、契約の締結又はその勧誘に関して、顧客を誤認させるような表示の禁止
第157条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第158条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第159条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第161条第1項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引等の制限
第163条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買等に関する報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主の禁止行為
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第167条の2	会社関係者等	未公表の重要事実の伝達等の禁止
第168条	何人も	虚偽の相場の公示等の禁止
第169条	何人も	対価を受けて行う新聞等への意見表示の制限

条 項	行為者	規定の概要
第170条	何人も	有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	一定の配当等の表示の禁止

〔金サ法〕

条 項	行為者	規定の概要
第31条第1項	金融サービス仲介業者	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第31条第2項	金融サービス仲介業者	損失保証・損失補填等の禁止等

〔犯収法〕

条 項	行為者	規定の概要
第4条第6項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(5) 裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限

証券監視委は、金商法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第187条	第194条の7第4項 第1号	関係人、参考人、鑑定人
第192条第1項	第194条の7第4項 第2号	下記に定める行為を行い、又は行おうとする者。 ・緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるときで、金商法又は同法に基づく命令に違反する行為。 ・金商法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利等に関し出資され、又は拠出された金銭等を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときで、これらの権利に係る同条第八項第七号から第九号までに掲げる行為。

(注) 金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔投信法〕

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第26条第1項(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第219条第1項	第225条第4項第1号	受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・投信法若しくは同法に基づく命令等に違反している場合で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。 ・受益証券を発行する投資信託委託会社の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第26条第7項(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第60条第3項、第219条第3項、第223条第3項において準用する金商法第187条の規定による権限 第60条第1項、第223条第1項	第225条第4項第2号 第225条第4項第1号	関係人、参考人、鑑定人 外国投資信託等の受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。

(注) 投信法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

第2章

証券監視委の 基本指針等



証券取引等監視委員会 中期活動方針

（第11期：2023年～2025年）

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

2023（令和5）年1月27日

証券取引等監視委員会

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視¹による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成4年に設置され、今般、節目となる30周年を迎えるとともに、第11期²が発足しました。

この間、累次の制度改正等により、市場監視権限の充実・強化が図られるとともに、新たな商品・取引等の出現により、市場監視対象の拡大・複雑化・高度化・グローバル化が進展しました。加えて、足下、新型コロナウイルス感染症や地政学リスクの高まり、経済安全保障を巡る情勢等により、市場を取り巻く環境は大きく変化しているほか、第11期の期間中においても、新たな環境変化が生じる可能性もあります。

証券監視委は、こうした大きな環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処、といった機能を引き続き適時適切に活用することで、自らの使命を果たしてまいります。

具体的には、以下のとおり、「Ⅰ. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」「Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査」「Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現に努めてまいります。また、市場監視の専門機関としての能力を向上させ、市場監視の好循環の礎とします。

¹ 市場監視とは、市場モニタリング、取引審査、証券検査、取引調査、開示検査、犯則調査等を含む、証券監視委の活動全般を指す。

² 証券監視委の委員長及び委員の任期は3年とされており（金融庁設置法第13条第1項）、この3年の期間を「1期」と呼んでいる。



具体的な施策

I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析

(1) 有用情報の収集

- 証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集し、活用します。
- 市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用します。

(2) 市場の変化等の適切な把握・分析

- 株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の市場全体に日常的に目を向けるとともに、国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止・早期発見につなげます。
- 市場・上場企業を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品・取引、上場企業による開示の充実に向けた取組み等への確に対応し、市場監視の空白を作らない取組みを行います。

(3) 国際連携の強化

- 証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、グローバルな市場監視を強化するとともに、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を交換し、市場監視に活用します。

II. 効果的・効率的な調査・検査

(4) リスクベースアプローチに基づく証券検査

- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明することにより、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげます。

(5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。



- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

(6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的にを行います。

(7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

- 顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て等、投資者被害事案に対して積極的に取り組みます。

(8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

- 証券監視委として過去に勧告・告発等した類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等（例えば、潜脱的な大量保有・買付け、新たな類型の偽計等）についても、積極的に対応します。

Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(9) 情報発信の強化

- 投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させます。
- 個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行います。これにより、意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集につなげます。

(10) 関係機関との更なる連携強化

- 市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。
- 共通の目的を有する自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。



市場監視の専門機関としての能力向上

○ デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化

- 市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上を図るとともに、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推進します。

○ 職員の戦略的な育成・活用等

- 市場監視の力の源泉は職員であり、職員誰もがいきいきと働き、全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう環境整備を進めます。
- 証券監視委の使命を適切に果たしていくため、高度な専門性と幅広い視点を持った職員の育成に引き続き取り組みます。
- その上で、こうした職員の能力と、法律、会計、システム、不動産、金融工学等の多様な専門家の知見とを結集し、関係機関とも連携して、複雑化・高度化する市場に対応していきます。

○ 財務局との協働・連携の推進

- 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において更なる情報共有を進め意思疎通をしっかりと確保し、一体的な業務運営を図っていきます。

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

<電話・FAXによる情報提供先>

直通電話：0570-00-3581（一部のIP電話等からは03-3581-9909）におかけください。

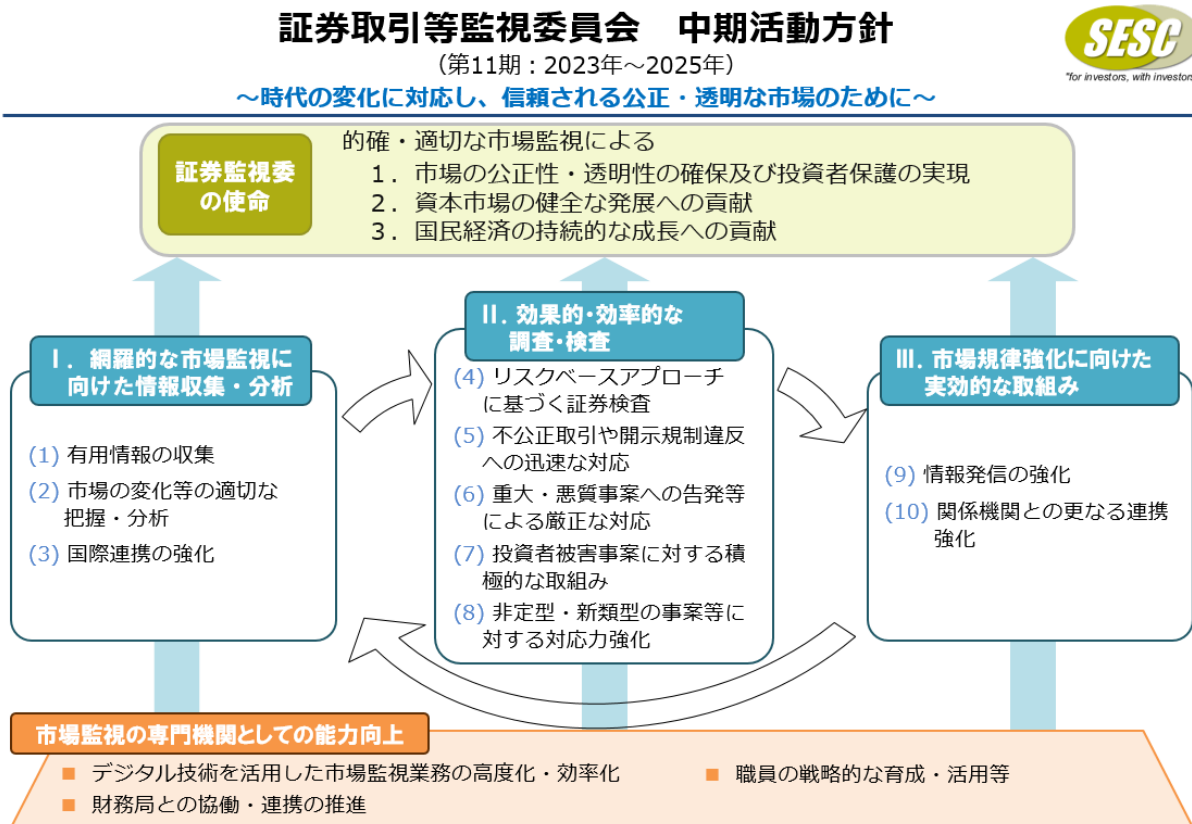
FAX【高齢者・障がい者専用】：03-3506-6699（「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。）

SESC 情報提供

検索



- ◆ 証券監視委では、「粉飾決算（架空売上・架空利益の計上等）」、「投資者保護上の問題（著しい高利回りを明示する金融商品等）」、「市場における不正取引（インサイダー取引、相場操縦等）」などの情報を幅広く受け付けています。



今後の証券モニタリングの基本的な考え方

令和2年6月

証券取引等監視委員会

今後の証券モニタリングの基本的な考え方

本文書は、金融商品取引業者等に対するモニタリング（証券モニタリング）に関し、証券取引等監視委員会（証券監視委）がオン・オフ一体のモニタリング¹に取り組む中、金融庁から先に公表された方針・指針等を踏まえつつ、今後の証券モニタリングの基本的な考え方を、関連文書も含めて整理したものである。

I. 証券モニタリングの現状と課題

1. 証券監視委のこれまでの取組

(1) リスクベースに基づくオン・オフ一体のモニタリング

証券監視委では、監督部局との連携を通じて、金融商品取引業者等の経営管理（ガバナンス）の有効性、取扱金融商品や取引等のビジネスの特性、リスク管理の適切性や財務の状況等を的確に把握し、延べ7千を超える金融商品取引業者等が抱えるリスクの特性に応じた、オン・オフ一体のモニタリングを行っている。

特にオンサイト・モニタリングにおいては、問題の全体像を把握したうえで、根本的な原因を究明し、再発防止につながる深度のある検証に取り組んでいる。

(2) 証券監視委で策定した方針等

これまで証券監視委では、上記(1)のオン・オフ一体のモニタリングを行うために、金融商品取引法を始めとする関連法令に基づくほか、以下の方針及び指針等を策定・公表し、これらを踏まえた証券モニタリングに取り組んでいる。

① 証券取引等監視委員会 中期活動方針

証券監視委を取り巻く環境を踏まえた3年ごとの活動方針

② 証券モニタリング基本方針

時々の経済・市場環境等を踏まえた、証券モニタリングに関する事務年度ごとの重点的な取組事項等

③ 金融商品取引業者等検査マニュアル（証券検査マニュアル）

オンサイト・モニタリングの着眼点や留意点を例示した検査官向けの手引

④ 証券モニタリングに関する基本指針

主としてオンサイト・モニタリングの手続

2. 証券監視委の証券モニタリングにおける今後の課題

上述のとおり、証券監視委では、監督部局との連携の下、オン・オフ一体のモニタリ

¹ 証券モニタリングは、オンサイトとオフサイトのモニタリング双方を包含している。このうち、オンサイト・モニタリングとは、オンサイトによる検査を示し、オフサイト・モニタリングとは、オンサイトによる検査以外で、金融商品取引業者等に対する報告徴取及びヒアリング等を通じた情報収集等を幅広く行う活動であり、主として監督部局と連携して行う活動を示す。

ングを行っているが、金融庁において、平成 30 年6月以来、全ての金融機関等の検査・監督をスコープに入れて、基本的な考え方の整理が行われている(注)。こうした中、証券監視委の証券モニタリングを一層効果的・効率的に行うためには、検査・監督の着眼点や留意点の共通化や明確化を図ることが重要な課題となっている。

以下は、証券監視委の方針及び指針等と、金融庁から公表されている検査・監督基本方針、監督指針及びディスカッション・ペーパー等との関係を含め、証券監視委の今後の証券モニタリングにおける基本的な考え方及び進め方を示すものである。

(注) 金融庁における検査・監督の考え方

金融庁においては、平成 30 年6月に、検査・監督対象となる全ての金融機関等の検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を定めた、「金融検査・監督の考え方と進め方」(検査・監督基本方針)を策定・公表し、以下の考え方を示している。

- 従来の定期検査だけでは、前回検査以降の環境変化や新たな課題の発生に機動的に対応できないこと等から、継続的な情報収集と対話の下に各金融機関等の特性を把握し、課題の性質に応じてオンサイトとオフサイトのモニタリングを機動的に使い分け、改善状況をフォローアップする、オン・オフ一体の継続的なモニタリングへの転換
- 今後の検査・監督の進め方として、最低基準の遵守状況を確認する「最低基準検証²」、持続的な最低基準充足を確保するための「動的な監督」、ベスト・プラクティスのための「見える化と探求型対話」の3つの手法の使い分け
- 個別のテーマ・分野(コンプライアンス・リスク管理、顧客本位の業務運営、IT ガバナンス、健全性政策等)については、監督指針とともにプリンシプルや金融機関との対話のための材料であるディスカッション・ペーパー等の活用

II. 今後の証券モニタリングについて

1. 基本的な考え方

証券監視委では、今後とも、金融商品取引業者等が法令等に基づき適正に業務を行っているか、引き続き厳正に検証していく。

その際、法令違反行為等の検証のみにとどまらず、将来の最低基準抵触の蓋然性も含めた問題の全体像の把握を行い、根本原因の究明やフォワード・ルッキングな視点からの検証に際しては、引き続き、業務運営態勢(経営管理態勢、内部管理態勢・法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部(外部)監査態勢、危機管理態勢)の整備状況に着眼する³。

² 最低基準の中には、利用者保護、市場の公正性・透明性の確保を目的として制定された諸法令や、経営管理・顧客保護・リスク管理のために最低限必要とされる態勢等が含まれている。

³ 証券検査マニュアルに記載のある上記5つの業務運営態勢の整備については、根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価のため引き続き重要であることから、今後も証券モニタリングの着眼点としていく。

特に、金融グループ等に属する金融商品取引業者等のモニタリングに当たっては、監督部局等と連携し、当該金融商品取引業者等が属する金融グループ全体のビジネスモデルや経営方針等を含めた多角的な観点からモニタリングを行う。

2. モニタリングの進め方

(1) ルールベースの検証

金融商品取引法及び関連法令においては、金融商品取引業者等が市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護等を図るうえで遵守すべき最低限度のルールが規定されている。今後も、金融商品取引法及び関連法令等の規定に基づき、金融商品取引業者等の業務が適正に行われているか、引き続き厳正に検証を行っていく。その際、個別の規定の適用に当たっては、法令の趣旨・目的に遡って保護すべき重要な法益等を踏まえた検証を行う。

(2) 根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価のための業務運営態勢

検知された法令違反行為等の根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価に当たっては、金融庁から公表されている監督指針⁴を踏まえ業務運営態勢の適切性を検証するほか、検査・監督基本方針、プリンシプルや分野ごとのディスカッション・ペーパー等の考え方・進め方も踏まえながら取り組む。

例えば検査・監督基本方針に関しては、事案の内容に応じて、以下の考え方を踏まえることとする。

- 問題事象の根本原因の追究を通じて将来に向けた実効性ある改善策を議論することや、ガバナンス・企業文化・内部管理態勢が全体として必要な実効性を有しているかを評価することが重要であること
- 足元で利用者保護や不公正取引に関する問題事象が生じていなくても、金融機関のビジネスモデル、社会経済環境、規制動向、社会的な期待目線の高まり等から将来において問題事象が発生する蓋然性が高まっている場合、将来的に最低基準に抵触する蓋然性が高いこと

(3) 事務年度ごとの重点的なモニタリング方針

金融商品取引業者等を取り巻く経済環境等の変化を踏まえたフォワード・ルッキングな視点からのモニタリングの方針や重点事項等は、金融庁から公表される金融行政の方針⁵等を踏まえつつ、中期活動方針や証券モニタリング基本方針において定める。

⁴ その他監督指針等としては、信用格付業者向け、高速取引行為者向け、清算・振替機関等向けや「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」がある。

⁵ 例えば令和元事務年度の場合、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」(令和元年8月28日策定)を示す。

(4) 検査手続

検査の実施手続は、引き続き証券モニタリングに関する基本指針を使用していく。

3. 証券検査マニュアルの取扱い

(1) 現状⁶

平成 13 年に策定した証券検査マニュアル⁷は、金融商品取引業者等の業務運営態勢に着眼した態勢編及び金融商品取引業者等の業務プロセスに沿って法令等遵守の確認項目を例示した業務編から構成されているところ、証券監視委においては、これまで主として検査官の手引書として活用してきた。

こうした中、現状において、態勢編は、その大部分において監督指針と内容が重複している。また、業務編は、金融商品取引業者等の取引やそのビジネスモデル等の複雑化・多様化が急速に進む環境下において、個々の金融商品取引業者等が抱えるリスクに応じた検証が求められている中、証券検査マニュアルのチェックリスト形式による一律の検証を行う意義は薄れてきたと考えられる。

(2) 証券検査マニュアルの廃止等

上記を踏まえ、証券検査マニュアルの態勢編については、オン・オフ一体のモニタリングの下、金融商品取引業者等の業務の検証において必要となる考え方も含めて、監督指針へ引き継ぐ。

また、業務編については、こうした記載項目に依拠した業務プロセスの構築が、形式面のみを重視することにつながるおそれがあり、また、本来、金融商品取引業者等がそれぞれの業務の規模や特性に応じて自ら実効性ある事務手続の方法を策定すべきものであるとの観点から、廃止⁸する。

証券検査マニュアルの態勢編及び業務編に関する上記措置は、本文書の策定と同時に実施する。

なお、証券検査マニュアル廃止後の証券モニタリングに係る方針・指針等については、別紙のとおりとなっている。

以上

⁶ 金融庁においては、令和元年 12 月に預金取引等金融機関や保険等の検査マニュアルを廃止した。

⁷ 元々、「証券会社に係る検査マニュアル」として平成 13 年 6 月に策定・公表。その後、「証券検査マニュアル」、「金融商品取引業者等検査マニュアル」に改名して存続してきた。

⁸ 「金融商品取引業者等検査マニュアル」の別冊である「信用格付業者検査マニュアル」も併せて廃止する。

施行日

令和2年6月26日 策定

(別紙)

令和7年5月1日現在

証券検査マニュアル廃止後における 証券モニタリング関係の方針・指針等⁹

【証券監視委公表分】

- 今後の証券モニタリングの基本的な考え方（令和2年6月26日策定）
- 証券モニタリングに関する基本指針（平成17年7月14日策定）
- 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第11期)（令和5年1月27日公表）
- 証券モニタリング基本方針

【金融庁公表分】

- 金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)
（平成30年6月29日策定）

(監督指針等)

- 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針
（平成19年9月30日策定）
- 信用格付業者向けの監督指針
（平成22年4月1日策定）
- 高速取引行為者向けの監督指針
（平成29年12月27日策定）
- 投資運用関係業務受託業者向けの監督指針
（令和7年5月1日策定）
- 金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針
（令和3年11月1日策定）
- 清算・振替機関等向けの総合的な監督指針
（平成25年12月10日策定）
- 指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針
（平成25年8月2日策定）
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン
（平成30年2月6日制定）
- 金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン
（令和6年10月4日制定）

※上記監督指針等は、[金融庁ウェブサイト](#)を参照

(ディスカッション・ペーパー等)

- コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)（平成30年10月15日策定）
- 金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方(健全性政策基本方針)
（平成31年3月29日策定）
- 金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理
（令和元年6月21日策定）

⁹ これらの方針・指針等が改定・実施された場合、特に別段の定めがある場合を除き、改定後の方針・指針等に基づくものとする。

- 金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題
(令和元年6月28日公表)
- 顧客本位の業務運営に関する原則 (平成29年3月30日公表)
- マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理
- 金融行政方針

証券モニタリングに関する基本指針

令和7年5月

証券取引等監視委員会

本指針は、証券モニタリングの過程において、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）及び財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）が実施する検査に係る基本的な手続を示したものである。

検査は、リスクベースに基づく証券モニタリングを実施する上での一手段であり、ルールベースの検証のみにとどまらず、根本原因の究明や、フォワードルッキングな観点からの検証も行う。他方で、検査は検査対象先に相応の負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力を得ることも重要である。

そのため、検査官及び検査対象先双方が、検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な検査を実施することが重要である。

したがって、本指針について検査対象先が理解していることを確認するとともに、本指針に規定のない取扱いを行う際には、随時、検査対象先へ説明する等の配慮が必要である。

（注１）証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を包含している。

また、検査は、法令の検査権限に基づく検査を指し、モニタリングは、検査以外で証券監視委、監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。）、検査部局、財務局等が連携し、あるいは必要に応じて直接に、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先（証券監視委、金融庁の関係部署等及び必要に応じて、自主規制機関（金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。）等）との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

（注２）本指針において、金融商品取引業者等とは、金融商品取引業者、登録金融機関のほか、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、自主規制機関等法令に基づいて行う検査対象先を指す。

I 検査の準備

1. 検査官の心構え

検査官は、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1) 綱紀・品位・秘密の保持

検査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、証券モニタリングの遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 適正な手続の遵守

検査官は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）等の規定の趣旨を十分に理解した上で、証券モニタリングが私企業又は個人に対するものであることを自覚し、常に適正な手続に基づいて実施しなければならない。

(3) 効率的・効果的な証券モニタリングによる実態の把握と根本原因の究明

検査官は、証券モニタリング対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取しなければならない。また、検査官は、不断に証券モニタリングに必要な情報の収集・分析に努めるとともに、フォワードルッキングな観点を持ち、様々な情報を幅広い視点で検証することに努めるものとする。さらに、検査官は、創意工夫を通じて、効率的・効果的な証券モニタリングを行うことで、証券モニタリング対象先のビジネスモデル（業務の実態、取扱商品、収益構造等を指す。以下同じ。）や業務等の正確な実態を把握するとともに、問題点を把握したときは、その根本原因（例えば、企業文化、経営方針、ガバナンス（経営管理態勢を指す。以下同じ。）等）の究明に努めなければならない。

(4) 自己研さんと能力の発揮

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融商品市場等の動向に広く目を向けるなど、常に自己研さんに努めなければならない。また、全ての検査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努め

なければならない。

2. 検査実施の検討

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、モニタリングで把握した課題について、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

（１）検査対象先の選定

検査の実施に当たり、モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果等を総合的に勘案した上で、リスクベースでその対象先を選定する。

（２）検査の種類

検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について行う検査をいう。

（３）検査の方法

一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査（①に掲げるものを除く。）をいう。

③ グループ等一体型検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の親子法人や契約先など、グループ等に対して必要に応じて一体的に行う検査をいう。

④ 同時検査

効率的・効果的な検査の実施に資するため、金融庁の検査部局と時期を同じくして行う検査をいう。

（注）留意事項

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

また、同時検査の実施に当たっては、金融庁の検査部局との間で、十分調整の上行うものとする。

3. 検査命令書の作成

検査命令書（別紙様式1）は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等（財務局にあっては「財務局長」、財務支局にあっては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。）名で作成する。

4. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする（予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。）。

（注）財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

5. 予告検査

（1）予告検査

臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

（2）検査予告時期

検査予告は臨店検査着手日のおおむね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする（Ⅱ 1.（1）口参照）。

6. 検査の実施

検査においては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検証を行い、問題が認められた場合には、法令等違反行為等の指摘にとどめることなく、その問題の根本原因を究明するように努めるものとする。

II 検査の手順等

1. 臨店検査

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

イ. 主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的（一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。）
- ② 検査への協力依頼（検査を受けて（予告検査の場合は、検査予告後）、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達する。）
- ③ 検査のプロセス（初回検査先以外は省略可。）
- ④ 検査関係情報（Ⅱ 1.（2）①参照）の第三者への開示制限の概要
- ⑤ 意見申出制度の概要（Ⅲ 1.「意見申出制度」参照）
- ⑥ 検査モニターの概要（Ⅲ 2.「検査モニター」参照）
- ⑦ 必要な提出資料の提示（Ⅶ 2.「提出資料一覧」参照）
- ⑧ その他必要な事項

なお、検査官は、相手方に検査証票を提示できるよう、常に携帯する必要がある。

- ロ. 予告検査の場合には、検査予告時に、
- i. 上記①及び②の項目の説明、
 - ii. 臨店検査着手日の伝達並びに
 - iii. これ以降の資料保存等の要請をする
- とともに、その後速やかに必要な提出資料の提示をするものとする。また、それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明す

るものとする。

(2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。）の第三者への開示制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

- ・ 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。
- ・ 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長（以下「証券検査課長」という。財務局等にあつては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- ・ 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書（以下「第三者非開示承諾書」という。（別紙様式2））に記名すること。

② 第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ. 主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に、検査終了通知書交付前であれば主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官））の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を記載した第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名を受けるものとする。
- ロ. ただし、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、開示制限の対象となる第三者に該当しないものとする。

③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出

- イ. 主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局

等にあつては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開示の申出があつた場合には、当該検査対象先から書面による申請(以下「開示承諾申請」という。(別紙様式3))を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

- ・ 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
- ・ 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・ 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

ただし、以下の場合には開示承諾申請を要しないものとする。

- ・ 検査対象先の経営管理会社への開示であつて、過去の検査において、当該経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合(当該経営管理会社に変更がない場合に限る。)
- ・ 検査期間中に主任検査官の求めにより、検査対象先が、第三者(例えば、業務委託先)に検査に係る事項について確認をするため当該第三者に対して行う開示であつて、当該確認のため必要な限度内で検査関係情報を開示する場合
- ・ 検査対象先が、検査期間中に、当該検査対象先と契約関係にある外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に対して相談のために行う開示であつて、当該開示について事前に主任検査官に報告が行われ、主任検査官が検査の実行性及び保秘の観点から支障がないと判断した場合

ロ. 検査対象先から開示承諾申請があつた場合、主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、iii. 検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

(3) 検査資料の徴求

① 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

② 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を明確に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、徴求する資料の重複等がないように努めるものとする。

③ 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、主任検査官は、原則として、検査対象先に対して借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

④ 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

(4) 現物検査

① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、やむを得ない事情により就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的・効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日（初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに）に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店検査期間中は、検査対象先との双方向の対話を重視し、検査対象先のビジネスモデル、ガバナンス、内部管理態勢等のほか、個別の問題点等について、深度ある議論に努める。

また、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、双方向の対話を通じ、深度ある議論を行った上で、問題点・相違点等の認識の共有を図るよう努める。

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回し、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努める。

- ③ 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。
- ④ 主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣

と意見交換を行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

(7) 事実の解明又は認定

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べる事又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(9) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票（別紙様式4）

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理票を作成する。

② 質問票（別紙様式5）

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

③ モニタリング確認票（別紙様式6）

検査基準日現在で具体的な問題は生じていないものの、ビジネスモデルの変化等に応じ、フォワードルッキングな観点からガバナンスや内部管理態勢上の課題と考えられる事項を把握・認識共有するために、検査対象先と認識共有ができた事項（以下「留意すべき事項」という。）

について、必要に応じて、モニタリング確認票を作成する。

なお、主任検査官は、モニタリング確認票で確認した内容については、深度ある議論により検査対象先との間で課題として認識共有ができたものに限ることから、検査対象先に意見申出の対象とはならないこと、検査終了通知書に記載することを前提としていることを伝える。

(10) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題及び課題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の根本原因を追究するものとする。更に、ビジネスモデルや業務運営状況、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票及びモニタリング確認票を作成するものとする。

(11) 臨店検査におけるその他の留意事項

① ヒアリングへの他の役職員の同席

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

② 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券取引等監視委員会事務局証券検査課証券検査指導官（以下「証券検査指導官」という。）と対応について協議を行った上、証券検査課長へ報告（財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）し、必要な指示を受けるものとする。

③ 反面調査

主任検査官は、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認（反面調査）を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告（財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）し、指示を受けて反面調査を行うものとする。

④ 業務委託先等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官は、業務委託先、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告（財務局等にあつては、証券取引等監視官へ協議ないし報告）する。当該検査については、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

⑤ 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等（以下「検査拒否等」という。）により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査指導官へ連絡するものとする。証券検査指導官は、速やかに主任検査官とその対応策を協議し、証券検査課長へ報告を行い、指示を受け、これを主任検査官へ連絡するものとする（財務局等にあつては、証券取引等監視官へ協議ないし報告し、指示を受けるものとする。）。

この際、主任検査官は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

⑥ 災害発生時等の対応

イ. 主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）は、必要に応じて主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

ロ. 主任検査官は、災害以外にも、以下の場合等においては、証券検査指導官と相談を行った上、証券検査指導官が証券検査課長へその旨報告（財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ相談ないし報告）し、指示を受けるものとする。検査の一時的な中断又は中止の検討、検討の結果については、上記と同様の取扱いとする。

a. 一時的な中断の検討

- ・ 検査対象先の作業に長時間を要する場合
- ・ 検査対象先との間で重大な問題点等について認識の相違がある場合

b. 一時的な中断又は中止の検討

- ・ 会社の消滅、重大なシステム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合

2. 臨店検査終了後

（1）検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような根本原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、証券取引等監視委員会事務局証券検査課審査担当係（財務局等にあっては、審査担当係等を経由。）と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

（2）講評等

- ① 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項や留意すべき事項を整理し、（指摘事項がない場合は可能な限り速やかに）、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

ただし、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

（注）指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

イ. 検査で認められた法令等違反行為等及び留意すべき事項を伝達す

る。また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

ロ. 上記イ. のうち法令等違反行為等については、検査対象先と認識が相違した事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

② 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

③ 講評の際の出席者

イ. 証券監視委又は財務局等

原則として、主任検査官のほか担当検査官 1 名以上とする。

ロ. 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

④ 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達（証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）が効率性等の観点からその他の手段による伝達が適当と判断した場合は、その他の手段により伝達）する。なお、講評（留意すべき事項を除く）は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容を伝えるものとする。

また、主任検査官は必要に応じて、検査対象先の監査関係者に対しても検査結果を講評時等において共有する等、改善に向けた自主的な取り組みの促進に資するよう努めるものとする。

（３）検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後（財務局等にあつては、財務局長等説明等の後）速やかに証券監視委委員長名（財務局等にあつては財務局長等名）において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする（別紙様式 7）。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭等適宜の方法により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3 か月以内を目途に行うよ

う努めるものとする。

(4) 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

(5) 検査結果の公表等

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

- ① 勧告に至った事案については、検査終了後、速やかに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。
- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、当面の間、平成 27 年金商法改正以前の法令等違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。
- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1 年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

(6) 検査後のフィードバック等

証券監視委及び財務局等は検査の結果について、今後のモニタリング等に適切に反映させるとともに、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に対する証券モニタリング概要・事例集の内容を充実させるなど、証券モニタリングの結果をフィードバックしていくことで、証券モニタリングの PDCA サイクルを有効に機能させるよう努めるものとする。

Ⅲ 意見申出制度・検査モニター

1. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。(Ⅱ

1. (1) イ. ⑤参照)

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式8)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てとして、証券監視委に直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等の事実関係に関する意見相違事項に限る。

(注) 上記意見相違事項以外の申出内容(法令解釈、新たな論点、新たな主張等)は対象外となる。

ハ. 意見申出書の提出期間は、検査対象先の責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、検査対象先から上記期間内に提出期間延長の要請があった場合、上記期間から、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間を延長することができる。意見申出書が郵送により提出された場合、消印が提出期間内(提出期間を延長した場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない場合は、提出期間内に意見申出書のみを提出すれば足り、後日、説明資料を提出することができる。その場合、申請者は、速やかに説明資料を提出するものとする。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書（別紙様式 9）を提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

ヘ. 証券監視委事務局長は、提出された意見申出書が下記に該当する場合、速やかに申出者に対して意見申出書の受付日及び不受理の理由を記載した意見申出不受理決定通知書（別紙様式 10）を申出者に送付することとし、申出者の求めに応じて、意見申出書及び説明書類を返却することができる。

- ・意見相違事項が上記ロ.（注）に該当する場合
- ・上記ハ. に定める期限を超えて提出された場合

② 審理手続等

イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局（証券検査課以外の課）が作成した審理結果（案）に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ. 審理結果については、検査終了通知書（案）に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

申出者（検査対象先）に対する審理結果の回答については、検査終了通知書に別添として添付する形で行う。

2. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見を受け付け、臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。（Ⅱ 1.（1）イ. ⑥参照）

（2）検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付（アンケート方式）」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付（アンケート方式）

イ. 意見提出方法

証券監視委ウェブサイトに掲載された所定のアンケート用紙（別紙様式 11）に記入し、電子情報処理組織を使用する方法又は郵送に

より送付する。

ロ. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査終了日から検査終了通知書交付後 10 日目（行政機関の休日を除く。）までを目安とする。

② 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長（証券検査課担当）、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ、証券監視委事務局の実施者）とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、臨店検査開始から検査終了通知書交付前までの間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

（注）実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に（必要があれば実施後も）検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

IV 書類の作成等に関する特例及び留意点

1. 英語による提出書類の作成等に関する特例

下記（１）又は（２）に該当する者は、（３）に掲げる書類（③から⑤までの書類は、当該書類において指定する記載欄）について、英語で作成（記載）し、提出することができる。この場合においては、①から⑧までに掲げる書類は、当該書類の様式に準じて英語で作成（記載）するものとする。

（１）金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件（令和４年金融庁告示第１３号）第１号又は第２号の規定の適用を受けて金商法第２９条の登録、同法第３０条第１項の認可又は同法第３１条第４項の変更登録を受けた者（ただし、同告示第３号に規定されている業務範囲に限る。）

（２）海外投資家等特例業務届出者

（３）英語で作成（記載）し、提出することができる書類

- ① 第三者非開示承諾書 別紙様式２
- ② 検査関係情報開示承諾申請書 別紙様式３－１、３－２
- ③ 整理票「事実関係に対する認識」欄 別紙様式４
- ④ 質問票「質問事項に対する回答」欄 別紙様式５
- ⑤ モニタリング確認票「モニタリング評価に対する認識」欄 別紙様式６
- ⑥ 意見申出書 別紙様式８
- ⑦ 意見申出書の取下げについて 別紙様式９
- ⑧ 検査モニター【アンケート方式】 別紙様式１１
- ⑨ 臨店当初等に依頼することとなる必要な提出資料（Ⅶ２．「提出資料一覧」参照）

なお、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、上記（１）又は（２）に該当する者に対し、上記の書類又は記載欄の全部若しくは一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができるものとする。

2. 検査対象先が提出する書類における記載上の留意点

別紙様式における役員等の氏名の記載については、法令の手續に従い、登録の申請等の際に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を申請者の氏名に併記した申請書等を提出した者の場合は、旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は氏名に代えて旧氏及び名を記載することができることに留意する。

3. 書類の提出方法等の留意点

検査対象先から証券監視委又は財務局等への書類の提出及び証券監視委又は財務局等から検査対象先への書類の交付については、それぞれ電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

V 関係部局・自主規制機関等との連携等

1. 関係部局との連携等

(1) 財務局等

証券監視委は、証券モニタリングの手法や情報の共有化、検査対象先の選定や検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に証券モニタリングに取り組むものとする。

また、検査の実施に際しては、証券監視委と財務局等との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的・効果的な検査の実施に努めるものとする。

(2) 監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局との間では、証券モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、検査とモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。

金融庁の検査部局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の証券モニタリング対象先に対するモニタリングを連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

2. 自主規制機関等との連携等

(1) 自主規制機関

自主規制機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する証券モニタリングとの連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上を図るものとする。

こうした観点から、自主規制機関との間では、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

(2) 他省庁

証券モニタリングの実施に当たっては、関係する他省庁の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

(3) 捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンドの販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとする。

(4) 海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、IOSCOに加盟する証券規制当局間の多国間情報交換枠組み(MMOU)等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。

(5) その他

日本銀行では、業務の相手方となる金融機関等(金融商品取引業者等を含む。)に対する考査を実施していることから、日本銀行の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

VI 施行日

本指針は、平成 17 年 7 月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年 7 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

(改正)

- 本指針は、平成 22 年 7 月 29 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、平成 23 年 7 月 4 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、平成 25 年 8 月 8 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、平成 27 年 4 月 3 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和元年 5 月 7 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 2 年 9 月 17 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 2 年 12 月 23 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 3 年 1 月 12 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 3 年 6 月 30 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 3 年 11 月 22 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 4 年 3 月 31 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 6 年 4 月 11 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 7 年 5 月 1 日から適用する。

VII 参考

1. 検査のイメージ図

2. 提出資料一覧

(別紙)

- ・ 様式 1 検査命令書
- ・ 様式 2 第三者非開示承諾書
- ・ 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- ・ 様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)
- ・ 様式 4 整理票
- ・ 様式 5 質問票
- ・ 様式 6 モニタリング確認票
- ・ 様式 7 検査終了通知書
- ・ 様式 8 意見申出書
- ・ 様式 9 意見申出取下書
- ・ 様式10 意見申出不受理決定通知書
- ・ 様式11 検査モニター用紙

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・ 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項。なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する第 63 条の 6、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項を含む。また、海外投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、法第 63 条の 11 第 2 項において準用する法第 63 条の 14、法第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 3 及び第 3 項を含む。)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第 56 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第 57 条の 10 第 1 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (4) 指定親会社(金商法第 57 条の 23、第 194 条の 7 第 3 項)
- (5) 指定親会社の主要株主(金商法第 57 条の 26 第 2 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (6) 取引所取引許可業者(金商法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2

号及び第3項)

- (7) 電子店頭デリバティブ取引等許可業者(金商法第60条の14第2項において準用する第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)
- (8) 適格機関投資家等特例業務届出者(金商法第63条の6、第194条の7第2項第2号の2及び第3項)
- (9) 海外投資家等特例業務届出者(金商法第63条の14、第194条の7第2項第2号の3及び第3項。また、海外投資家等特例業務届出者とみなされる移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。)
- (10) 金融商品仲介業者(金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号及び第3項)
- (11) 信用格付業者(金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項)
- (12) 高速取引行為者(金商法第66条の67、第194条の7第2項第3号の3及び第3項)
- (13) 投資運用関係業務受託業者(金商法第66条の88、第194条の7第3項)
- (14) 認可金融商品取引業協会(金商法第75条、第194条の7第2項第4号及び第3項)
- (15) 認定金融商品取引業協会(金商法第79条の4、第194条の7第2項第5号及び第3項)
- (16) 投資者保護基金(金商法第79条の77、第194条の7第3項)
- (17) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第103条の4、第194条の7第3項)
- (18) 株式会社金融商品取引所の主要株主等(金商法第106条の6第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (19) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第106条の16、第194条の7第3項)
- (20) 金融商品取引所持株会社の主要株主等(金商法第106条の20第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (21) 金融商品取引所持株会社等(金商法第106条の27(第109条において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (22) 金融商品取引所(金商法第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)
- (23) 自主規制法人(金商法第153条の4において準用する第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)

- (24) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項)
- (25) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (26) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)
- (27) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (28) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項)
- (29) 証券金融会社(金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)
- (30) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)
- (31) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
- (32) 特定金融指標算出者等(金商法第 156 条の 89、第 194 条の 7 第 3 項)
- (33) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。))第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)
- (34) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)
- (35) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (36) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
- (37) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (38) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。))第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (39) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (40) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (41) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
- (42) 金融サービス仲介業者(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 137 条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 3 項)
- (43) 認定金融サービス仲介業協会(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 49 条第 1 項及び第 2 項、第 137 条第 2 項第 3 号及び第 4 号並びに第 3 項)
- (44) その他、上記(1)から(43)までに掲げる法律の規定により証券検査

の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

- イ. 金融商品取引業者（法令により規制対象とならない業者を除く。）、適格機関投資家等特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者（移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。）（犯罪収益移転防止法第16条第1項、第22条第6項第1号）
- ロ. 登録金融機関（犯罪収益移転防止法第16条第1項、第22条第6項第2号）
- ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関（犯罪収益移転防止法第16条第1項、第22条第7項）

（注）（ ）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

令和 6 年 8 月 2 日
証券取引等監視委員会

令和 6 事務年度¹ 証券モニタリング基本方針

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、近年の金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）を取り巻く環境等を踏まえ、令和 6 事務年度における、金商業者等に対する証券モニタリング²の主な検証事項等について取りまとめた³。

1. 金商業者等を取り巻く環境等

（1）金商業者等を取り巻く環境

① 顧客本位の業務運営等

令和 6 年 3 月に策定された「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」においては、金商業者等を含む金融事業者による顧客本位の業務運営の確保に向け、顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行うことが盛り込まれている。また、資産運用業の改革として、資産運用ビジネスを有する大手金融機関グループにおける顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築等を促すこと等、「資産運用立国実現プラン」に掲載された施策に取り組むことも盛り込まれているところ、金商業者等が顧客本位の業務運営を適切に確保し、期待される役割を十二分に発揮していくことが引き続き重要となっている。

② 詐欺的な投資勧誘による被害急増

SNS 型投資詐欺等の一層複雑化・巧妙化する投資詐欺等においては、無登録業者である可能性がある者からの勧誘による被害が多数発生しているところ、令和 6 年 6 月に策定された「国民を詐欺から守るための総合対策」においては、無登録業者の排除のための取組を積極的に推進することが盛り込まれている。

③ 持続的なビジネスモデルの構築や新たな金融商品の広がり

デジタル化の進展や高齢化、人口減少等に伴い、ビジネス環境が大きく変化する中、他の証券会社や金融機関との業務提携、市場環境や顧客ニーズの変化に則したサービスの提供等による持続可能なビジネスモデルの構築に向けた

¹ 令和 6 事務年度は令和 6 年 7 月から同 7 年 6 月までを指す。

² 本方針において証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を指している。「検査」とは、金融商品取引法第 56 条の 2 等の検査権限に基づくものを指し、「モニタリング」とは、検査以外のものを指す。

³ 証券監視委は、令和 5 年 1 月 27 日に公表した第 11 期中期活動方針において、リスクベースアプローチに基づく証券検査の継続や投資者被害事案に対する積極的な取組を掲げている。

動きが見られる。また、セキュリティトークンの取引プラットフォームの環境整備を踏まえ、PTS におけるセキュリティトークンの取り扱いが開始されている。

④ サイバーセキュリティリスクの高まり

サイバー攻撃の洗練化・巧妙化やそのリスクが引き続き急速に高まる中、金融機関においては、経営陣のリーダーシップの下、引き続きサイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢の強化が求められている。

⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）に対する国際的な関心は引き続き高く、金商業者等においては、FATF 第4次対日相互審査結果のフォローアップ状況及び第5次対日相互審査を見据えた取組が引き続き求められている。なお、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロンガイドライン」という。）上の「対応が求められる事項」の態勢整備の対応期限を令和6年3月末に迎えている。

（2）金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

昨事務年度等において、以下のとおり、金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更が見られる。こうした変更も踏まえ、金商業者等は、顧客本位の業務運営の徹底や、投資者保護を強化するための対応が求められている。

① 顧客本位の業務運営の確保に向けた対応

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」における議論を踏まえ、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行することを金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く求めるため、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び関連法が改正（令和5年11月29日公布）された。また、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）の一部改正により、NISA口座の成長投資枠を使用した合理性のない短期の乗り換え勧誘行為が行われていないかについても留意して監督を行う旨の記載等が追加された。

② デジタル化の進展等への対応

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」における議論を踏まえ、ソーシャルレンディング等を行う第二種金融商品取引業者に対して、運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等を禁止するほか、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利について、金融商品取引法（以下「金商法」という。）の販売勧誘規制を適用するため、金商法が改正（令和5年11月29日公布）された。

③ 資産運用の高度化・多様化

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「資産運用に関するタスクフォース」における議論を踏まえ、投資運用業者の参入促進に向けてミドル・バックオフィス業務を受託する事業者の任意の登録制度の創設、当該事業者に業務を委託する投資運用業者の登録要件の緩和を行うとともに、非上場有価証券の流通活性化に向けてプロ投資家を対象として非上場有価証券の仲介業務に特化する場合における第一種金融商品取引業者の登録要件の緩和等を行うため、金商法及び投資信託及び投資法人に関する法律が改正（令和6年5月22日公布）された。

④ 不動産関連ファンド運用業者の利益相反防止態勢に係る明確化

不動産関連ファンド運用業者について、監督指針の一部改正により、物件取得等に係る検討経緯等の適切な記録の保存や利益相反取引防止態勢に係る留意点が明記された。

（3）昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

昨事務年度の証券モニタリングを通じ、法令違反行為や不適切な業務運営等を行っている金商業者等が認められた。

① 第一種金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者

顧客本位の業務運営の取組状況については、大手証券会社及び地域証券会社において、顧客属性に照らして顧客に理解されるための説明が不十分である等、適合性原則に抵触する不適切な業務運営が認められた。

また、3メガバンクグループの証券会社等において、顧客から系列証券会社への情報共有を禁止されていたにもかかわらず、グループ間で当該顧客に係る非公開情報を授受する行為や、法人関係情報の不適切な管理を行っている状況が認められたほか、登録金融機関が、系列証券会社を有価証券の引受先とするよう交涉及び勧誘している状況が認められた。

ネット系証券会社においては、引受主幹事会社を務めた新規上場株式について、金融商品仲介業者等を通じ、実勢を反映しない作為的な相場となることを知りながら当該銘柄の買付注文の受託等をしている状況が認められた。

外国為替証拠金取引業者においては、ストレステスト結果の悪化を回避するため、社長の指示により、改ざんしたデータを使用してストレステストを実施している状況が認められた。

② 投資運用業者

不動産投資法人の運用を行う投資運用業者において、利害関係者からの物件取得の際の自社査定にあたり、採用した利回りの妥当性の検証記録が残されていないなど、利益相反リスク管理態勢に不備がある状況が認められた。

また、投資一任契約に基づき運用を行う投資運用業者において、デューデリジェンスの完了前に運用計画を社内会議で決議するなど、運用方針を決定する具体的な意思決定プロセスに不備がある状況等が認められた。

③ 投資助言・代理業者

自社ウェブサイト上の広告において、利益の見込みについて著しく事実と相違する表示を行ったほか、事実であるかのように装うため法定帳簿に虚偽の内容を記載する等の法令違反行為が認められた。

また、特定の顧客に対し、事前に助言銘柄を伝達するとともに売買等の助言を行う等、顧客のため忠実に投資助言業務を行っていない状況が認められた。

さらに、助言者や投資助言実績に関し、虚偽のことを告げたり、当社の信用性や会員数に関し、誤解を与える表示を示したりして、投資顧問契約の締結の勧誘を行う等の法令違反行為が認められた。

④ 第二種金融商品取引業者

投資型クラウドファンディングの運営会社において、顧客財産と自己の固有財産の分別管理が適切に行われていないなど、特定有価証券等管理行為を行うための要件を満たさないまま、顧客から金銭の預託を受けている状況等が認められた。

⑤ 無登録業者

金融商品取引業の登録を受けずに、外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行っている業者が認められた。

2. 業態横断的な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、また、金融庁の「金融行政方針」等も念頭に置きながら、金融庁関連部局等と連携し、業態横断的な検証事項として、以下の項目について検証を行う。

① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況等

金融商品の多様化も踏まえ、例えば、複雑又はリスクが高い商品の販売については、販売対象顧客の設定や顧客説明に関する社内ルールを整備し適切に実施しているか、その遵守状況を適切にモニタリングしているか、合理性のない短期の乗り換え勧誘行為が行われていないか、顧客本位の業務運営に関する原則に基づいた取組方針の内容と販売実態が整合しているか等について検証を行う。また、銀証連携ビジネスにおける販売勧誘状況や顧客情報管理態勢等の内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

② デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部

管理態勢の構築

例えば、非対面営業の拡大、新たな商品やサービスの提供といったビジネスモデルの変化による金商業者等の経営に与える影響や、それらを踏まえた内部管理態勢の構築について検証を行う。

他方で、従来型の対面営業に依存したビジネスモデルが継続されている場合は、その持続可能性など、市場環境や顧客ニーズの変化等が財務面を含む経営に与える影響等についても検証を行う。

- ③ サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況
- ④ AML/CFT に係る内部管理態勢の定着状況
マネロンガイドラインの「対応が求められる事項」に基づく態勢整備の状況について検証を行う。
- ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

上記のほか、金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じて、機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいく。

3. 規模・業態別の主な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金商業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等投資者保護上懸念がある先等に対して、以下の事項を中心に検証を行っていく。

（１）大手証券会社グループ⁴

引き続き、各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況について検証する。

また、売買審査態勢を含む業務運営態勢に不備が認められたことを踏まえ、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況について検証する。

さらに、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施する。

⁴ 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

(2) 外国証券会社

グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢や、システムリスク管理態勢の整備状況等の検証を行う。

また、我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況について検証を行う。

(3) ネット系証券会社

昨今のサイバー攻撃の洗練化・巧妙化やリスクの急激な高まりを踏まえ、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況について検証を行う。

また、金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等に対応した外部委託先の管理態勢や、新たな商品及びサービスの提供等のビジネスモデルの変化を踏まえた業務運営態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、新しい NISA 制度が開始した中、増加する新規口座開設数や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

(4) 準大手証券、地域証券会社（地域銀行系証券会社を含む）

顧客の高齢化や相続による顧客資産の流出、手数料競争の激化やデジタル化の推進による影響などによって厳しい経営環境となる中、持続可能なビジネスモデルの構築・検討状況について確認するとともに、適合性原則への対応等が図られているかについて検証を行う。

また、主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から内部管理態勢が機能しているかについて検証を行う。

(5) 外国為替証拠金取引業者

昨今のサイバー攻撃の洗練化・巧妙化やリスクの急激な高まりを踏まえ、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況について検証を行う。

また、広告規制違反、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況、ストレステストの実施を含めた店頭 FX 業者の決済リスク管理の状況について検証を行う。

(6) 投資運用業者

運用の実態把握、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相反管理態勢の整備（取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢となっている

かを含む）等の状況について検証を行う。

(7) 投資助言・代理業者

虚偽等の説明による勧誘行為・広告手法や、忠実義務違反などの投資者保護上問題のある行為の有無について検証を行う。

また、主要株主や経営体制が変更された業者について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から内部管理態勢が機能しているかについて検証を行う。

(8) 第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の实在性等に着目し、投資者等から寄せられた情報の分析等を通じた検証を行う。

また、主要株主や経営体制が変更された業者について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から内部管理態勢が機能しているかについて検証を行う。

(9) 登録金融機関

投資勧誘等の適正性や、適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況等について検証を行う。

(10) 金融商品仲介業者・その他の証券モニタリング対象先

金融商品仲介業者については、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性について検証を行う。

信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえて証券モニタリングを実施する。

(11) 無登録業者

無登録業者を排除することにより投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表、無登録業者との取引に係る注意喚起や投資者へのメッセージの掲載等を含めた情報発信を一層強化するほか、金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を一層強固に進めていく。

なお、上記の他、1.(2)に掲げた各種の規制の枠組み等の変更を踏まえた各社の対応状況等についてもあわせて検証を行う。

4. 証券モニタリングの進め方

(1) 検査

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 8,500 者となっており、その規模、業務内容や取扱金融商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、限られた人員等の下で、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を踏まえながら、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

そのため、証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携して、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、以下のような状況である場合を中心に、検査による実態把握を引き続き積極的に進めていく。また、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施するものとする。

- ① 個別の法令違反や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② モニタリングでは業務運営等の実態が必ずしも十分に把握できない状況（検査未実施先や長期未実施先、買収等による株主構成の変更に伴い、ビジネスモデルや業務運営態勢を変更した先を含む）
- ③ 取り扱う金融商品のリスクや分別管理の適切性などについて実態把握が必要な状況

検査においては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めるほか、個々の金商業者等の特性や検証事項に応じて、デジタルフォレンジックを実施することにより、深度ある検証を行うこととする。

また、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

(2) 関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、検査の計画策定段階から情報共有や意見交換等も含めて緊密に連携し、証券監視委は調整機能を発揮して財務局の取組を支援する。

また、必要に応じて証券監視委と財務局又は財務局間の合同検査を実施し、財務局間での検査応援等についても柔軟に行う。

また、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業等を行う暗号資産交換業者や金融サービス仲介業者に対する検査においては、証券監視委、金融庁検査部局、各財務局等との間で、情報共有、同時検査の実施等の連携を図っていく。

自主規制機関とは引き続き緊密に連携するとともに、更に連携の拡大・深化を図っていく。証券監視委と自主規制機関との間で、検査・監査等で検知した内容やその時々の問題意識をタイムリーかつ双方向に共有することで、証券モニタリングを効果的・効率的に進めながら、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図っていく。

5. 検査結果の情報発信・その他の取組

検査を通じて把握した問題点や究明した根本原因等については、必要に応じて、金融庁関連部局等と連携して金商業者等に対してフィードバックを行い、これらの監査関係者及び社外取締役に対しても、検査結果を講評時等において共有する等により、改善に向けた自主的な取組を促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。

取引調査に関する基本指針

I. 基本的考え方

1. 取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第 177 条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

2. 取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員（以下「調査官」という。）は、取引調査（以下「調査」という。）の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（1）証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

（2）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（3）適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（4）効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、事案の実態を解明するように努めなければならない。

（5）自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

II. 取引調査の実施手続等

1. 調査の実施

金商法第 173 条、第 174 条、第 174 条の 2、第 174 条の 3、第 175 条又は第 175 条

の2に定められる違反行為が疑われる取引（以下「事案」という。）について、事実を解明するために調査を行う。

2. 調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等（以下「対象先」という。）に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

（1）立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査（以下「検査」という。）を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えたとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ 検査の権限（金商法第177条）及び目的

ロ 検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ 検査の権限は金商法第177条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ 対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先（対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等）を立ち会わせるものとする。

ハ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ニ 閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。

ホ 検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえで、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないように適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

（2）質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えたとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ 質問調査の権限（金商法第177条）及び目的

ロ 質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

- イ 質問調査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。
- ロ 法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。
- ハ 質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。
- ニ 質問調査を作成した場合は、供述人に調査の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調査の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。
- ホ 質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。
- ヘ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
- ト 質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

3. 調査対象先からの申入れ等

対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

4. 問題発生時の対応

主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

5. 災害発生時の対応

調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

III. 勧告

調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するも

のとする。

IV. 公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表を行う。

V. 情報管理

1. 情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

- イ 調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ロ 調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。
- ハ とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

VI. 関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

VII. 施行日

本基本指針は平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

（改正）

本基本指針は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

開示検査に関する基本指針

I 基本的考え方

1. 開示検査の基本的考え方

金融商品取引法（以下「金商法」という。）における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第 26 条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、このような制度の趣旨を踏まえ、

- ① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- ② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

2. 調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（１）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（２）適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（３）効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

(4) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ 開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

1. 実施手続

1-1. 情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとともに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析し、開示検査を実施する必要性について検討する。

(注) 有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

1-2. 開示検査

(1) 報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発

行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延していると認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員その他の責任者に告げ、改善を求める。

(2) 立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

① 予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

② 証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- イ. 検査の権限、目的及び主な検証範囲
- ロ. 検査への協力依頼
- ハ. 検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
- ニ. 必要な提出資料の提示
- ホ. その他必要な事項

③ 現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

- イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
- ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があつた場合であっても、的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施

するよう努める。

④ その他の留意事項

- イ. 検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除き、これを認めない。
- ロ. 調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

(3) 証拠の収集・保全と的確な事実認定

- ① 調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）の意見等を聴取する。
- ② 検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。
- ③ 法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

(4) その他の留意事項

① 証票の携帯及び提示

調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては検査対象先に提示しなければならない。

② 検査対象先の業務等への配慮

- イ. 調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。

- ロ. 検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出を求める場合には、検査対象先の就業時間内を行うことを原則とする。
- ハ. 調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法について適時・適切な見直しに努める。

③ 検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④ 問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤ 災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥ 開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

1-3. 開示検査等の終了

(1) 勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

(2) 検査終了通知書の交付

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

(注) 開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

(3) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

2. 情報管理

(1) 検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- イ. 開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。
- ロ. 開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。
- ハ. とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

(2) 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

(3) 検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ）には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承諾を得るものとする。

3. 関係部局等との連携

- (1) 金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）との間において、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。
- (2) 公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。
- (3) 金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

Ⅲ その他

1. 金商法上の関連規定

金商法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項により準用される同法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 30 第 1 項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第 27 条の 35 に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 177 条に基づく調査（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）の施行後）並びに金商法第 193 条の 2 第 6 項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

2. 施行日

本基本指針は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

第3章

証券監視委の 活動実績等

3-1 証券監視委の活動状況

総括表

(単位:件数)

区 分 \ 年 度		平成4～ 令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	合 計
犯則事件の告発		203	2	8	8	4	7	232
勧 告		1,131	29	20	26	33	38	1,277
	証券検査結果等に基づく勧告	584	5	2	5	8	9	613
	課徴金納付命令に関する勧告 (不公正取引)	426	14	12	14	17	14	497
	課徴金納付命令に関する勧告 (開示書類の虚偽記載等)	117	10	5	7	8	14	161
	訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	0	1	0	0	1	6
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等に基づく公表		88	0	0	1	0	2	91
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て		25	1	1	2	1	1	31
建 議		26	0	0	1	0	0	27
証 券 検 査		3,873	47	46	59	65	86	4,176
	金融商品取引業者	3,197	41	37	42	56	73	3,446
	第一種金融商品取引業者	2,309	34	28	23	34	44	2,472
	第二種金融商品取引業者	298	1	1	3	6	10	319
	投資運用業者、投資助言・代理業者	590	6	8	16	16	19	655
	登録金融機関	351	0	2	6	6	1	366
	適格機関投資家等特例業務届出者	138	2	0	3	1	1	145
	金融商品仲介業者	76	2	2	4	1	8	93
	信用格付業者	10	1	0	0	0	0	11
	自主規制機関等	34	0	2	0	0	2	38
	投資法人	51	0	2	2	1	0	56
	その他	16	1	1	2	0	1	21
取引審査		19,170	965	969	1,065	1,183	982	24,334

(注)

1. 「証券検査」の計数は、着手ベースの実施件数である。
2. 「課徴金納付命令に関する勧告(不公正取引)」の計数は、命令対象者ベースの件数である。
3. 上記の第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)に対する検査のほか、財務局等において証券監視委担当第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)の支店単独検査を実施している。
4. 平成18年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。
5. 平成24年度及び26年度における「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等に基づく公表」の件数には、金商法第187条に基づく調査結果の公表がそれぞれ1件含まれている。
6. 平成28年度、29年度、令和元年度、4年度及び6年度の「証券検査結果等に基づく勧告」には、「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等に基づく公表」と併せて勧告を行ったものがあり、これについては両方に計上している。

3-2 市場分析審査実施状況

1. 取引審査実施状況

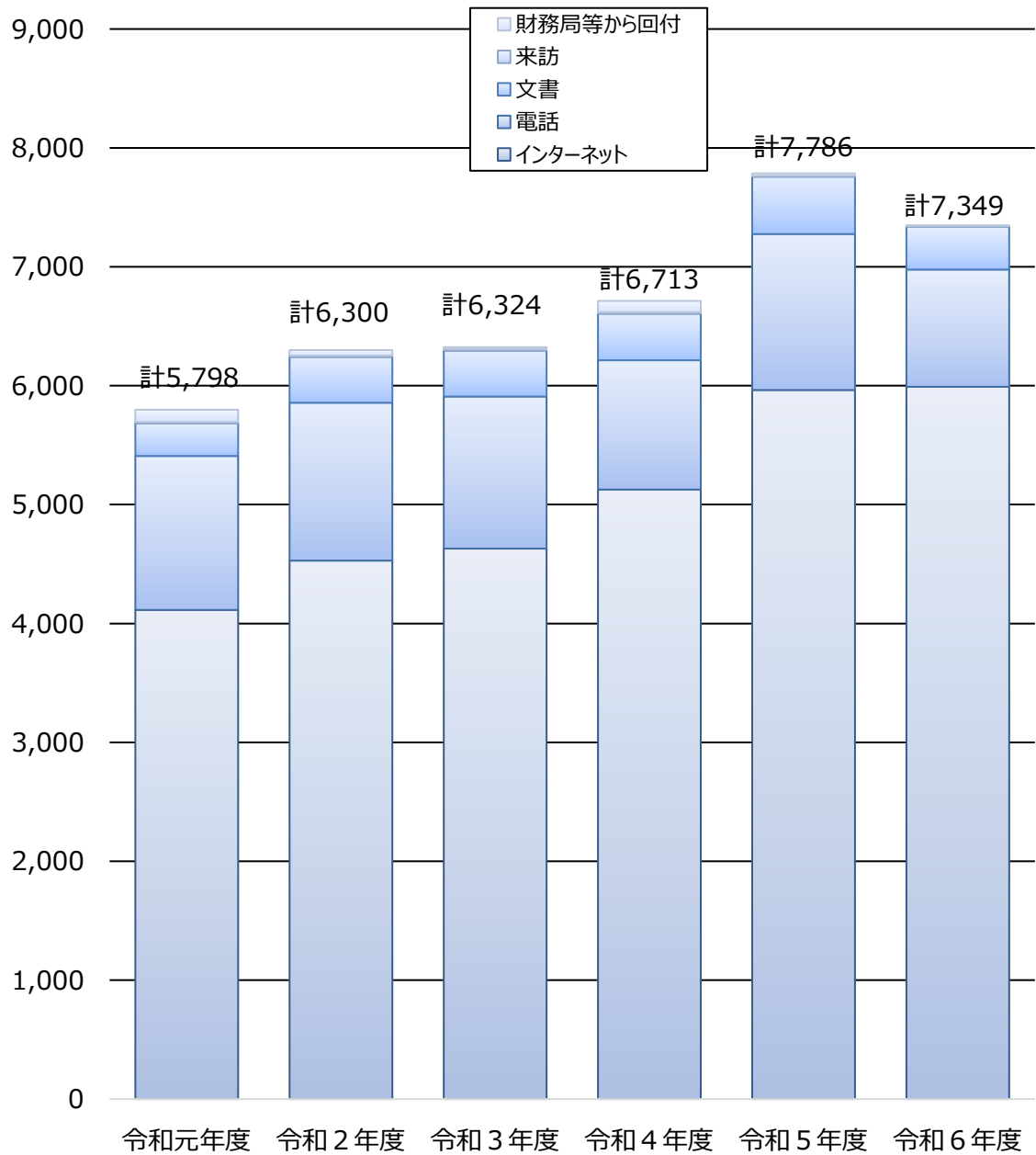
(単位:件数)

区 分	年 度				
	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
価格形成に関するもの	60	43	29	26	17
内部者取引に関するもの	900	922	1,024	1,147	957
そ の 他	5	4	12	10	8
合 計	965	969	1,065	1,183	982
(証券監視委)	429	377	448	478	343
(財務局等)	536	592	617	705	639

(注)会計年度(4月1日～翌年3月31日)ベース。

2. 情報の受付状況

(単位:件数)



		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受付件数の推移 (うち年金運用ホットライン)		5,798 (0)	6,300 (0)	6,324 (0)	6,713 (0)	7,786 (0)	7,349 (0)
媒体の種類別の内訳	インターネット	4,114	4,529	4,630	5,127	5,964	5,991
	電話	1,295	1,328	1,279	1,087	1,312	986
	文書	275	385	386	392	482	361
	来訪	10	11	12	11	8	5
	財務局等から回付	104	47	17	96	20	6

3. 情報の内容別受付状況

(単位:件数)

区 分	年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
A. 個別銘柄							
a. 取引規制							
1.	風説の流布・偽計	1	0	0	1	1	0
2.	相場操縦	2,574	2,764	2,421	2,829	3,515	3,429
3.	内部者取引	278	361	353	271	340	355
0.	その他	1,220	1,559	2,131	1,932	2,033	1,737
b. 開示							
1.	大量保有報告書の虚偽記載	4	0	10	2	3	9
2.	大量保有報告書の未提出	16	19	7	24	30	22
0.	その他	2	0	5	2	10	3
(小 計)		4,095	4,703	4,927	5,061	5,932	5,555
B. 発行者							
a. 法定開示							
1.	無届募集	2	0	0	2	4	8
2.	ファイナンス	0	2	2	0	1	8
3.	有価証券報告書等の虚偽記載	69	83	75	63	101	117
4.	有価証券報告書等の未提出	2	1	1	3	0	0
5.	内部統制報告	0	0	1	1	1	0
6.	無届公開買付	0	0	0	0	0	0
0.	その他	16	8	9	20	17	58
b. 協会・取引所ルール							
1.	適時開示	25	22	24	14	55	73
0.	その他	25	52	49	28	18	29
c. その他							
1.	ガバナンス等	5	0	10	5	36	29
0.	その他	89	102	90	114	77	471
(小 計)		233	270	261	250	310	793
C. 金融商品取引業者等							
a. 禁止行為等							
1.	断定的判断を提供した勧誘	1	0	0	1	3	1
2.	無断売買	5	5	0	1	2	4
3.	損失保証・補てん	3	2	1	1	0	1
4.	虚偽告知	0	0	0	1	0	1
5.	無登録での募集・私募の取扱い	0	0	0	1	0	0
0.	その他法令違反	30	49	16	44	48	19
b. 業務の運営状況							
1.	顧客の知識等に照らした不当な勧誘	6	0	4	0	4	4
2.	システム関連	15	13	9	18	10	9
3.	投資運用関連	1	6	4	3	3	3
0.	その他営業姿勢に関するもの	272	185	161	268	309	114
c. 経理							
1.	法定帳簿に関する不正	0	0	0	0	2	2
2.	財務の健全性・リスク管理	0	0	2	1	0	0
d. 協会・取引所ルール							
1.	自主ルール違反	0	2	0	1	1	8
e. その他							
0.	その他	164	146	161	223	198	205
(小 計)		497	408	358	563	580	371
D. その他							
a. 意見・要望等							
1.	委員会に対する意見等	159	157	211	120	145	41
2.	証券行政・政策に対する意見等	24	36	97	84	61	55
b. その他							
1.	無登録業者	171	211	229	330	452	248
2.	未公開株	4	15	5	4	2	1
3.	適格機関投資家等特例業者等	6	3	0	5	8	1
0.	その他	609	497	236	296	296	284
(小 計)		973	919	778	839	964	630
合 計		5,798	6,300	6,324	6,713	7,786	7,349

3-3 勧告等実施状況

1. 勧告実施件数一覧表

(単位:件数)

区 分 \ 年 度		平成4 ～令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	合計
勧告件数		1,131	29	20	26	33	38	1,277
	行政処分に関する勧告	584	5	2	5	8	9	613
	証券検査の結果に基づく勧告	571	5	2	5	8	9	600
	証券監視委の行った検査等にかかるもの	177	1	1	2	1	4	186
	財務局長等の行った検査等にかかるもの	395	4	1	3	7	5	415
	取引調査、犯則事件の調査に基づく勧告	17	0	0	0	0	0	17
	課徴金納付命令に関する勧告	543	24	17	21	25	28	658
	取引調査の結果に基づく勧告	393	14	10	13	14	10	454
	国際取引等調査の結果に基づく勧告	33	0	2	1	3	4	43
	開示検査の結果に基づく勧告	117	10	5	7	8	14	161
	訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	0	1	0	0	1	6

- ・ 行政処分に関する勧告のうち、平成9・平成15・平成16・平成26年度の勧告には、証券検査の結果及び取引調査・犯則事件の調査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては両方に計上したため、合計数と一致しない。
- ・ 平成25年度の証券検査の結果に基づく勧告には、証券監視委及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。
- ・ 課徴金納付命令に関する勧告のうち、取引調査の結果に基づく勧告及び国際取引等調査の結果に基づく勧告については、課徴金納付命令対象者ベースで計上。

2. 金商業者等に対する行政処分等に係る勧告実績

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	アヴァトレード・ジャパン(株)	令和6年 4月23日	改ざんしたデータを使用してストレステストを実施している状況
2	関東	(株)あすなろ	令和6年 5月24日	顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況
3	証券監視委	(株)三菱UFJ銀行	令和6年 6月14日	銀証間における不適切な顧客情報の共有等 登録金融機関による有価証券関連業の禁止
4	証券監視委	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	令和6年 6月14日	銀証間における不適切な顧客情報の共有等 登録金融機関による有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況
5	証券監視委	モルガン・スタンレー MUFG証券(株)	令和6年 6月14日	銀証間における不適切な顧客情報の共有等
6	四国	(株)エフ・ポート	令和6年 6月18日	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況 及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況
7	関東	立花証券(株)	令和7年 3月28日	国内株式営業に係る不適切な業務運営の状況

	令和6年度
証券監視委	3
財務局	4
関東	3
四国	1
合計	7

3. 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等に係る勧告実績

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	(株)WCP	令和7年 1月17日	投資者の同意を得ることなくファンドと当社取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う等、忠実に投資運用業を行っていない状況
2	証券監視委	SIVEX(株)	令和7年 3月14日	虚偽の届出等を行っている状況 適格機関投資家等特例業務を適切に行っていないと認められる状況

	令和6年度
証券監視委	1
財務局	1
関東	1
合計	2

4. 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

不公正取引

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
			内部者取引		相場操縦		風説の流布・偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0
平成18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0
平成19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0
平成20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0
平成21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0
平成22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0
平成23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0
平成24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0
平成25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	9	461,050,000	1	4,096,050,000
平成26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935	0	0
平成27	35	191,835,000	22	75,500,000	12	104,095,000	1	12,240,000
平成28	51	371,400,000	43	89,790,000	8	281,610,000	0	0
平成29	26	168,960,000	21	60,830,000	5	108,130,000	0	0
平成30	33	412,105,000	23	36,650,000	7	373,405,000	3	2,050,000
令和元	29	280,085,000	24	240,730,000	5	39,355,000	0	0
令和2	14	430,440,000	8	41,610,000	6	388,830,000	0	0
令和3	12	102,870,000	6	55,570,000	6	47,300,000	0	0
令和4	14	68,910,000	8	8,090,000	6	60,820,000	0	0
令和5	17	49,200,000	13	35,270,000	3	6,030,000	1	7,900,000
令和6	14	81,710,000	12	57,860,000	1	21,760,000	1	2,090,000
合計	497	7,772,767,935	383	1,094,600,000	107	2,557,837,935	7	4,120,330,000

開示規制違反等

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
			開示規制		その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	0	0	0	0	0	0
平成18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
平成19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
平成20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
平成21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
平成22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
平成23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
平成24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
平成25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
平成26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0
平成27	6	7,800,120,000	6	7,800,120,000	0	0
平成28	5	425,780,000	5	425,780,000	0	0
平成29	2	12,000,000	2	12,000,000	0	0
平成30	10	393,430,000	10	393,430,000	0	0
令和元	6	2,746,955,000	6	2,746,955,000	0	0
令和2	10	2,746,854,996	10	2,746,854,996	0	0
令和3	5	397,199,997	5	397,199,997	0	0
令和4	7	362,190,000	7	362,190,000	0	0
令和5	8	451,845,000	8	451,845,000	0	0
令和6	14	922,920,000	14	922,920,000	0	0
合計	161	24,408,694,972	160	24,401,194,972	1	7,500,000

(注)

- 1 課徴金額は勧告時点のもの。
- 2 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

3-4 証券検査実施状況

1. 検査実施状況一覧表

(単位:件数)

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
合 計	73	47	46	59	65	86
(証 券 監 視 委)	(20)	(8)	(12)	(12)	(9)	(11)
(財 務 局 長 等)	(53)	(39)	(34)	(47)	(56)	(75)
金 融 商 品 取 引 業 者	64	41	37	42	56	73
(証 券 監 視 委)	(15)	(6)	(6)	(8)	(6)	(8)
(財 務 局 長 等)	(49)	(35)	(31)	(34)	(50)	(65)
第一種金融商品取引業者	44	34	28	23	34	44
(証 券 監 視 委)	(9)	(4)	(2)	(5)	(3)	(4)
(財 務 局 長 等)	(35)	(30)	(26)	(18)	(31)	(40)
第二種金融商品取引業者	4	1	1	3	6	10
(証 券 監 視 委)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財 務 局 長 等)	(2)	(1)	(1)	(3)	(6)	(10)
投資助言・代理業者	10	2	3	10	10	9
(証 券 監 視 委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財 務 局 長 等)	(10)	(2)	(3)	(10)	(10)	(9)
投資運用業者	6	4	5	6	6	10
(証 券 監 視 委)	(4)	(2)	(4)	(3)	(3)	(4)
(財 務 局 長 等)	(2)	(2)	(1)	(3)	(3)	(6)
登 録 金 融 機 関	2	0	2	6	6	1
(証 券 監 視 委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
(財 務 局 長 等)	(2)	(0)	(2)	(6)	(5)	(1)
適格機関投資家等特例業務届出者	0	2	0	3	1	1
(証 券 監 視 委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
(財 務 局 長 等)	(0)	(2)	(0)	(3)	(0)	(1)
金 融 商 品 仲 介 業 者	2	2	2	4	1	8
(証 券 監 視 委)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
(財 務 局 長 等)	(2)	(2)	(1)	(4)	(1)	(8)
信 用 格 付 業 者	1	1	0	0	0	0
(証 券 監 視 委)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自 主 規 制 機 関 等	2	0	2	0	0	2
(証 券 監 視 委)	(2)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投 資 法 人	1	0	2	2	1	0
(証 券 監 視 委)	(1)	(0)	(2)	(2)	(1)	(0)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	1	1	1	2	0	1
(証 券 監 視 委)	(1)	(1)	(1)	(2)	(0)	(1)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

2. 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位:人・日)

年度 区分		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
金融商品取引業者	第一種金融商品取引業者	169	175	326	485	384	354
	第二種金融商品取引業者	83	89	0	1031	317	79
	投資助言・代理業者	113	168	351	116	196	159
	投資運用業者	136	195	557	257	137	142
登録金融機関		39	0	87	56	257	1116
適格機関投資家等特例業務届出者		51	0	0	1528	0	750
金融商品仲介業者		32	105	0	232	443	96
信用格付業者		0	210	0	0	0	0
自主規制機関等		132	0	220	0	0	171

(注) 上記各期間中に検査を終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

3. 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

(単位:件数)

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
検査終了件数	76	53	32	48	63	90
金融商品取引業者	66	44	28	39	49	74
第一種金融商品取引業者	46	35	22	24	27	48
第二種金融商品取引業者	4	2	0	3	5	10
投資助言・代理業者	11	3	2	5	13	7
投資運用業者	5	4	4	7	4	9
登録金融機関	3	0	2	1	9	2
適格機関投資家等特例業務届出者	2	0	0	2	0	5
金融商品仲介業者	1	4	0	2	4	5
信用格付業者	0	2	0	0	0	0
自主規制機関等	2	0	2	0	0	2
投資法人	1	1	0	4	0	1
その他	1	2	0	0	1	1

(2) 問題点が認められた業者等の数

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
問題点が認められた業者等の数	51	21	13	34	31	36
不公正取引に関するもの	4	2	1	6	3	2
投資者保護に関するもの	23	10	8	34	28	21
財産・経理等に関するもの	2	0	2	0	3	6
その他業務運営に関するもの	38	12	10	27	13	32

(注1)「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点(留意すべき事項を含む)を指摘した会社等の数をいう。

(注2)「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。従って、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

3-5 勧告等事案の概要一覧表

1. 金商業者等に対する検査の結果に基づく勧告

(令和6年4月～令和7年3月)

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	令和6年 4月23日	【アヴァトレード・ジャパン株式会社(関東)】 ○ 改ざんしたデータを使用してストレステストを実施している状況 当社は、令和3年5月頃、ストレステストの結果が悪化しつつあった。近い将来、ストレステストの結果が更に悪化する蓋然性が高いとの不安を抱いた当社のA取締役社長(以下「A社長」という。)は、ストレステスト結果の悪化を回避するため、親会社のコンプライアンス部門の最高責任者に対し、ストレステストに使用する顧客データの改ざんを依頼した。その結果、令和3年5月末から令和5年3月末の各月末のうち、少なくとも13日について、ストレステストに使用する顧客データから大口取引顧客の上位数名のデータを削除したうえで、ストレステストを実施した。 令和5年5月頃、ストレステストの結果が再度悪化してきたことから、A社長は親会社に対して資金提供を依頼した。しかし、親会社が積極的に応じる姿勢を示さなかったことから、A社長は、当社監査室長に対し、顧客データを改ざんするよう指示した。その結果、当社監査室長は、令和5年5月から同年8月末までの少なくとも24日について、顧客データの一部を削除したうえで、ストレステストを実施した。 当該状況は、一般社団法人金融先物取引業協会(以下「協会」という。)の規則に基づき、ストレステストを実施すべきところ、正しく実施していないものと認められる。 また、協会にストレステストの結果を報告する必要があるところ、当社は改ざんしたデータを用いてストレステストを実施しており、正しいデータに基づくストレステストの結果の報告を行っていないものと認められる。 さらに、ストレステストの結果を踏まえ、必要な場合には、経営の健全性を確保するための措置を講じる必要があるところ、具体的な措置を講じていないものと認められる。 上記については、A社長自らの法令等遵守意識の欠如に起因して改ざんが行われ、親会社のコンプライアンス部門の最高責任者がデータ改ざんに関与するなど、親会社を含めたガバナンスや内部けん制が機能していないことにより発生したと認められる。 当社の上記行為のうち、ストレステストを正しく実施していない状況については、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に該当するものと認められる。 また、協会への報告を行っていない状況については、同項第21号の6に、ストレステストの結果を踏まえ、経営の健全性を確保するための措置を講じる必要があるところ、講じていない状況については、同項第21号の5に該当するものと認められる。	行政処分日 令和6年5月14日 ○ 業務改善命令 ① 本件に係る責任の明確化を図ること。 ② 法令等遵守態勢を抜本的に見直し、経営管理態勢、内部管理態勢及び内部監査態勢の充実及び強化を図ること。 ③ 本件を踏まえ、今後経営の健全性を確保する必要性が生じた場合に備えた態勢整備を親会社との間で講ずること。 ④ 上記の対応・実施状況について、令和6年6月13日までに書面等で報告するとともに、以降、その全てが完了するまでの間、随時書面等で報告すること。
2	令和6年 5月24日	【株式会社あすなろ(関東)】 ○ 顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況 (1) 特定の顧客に対し、単発スポット銘柄の配信前に銘柄情報を伝達し、売買等の助言を行う行為等 株式会社あすなろ(以下「当社」という。)は、原則週1回、上場株式1銘柄の買付けを推奨する投資助言を行っており、所定の日に銘柄名や買付推奨価格等をメール又は自社ウェブサイト	行政処分日 令和6年6月5日 ○ 業務停止命令 新たな投資顧問契約(契約金額の増額を伴う変更契約を含む。)の締結に係る勧

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2 つづき		において配信(その際配信される銘柄を以下「単発スポット銘柄」という。)している。 こうした中、当社における投資助言業務統括者である甲部長は、令和4年5月から同5年3月までの間に配信した単発スポット銘柄55銘柄のうち、顧客Aに対しては少なくとも6銘柄について、顧客Bに対しては少なくとも16銘柄について、以下の流れで不適切な行為を行っている事実が認められた。 i. 甲部長は、単発スポット銘柄の配信を行う約1週間前に、社内での検討を踏まえつつ投資助言を行う1銘柄を決定する。 ii. 単発スポット銘柄が決定すると、当該銘柄の配信前に、顧客2名に対し、スマートフォンのメッセージアプリ等において当該銘柄の買付けを助言する。 iii. 単発スポット銘柄の配信日(寄付き前)に、顧客2名に対し、ii.と同様の方法により、当社が配信する買付推奨価格の上限付近の価格等を指値とする売付けを助言する。 iv. 単発スポット銘柄の株価が売り指値まで上昇しない場合は、指値を下値に訂正するなど、早く売り抜けるよう助言する。 v. 一連の助言を受けた顧客2名は、事前に買い付けた単発スポット銘柄を配信日(寄付き後)に売り抜け、顧客Aは少なくとも239万円、顧客Bは少なくとも306万円の利益を得ている。 また、甲部長は、上記行為に加え、令和4年9月から同5年3月までの間、一部の顧客に対し、単発スポット銘柄の配信前に、銘柄名は伝達しないものの、どの程度の価格の銘柄かなどを伝達し、配信直後に銘柄名を伝達したらすぐに発注できるよう、準備を依頼したうえで、配信直後に当該銘柄名や成行注文による買付けなどを助言していた。 (2) 上記の行為を見過ごし、かつ、これを防止する態勢を構築していない状況 当社は、単発スポット銘柄の決定を行ってから配信を行うまでの情報管理方法に係る規定を定めておらず、情報の取扱いについて徹底した指導も行われていないほか、業務時間中のスマートフォンの管理を厳格に行っていないなど、情報管理が不十分な状況であった。さらに、甲部長の上記(1) ii.、iii.及びiv.の行為は、投資顧問契約の締結の勧誘を目的の一部として行われていたものであるが、当社は、当該勧誘の適切性を確認するための実効性あるモニタリングも行っておらず、上記(1)の行為を防止するための内部管理態勢を構築していない状況であった。 このため、当社は、甲部長が上記(1)の行為を、長期間にわたって、業務時間中に執務室の自席で行っていたにもかかわらず、これを見過ごしていた。 当社が、上記(2)のとおり甲部長の行為を見過ごし、かつ、これを防止する態勢を構築しないまま、一般の顧客に単発スポット銘柄を助言すること、また、甲部長が、その業務に関し、当社の特定の顧客(顧客A及びB)に対して、事前に助言銘柄を伝達するとともに売買等の助言を行うこと及び当社の一部の顧客に対して、事前に発注方法の助言等を行うことは、配信日における一般の顧客の取引に基づく価格の変動を利用して特定の者の利益を図るために行われた行為であり、これは一般の顧客と特定の者との間の公平性の観点や、利益相反の観点から問題があるなど、正規の手続きにより投資顧問契約を締結した多くの一般の顧客をないがしろにし、その信託を裏切るものである。このような当社の業務運営の状況は、顧客のため忠実に投資助言業務を行っていない状況と認められ、金融商品取引法第41条第1項に定める「忠実義務」に違反するものと認められる。	誘・契約締結を令和6年6月5日から同年8月4日まで停止すること。 ○ 業務改善命令 ① 本件の発生原因を分析し、適切な業務運営態勢及び内部管理態勢の構築を含む再発防止策を策定・実施すること。 ② 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。 ③ 本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。 ④ 上記①から③の対応状況について、令和6年7月5日までに書面により報告すること。
3	令和6年 6月14日	【株式会社三菱UFJ銀行(証券監視委)】 (1) 銀証間における不適切な顧客情報の共有等 ア 銀証間における不適切な顧客情報の共有等 金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号において、有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行	行政処分日 令和6年6月24日 1. MUBKに対する報告徴求 (1) 報告事項

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		う者に限る)は、当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等と当該発行者等に関する非公開情報を受領又は提供してはならないとされている。 しかしながら、株式会社三菱UFJ銀行(以下「当行」という。)の役職員は、親法人等である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(東京都千代田区、法人番号4010001129098、以下「MUMSS」という。)との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を少なくとも10回にわたって行っていた。なお、一部の非公開情報の提供に関しては、当行専務執行役員(当時)自らも提供している状況も認められた。 (主な事例1) A社株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが、当行に対し、MUMSS及びモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社(東京都千代田区、法人番号2011001046046)の2社(以下、当該2社を総称して「系列証券会社」という。)への情報提供の禁止を再三伝達していた。しかしながら、当行専務執行役員(当時)は、当該情報提供が禁止されていることを認識していたにもかかわらず、系列証券会社が当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報をMUMSSに提供した。 当行代表取締役(当時)は、不適切な情報提供が行われている可能性があることを認識したものの、当該専務執行役員からA社役員との間で事実上の黙認が成立している旨の報告を受け、違法性のある行為ではなかったと誤認したとしている。そのため、当該専務執行役員に対してそれ以上の詳細な事実関係の確認を行っておらず、内部管理統括責任者をはじめとしたコンプライアンス部署に一切の連絡を行わないなど、特段の対応を指示しなかった。このため、当行は、本件について適切な是正措置を講じていなかった。 なお、当該専務執行役員とA社役員との間で、実際は、黙認が成立していなかった。 (主な事例2) B社が予定していた企業買収に際し、買収資金に係る融資契約の締結に向けた交渉過程でB社より伝えられた本件買収の実施予定に関する非公開情報について、当行行員は、B社から本件買収にかかる秘密保持契約の取り交わしを求められ、秘密保持契約を交わしたにもかかわらず、B社の意思に反し、MUMSSに非公開情報を提供した。 イ 法人関係情報の管理態勢不備等 金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号において、登録金融機関は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなくてはならないとされている。 しかしながら、上記アのとおり、当行の役職員は、MUMSSとの間で不適切な法人関係情報の授受を少なくとも10回にわたって行っていた。 また、社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も少なくとも11件認められた。 このほか、当行行員は配偶者名義で開設した証券口座を利用し、平成30年7月から令和5年11月までの間、専ら投機的利益の追求を目的として、勤務時間中の発注を含め、主に信用取引により短期間での同一銘柄反対売買を行う手法により、自己の計算に基づく有価証券の売買を多数回(約5000回、約20億円)にわたって行っており、このうち少なくとも4銘柄の売買については、職務上知り得た法人関係情報に基づく不適切な有価証券の売買であった。なお、当該行員が所属していた部署は、法人関係情報を用いて業務を行う部署ではあるものの、Need to Know原則(顧客	① 銀行法第12条に規定する他業禁止及び同法第12条の2第2項に規定する顧客情報管理措置に関して認められた事案の事実認識、発生原因の分析(背景となる真因の分析を含む)、並びに当該分析を踏まえた問題認識 ② ①を踏まえた、以下の点を含む再発防止に向けた実効性のある改善対応策(改善対応策の実施計画と実施状況等を含む)。 ・ 経営管理態勢並びに銀証連携に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化 (2) 報告期限 ① 上記(1)に係る報告を令和6年7月24日までに報告すること。 ② 上記(2)①の実施状況について、四半期末経過後15日以内を期限として、当面の間、報告すること。 2. MUFGに対する報告徴求 (1) 報告事項 ① 子会社であるMUBKにおいて認められた、銀行法第12条に規定する他業禁止及び同法第12条の2第2項に規定する顧客情報管理措置に関する事案を踏まえ、銀行持株会社としての発生原因

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則)に反し、本来、法人関係情報を知る必要のない行員に対しても法人関係情報が広く伝達されている状況にあった。 当行における上記のような状況は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に該当するものと認められる。また、当行行員における専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買は、金融商品取引法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第12号に該当するものと認められる。 上記ア、イの行為等は、当行役職員が、銀証間で情報の授受を行ってはならないことを認識しながら、案件獲得という当行及び系列証券会社の利益を優先したものであり、当行専務執行役員自らが非公開情報を提供している状況及び当行代表取締役も不適切な情報提供があった可能性を認識している状況が認められるなど、銀証連携ビジネスの推進にあたり、当行として法令等遵守意識が希薄であることに起因するものであり、当行においては法令等遵守態勢に不備があるものと認められる。 (2) 登録金融機関による有価証券関連業の禁止 金融商品取引法第33条第1項において、登録金融機関は有価証券の引受業務などの有価証券関連業を行ってはならないとされている。 しかしながら、当行は、有価証券の引受等に関し、上場会社等に対して、系列証券会社を引受先や割当先とするよう交渉及び勧誘する行為を少なくとも28回にわたって行った。当該行為は、本検査での指摘を受けるまで多数の部署において広く継続的に行われていた。 なお、上記不適切勧誘の一部に関しては、当行の営業部店から当行代表取締役(当時)に対して、当行関与によりMUMSSの案件獲得に至った旨の報告がなされており、当該代表取締役においても不適切な勧誘行為が行われていることを認識している状況も認められた。 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京都千代田区、法人番号4010001073486、以下「MUFG」という。)は平成30年に策定した中期経営計画において、グループ収益の最大化を目指す施策を打ち立てており、その一環として、当行の収益目標についても、従来のグループ連携収益と銀行収益の2本柱の目標から銀行収益を含むグループ収益に1本化されている。このため、行員の業績評価においても、MUMSSに対して顧客ニーズの連携(案件紹介)を行い、系列証券会社で成約に至り収益計上された利益金額が、当行の行員の営業実績にも反映される仕組みとなっていた。 このような状況のもと、当行の多数の部署において不適切勧誘が行われることとなり、一部営業店の行員においては、銀行収益と系列証券会社収益を比較して、系列証券会社収益の方が大きい場合には系列証券会社の契約を獲得する方が収益目標額との関係でも利点が多いと考えたうえで行動している状況も確認された。 (主な事例1) C社の社債発行に関し、MUMSSの提案内容が他社に劣後している状況を把握した当行は、C社に対して、MUMSSの引受シェアが全くないと厳しいため、MUFGとしてMUMSSを主幹事とし、引受シェアを与えてもらえるよう交渉を繰り返し行った。しかしながら、C社からMUMSSに引受シェアを与えない方針があらためて伝えられたことから、当行は、同時期に当行とC社の間で折衝していた融資条件から金利スプレッドの引下げ、弁護士費用及び担保を免除する一方、MUMSSの引受シェアを得られるよう交渉を行った。その結果、MUMSSは幹事に指名され引受シェアを得られることとなった。 このほか、当行はC社に関する別の社債発行に際しても同様の交渉を行い、MUMSSが主幹事に指名されているが、その際、	の分析(背景となる真因の分析を含む)、及び当該分析を踏まえた問題認識 ② 今回の事案を踏まえた、グループとしての再発防止に向けた以下の点を含む実効性のある改善対応策(改善対応策の実施計画と実施状況等を含む) ・ 経営管理態勢並びに銀証連携に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化 (2) 報告期限 ① 上記(1)に係る報告を令和6年7月24日までに報告すること。 ② 上記(2)①の実施状況について、四半期末経過後15日以内を期限として、当面の間、報告すること。

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		当行の営業部店から当行代表取締役(当時)に対して、当行が何度もC社に対してMUMSSの引受交渉に關与した結果がMUMSSの契約に結びついた旨の報告がなされていた。 (主な事例2) 当行はD社から期間10年の融資要望を受けていた。同時期に予定されていたD社の公募増資に關し、当行の関連部署間において、期間10年で融資する取組意義は証券取引の拡大である旨の議論が行われた結果、当行はD社に対して、期間10年の融資をする条件として系列証券会社の引受シェアを引き上げてほしい旨の抱き合わせ勧誘を行った。 D社が、当行に引受シェアを引き上げなかった場合、今後の当行との融資に影響が生じるのではないかと危惧している旨の懸念を伝えると、当行は、仮に系列証券会社の引受シェアの引き上げがない場合、貸出金額の変更こそしないが、貸出期間については短縮する意向である旨を伝達した。 当行における上記行為は、登録金融機関による有価証券関連業を禁止する金融商品取引法第33条第1項に違反するものと認められる。 なお、上記のような状況は、当行経営陣において、MUFGがグループ会社間の営業連携やこれに伴うグループ収益の拡大を掲げる中で、当行行員がグループ収益の確保に向けて、法令で禁止されている引受交渉等に自ら關与するリスクの認識が希薄であったことにより発生したものと認められる。 上記(1)(2)の行為は、グループ連携に係る適正な内部管理態勢を構築・運用する責務を負っている経営陣が、その責務に照らして求められるべき認識を持たず、上記の不適切行為の発生を未然に防止するために必要な内部管理態勢を構築していないなど、経営陣によるガバナンスが十分に発揮されていないことに起因するものであり、当行においては、適切な業務運営を確保するための経営管理態勢に不備があるものと認められる。	
4	令和6年 6月14日	【三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(証券監視委)】 (1) 銀証間における不適切な顧客情報の共有等 ア 銀証間における不適切な顧客情報の共有等 金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号において、有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る)は、当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等と当該発行者等に関する非公開情報を受領又は提供してはならないとされている。 しかしながら、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「当社」という。)の役職員は、親法人等である株式会社三菱UFJ銀行(東京都千代田区、法人番号5010001008846、以下「MUBK」という。)、親法人等であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社(東京都千代田区、法人番号2011001046046、以下「MSMS」という。)との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を少なくとも13回にわたって行い、これを当社内で共有していた。また、MUBKから受領した一部の非公開情報については、当社代表取締役副社長(当時)自らが受領するとともに、当該非公開情報を利用して、引受契約の締結にかかる勧誘を行っている状況も認められた。 (主な事例1) A社株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが、MUBKに対し、当社及びMSMSへの情報提供の禁止を	行政処分日 令和6年6月24日 ○ 業務改善命令 (1) 本件に關して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下を実施すること。 ① 今回の処分を踏まえた経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること。 ② 本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。 ・ 経営管理態勢並びに銀証連携等に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
4 つづき		再三伝達していた。しかしながら、当社代表取締役副社長(当時)は、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報をMUBKから受領し、これを社内関係者に共有及び社内関係者からMSMSに提供しているほか、当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当該非公開情報を利用して、営業戦略を企画し、引受契約の締結にかかる勧誘を行った。 (主な事例2) B社が予定していた企業買収に際し、買収資金に係る融資契約の締結に向けた交渉過程において、MUBKがB社より伝えられた本件買収の実施予定に関する非公開情報について、当社職員は、当該情報共有が法令違反行為であると知りながら、B社の意思に反し、MUBKから非公開情報を受領し、これを当社代表取締役副社長(当時)も含めた社内関係者に共有及びMSMSに提供した。 イ 法人関係情報の管理態勢不備 金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号において、金融商品取引業者は、法人関係情報に係る不正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなくてはならないとされている。 しかしながら、上記アのとおり、当社の役職員は、MUBK及びMSMSとの間で不適切な法人関係情報の授受を少なくとも13回にわたって行っていた。 また、社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も少なくとも16件認められた。 当社における上記アの行為は、金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号及び第8号に規定する行為に該当するものと認められる。 また、当社における上記イのような状況は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に該当するものと認められる。 上記ア、イの行為等は、当社役職員が、銀証間で情報の授受を行ってはならないことを認識しながら、案件獲得という当社、MUBK及びMSMSの利益を優先したものであり、当社代表取締役副社長自らが非公開情報を受領している状況が認められるなど、銀証連携ビジネスの推進にあたり、当社として法令等遵守意識が希薄であることに起因するものであり、当社においては法令等遵守態勢に不備があるものと認められる。 (2) 登録金融機関による有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況 ア 登録金融機関による有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況 当社は、前回検査において、当社からMUBKに対して引受交渉を依頼し、MUBKが引受シェアの交渉を行ったとともれるような営業日報の記録が認められるなど、MUBKが法令上禁止されている有価証券関連業務を行うことを誘発しかねない状況が認められる旨の指摘を受けていた。この際、当社は、当社担当職員に対する聞き取りを中心とした事実関係の確認のみにとどまり、メール等の検証やMUBKに対する確認を行うことなく、単に誤解を招く記載であったなどと結論づけていた。この結論を前提に、社内に対して営業日報に不適切な記載を行わないよう注意喚起が行われ、MUBKが引受交渉を行っていた旨の事実関係が営業日報に記載されない状況となっていた。このような中、以下のような事実関係が確認された。 ① 当社役職員は、少なくとも4回、MUBKが法令違反に該当し得る有価証券の引受けに係る交渉を行っている状況につき、MUBKから報告を受けるなどして把握していたにもかかわらず、当社コンプライアンス部門に対して当該行為を報告・相談して	を含む内部管理態勢の強化 (2) 上記(1)に係る実施状況及び業務改善計画を令和6年7月24日までに書面で報告すること。 (3) 上記(2)の実施状況について、四半期末経過後15日以内を期限として、当面の間、報告すること。

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
4 つづき		いないほか、MUBKの行員に対し、当該行為を止めるよう注意や警告をすることなく、この状況を看過・助長したうえで金融商品取引契約を締結した。 ② 当社職員は、少なくとも3回にわたり、MUBKの行員に対し、引受交渉を要請するなど、当社職員からMUBKに対して不適切な働きかけを行っていた。 ③ 当社職員は、MUBKが本来行うことができない引受業務を行っていること、MUBKが所定の契約条件の融資を行う場合の最低条件として当社の引受シェアを引き上げてほしい旨の抱き合わせ勧誘を行っていること、及び、MUBKにより所定の契約条件の融資が行われていることを知りながら、顧客との間で引受契約を締結した。 イ 不適切な銀証連携を防止するための内部管理態勢が不十分な状況 当社は、前回検査において、MUBKが法令上禁止されている有価証券関連業務を行うことを誘発しかねない状況及びモニタリングが不十分な状況であった旨の指摘を受けており、改善策として、不適切な銀証連携の防止などをテーマとした研修の実施やモニタリングの強化に取り組んでいた。 しかしながら、当社コンプライアンス部署によるモニタリングが不十分であったことから、MUBKにおいて多数の法令違反行為が行われている状況を全く把握していなかったほか、MUBKによる法令違反行為が行われていた疑義のある事象少なくとも1件をモニタリングで検出していたにもかかわらず、グループ全体のコンプライアンスを担当する部署と連携し、必要な対応策を講じるなどの然るべき対応をすることを怠るなど、MUBKの法令違反行為を看過していた。 このような当社の対応状況は、不適切な銀証連携を防止するための内部管理態勢が不十分であったと認められる。 当社における上記のような状況は、金融商品取引法第51条の「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。 また、上記行為ア③については、金融商品取引法第44条の3第1項第2号で禁止されている行為に該当する。 なお、上記のような状況は、当社経営陣において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京都千代田区、法人番号4010001073486）がグループ会社間の営業連携やこれに伴うグループ収益の拡大を掲げる中で、MUBKがグループ収益の確保に向けて、法令で禁止されている引受交渉等に自ら関与するリスクの認識が希薄であったことにより発生したものと認められる。 上記(1)(2)の行為は、グループ連携に係る適正な内部管理態勢を構築・運用する責務を負っている経営陣が、その責務に照らして求められるべき認識を持たず、上記の不適切行為の発生を未然に防止するために必要な内部管理態勢を構築していないなど、経営陣によるガバナンスが十分に発揮されていないことに起因するものであり、当社においては、適切な業務運営を確保するための経営管理態勢に不備があるものと認められる。	
5	令和6年 6月14日	【モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社（証券監視委）】 ○ 銀証間における不適切な顧客情報の共有等 ア 銀証間における不適切な顧客情報の共有等 金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号において、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）は、当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等と当該発行者等に関する非公開情報を受領又は提供してはならないとされている。	行政処分日 令和6年6月24日 ○ 業務改善命令 (1) 本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下を実施すること。 ① 今回の処分を踏まえた経営陣を含

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		しかしながら、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社(以下「当社」という。)の職員は、親法人等である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(東京都千代田区、法人番号4010001129098、以下「MUMSS」という。)との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の受領を少なくとも3回にわたって行い、これを当社内で共有していた。また、MUMSSから受領した非公開情報を利用して引受契約の締結にかかる勧誘を行っている状況も認められた。 (主な事例1) A社株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが、株式会社三菱UFJ銀行(東京都千代田区、法人番号5010001008846、以下「MUBK」という。)に対し、当社及びMUMSSへの情報提供の禁止を再三伝達していた。しかしながら、MUBKの役職員は、当該情報提供が禁止されていることを認識していたにもかかわらず、当社及びMUMSSが当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報をMUMSSの役職員に提供し、さらに当社職員はMUMSSの職員からこれを受領した。このほか、当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当社の職員及びMUMSSの役職員は当該非公開情報を利用して、営業戦略を企画し、引受契約の締結にかかる勧誘を行った。 (主な事例2) B社が予定していた企業買収に際し、買収資金に係る融資契約の締結に向けた交渉過程において、MUBKがB社より伝えられた本件買収の実施予定に関する非公開情報について、当該情報共有が法令違反行為であると知りながら、B社の意思に反し、MUBKはMUMSSに当該非公開情報を提供し、当社職員はMUMSSからこれを受領した。 イ 法人関係情報の管理態勢不備 金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号において、金融商品取引業者は、法人関係情報に係る不正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなくてはならないとされている。 しかしながら、上記アのとおり、当社の職員は、MUMSSとの間で不適切な法人関係情報の受領を少なくとも3回にわたって行っていた。 また、本来であれば、法人関係情報を認識した段階で登録手続などの適切な管理を行うべきところ、当社においては、幹事指名の内諾までは登録手続を行わないという不適切な取扱いが多く確認されているなど、法人関係情報の不適切な管理も少なくとも30件認められた。なお、30件の不適切管理のうち、登録が1月以上遅延している事例が11件認められている(最大遅延は9月以上)。 コンプライアンス部門は、職員の情報登録時の情報取得経緯等を確認する段階で、登録遅延及び登録漏れの疑いを認識したにもかかわらず、今回検査において登録遅延及びその疑いを指摘されるまで、いずれも検出できていない状況にあるなど、法人関係情報のモニタリング態勢に不備が認められた。 当社における上記アの行為は、金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号及び第8号に規定する行為に該当するものと認められる。 また、当社における上記イのような状況は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に該当するものと認められる。 上記ア、イの行為等は、当社職員が、親法人等から顧客の非公開情報の受領をしてはならないことを認識しながら、案件獲得という当社、MUBK及びMUMSSの利益を優先したものであり、銀証連	む責任の所在の明確化を図ること。 ② 本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。 ・ 経営管理態勢並びに銀証連携等に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化 (2) 上記(1)に係る実施状況及び業務改善計画を令和6年7月24日までに書面で報告すること。 (3) 上記(2)の実施状況について、四半期末経過後15日以内を期限として、当面の間、報告すること。

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		携ビジネス等の推進にあたり、当社として法令等遵守意識が希薄であることに起因するものであって、当社においては法令等遵守態勢に不備があるものと認められる。 また、経営陣において、日本の法令等の遵守のために必要かつ実効性の伴うモニタリング態勢や、法令等遵守意識の教育指導態勢など、顧客に関する非公開情報及び法人関係情報の取扱いに係る内部管理態勢を十分整備していないことに起因するものであり、当社においては、適切な業務運営を確保するための経営管理態勢に不備があるものと認められる。	
6	令和6年 6月18日	【株式会社エフ・ポート(四国)】 (1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等 株式会社エフ・ポート(以下「当社」という。)は、主に既存顧客、100%株主のB及び業務委託契約先の株式会社Dホールディングス(大阪市、代表取締役はB。以下「D社」という。)から紹介のあった見込顧客を対象として、当社営業員がウェブ会議システムを通じた面談を行い、投資顧問契約の締結の勧誘を行っている。 今回検査において、当社の投資顧問契約の締結の勧誘状況について検証したところ、以下の法令違反行為が認められた。 ア 顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ① 助言者に関する虚偽告知 当社営業員は、当社助言者が億円単位での取引の実績や1億円以上の利益を上げた事実はないにもかかわらず、顧客に対し、当社助言者が「現役億トレーダー」であるなど虚偽の内容を記載した資料を示しつつ、その内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。 ② 投資助言実績に関する虚偽告知 (a) 短期急騰株の的中実績に関する虚偽告知 当社営業員は、顧客に対し、実際に助言した事実がない銘柄について、当社の短期急騰株の的中実績として記載した資料を提示するなど、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。 (b) 最大損失率等に関する虚偽告知 当社営業員は、顧客に対し、過去の助言どおりに取引した場合の最大損失率が実際には46.2%であるにもかかわらず、12%であることなどの虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。 イ 重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 ① 当社の信用性に関する誤解表示 当社営業員は、顧客に対し、当社は四国財務局(以下「当局」という。)の登録(四国財務局長(金商)第24号)を受けているが、当局は当社の助言実績を審査したうえで登録していると顧客に対し伝えるなど当局があたかも当社の安全性及び助言内容の品質を保証しているかのような説明をして、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。 ② 退会率に関する誤解表示 当社は、投資顧問契約解約の意向があった顧客に対して、1年間助言報酬の支払が免除される休会制度を設けているところ、休会者を含む実質的な退会率が12.3%であったにもかかわらず、顧客説明資料には「退会率1%以下!」と記載している。 当社営業員は、顧客に対し、上記説明資料を示しつつ、休会者の存在に触れることなく当該退会率1%以下との説明をして、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。	行政処分日 令和6年7月31日 ○ 登録取消し 四国財務局長(金商)第24号の登録を取り消す。 ○ 業務改善命令 ① 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。 ② 当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。 ③ 上記①及び②の対応状況について、1か月以内に書面で報告するとともに、以降その全てが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6 つづき		③ 投資助言実績に関する誤解表示 当社営業員は、顧客に対し、短期急騰株的中実績とする3銘柄について、あたかも急騰日が顧客に売り推奨を行った日付及び株価であるかのような資料を提示して、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。 ④ 投資顧問契約数に関する誤解表示 当社営業員は、顧客に対し、実際の投資顧問契約締結者数が3,058名(令和5年8月末時点)であるにもかかわらず、投資顧問契約締結者数が、あたかも1万名以上存在するかのような説明をして、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。 上記アの行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為であり、金融商品取引法第38条第1号に違反するものと認められる。 上記イの行為は、金融商品取引法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に定める「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。 (2) 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況 当社は、当社発行済株式100%を保有するBにより実質的に支配されている状況が認められた。 また、当社には常勤役職員26名が在籍しているところ、高松市内に所在する当社の本店には、代表取締役社長であるA(以下「A社長」という。)のみが勤務し、その他常勤役職員は、大阪市内に所在するBが代表を務める金融商品取引業の登録を受けていないD社の本店事務所に勤務して業務を行っていた。 こうした状況において、当社役職員は、上記(1)の法令違反行為を行っていたほか、一部の顧客に対する契約締結時交付書面の未交付や専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買などの法令違反行為も行っている。 さらに、Bの指示に基づき当社資金がD社等に流出しているほか、見込顧客の紹介を委託していたD社が当該業務を再委託した業者において見込顧客と当社との間の投資顧問契約を当社の関与なく締結していることを放置する等の不適切な業務運営を行っていた。 また、当社のコンプライアンス責任者であるA社長は、Bが株主になった後、当社の運営に積極的に関与せず、上記の不適切な業務運営を放置していることに加え、内部管理責任者を含む当社役職員はBに言われるがまま業務を行っているなど、当社は、法令違反行為や不適切な業務運営をけん制・抑止する態勢となっていない。 上記のとおり、当社は、業務運営の適切性の確保等に対する意識及び法令等遵守意識が著しく欠如しているものと認められることから、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないものと認められる。 また、当社は、当社役職員の法令違反行為等を相互にけん制・抑止する態勢となっていないことから、金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況にあるものと認められる。 当社における上記の状況は、金融商品取引法第29条の4第1項第1号ホに定める「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」及び同号ヘに定める「金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」に該当し、同法第52条第1項第1号に該当すると認められる。	
7	令和7年 1月17日	【株式会社WCP(関東)】	行政処分日 令和7年2月13日

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つき		○ 投資者の同意を得ることなくファンドと当社取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う等、忠実に投資運用業を行っていない状況 株式会社WCP(以下「当社」という。)は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、主に未上場会社の株式取得や当該会社の企業価値向上に資する事業支援を目的とした、任意組合及び投資事業有限責任組合(以下「ファンド」という。)を組成し、当社自らファンドの業務執行組合員又は無限責任組合員(以下「GP」という。)として、ファンドの運用を行っている。今回検査において、当社のファンドの運営及び管理の状況について検証したところ、当社は、当社の甲取締役が100%出資している法人A及び乙代表取締役(以下「乙代表」といい、甲取締役とあわせて「取締役2名」という。)と法人Aが50%ずつ出資している法人B(法人Aと法人Bをあわせて「取締役支配会社2社」という。)を利用して、ファンドと当社取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行っている等、以下の問題が認められた。 (1) 投資者の同意を得ることなくファンドと当社取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行っている状況 ① ファンドと取締役支配会社2社との取引(以下「本件取引」という。)の状況 ア 組合Xについて 取締役支配会社2社は、令和2年7月に、株式会社Cと投資契約及び募集株式引受契約を締結し、株式会社Cの株式をそれぞれ8,432株、約2500万円(合計16,864株、約5000万円)で引き受けた。 その後、当社は、組合XのGPとして、取締役支配会社2社が取得した当該株式について、同年9月に組合Xと取締役支配会社2社との間でそれぞれ株式売買契約を締結し、取締役支配会社2社は組合Xに対し、当該株式をそれぞれ8,432株、約5000万円(合計16,864株、約1億円)で売却した。 イ 組合Yについて 取締役支配会社2社は、令和2年9月に、株式会社Dの転換社債型新株予約権付社債をそれぞれ3000万円(合計6000万円)で引き受け、同年10月に、当該社債の全てについて、株式転換手続を行い、株式会社Dの普通株式をそれぞれ100株(合計200株)取得した。 その後、当社は、組合YのGPとして、取締役支配会社2社が取得した当該株式について、同年10月に組合Yと取締役支配会社2社との間でそれぞれ株式売買契約を締結し、取締役支配会社2社は組合Yに対し、当該株式をそれぞれ100株、5000万円(合計200株、1億円)で売却した。 ② 取締役2名と取締役支配会社2社が実質的に同一であること 取締役支配会社2社の株式保有比率は上記のとおりであるところ、法人Aは甲取締役、法人Bは乙代表の他に役職員はおらず、それらの意思決定は、甲取締役及び乙代表のみが行っている。 また、取締役支配会社2社については、本件取引を含むファンドとの間の取引以外に何らかの事業を行っているとは認められない。さらに、取締役支配会社2社がファンドとの取引で得た利益については、当社の運営資金に一部使用されているほか、取締役2名の個人的な投資や生活費に充てられているなど、取締役2名は、個人と取締役支配会社2社の資金を区別して管理しているとは認められない。 以上により、取締役2名と取締役支配会社2社は実質的に同一であると認められる。	○ 業務停止命令 ファンド持分に係る私募(販売・勧誘)の停止(令和7年2月13日から令和7年3月12日までの間)。 ○ 業務改善命令 ① 本件に関するファンドについて、ファンド持分を取得した出資者に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切に対応すること。 ② 本件の発生原因を究明したうえで、具体的な再発防止策を策定するとともに、法令等遵守態勢及び適切な業務運営態勢を整備すること。 ③ 本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。 ④ 上記①から③の対応状況について、令和7年3月12日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		③ 当社は、本件取引について、投資者に対し、取引の内容及び取引を行おうとする理由の説明を行っておらず、また、投資者の同意を得ていない。 以上のとおり、当社は、投資者の同意を得ることなく、ファンドと取締役2名と実質的に同一である取締役支配会社2社との間で、利益相反となる本件取引を行うことを内容とした運用を行ったと認められる。 (2) 本件取引の内容について、投資者に交付する運用報告書に記載すべき事項を記載していない状況 当社は、事業報告書と称する書面等(以下「当社交付書面」という。)を運用報告書として投資者に交付しているが、当社交付書面には、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」という。)第134条第1項第3号及び第8号の記載事項である、本件取引を行った日、本件取引の種類等が記載されていない。 また、上記(1)②のとおり、取締役支配会社2社は、取締役2名と実質的に同一であると認められることから、当社交付書面には、業府令第134条第1項第6号及び第7号の記載事項であるファンドと取締役との間における取引の内容等を記載する必要があるが、そのような記載はされていない。 (3) 投資対象株式の発行会社から提示された価格よりも高い価格で当該株式を取得している状況 当社は、組合XのGPとして、令和2年9月に、株式会社Cが発行する新株を組合Xが直接引き受ける契約を締結している。その引受けに関し、取締役2名は引受価格について、同年7月に取締役支配会社2社と株式会社Cが締結した募集株式引受契約における価格2965円の2倍である5930円となると考えていたため、取締役2名は、5930円で株式会社C株式の引受けを行うことを前提に、投資者に対し組合Xへの出資の勧誘を行っていた。 このような状況の下、株式会社C代表取締役から甲取締役に対し、同代表取締役は引受価格を5588円と考えている旨の連絡があった。 しかしながら、取締役2名は、投資者に対する勧誘に際し、引受価格は5930円と説明済みである等として、同代表取締役に、引受価格を5930円に修正させている。 当社は、ファンドが合計約288万円低い価格で株式を購入できるにもかかわらず、あえて高い価格で取得しており、このような当社の行為は、組合Xの投資者の利益を害するものと認められる。 上記(1)のとおり、本件取引については、取締役2名と取締役支配会社2社が実質的に同一であり、当社はファンドと当社取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行っているとして認められる。また、投資者の同意なく行われた本件取引は、取締役との間における取引の禁止の適用除外規定に該当しない。以上より、本件取引は、金商法第63条第11項によって適用される同法第42条の2第1号に該当する。 上記(2)の状況は、法令で定められた運用報告書の記載事項に不備があると認められることから、同法第63条第11項によって適用される同法第42条の7第1項に違反する。 また、上記(1)～(3)の状況は、投資者のために忠実に投資運用業を行っていないと認められることから、同法第63条第11項によって適用される同法第42条第1項に違反する。	
8	令和7年 3月14日	【SIVEX株式会社(証券監視委)】 (1) 虚偽の届出等を行っている状況 SIVEX株式会社(以下「当社」という。)は、平成30年7月27日付けで金融商品取引法(以下「金商法」という。)第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業者(以下「特例業者」という。)の届	行政処分日 令和7年4月16日 ○ 業務廃止命令

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
8 つき		出を関東財務局(以下「当局」という。))へ提出し、令和5年10月末現在、34本の集団投資スキーム(以下「ファンド」という。))の運営を行っているところ、このうち10本のファンド(以下「本件ファンド」という。))に関し、実際には本件ファンド持分の私募や投資家が出資したとする資金の運用を行わないにもかかわらず、当局に対し、適格機関投資家を当社代表取締役であるA、出資対象事業の内容を「国内外の法人が発行する社債など有価証券への投資事業を行う日本の民法上の組合に対して出資を行う」などと虚偽の届出等を行った。 上記の状況は、金商法第63条第2項及び第8項に違反するものと認められる。 (2) 適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。))を適切に行っていないと認められる状況 ア 特例業務の制度を悪用している状況 当社は、本件ファンドを介して海外から送金された約250億円を海外法人であるSTERLING HOUSE GROUP LTD(以下「SHG社」という。))が組成する海外金融商品STERLING HOUSE TRUST Series7 Greenback Program(以下「スターリングハウストラスト」という。))を日本国内で紹介する業務を行っているGlobal Investment Lab株式会社(以下「GIL社」という。))の会員及びその関係者(以下「GIL会員等」という。))に移転させた。 当社が本件ファンドを組成した主な目的は、特例業務に係るファンド事業を行うためではなく、スターリングハウストラストの販売代理店であるGIL会員等にSHG社からの紹介業務の対価を安定的に供給することであった。 当社が虚偽の届出により特例業者になった当初の目的は、GIL会員等がスターリングハウストラストを紹介することで生じた役務提供の対価に係る送金であるにもかかわらず、当局監理の特例業者が運営する本件ファンドの配当金の送金であるかのように見せかけることで、金融機関からマネー・ローンダリング上の取引時確認を受ける海外から日本国内への送金を容易にすることであった。 イ ファンド持分の取得勧誘を無登録業者に委託している状況 当社は、令和5年10月末現在、34本のファンドのうち22本のファンドに関し、パチンコ遊技機等のオペレーティングリース事業を行うことを目的として、ファンド毎に特別目的会社であるアクティブリーシング合同会社を運営しており、各社の匿名組合出資持分(以下「本件匿名組合出資持分」という。))の取得勧誘を金商法第29条の登録を受けていない者であるGIL社及びGIL社以外の法人に委託し、GIL社から再委託を受けた無登録業者等(以下「GIL社等」という。))に投資家に対する同取得勧誘を行わせた。 これにより、当社は、令和元年12月から令和5年10月までの間、少なくとも40者のGIL社等に、本件匿名組合出資持分の取得勧誘を行わせ、それにより、本件匿名組合出資持分につき延べ148者の投資家に合計約60億円を出資させた。 上記のとおり、当社は、運営するファンド34本のうち10本について、実際にはスターリングハウストラストを紹介することで生じた役務提供の対価に係る送金であるにもかかわらず、当局監理の特例業者が運営するファンドの配当金の送金であるかのように見せかけるために組成し、虚偽の届出を行ったものであり、金商法で定められた特例業務の制度を悪用する極めて悪質なものであること、うち22本については、同法第29条の登録を受けていない無登録業者に本件匿名組合出資持分の取得勧誘を委託し、投資家に対して同取得勧誘を行わせるものであり、金商法の定める登録制度を蔑ろにするような悪質な運営が行われていたことに鑑みれば、当社の運営するファンドの大宗につき、重大な問題が認められており、当社は特例業務を適切に行っていない状況であったと認められる。 当社における上記の状況は、金商法第63条第11項に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第30号に該当するものと認められる。	適格機関投資家等特例業務を廃止すること。 ○ 業務改善命令 ① 当局に対し虚偽の届出等を行ったファンドについて、直ちに適格機関投資家等特例業務に関する届出の内容を事態に合わせ是正すること。 ② 適格機関投資家等特例業務に関して関与した全てのファンドについて、ファンド持分を取得した全ての出資者に対し、行政処分の事実及び理由について速やかに説明を行うこと。 ③ ファンド財産の運用・管理の状況を把握し、ファンド出資者に対し、ファンド財産の運用・管理の状況その他必要な事項の説明を速やかに行うこと。 ④ ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還等に関する方針を速やかに策定し、実施すること。 ⑤ 上記②から④までの対応、実施にあたっては、ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、ファンド財産の管理を徹底するなど出資者保護に万全の措置を講ずること。 ⑥ 上記①から⑤までの対応・実施状況について、完了までの間(改善策が策定・実施され次第随時)書面により報告すること。

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9	令和7年 3月28日	【立花証券株式会社(関東)】 ○ 国内株式営業に係る不適切な業務運営の状況 立花証券株式会社(以下「当社」という。)は、幅広い投資家のための「株の専門店」を標榜し、営業員による国内株式の対面営業を中心に全11部支店において営業を行っている。 今回検査において、令和4年4月から同6年8月までの間(以下「検証期間」という。)の高齢顧客(75歳以上)に対する国内株式の勧誘状況等を検証したところ、以下の問題が認められた(以下、下記(1)及び(2)の行為を総称して「不適正な投資勧誘」という。) (1) 国内株式取引の勧誘に関し、顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 当社営業員は、31顧客に対し、保有銘柄の売却や他の銘柄への乗換取引による手数料獲得を目的として、売却銘柄の損益に関して虚偽のことを告げる行為(以下「虚偽告知」という。)及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為(以下「誤解表示」という。)を繰り返し行っていた(計58件:10部支店、24営業員)。 (2) 国内株式取引に係る不適切な投資勧誘行為 当社は、令和5年に行われた自主規制機関の検査において、国内株式取引の不適切な投資勧誘として、以下の①～③と同様の事例について指摘を受けていたにもかかわらず、十分な改善がなされておらず、引き続き、手数料獲得を優先してこれらの不適切な投資勧誘行為を34顧客に対し繰り返し行っていた。 ① 顧客の投資判断において重要な事項である損失額について正確に説明しないまま、営業員からの一方的な説明に終始して売却注文を受託している事例(79件:8部支店、15営業員) ② 年間損益が見通せない時期(主に1～10月)において、損益通算による節税メリットを強調した損切り乗換勧誘を行っている事例(31件:8部支店、14営業員) ③ 営業員が短時間で一方的に売買取引の勧誘を行い、顧客から受動的な承諾のみを得て繰り返し売買を受注している事例(11件:6部支店、10営業員) (3) 過当な取引により顧客に過度な手数料を負担させている状況 上記(1)及び(2)のとおり、高齢顧客に対する不適正な投資勧誘が認められるところ、これらの不適正な投資勧誘を受けた顧客に係る年次売買回転率及び約定件数の平均値は非常に高い状況となっている。また、これらの不適正な投資勧誘を受けた顧客に係る手数料割合の平均値も非常に高い状況となっており、検証期間における手数料累計額が令和6年8月末時点の評価損益を加味した損益額を上回る顧客が多数存在している。このように、当社営業員が顧客利益よりも手数料獲得を優先して不適正な投資勧誘行為を繰り返していることにより、顧客の過当な取引に繋がり、その結果としてこれら顧客に過度な手数料を負担させている状況となっている。 (4) 内部管理態勢及び経営管理態勢が不十分な状況 当社では、第1線である営業部門の部支店長及び内部管理責任者においては、取引モニタリングや電話録音記録の確認を行っておらず、営業員の不適正な投資勧誘行為を未然に抑止するためのけん制機能を全く発揮していない、第2線である内部管理部門においては、過去の類似事案や自主規制機関の検査での指摘事例を受けて営業部門への適切な指導を行っておらず、けん制が不十分であったほか、取引モニタリングに不備があり実効性がない、第3線である内部監査部門においては、人員不足等を理由に実効性のある社内監査を行っていない等の不備がそれぞれ認められているなど、実効性のある内部管理態勢が構築されていなかった。 また、当社の経営陣は、令和5年の自主規制機関の検査における指摘事項についても、経営陣で議論することなく改善対応を	行政処分日 令和7年4月8日 ○ 業務改善命令 (1) 外部有識者を交え、本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、速やかに以下の点を含む実効性のある業務改善計画を策定し、着実に実施すること。 ① 今回の処分を踏まえた本件に係る経営責任の明確化及びその他職員の責任の所在の明確化 ② 適正かつ健全な業務運営の確保を目的とした経営管理態勢及び内部管理態勢の抜本的な見直し ③ 法令等遵守態勢の整備・確立及び顧客の最善の利益を重視した組織文化の醸成(業績評価・報酬体系の見直しを含む) ④ 本件法令違反行為を含む不適正な勧誘行為全般についての追加調査及び調査結果を踏まえた顧客への適切な対応 ⑤ 本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明 (2) 上記(1)①から⑤の対応・実施状況について、令和7年5月8日までに書面で報告するとともに、その後の進捗状況を四半期末経過後(初回を令和7年6月末基準とする。)、15日以内を期限として、以降、そのすべてが終了するまでの間、書面で報告すること。

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき		内部管理部門に任せきりにし、加えて、自主規制機関の検査後においても、指摘事項と同様の勧誘行為について内部管理部門が営業員を注意している事案の報告を受けていながら、これらを重く受け止めることなく、適切な調査指示や改善策の策定を怠り、内部管理部門に任せきりにするなど、当社の経営管理態勢は不十分な状況であると認められる。 上記(1)から(4)の背景として、当社においては、 ・ 営業員の業績評価基準や褒賞金等の算出方法のほとんどが手数料実績をベースとして評価・算出する仕組みとなっており、手数料実績に大きく偏重したインセンティブ制度となっていた。 ・ 経営陣が、手数料実績に大きく偏重したインセンティブ制度を継続する一方で、第1線から第3線までによる管理など実効性ある法令等遵守態勢の整備を行わないまま、長年にわたって営業優先の企業風土を醸成してきた。 などの状況が認められた。 当社が行った上記(1)の行為のうち、虚偽告知については、金融商品取引法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するほか、誤解表示については、同法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。 上記(1)から(4)の状況は、当社の内部管理態勢及び経営管理態勢が不十分な状況に起因して、営業員が顧客利益よりも手数料獲得を優先して不適正な投資勧誘を繰り返すことにより、高齢顧客に過大な取引を行わせており、こうした状況は自主規制機関の検査指摘以降も改善されていない。このような当社の業務運営の状況は、金融商品取引法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

2. 取引調査の結果に基づく勧告(不公正取引)

(令和6年4月～令和7年3月)

番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
1	令和6年 5月24日	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】小僧寿し(東証スタンダード) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社小僧寿しの子会社の社員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社アニスピホールディングス(以下「アニスピ」という。)の社員であったが、当時アニスピの親会社であった株式会社小僧寿し(以下「小僧寿し」という。)の社員から、同人がその職務に関し知った、小僧寿しの業務執行を決定する機関がアニスピの非子会社化を伴う株式譲渡を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、当該重要事実の公表がされた令和4年10月17日より前の同月13日、小僧寿し株式合計9万500株を、自己の計算において、売付価額合計237万4,650円で売り付けたものである。 【課徴金額】29万円	審判手続開始決定日 令和6年5月31日 課徴金納付命令決定日 令和6年8月6日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
2	令和6年 5月24日	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】小僧寿し(東証スタンダード) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社小僧寿しの役員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社小僧寿し(以下「小僧寿し」という。)の役員を務めていた者であるが、小僧寿しの属する企業集団の令和4年1月1日から同年12月31日までの事業年度の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、同年2月21日に公表がされた直近の予想値(売上高126億円、経常利益1億2,000万円及び親会社株主に帰属する当期純利益6,000万円)に比較して、同社が新たに算出した予想値(売上高101億8,100万円、経常損失4億7,500万円及び親会社株主に帰属する当期純損失5億9,200万円)において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を、その職務に関し知りながら、同社において新たに算出した同事業年度の予想値の公表がされた令和4年10月28日午後6時頃より前の同日午前9時52分頃から同日午前10時18分頃までの間、小僧寿し株式合計227万3,000株を、自己の計算において、売付価額合計5,767万5,000円で売り付けたものである。 【課徴金額】539万円	審判手続開始決定日 令和6年5月31日 課徴金納付命令決定日 令和6年6月27日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
3・4	令和6年 6月14日	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 情報伝達(金商法第175条の2第1項) 【銘柄名】ストリームメディアコーポレーション(旧東証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】 (1)課徴金納付命令対象者(2)から伝達を受けた者 (2)株式会社ストリームメディアコーポレーションとの契約締結交渉	審判手続開始決定日 令和6年6月21日 課徴金納付命令対象者 (1) 第1回審判期日(結審) 令和6年12月12日 課徴金納付命令決定日

番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
3・4 つづき		者の社員 【違反行為の概要】 (1) 課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社ストリームメディアコーポレーション(以下「SMC」という。)と株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン(以下「SMジャパン」という。)の子会社として設立される株式会社SMEJの合併にかかる契約の締結の交渉をしていたSMジャパンに勤務していた課徴金納付命令対象者(2)から、同人が上記契約締結の交渉に関し知った、SMCの業務執行を決定する機関が合併を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた令和2年5月29日より前の同年4月1日から5月12日までの間、自己名義及び第三者名義の証券口座で、自己の計算において、SMC株式合計3万9,720株を買付価額合計524万7,410円で買い付けたものである。 (2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、SMCとSMジャパンの子会社として設立される株式会社SMEJの合併にかかる契約の締結の交渉をしていたSMジャパンに勤務していた者であるが、同人が上記契約締結の交渉に関し知った、SMCの業務執行を決定する機関が合併を行うことについての決定をした旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者(1)に対し、上記重要事実の公表がされる前にSMC株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものであり、これにより伝達を受けた同人が、上記重要事実の公表がされた同年5月29日より前の同年4月1日から5月12日までの間、SMC株式合計3万9,720株を買付価額合計524万7,410円で買い付けたものである。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)912万円 課徴金納付命令対象者(2)456万円	令和7年2月25日 課徴金納付命令対象者(2) 課徴金納付命令決定日 令和6年8月27日 なお、課徴金納付命令対象者(2)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
5	令和6年 7月26日	【違反行為】風説の流布(金商法第173条第1項) 【銘柄名】ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(旧東証マザーズ) 【課徴金納付命令対象者】 会社役員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社(以下「HMT」という。)の株式の価格を上昇させ、同株式を売り抜けて利益を得ようと考え、令和3年7月8日午前9時45分頃、インターネット上の金融情報サイト「Yahoo!ファイナンス」内の電子掲示板に、HMTに関して、合理的根拠のない情報を投稿し、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、これにより、同社の株式の価格を上昇させ、もって有価証券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、当該風説の流布により有価証券の価格に影響を与えたものである。 【課徴金額】209万円	審判手続開始決定日 令和6年8月2日 課徴金納付命令決定日 令和6年9月18日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
6	令和6年 9月13日	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】ミンカブ・ジ・インフォノイド(東証グロース)	審判手続開始決定日 令和6年9月25日 課徴金納付命令決定日 令和6年10月30日

番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
6 つづき		【課徴金納付命令対象者】 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの役員から伝達を受けた者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド（以下「ミンカブ」という。）の役員であった者から、同人がその職務に関し知った、ミンカブの業務執行を決定する機関が、LINE株式会社によって新たに設立される会社の全株式を取得し、同社をミンカブの完全子会社とすることについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、当該重要事実の公表がされた令和4年9月28日より前の同月20日及び同月21日、ミンカブ株式合計1,200株を、自己の計算において、買付価額合計234万8,100円で買い付けたものである。 【課徴金額】35万円	なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
7	令和6年 9月25日	【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項) 【銘柄名】長期国債先物2021年3月限月(大阪) 【課徴金納付命令対象者】 野村證券株式会社 【違反行為の概要】 野村證券株式会社は、第一種金融商品取引業を行うことにつき関東財務局長の登録を受けている株式会社であるが、同社の自己勘定取引に従事していた者において、同社の業務に関し、株式会社大阪取引所(以下「大阪取引所」という。)に上場されていた長期国債先物2021年3月限月について、同先物の売買を誘引する目的をもって、令和3年3月9日午前8時45分49秒頃から同日午後2時16分59秒頃までの間、大阪取引所において、最良売り気配あるいはこれに劣後する価格に複数の売り注文を重層的に入れて売り板を厚くした上で、同先物を下値で買い付け、又は、最良買い気配あるいはこれに劣後する価格に複数の買い注文を重層的に入れて買い板を厚くした上で、同先物を上値で売り付けることを交互に繰り返すなどの方法により、合計2,466単位の売付けの申込みを行うとともに合計462単位を買い付ける一方、合計1,619単位の買付けの申込みを行うとともに合計462単位を売り付けるなどし、もって、自己の計算において、同先物の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、大阪取引所における同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその申込みをしたものである。 【課徴金額】2,176万円	審判手続開始決定日 令和6年10月4日 課徴金納付命令決定日 令和6年10月30日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
8・ 9・ 10・ 11・ 12	令和6年 10月25日	【違反行為】取引推奨(金商法第175条の2第1項) 内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】アルファクス・フード・システム(東証グロース) 【課徴金納付命令対象者】 (1)株式会社アルファクス・フード・システムとの契約締結交渉者 (2)課徴金納付命令対象者(1)から伝達を受けた者 (3)課徴金納付命令対象者(1)から伝達を受けた者 (4)課徴金納付命令対象者(1)から伝達を受けた者 (5)株式会社アルファクス・フード・システムの役員から伝達を受けた者	審判手続開始決定日 令和6年11月8日 課徴金納付命令決定日 令和6年12月19日 なお、課徴金納付命令対象者(1)ないし(5)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
8・ 9・ 10・ 11・ 12 つづき		【違反行為の概要】 (1)課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社アルファクス・フード・システム(以下「アルファクス」という。)との間で、その発行する株式に係る総数引受契約の締結の交渉をしていた者であるが、同契約の締結の交渉に関し、アルファクスの業務執行を決定する機関がその発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、知人の被推奨者甲及び被推奨者乙に対し、同重要事実の公表がされる前にアルファクス株式の買付けをさせることにより同人らに利益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを勧めたものであり、これにより買付けを勧められた ア. 被推奨者甲が、前記重要事実の公表がされた令和5年6月30日より前の同年2月20日から同年6月27日までの間、アルファクス株式合計1万8,500株を買付価額合計1,008万6,990円で買い付け イ. 被推奨者乙が、前記重要事実の公表がされた令和5年6月30日より前の同年2月20日から同月24日までの間、アルファクス株式合計3,100株を買付価額合計101万3,700円で買い付けたものである。 (2)課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)(被推奨者甲と同一人物)は、アルファクスとの間で、その発行する株式に係る総数引受契約の締結の交渉をしていた課徴金納付命令対象者(1)から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、アルファクスの業務執行を決定する機関がその発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、同重要事実の公表がされた令和5年6月30日より前の同年4月10日から同年6月27日までの間、アルファクス株式合計1万4,500株を、自己の計算において、買付価額合計877万4,500円で買い付けたものである。 (3)課徴金納付命令対象者(3)について 課徴金納付命令対象者(3)は、アルファクスとの間で、その発行する株式に係る総数引受契約の締結の交渉をしていた課徴金納付命令対象者(1)から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、アルファクスの業務執行を決定する機関がその発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、同重要事実の公表がされた令和5年6月30日より前の同年5月17日、親族名義で、アルファクス株式合計2万1,000株を、自己の計算において、買付価額合計1,009万5,660円で買い付けたものである。 (4)課徴金納付命令対象者(4)について 課徴金納付命令対象者(4)は、アルファクスとの間で、その発行する株式に係る総数引受契約の締結の交渉をしていた課徴金納付命令対象者(1)から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、アルファクスの業務執行を決定する機関がその発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、同重要事実の公表がされた令和5年6月30日より前の同月28日、アルファクス株式合計100株を、自己の計算において、買付価額合計5万6,300円で買い付けたものである。 (5)課徴金納付命令対象者(5)について 課徴金納付命令対象者(5)は、アルファクスの役員であった者から、同人がその職務に関し知った、アルファクスの業務執行を決定する機関がその発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、同重要	

番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
8・ 9・ 10・ 11・ 12 つづき		事実の公表がされた令和5年6月30日より前の同年4月18日、アルファクス株式合計400株を、自己の計算において、買付価額合計16万4,800円で買い付けたものである。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)362万円 課徴金納付命令対象者(2)355万円 課徴金納付命令対象者(3)775万円 課徴金納付命令対象者(4) 2万円 課徴金納付命令対象者(5) 17万円	
13	令和7年 1月17日	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】出前館(旧東証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社出前館との契約締結交渉者の従業員から伝達を受けた者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者(大韓民国居住)は、株式会社出前館(以下「出前館」という。)と株式引受契約等の締結の交渉をしていたLINE株式会社(現LINEヤフー株式会社)の従業員であった者から、同人が同契約等の締結の交渉に関し知った、出前館の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、当該重要事実の公表がされた令和2年3月26日午後4時53分頃より前の同月11日から同月26日午前9時50分頃までの間、親族名義で、自己及び親族の計算において、出前館株式合計1万6,600株を買付価額合計1,108万6,300円で買い付けたものである。 【課徴金額】1,464万円	審判手続開始決定日 令和7年1月24日 審判手続中 (令和7年3月31日現在)
14	令和7年 2月28日	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項) 【銘柄名】日本道路(旧東証1部) 【課徴金納付命令対象者】 清水建設株式会社との契約締結交渉者の職員から伝達を受けた者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、清水建設株式会社(以下「清水建設」という。)による業務委託契約の締結の交渉先の職員であった親族甲から、同人が同交渉に関し知った、清水建設の業務執行を決定する機関が、日本道路株式会社(以下「日本道路」という。)株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、当該公開買付けの公表がされた令和4年2月9日より前の令和3年11月8日から令和4年1月11日までの間、自己名義及び親族名義で、自己の計算において、日本道路株式合計4,700株を買付価額合計3,826万9,000円で買い付けたものである。 【課徴金額】840万円	審判手続開始決定日 令和7年3月7日 審判手続中 (令和7年3月31日現在)

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

3. 開示検査の結果に基づく勧告(開示書類の虚偽記載等)

(令和6年4月～令和7年3月)

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	令和6年 4月19日	【違反行為】 四半期報告書の虚偽記載等 (金融商品取引法第172条の4第1項及び令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法(以下「旧金融商品取引法」という。)第172条の4第2項) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社アルデプロ(東証スタンダード) 【違反行為の概要】 ア 当社は、売上の過大計上という不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・令和5年4月第3四半期四半期報告書(令和5年6月14日提出) イ 当社は、当社の主要株主である者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社の子会社との取引を「関連当事者との取引」(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の10第1項又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4の2第1項)として、財務諸表又は連結財務諸表への注記を行わなかった。 この結果、当社は、「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」以下の有価証券報告書を提出した(「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」の内容は下表【記載すべき事項の欠缺】を参照)。 ・令和2年7月期有価証券報告書(令和2年10月30日提出) ・令和3年7月期有価証券報告書(令和3年10月29日提出) ・令和4年7月期有価証券報告書(令和4年10月28日提出)	審判手続開始決定日 令和6年4月26日 課徴金納付命令決定日 令和6年6月17日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

【虚偽記載の内容】

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由
1	令和5年 6月14日	第36期第3四半期(令和5年2月1日～同年4月30日)に係る四半期報告書	令和4年8月1日～令和5年4月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が6,518百万円であるところを13,963百万円と記載	売上の過大計上

(注)金額は百万円未満切捨てである。

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容		勧告後の経緯
1 つづき	【記載すべき事項の欠缺】			
	番 号	対象書類		記載すべき事項の欠缺
		提出日	書類	内容
	2	令和2年 10月30日	第33期(令和元年8月 1日～令和2年7月31 日)に係る有価証券報 告書	・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当 事者情報】において、当社と関連当事者に該当する会社との重要な取引を「関連 当事者との取引」として記載しなかった。
	3	令和3年 10月29日	第34期(令和2年8月 1日～令和3年7月31 日)に係る有価証券報 告書	・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事 項】【関連当事者情報】において、当社と関連当事者に該当する会社との重 要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。
4	令和4年 10月28日	第35期(令和3年8月 1日～令和4年7月31 日)に係る有価証券報 告書	・第5【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】 において、当社と関連当事者に該当する会社との重要な取引を「関連当事者との 取引」として記載しなかった。	
【課徴金額】2,100万円				

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2	令和6年 6月25日	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金融商品取引法第172条の2第1項、第172条の4第1項及び旧 金融商品取引法第172条の4第2項並びに金融商品取引法第10条 第1項及び第24条の2第1項において準用する同法第10条第1項) 【課徴金納付命令及び訂正報告書等の提出命令対象者】 THE WHY HOW DO COMPANY株式会社(東証スタンダード) 【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社は、ソフトウェア仮勘定の過大計上に伴う売上原価の過少計 上の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」及び「重要な 事項について虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半 期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」及び「重要な 事項について虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参 照)。 ・令和元年5月第3四半期四半期報告書※ ・令和元年8月期有価証券報告書 ※公衆縦覧期間を経過している令和元年5月第3四半期に係る四 半期報告書については、訂正報告書提出命令の勧告対象から 除外。 (2)発行開示書類 当社は、令和2年5月28日、「重要な事項につき虚偽の記載」及び 「重要な事項について虚偽の記載」がある有価証券届出書を提出し、	審判手続開始決定日 令和6年6月27日 審判手続中 (令和7年3月31日現在) 訂正報告書提出命令日 令和6年7月17日 なお、本件処分の決定 に対して、当社は、令和7 年1月14日に東京地方裁 判所に取消訴訟を提起し ている。

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯
2 つづき		当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた (「重要な事項につき虚偽の記載」及び「重要な事項について虚偽の 記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。				
【虚偽記載の内容】						
番 号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由
1	令和元年 7月16日	第15期第3四半期(平成31年3月1日～令和元年5月31日)に係る四半期報告書	平成30年9月1日～令和元年5月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が ▲141,819 千円であるところを ▲84,906 千円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲144,542 千円であるところを ▲87,629千円と記載	ソフトウェア 仮勘定の 過大計上に 伴う売上 原価の過 少計上
2	令和元年 11月27日	第15期(平成30年9月1日～令和元年8月31日)に係る有価証券報告書	平成30年9月1日～令和元年8月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	営業利益が ▲173,759 千円であるところを ▲103,062 千円と記載 親会社株主に帰属する当期純利益が ▲348,873 千円であるところを ▲278,176千円と記載	ソフトウェア 仮勘定の 過大計上に 伴う売上 原価の過 少計上
3	令和2年 5月28日	有価証券届出書 (株式及び新株予約権証券の募集)		「第四部 組込情報」	番号2に掲げる第15期に係る有価証券報告書を組み込み	番号2を 参照
(注)金額は千円未満切捨てである。						
【課徴金額】4,482万円						

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3	令和6年 6月28日	【違反行為】 大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載 (金融商品取引法第172条の7及び同法第172条の8) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社シンシアエ務店(非上場) 大量保有者A 株式会社和円商事(非上場) 【違反行為の概要】 (1) 株式会社シンシアエ務店(非上場) ア 大量保有報告書又は変更報告書(以下「大量保有報告書等」という。)の不提出 シンシアエ務店は、下表【シンシアエ務店における大量保有報告書等の不提出の内容】の「報告義務発生日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「提出事由」欄記載の事由が生じたにもかかわらず、「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに、以下の大量保有報告書等を提出しなかった。 ・令和3年8月31日までに提出すべきであった大量保有報告書 ・令和3年9月3日までに提出すべきであった変更報告書No.1 ・令和3年9月9日までに提出すべきであった変更報告書No.2 ・令和3年9月16日までに提出すべきであった変更報告書No.3 ・令和3年9月29日までに提出すべきであった変更報告書No.4 ・令和3年10月7日までに提出すべきであった変更報告書No.5 ・令和4年3月2日までに提出すべきであった変更報告書No.6 ・令和4年3月14日までに提出すべきであった変更報告書No.7 イ 変更報告書の虚偽記載 シンシアエ務店は、下表【シンシアエ務店における変更報告書の虚偽記載の内容】の「提出日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「虚偽記載」欄記載のとおり、「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の変更報告書を提出したも。 ・令和4年3月15日提出の「変更報告書No.2」と題する変更報告書 (2) 大量保有者A ア 大量保有報告書等の不提出 大量保有者Aは、下表【大量保有者Aにおける大量保有報告書等の不提出の内容】の「報告義務発生日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「提出事由」欄記載の事由が生じたにもかかわらず、「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに、以下の大量保有報告書等を提出しなかった。 ・令和3年9月17日までに提出すべきであった大量保有報告書 ・令和3年9月30日までに提出すべきであった変更報告書No.1 ・令和4年3月4日までに提出すべきであった変更報告書No.2 ・令和4年3月28日までに提出すべきであった変更報告書No.3 ・令和4年6月3日までに提出すべきであった変更報告書No.4 ・令和4年12月1日までに提出すべきであった大量保有報告書 イ 変更報告書の虚偽記載 大量保有者Aは、下表【大量保有者Aにおける変更報告書の虚偽	審判手続開始決定日 令和7年7月3日 課徴金納付命令決定日 令和6年8月27日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つき		記載の内容】の「提出日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「虚偽記載」欄記載のとおり、「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の変更報告書を提出した。 ・令和4年5月18日提出の「変更報告書No.1」と題する変更報告書 ・令和4年6月16日提出の「変更報告書No.2」と題する変更報告書 (3) 株式会社和円商事(非上場) ア 変更報告書の不提出 和円商事は、下表【和円商事における変更報告書の不提出の内容】の「報告義務発生日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、大量保有者と共同保有関係にあり、「提出事由」欄記載の事由が生じたにもかかわらず、「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに、以下の変更報告書を提出しなかった。 ・令和4年3月28日までに提出すべきであった変更報告書No.3 ・令和4年6月3日までに提出すべきであった変更報告書No.4 イ 変更報告書の虚偽記載 和円商事は、下表【和円商事における変更報告書の虚偽記載の内容】の「提出日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「虚偽記載」欄記載のとおり、「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の変更報告書を提出した。 ・令和4年5月18日提出の「変更報告書No.1」と題する変更報告書 ・令和4年6月16日提出の「変更報告書No.2」と題する変更報告書	

【シンシアエ務店における大量保有報告書等の不提出の内容】

番号	発行体	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	株式会社 三ツ星	大量保有 報告書	令和3年 8月24日	令和3年 8月31日	報告義務発生日において、株券を6万5700株保有することとなり、発行済株式総数(126万6655株)の5%を超える大量保有者となった。
2	株式会社 三ツ星	変更報告書 No.1	令和3年 8月27日	令和3年 9月3日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の5.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が8万400株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
3	株式会社 三ツ星	変更報告書 No.2	令和3年 9月2日	令和3年 9月9日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の6.35%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が10万800株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯
3 つづき	4	株式会社 三ツ星	変更報告書 No.3	令和3年 9月9日	令和3年 9月16日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の 7.96%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が11万5500株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
	5	株式会社 三ツ星	変更報告書 No.4	令和3年 9月21日	令和3年 9月29日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の 9.12%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が12万8700株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
	6	株式会社 三ツ星	変更報告書 No.5	令和3年 9月30日	令和3年 10月7日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の 10.16%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が14万1600株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
	7	株式会社 三ツ星	変更報告書 No.6	令和4年 2月22日	令和4年 3月2日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の 11.31%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有目的が変更された。
	8	株式会社 三ツ星	変更報告書 No.7	令和4年 3月7日	令和4年 3月14日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の 11.31%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が8万300株まで減少し、株券等保有割合が1%以上減少した。

【シンシアエ務店における変更報告書の虚偽記載の内容】

番号	発行体	報告書	提出日	虚偽記載
1	株式会社 三ツ星	「変更報告書No.2」と題する変更報告書	令和4年 3月15日	保有株券等の数が14万3300株であるところを8万300株と記載し、株券等保有割合が11.31%であるところを6.34%と記載

【大量保有者 A における大量保有報告書等の不提出の内容】

番号	発行体	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	株式会社 三ツ星	大量保有 報告書	令和3年 9月10日	令和3年 9月17日	報告義務発生日において、株券を6万5700株保有することとなり、発行済株式総数(126万6655株)の5%を超える大量保有者となった。

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯
3 つづき	2	株式会社 三ツ星	変更報告書 No.1	令和3年 9月22日	令和3年 9月30日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の 5.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が7万 9500株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
	3	株式会社 三ツ星	変更報告書 No.2	令和4年 2月25日	令和4年 3月4日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の 6.28%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が9万 2300株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
	4	株式会社 三ツ星	変更報告書 No.3	令和4年 3月18日	令和4年 3月28日	・報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の 7.29%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が6万 7300株まで減少し、単体株券等保有割合が1%以上減少した。 ・報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の 7.29%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、株券を2万 5000株保有することとなった者が新たに単体株券等保有割合1%以上の共同保有者となった。
	5	株式会社 三ツ星	変更報告書 No.4	令和4年 5月27日	令和4年 6月3日	・報告義務発生日より前の日において、共同保有者は、単体株券等保有割合 1.97%の共同保有者であったところ、報告義務発生日において、当該共同保有者の保有株券等の数が4400株まで減少し、当該共同保有者の単体株券等保有割合が1%以上減少した。 ・報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の 7.29%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の総数が7万 1700株まで減少し、株券等保有割合が1%以上減少した。
	6	株式会社 三ツ星	大量保有 報告書	令和4年 11月24日	令和4年 12月1日	報告義務発生日において、株券を6万 5200株保有することとなり、発行済株式総数(126万 6655株)の5%を超える大量保有者となった。

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容			勧告後の経緯
3 つづき	【大量保有者 A における変更報告書の虚偽記載の内容】				
	番 号	発行体	報告書	提出日	虚偽記載
	1	株式会社 三ツ星	「変更報告書No.1」と 題する変更報告書	令和4年 5月18日	・保有株券等の数が6万 7300 株であるところを4万 6500 株と記載し、単体株券等保有割合が 5.31%であるところ を 3.67%と記載 ・保有株券等の総数が9万 2300 株であるところを7万 1500 株と記載し、株券等保有割合が 7.29%であるところ を 5.64%と記載
2	株式会社 三ツ星	「変更報告書No.2」と 題する変更報告書	令和4年 6月 16 日	・共同保有者の保有株券等の数が 4400 株であるところ を2万 5000 株と記載し、当該共同保有者の単体株券等 保有割合が 0.35%であるところを 1.97%と記載 ・保有株券等の総数が7万 1700 株であるところを9万 2300 株と記載し、株券等保有割合が 5.66%であるところ を 7.29%と記載	
【和円商事における変更報告書の不提出の内容】					
番 号	発行体	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	株式会社 三ツ星	変更報告書 No.3	令和4年 3月18日	令和4年 3月 28 日	・報告義務発生日において、2万 5000 株を 保有することとなり、新たに単体株券等保 有割合1%以上の保有者となった。 ・報告義務発生日より前の日において、共 同保有者は、発行済株式総数の 7.29%の 大量保有者であったところ、報告義務発 生日において、当該共同保有者の保有株券 等の数が6万 7300 株まで減少し、当該共 同保有者の単体株券等保有割合が1%以 上減少した。
2	株式会社 三ツ星	変更報告書 No.4	令和4年 5月27日	令和4年 6月3日	・報告義務発生日より前の日において、単 体株券等保有割合 1.97%の保有者であ ったところ、報告義務発生日において、保有 株券等の数が 4400 株まで減少し、単体株 券等保有割合が1%以上減少した。 ・報告義務発生日より前の日において、共 同保有者とともに、発行済株式総数の 7.29%の大量保有者であったところ、報告 義務発生日において、保有株券等の総数 が7万 1700 株まで減少し、株券等保有割 合が1%以上減少した。

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容			勧告後の経緯
3 つづき	【和円商事における変更報告書の虚偽記載の内容】				
	番 号	発行体	報告書	提出日	虚偽記載
	1	株式会社 三ツ星	「変更報告書No.1」と 題する変更報告書	令和4年 5月18日	・共同保有者の保有株券等の数が6万 7300 株であるところを4万 6500 株と記載し、当該共同保有者の単体株券等保有割合が 5.31%であるところを 3.67%と記載 ・保有株券等の総数が9万 2300 株であるところを7万 1500 株と記載し、株券等保有割合が 7.29%であるところを 5.64%と記載
	2	株式会社 三ツ星	「変更報告書No.2」と 題する変更報告書	令和4年 6月 16 日	・保有株券等の数が 4400 株であるところを2万 5000 株と記載し、単体株券等保有割合が 0.35%であるところを 1.97%と記載 ・保有株券等の総数が7万 1700 株であるところを9万 2300 株と記載し、株券等保有割合が 5.66%であるところを 7.29%と記載
【課徴金額】					
シンシア工務店 32万円					
大量保有者A 40万円					
和円商事 26万円					

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4	令和6年 9月10日	【違反行為】 大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等 (金融商品取引法第172条の7及び同法第172条の8) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社サカイ(非上場) 株式会社サンワ(非上場) 【違反行為の概要】 (1) 株式会社サカイ サカイは下表【サカイにおける大量保有報告書等の不提出の内容】の「報告義務発生日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「提出事由」欄記載の事由が生じたにもかかわらず、「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに、以下の大量保有報告書又は変更報告書(以下「大量保有報告書等」という。)を提出しなかった。 ・令和4年10月26日までに提出すべきであった大量保有報告書 ・令和5年1月5日までに提出すべきであった変更報告書No.1 (2) 株式会社サンワ ア 変更報告書の虚偽記載等 サンワは、下表【サンワにおける変更報告書の虚偽記載等の内容】の「提出日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「虚偽記載及び記載の欠缺」欄記載のとおり、「重要な事項につき虚偽の記載」があり、「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」以下の	審判手続開始決定日 令和6年9月18日 課徴金納付命令決定日 令和6年10月30日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯		
4 つづき		変更報告書を提出した。 ・令和4年12月22日提出の変更報告書No.1 イ 変更報告書の不提出 サンワは、下表【サンワにおける変更報告書の不提出の内容】の「報告義務発生日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「提出事由」欄記載の事由が生じたにもかかわらず、「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに、以下の変更報告書を提出しなかった。 ・令和5年1月5日までに提出すべきであった変更報告書No.2			
【サカイにおける大量保有報告書等の不提出の内容】					
番号	発行体	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	株式会社 サカイホールディングス	大量保有 報告書	令和4年 10月19日	令和4年 10月26日	報告義務発生日において、共同保有者とともに、株券を363万6000株保有することとなり、発行済株式総数（1095万6500株）の5％を超える大量保有者となった。
2	株式会社 サカイホールディングス	変更報告書 No. 1	令和4年 12月23日	令和5年 1月5日	・報告義務発生日より前の日において、共同保有者とともに、発行済株式総数の33.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、共同保有者が共同保有者でなくなった。 ・報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の33.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の総数が23万6000株まで減少し、株券等保有割合が1％以上減少した。
【サンワにおける変更報告書の虚偽記載等の内容】					
番号	発行体	報告書	提出日	虚偽記載及び記載の欠缺	
1	株式会社 サカイホールディングス	変更報告書 No. 1	令和4年 12月22日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の31.03%の大量保有者であったところ、令和4年10月19日において、株券を23万6000株保有する者が新たに単体株券等保有割合1％以上の共同保有者となった事項を記載しなかった。	

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯
4	つづき				保有株券等の総数が363万6000株であるところを340万株と記載し、株券等保有割合が33.19%であるところを31.03%と記載した。	
【サンワにおける変更報告書の不提出の内容】						
番号	発行体	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由	
1	株式会社 サカイホールディングス	変更報告書 No. 2	令和4年 12月23日	令和5年 1月5日	・報告義務発生日より前の日において、共同保有者とともに、発行済株式総数の33.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、共同保有者が共同保有者でなくなった。 ・報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の33.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の総数が340万株まで減少し、株券等保有割合が1%以上減少した。	
		【課徴金額】				
		サカイ 10万円				
		サンワ 10万円				

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5	令和6年 12月3日	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社ヤマウラ(東証プライム市場、名証プレミア市場) 【違反行為の概要】 当社の連結子会社は、長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の不計上等の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・令和2年6月第1四半期四半期報告書(令和2年8月7日提出) ・令和2年12月第3四半期四半期報告書(令和3年2月12日提出) ・令和3年3月期有価証券報告書(令和3年6月28日提出) ・令和3年12月第3四半期四半期報告書(令和4年2月14日提出) ・令和4年3月期有価証券報告書(令和4年6月27日提出) ・令和4年6月第1四半期四半期報告書(令和4年8月10日提出) ・令和4年12月第3四半期四半期報告書(令和5年2月14日提出)	審判手続開始決定日 令和6年12月10日 課徴金納付命令決定日 令和7年2月4日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯	
5	【虚偽記載の内容】						
つづき	番 号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由	
	1	令和2年 8月7日	第62期第1四半期 (令和2年4月1日 ～同年6月30日)に 係る四半期報告書	令和2年4月1日 ～同年6月30日 の第1四半期連 結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲25,282千円であるところ を 63,155千円と記載	長期未収入 金に係る貸 倒引当金繰 入額の不計 上
	2	令和3年 2月12日	第62期第3四半期 (令和2年10月1日 ～同年12月31日) に係る四半期報告 書	令和2年4月1日 ～同年12月31日 の第3四半期連 結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が 701,482千円であるところ を 1,154,893千円と記載	長期未収入 金に係る貸 倒引当金繰 入額の不計 上
	3	令和3年 6月28日	第62期(令和2年4 月1日～令和3年3 月31日)に係る有価 証券報告書	令和2年4月1日 ～令和3年3月31 日の連結会計年 度	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が 579,767千円である ところを 1,142,428千円と記載	長期未収入 金に係る貸 倒引当金繰 入額の不計 上
	4	令和4年 2月14日	第63期第3四半期 (令和3年10月1日 ～同年12月31日) に係る四半期報告 書	令和3年4月1日 ～同年12月31日 の第3四半期連 結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が 699,162千円であるところ を 1,328,799千円と記載	長期未収入 金に係る貸 倒引当金繰 入額の不計 上
	5	令和4年 6月27日	第63期(令和3年4 月1日～令和4年3 月31日)に係る有価 証券報告書	令和3年4月1日 ～令和4年3月31 日の連結会計年 度	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が 775,313千円である ところを 1,495,043千円と記載	長期未収入 金に係る貸 倒引当金繰 入額の不計 上
	6	令和4年 8月10日	第64期第1四半期 (令和4年4月1日 ～同年6月30日)に 係る四半期報告書	令和4年4月1日 ～同年6月30日 の第1四半期連 結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲23,169千円であるところ を 232,799千円と記載	長期未収入 金に係る貸 倒引当金繰 入額の不計 上
	7	令和5年 2月14日	第64期第3四半期 (令和4年10月1日 ～同年12月31日) に係る四半期報告 書	令和4年4月1日 ～同年12月31日 の第3四半期連 結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が 876,208千円であるところ を 1,602,429千円と記載	長期未収入 金に係る貸 倒引当金繰 入額の不計 上
(注)金額は千円未満切捨てである。							
【課徴金額】1,800万円							

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6	令和6年 12月10日	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社きょうとう(東証スタンダード) 【違反行為の概要】 当社は、営業外収益の過大計上の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・令和3年2月期有価証券報告書(令和3年5月31日提出) ・令和3年11月第3四半期四半期報告書(令和4年1月14日提出) ・令和4年2月期有価証券報告書(令和4年5月31日提出) ・令和4年11月第3四半期四半期報告書(令和5年1月13日提出)	審判手続開始決定日 令和6年12月17日 課徴金納付命令決定日 令和7年2月4日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

【虚偽記載の内容】

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由
1	令和3年 5月31日	第42期(令和2年3月1日～令和3年2月28日)に係る有価証券報告書	令和2年3月1日～令和3年2月28日の事業年度	損益計算書	当期純利益が ▲869,123千円で あるところを ▲756,563千円と記載	営業外収益の 過大計上
2	令和4年 1月14日	第43期第3四半期(令和3年9月1日～同年11月30日)に係る四半期報告書	令和3年3月1日～同年11月30日の第3四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が ▲136,857千円で あるところを 6,316千円と記載	営業外収益の 過大計上
3	令和4年 5月31日	第43期(令和3年3月1日～令和4年2月28日)に係る有価証券報告書	令和3年3月1日～令和4年2月28日の事業年度	損益計算書	当期純利益が ▲784,151千円で あるところを ▲614,992千円と記載	営業外収益の 過大計上
4	令和5年 1月13日	第44期第3四半期(令和4年9月1日～同年11月30日)に係る四半期報告書	令和4年3月1日～同年11月30日の第3四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が 108,696千円で あるところを 188,902千円と記載	営業外収益の 過大計上

(注)金額は千円未満切捨てである。

【課徴金額】1,500万円

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯			
7	令和7年 1月28日	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の2第1項及び第172条の4第1項) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社ガーラ(東証スタンダード) 【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社は、本来費用計上しなければならないソフトウェアの開発費について、ソフトウェア仮勘定及びソフトウェアとして資産を過大計上する不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、令和2年6月29日、「重要な事項につき虚偽の記載」がある令和2年3月期有価証券報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 (2)発行開示書類 当社は、令和2年5月25日、「重要な事項につき虚偽の記載」がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。	審判手続開始決定日 令和7年2月4日 課徴金納付命令決定日 令和7年3月13日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。			
【虚偽記載の内容】						
番 号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由
1	令和2年 6月29日	第27期(平成31年4月1日～令和2年3月31日)に係る有価証券報告書	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日の 連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲224,392 千円である ところを 114,004千円と記載	ソフトウェア仮勘 定及びソフトウェ アの過大計上
2	令和2年 5月25日	有価証券届出書(株 式及び新株予約権 証券の募集)	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日の 連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲161,975 千円である ところを 195,327千円と記載	ソフトウェア仮勘 定及びソフトウェ アの過大計上
			平成31年4月1日～ 令和2年3月31日の 連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲224,392 千円である ところを 114,004 千円と記載	ソフトウェア仮勘 定及びソフトウェ アの過大計上
(注)金額は千円未満切捨てである。						
【課徴金額】6,495万円						

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8	令和7年 2月21日	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載等 (金商法第172条の2第1項及び第172条の4第1項) 【課徴金納付命令対象者】 ピクセルカンパニーズ株式会社(東証スタンダード) 【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社の連結子会社は、実態のない前渡金の計上による損失の不計上の不適正な会計処理を行った。 また、当社は、連結財務諸表に以下の注記を行わなかった。 ・ 当社又は当社の連結子会社と当社の役員等との取引に係る「関連当事者との取引」(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4の2第1項)として注記 ・ 当社役員の個人借入の連帯保証に係る「偶発債務(債務保証)」(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第39条の2)として注記 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある又は「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」以下の有価証券報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」又は「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」の内容は下表【虚偽記載等の内容】を参照)。 ・ 令和元年12月期有価証券報告書(令和2年3月27日提出) ・ 令和2年12月期有価証券報告書(令和3年3月31日提出) ・ 令和3年12月期有価証券報告書(令和4年3月31日提出) ・ 令和4年12月期有価証券報告書(令和5年3月31日提出) ・ 令和5年12月期有価証券報告書(令和6年3月29日提出) (2)発行開示書類 当社は、令和2年7月30日、令和3年7月21日、令和5年2月8日及び令和6年4月19日に「重要な事項につき虚偽の記載」がある又は「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた(「重要な事項につき虚偽の記載」又は「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ※下記の継続開示書類及び発行開示書類については、金融商品取引法第185条の7第15項の規定により、課徴金の額が1.5倍に相当する額となっている。 【課徴金の額が1.5倍に相当する額となっている開示書類】 (継続開示書類) ・ 令和元年12月期有価証券報告書(令和2年3月27日提出) ・ 令和2年12月期有価証券報告書(令和3年3月31日提出) ・ 令和3年12月期有価証券報告書(令和4年3月31日提出) (発行開示書類) ・ 令和2年7月30日提出の有価証券届出書 ・ 令和3年7月21日提出の有価証券届出書 ・ 令和5年2月8日提出の有価証券届出書	審判手続開始決定日 令和7年3月3日 課徴金納付命令決定日 未定 (令和7年3月31日現在)

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯	
8 つづき	【虚偽記載等の内容】						
	番 号	対象書類		虚偽記載及び記載すべき重要な事項の欠缺			
		提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由
	1	令和2年 3月27日	第34期(平成31年1月1日～令和元年12月31日)に係る有価証券報告書	・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、当社又は当社の連結子会社と当社の役員との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。 ・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(連結貸借対照表関係)において、当社との「偶発債務」があるにもかかわらず、その内容及び金額を記載しなかった。			
	2	令和3年 3月31日	第35期(令和2年1月1日～同年12月31日)に係る有価証券報告書	令和2年1月1～ 同年12月31日 の連結会計年度	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が ▲1,192,454 千円であ るところを ▲942,454 千円と記載	前渡金の計上による 損失の不計上
				・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、当社の連結子会社と当社の役員等との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。			
	3	令和4年 3月31日	第36期(令和3年1月1日～同年12月31日)に係る有価証券報告書	・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、当社の連結子会社と当社の役員等との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。			
	4	令和5年 3月31日	第37期(令和4年1月1日～同年12月31日)に係る有価証券報告書	・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、当社の連結子会社と当社の役員等との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。			
	5	令和6年 3月29日	第38期(令和5年1月1日～同年12月31日)に係る有価証券報告書	・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、当社の連結子会社と当社の役員との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。			
	6	令和2年 7月30日	有価証券届出書(株式及び新株予約権証券の募集)		「第四部 組込情報」	番号1に掲げる第34期に係る有価証券報告書を組込み	番号1を参照
	7	令和3年 7月21日	有価証券届出書(新株予約権証券の募集)		「第四部 組込情報」	番号2に掲げる第35期に係る有価証券報告書を組込み	番号2を参照
	8	令和5年 2月8日	有価証券届出書(株式及び新株予約権証券の募集)	・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、当社の連結子会社と当社の役員等との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。			
9	令和6年 4月19日	有価証券届出書(株式及び新株予約権証券の募集)	・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、当社の連結子会社と当社の役員との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。				
(注)金額は千円未満切捨てである。							
【課徴金額】6億2,984万円							

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9	令和7年 2月26日	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項) 【課徴金納付命令対象者】 Shinwa Wise Holdings株式会社(東証スタンダード) 【違反行為の概要】 当社及び当社の連結子会社は、売上の過大計上等の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・令和2年5月期有価証券報告書(令和2年8月31日提出) ・令和2年11月第2四半期四半期報告書(令和3年1月14日提出) ・令和3年5月期有価証券報告書(令和3年8月27日提出) ・令和3年8月第1四半期四半期報告書(令和3年10月14日提出) ・令和4年8月第1四半期四半期報告書(令和4年10月17日提出) ・令和5年11月第2四半期四半期報告書(令和6年1月12日提出)	審判手続開始決定日 令和7年3月5日 課徴金納付命令決定日 未定 (令和7年3月31日現在)

【虚偽記載の内容】

番 号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由
1	令和2年 8月31日	第31期(令和元年6月1日～令和2年5月31日)に係る有価証券報告書	令和元年6月1日～令和2年5月31日の連結会計年度	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が ▲416,165 千円であるところを ▲305,705千円と記載	繰延税金資産の過大計上に伴う法人税等調整額の過少計上
2	令和3年 1月14日	第32期第2四半期(令和2年9月1日～同年11月30日)に係る四半期報告書	令和2年6月1日～同年11月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が ▲24,455 千円であるところを 25,060 千円と記載 経常利益が ▲39,871 千円であるところを 9,645千円と記載	売上の前倒し計上
3	令和3年 8月27日	第32期(令和2年6月1日～令和3年5月31日)に係る有価証券報告書	令和2年6月1日～令和3年5月31日の連結会計年度	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が ▲159,404 千円であるところを 23,367 千円と記載	売上の過大計上、売上の前倒し計上
4	令和3年 10月14日	第33期第1四半期(令和3年6月1日～同年8月31日)に係る四半期報告書	令和3年6月1日～同年8月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	経常利益が ▲1,438 千円であるところを 19,707 千円と記載	売上の前倒し計上

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯
9 つづき	5	令和4年 10月17日	第34期第1四半期 (令和4年6月1日 ～同年8月31日)に 係る四半期報告書	令和4年6月1日～ 同年8月31日の第1 四半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	営業利益が ▲30,230千円であるところを 17,144千円と記載 経常利益が ▲18,253千円であるところを 22,306千円と記載 親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲29,193千円であるところを 5,858千円と記載	売上の過大 計上、売上の 前倒し計上
	6	令和6年 1月12日	第35期第2四半期 (令和5年9月1日 ～同年11月30日) に係る四半期報告 書	令和5年6月1日～ 同年11月30日の第 2四半期連結累計 期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が ▲10,142千円であるところを 9,900千円と記載 経常利益が ▲143千円であるところを 19,900千円と記載	売上の過大 計上、売上の 前倒し計上
	(注)金額は千円未満切捨てである。						
		【課徴金額】2,100万円					

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10	令和7年 3月4日	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の2第1項、第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社アクアライン(東証グロース) 【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社は、投資有価証券評価損の不計上及び偶発損失引当金の不計上等の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・令和4年2月期有価証券報告書(令和4年5月31日提出) ・令和4年5月第1四半期四半期報告書(令和4年7月15日提出) ・令和4年8月第2四半期四半期報告書(令和4年10月14日提出) ・令和4年11月第3四半期四半期報告書(令和5年1月16日提出) ・令和5年2月期有価証券報告書(令和5年5月31日提出) ・令和5年5月第1四半期四半期報告書(令和5年7月18日提出) ・令和5年8月第2四半期四半期報告書(令和5年10月16日提出) ・令和5年11月第3四半期四半期報告書(令和6年1月15日提出) ・令和6年2月期有価証券報告書(令和6年5月31日提出) (2)発行開示書類 当社は、令和5年2月10日及び同年10月24日、「重要な事項につき	審判手続開始決定日 令和7年3月11日 課徴金納付命令決定日 未定 (令和7年3月31日現在)

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯
10 つづき		虚偽の記載」がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。				
【虚偽記載の内容】						
番 号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由
1	令和4年 5月31日	第27期(令和3年3月 1日～令和4年2月28 日)に係る有価証券 報告書	令和3年3月1日～ 令和4年2月28日 の連結会計年度	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が ▲586,726 千円である ところを ▲549,878 千円と記載	売上の過大計上 及び費用の過少 計上
2	令和4年 7月15日	第28期第1四半期(令 和4年3月1日～同年 5月31日)に係る四半 期報告書	令和4年3月1日～ 同年5月31日の第 1四半期連結累計 期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲177,691 千円であると ころを ▲140,528千円と記載	偶発損失引当金 の不計上及び売 上の過大計上
			令和4年3月1日～ 同年5月31日の第 1四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 224,533 千円であるとこ ろを 298,544 千円と記載	
3	令和4年 10月14 日	第28期第2四半期(令 和4年6月1日～同年 8月31日)に係る四半 期報告書	令和4年3月1日～ 同年8月31日の第 2四半期連結累計 期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲203,080 千円であると ころを ▲166,103 千円と記載	投資有価証券評 価損の不計上及 び売上の過大計 上
			令和4年6月1日～ 同年8月31日の第 2四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲228,747 千円であると ころを ▲154,922 千円と記載	
4	令和5年 1月16日	第28期第3四半期(令 和4年9月1日～同年 11月30日)に係る四 半期報告書	令和4年9月1日～ 同年11月30日の第 3四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲188,168 千円であると ころを ▲119,795 千円と記載	投資有価証券評 価損の不計上
5	令和5年 5月31日	第28期(令和4年3月 1日～令和5年2月28 日)に係る有価証券 報告書	令和4年3月1日～ 令和5年2月28日 の連結会計年度	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が ▲264,931 千円であると ころを ▲170,544 千円と記載	投資有価証券評 価損の不計上及 び暗号資産の過 大計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,350 千円であるところ を 135,585 千円と記載	

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯
10 つづき	6	令和5年 7月 18 日	第29期第1四半期(令和5年3月1日～同年5月31日)に係る四半期報告書	令和5年3月1日～同年5月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲61,539 千円であるところを ▲29,964 千円と記載	投資有価証券評価損の不計上及び暗号資産の過大計上
				令和5年3月1日～同年5月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が ▲68,682 千円であるところを 94,127 千円と記載	
	7	令和5年 10月 16 日	第29期第2四半期(令和5年6月1日～同年8月31日)に係る四半期報告書	令和5年3月1日～同年8月31日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲49,500 千円であるところを ▲16,922 千円と記載	投資有価証券評価損の不計上及び暗号資産の過大計上
				令和5年6月1日～同年8月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が ▲74,252 千円であるところを 89,561 千円と記載	
	8	令和6年 1月 15 日	第29期第3四半期(令和5年9月1日～同年11月30日)に係る四半期報告書	令和5年3月1日～同年11月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲302,992 千円であるところを ▲118,782 千円と記載	投資有価証券評価損の不計上及び貸倒引当金の過少計上
				令和5年9月1日～同年11月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 179,000 千円であるところを 494,445 千円と記載	
	9	令和6年 5月 31 日	第29期(令和5年3月1日～令和6年2月29日)に係る有価証券報告書	令和5年3月1日～令和6年2月29日の連結会計年度	連結貸借対照表	連結純資産額が 101,083 千円であるところを 384,908 千円と記載	投資有価証券評価損の不計上及び貸倒引当金の過少計上

(注)金額は千円未満切捨てである。

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由
10	令和5年 2月10日	有価証券届出書 (株式の募集)		「第四部 組込情報」	番号1に掲げる第27期に係る有価証券報告書及び番号4に掲げる第28期第3四半期に係る四半期報告書を組込み	番号1及び4を参照

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯
10 つづき	11 令和5年 10月24日	有価証券届出書 (株式の募集)		「第四部 組込情報」	番号5に掲げる第28期に係 る有価証券報告書及び番号 7に掲げる第29期第2四半 期に係る四半期報告書を組 込み	番号5及び7 を参照
【課徴金額】4,206万円						

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯			
11	令和7年 3月28日	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の2第1項及び第172条の4第1項) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社イメージワン(東証スタンダード) 【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社は、減損損失の不計上及び売上の過大計上等の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・令和2年9月期有価証券報告書(令和2年12月22日提出) ・令和4年9月期有価証券報告書(令和4年12月28日提出) (2)発行開示書類 当社は、令和3年2月18日、「重要な事項につき虚偽の記載」がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。	審判手続開始決定前 (令和7年3月31日現在)			
【虚偽記載の内容】						
番 号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由
1	令和2年 12月22日	第37期(令和元年 10月1日～令和2 年9月30日)に係 る有価証券報告書	令和元年10月1日 ～令和2年9月30日 の事業年度	損益計算書	当期純利益が ▲777,021 千円である ところを ▲601,965千円と記載	減損損失の不計 上
				貸借対照表	純資産額が 1,709,388 千円である ところを 1,884,444 千円と記載	
2	令和4年 12月28日	第39期(令和3年 10月1日～令和4 年9月30日)に係 る有価証券報告書	令和3年10月1日～ 令和4年9月30日の 連結会計年度	連結 損益計算書	親会社株主に帰属す る当期純利益が ▲493,507 千円である ところを	売上の過大計上

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯
11 つづき						▲341,513千円と記載	
				連結 貸借対照表		連結純資産額が 2,297,065 千円である ところを 2,633,115 千円と記載	
(注)金額は千円未満切捨てである。							
番 号	対象書類		虚偽記載				主な事由
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)		
3	令和3年 2月18日	有価証券届出書 (新株予約権証券の 募集)		「第四部 組込情報」	番号1に掲げる第37期 に係る有価証券報告 書を組込み	番号1を参照	
【課徴金額】6,507万円							

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

4. (参考)確定又は係属中の課徴金納付命令取消訴訟

(令和6年4月～令和7年3月)

番号	課徴金納付命令勧告		課徴金納付命令		原告	訴訟の状況
	勧告実施 年月日	勧告事案名	決定年月日	事件名		
1	平成25年 11月1日	ウェッジホールディングス株式 に係る偽計に対する課徴金納 付命令の勧告について (平成25年度版年次公表P93、 94参照)	平成29年 4月11日、 平成30年 1月16日 (更正決定)	(株)ウェッジホー ルディングス株 式に係る偽計	個人	令和5年9月22日第一 審判決請求棄却[東京 地裁] 控訴審係属中[東京高 裁]
2	平成26年 12月5日	Areion Asset Management Company Limitedによる相場操 縦に対する課徴金納付命令の 勧告について (平成26年度版年次公表P80、 81参照)	平成30年 6月11日	日 東 電 工 (株)株 式に係る相場 操縦	Areion Asset Management Company Limited (アレイオン・アセ ット・マネジメント・ カンパニー・リミテ ッド)	第一審係属中[東京地 裁]
3	令和2年 9月11日	さいか屋株式に係る相場操縦 に対する課徴金納付命令の勧 告について (令和2年度版年次公表 P180 参照)	令和3年 10月7日	(株)さいか屋株式 に係る安定操 作	個人	令和5年12月12日第 一審判決請求棄却[東 京地裁] 令和6年7月10日控訴 審判決控訴棄却[東京 高裁] 令和7年1月22日上 告不受理決定[最高 裁] 【確定】

※年次公表とは、『証券取引等監視委員会の活動状況』を指す。

3-6 裁判所への申立て実施状況

1. 申立て実施件数一覧表

年度	平成22 ～令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	合計
合計	26	1	2	1	1	31
無登録業者等	25	1	2	1	1	30
無届募集	1	0	1	1	0	3

2. 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
1	Global Investment Lab株式会社(グロー ーバルインベストメ ントラボ社)及びそ の役員等3名	令和6年 6月25日 (東京地裁)	○ 無登録営業(ファンドの募集又は私募の取扱い等)の禁止 Global Investment Lab株式会社(以下「当社」という。)は、平成30年4月頃に組合として結成され(業務規模の拡大に伴い令和2年6月5日にGIL合同会社が設立され、令和4年6月15日に株式会社へ組織変更)、海外金融商品への出資に関するサポート業務を提供するとともに、合同会社の匿名組合出資や社債の勧誘を行うほか、当社の業務を代行するために登録した販売代理店(個人)の管理を行っている。 当社の代表取締役であるA並びに当社会員の主要メンバーであるB及びC(以下、当社、A、B及びCを併せて「当社ら」という。)を含む当社に登録している販売代理店は、当社の管理・指導のもと、金銭問題に関する勉強会、SNS、有志の交流会、知人からの紹介等を通じて、資産運用に興味をもっている一般投資家に対して、海外法人であるSTERLING HOUSE GROUP LTD(以下「SHG社」という。)が組成する海外金融商品STERLING HOUSE TRUST Series7 Greenback Program(以下「スターリングハウストラスト」という。)に関し、説明資料を示して当該商品の概要や利点等を説明する方法により、出資の勧誘を行い、出資を希望した一般投資家に対して、契約の締結等の事務手続に関するサポートを行っていた。 なお、スターリングハウストラストの勧誘等に関する業務を行うには、SHG社に対して販売代理店となるための申請を行う必要があるところ、SHG社は、スターリングハウストラストの取扱いを希望する個人との間で、スターリングハウストラストの勧誘等に関する販売代理店契約(Distribution Partner Agreement)(以下「DP契約」という。)を締結している。 スターリングハウストラストの販売代理店には、A、B及びCなどのSHG社との間でDP契約を締結した者であるDistribution Partner(12名、以下「DP」という。)と、DPに紐づけられた勧誘員であるSales Partner(少なくとも約470名、以下「SP」という。)が存在している。 SPは、自身が紐づくDPの管理・指導のもと、スターリングハウストラストの勧誘等に関する業務を継続している。	令和6年 10月31日 (東京地裁) ※当社除く

番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
1 つづき			これにより、当社は、平成27年3月から令和6年5月までの間に、約1万9,900名の一般投資家に対し、合計約806億円の出資をさせている。 当社らの上記行為は、無登録で外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行うものとして、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条に違反する。 ※ 当社に対しては、令和6年11月19日に、当社が同年8月6日付けの株主総会決議により解散し、清算手続中であることなどを踏まえ、申立てを取り下げた。	

3-7 犯則事件の調査・告発等

1. 犯則事件の調査・告発実績

令和6年度の不正取引等に対する告発事案の概要は以下のとおりである。

(1) Abalance株式会社株券に係る内部者取引事件

本件は、Abalance株式会社（以下「Abalance」という。）の執行役員（IR広報室長兼経営企画室長）であった犯則嫌疑者が、子会社の業務執行を決定する機関が固定資産の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実を職務に関し知り、その公表前に、同社株券を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第166条第1項第1号等 会社関係者の禁止行為）として、必要な調査を行い、令和6年6月4日、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していたAbalanceの執行役員を務めていたものであるが、令和5年1月中旬頃、その職務に関し、太陽光パネルの製造販売等を営む子会社の業務執行を決定する機関が固定資産の取得を行うことについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同月下旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義で、Abalanceの株券合計1万9,400株を代金合計約5,316万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

令和6年6月5日、犯則嫌疑者が起訴された。

令和7年3月17日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役2年6月（執行猶予4年）及び罰金250万円、追徴金1億307万円を言い渡した。

- ・ 被告人が本件犯行により取得した株式は多量であり、その売却利益も多額であって、証券市場の公正性や健全性等を害した程度は小さくない。
- ・ 被告人は、AbalanceにIRの責任者として入社したところ、それからほどなくしてその職務に関して本件重要事実を知るや、本件犯行に及ぶなどしているのであって、その職務上

の立場や専門的知識等を悪用して自らの利益を追求したものであるというほかなく、証券市場に対する信頼をも大きく損ねる犯行であり、その極めて利欲的な犯行動機には強い非難を向けなければならない。

- ・ 他方で、被告人が反省の態度を示していることなどの一般情状を考慮。

なお、同被告人は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である（令和7年3月31日現在）。

（2）金融庁職員による内部者取引事件

本件は、金融庁に勤務する犯則嫌疑者が、金融庁長官の命を受けて従事していた職務の権限行使に関して、合計10銘柄の東京証券取引所上場株券に係る公開買付けの実施に関する事実を知り、いずれもその公表前に、自己名義で、同株券をそれぞれ買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第167条第1項第3号等 公開買付者等関係者の禁止行為）として、必要な調査を行い、令和6年12月23日、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、金融庁企画市場局企業開示課課長補佐として、金融庁長官の命を受けて、同課が所掌する金商法の規定による公開買付届出書その他の書類の審査及び処分などの職務に従事していたものであるが、同職務上の権限の行使に関し

第1 令和6年4月17日頃、信越化学工業株式会社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた三益半導体工業株式会社（以下「三益半導体」という。）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実が公表される前である同日、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義で、三益半導体の株券合計100株を代金合計約29万円で買い付け

第2 遅くとも同月25日頃までに、マルシアンホールディングス合同会社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた日本ハウズイング株式会社（以下「日本ハウズイング」という。）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実が公表される前である同月30日、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義で、日本ハウズイングの株券合計300株を

代金合計約32万円で買い付け

第3 遅くとも同年5月28日頃までに、株式会社RS Technologiesの業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していたヘリオステクノホールディング株式会社(以下「ヘリオステクノ」という。)の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実が公表される前である同日、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義で、ヘリオステクノの株券合計500株を代金合計約24万円で買い付け

第4 遅くとも同年7月4日頃までに、燦ホールディングス株式会社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社きずなホールディングス(以下「きずなホールディングス」という。)の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実が公表される前である同日及び同月9日、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義で、きずなホールディングスの株券合計700株を代金合計約96万円で買い付け

第5 遅くとも同月23日頃までに、株式会社ASNの業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していたAPAMAN株式会社(以下「APAMAN」という。)の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実が公表される前である同日、証券会社を介し、東京証券取引所等において、自己名義で、APAMANの株券合計700株を代金合計約35万円で買い付け

第6 前同日頃、オカモト株式会社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた理研コランダム株式会社(以下「理研コランダム」という。)の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実が公表される前である同日、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義で、理研コランダムの株券合計200株を代金合計約54万円で買い付け

第7 遅くとも同年8月14日頃までに、ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシーの業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社JTOWER(以下「JTOWER」という。)の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実が公表される前である同日、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義で、JTOWERの株券合計300株を代金合計約42万円で買い付け

- 第8 遅くとも前同日頃までに、株式会社トーハンの業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた日本出版貿易株式会社（以下「日本出版貿易」という。）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実が公表される前である同日、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義で、日本出版貿易の株券合計400株を代金合計約108万円で買い付け
- 第9 遅くとも同月19日頃までに、ファースト住建株式会社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社KHC（以下「KHC」という。）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実が公表される前である同月20日から同月22日までの間、証券会社を介し、東京証券取引所等において、自己名義で、KHCの株券合計2,900株を代金合計約202万円で買い付け
- 第10 遅くとも同月29日頃までに、株式会社千葉銀行の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していたエッジテクノロジー株式会社（以下「エッジテクノロジー」という。）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実が公表される前である同日から同年9月5日までの間、証券会社を介し、東京証券取引所等において、自己名義で、エッジテクノロジーの株券合計5,700株を代金合計約324万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

令和6年12月25日、犯則嫌疑者が起訴された。

令和7年3月26日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役2年（執行猶予4年）及び罰金100万円、前記犯則事実に係る売買代金債権（479万3,700円相当）没収、追徴金1,020万7,900円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 裁判官として金融庁に出向し金融商品取引法の規定による公開買付届出書その他の書類の審査及び処分などの職務に従事していた被告人が常習的に行った犯行であり、金融商品市場の公平性と健全性、金融商品市場に対する一般投資家の信頼を大きく損なうばかりか、金融庁による公開買付案件に対する監督制度の信頼を大きく失墜させるものである。
- ・ 本件各犯行に際し、被告人の規範意識の欠落は甚だしい。これらによれば、被告人の刑事責任は重いといわざるを得ない。

- ・ 他方で、被告人が、犯行を認め、反省している旨述べていること、被告人に前科はないことなどの事情も認められる。

(3) 東京証券取引所社員が関与した内部者取引事件

本件は、東京証券取引所に勤務していた犯則嫌疑者Aが、上場会社との株券上場契約の履行等に関し、3銘柄の上場株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知り、利益を得させる目的をもって、実父である犯則嫌疑者Bに対し、各事実を伝達し、同人が、いずれもその公表前に、同人名義で、同株券をそれぞれ買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第167条の2第2項及び同法第167条第3項等 未公表の重要事実の伝達等の禁止及び公開買付者等関係者の禁止行為)として、必要な調査を行い、令和6年12月23日、犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Aは、東京証券取引所上場部開示業務室に勤務していた同社の従業員であり、犯則嫌疑者Bは、Aの実父であるが

第1 Aは、令和6年1月25日頃及び同月26日頃、その職務に関し、東京証券取引所の従業員らが、KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)が東京証券取引所と締結した株券上場契約の履行に関し知った、KDDIの業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社ローソン(以下「ローソン」という。)の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、あらかじめローソンの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、同月29日頃から同月30日頃までの間に、Bに対し、同公開買付けの実施に関する事実を伝達したものであり、これにより伝達を受けた同人が、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同日から同年2月2日までの間、証券会社を介し、東京証券取引所等において、同人名義で、ローソンの株券合計1,200株を代金合計約1,020万円で買い付け

第2 Bは、同年1月29日頃から同月30日頃までの間に、Aから、同人がその職務に関し知った前記第1記載の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同日から同年2月2日までの間、証券会社を介し、東京証券取引所等において、B名義で、ローソンの株券合計1,200株を代金合計約1,020万円で買い付け

第3 Aは、同年3月25日頃、ヒューリック株式会社(以下「ヒューリック」という。)が東京証券

取引所と締結した株券上場契約の履行に関し、ヒューリックの業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社リソー教育（以下「リソー教育」という。）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、あらかじめリソー教育の株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、同月28日頃、Bに対し、同公開買付けの実施に関する事実を伝達したものであり、これにより伝達を受けた同人が、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同月29日及び同年4月1日、証券会社を介し、東京証券取引所等において、同人名義で、リソー教育の株券合計1万1,000株を代金合計約244万円で買い付け

第4 Bは、同年3月28日頃、Aから、同人が同契約の履行に関し知った前記第3記載の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同月29日及び同年4月1日、証券会社を介し、東京証券取引所等において、B名義で、リソー教育の株券合計1万1,000株を代金合計約244万円で買い付け

第5 Aは、同年3月29日頃、その職務に関し、東京証券取引所の従業員らが、株式会社NTTデータ（以下「NTTデータ」という。）の親会社である株式会社NTTデータグループが東京証券取引所と締結した株券上場契約の履行に関し知った、NTTデータの業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社ジャステック（以下「ジャステック」という。）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、あらかじめジャステックの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、同日頃、Bに対し、同公開買付けの実施に関する事実を伝達したものであり、これにより伝達を受けた同人が、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同日及び同年4月1日、証券会社を介し、東京証券取引所等において、同人名義で、ジャステックの株券合計3,000株を代金合計約442万円で買い付け

第6 Bは、同年3月29日頃、Aから、同人がその職務に関し知った前記第5記載の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同日及び同年4月1日、証券会社を介し、東京証券取引所等において、B名義で、ジャステックの株券合計3,000株を代金合計約442万円で買い付け

たものである。

【告発後の経緯】

令和6年12月25日、犯則嫌疑者A及びBが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判

係属中である(令和7年3月31日現在)。

(4) 株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件(1)

本件は、株式会社ワイエスフーズ(以下「ワイエスフーズ」という。)の代表取締役である犯則嫌疑者が、株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス(以下「ヨシムラ・フード・ホールディングス」という。)との株式譲渡契約の締結又は交渉に関し、子会社の異動を伴うワイエスフーズの株券取得について決定した旨の重要事実を知り、その公表前に、自己名義でヨシムラ・フード・ホールディングス株券を買い付けたほか、知人3名に対し、利益を得させる目的をもって当該重要事実を伝達し、当該知人らが、その公表前にそれぞれヨシムラ・フード・ホールディングス株券を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第166条第1項第4号及び同法第167条の2第1項等 会社関係者の禁止行為及び未公表の重要事実の伝達等の禁止)として、必要な調査を行い、令和7年1月29日、犯則嫌疑者1名を札幌地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、ワイエスフーズの代表取締役であるが、令和5年5月中旬頃、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場しているヨシムラ・フード・ホールディングスとの間の株式譲渡契約の締結又は交渉に関し、ヨシムラ・フード・ホールディングスの業務執行を決定する機関が、子会社の異動を伴うワイエスフーズの株券を取得することについての決定をした旨のヨシムラ・フード・ホールディングスの業務等に関する重要事実を知り

第1 法定の除外事由がないのに、前記重要事実の公表前である同年5月下旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所等において、自己名義で、ヨシムラ・フード・ホールディングスの株券合計2万株を代金合計約1,622万円で買い付け

第2 知人Aにあらかじめヨシムラ・フード・ホールディングスの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、遅くとも前記重要事実の公表前である令和5年6月上旬頃までに、知人Aに対し、同重要事実を伝達したものであり、これにより同人が、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同月中旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、ヨシムラ・フード・ホールディングスの株券合計1万株を代金合計約884万円で買い付け

第3 知人Bにあらかじめヨシムラ・フード・ホールディングスの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、前記重要事実の公表前である令和5年7月中旬頃、知人Bに対し、同重要事実を伝達したものであり、これにより同人が、法定の除外事由がないのに、

同重要事実の公表前である同月中旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、ヨシムラ・フード・ホールディングスの株券合計4,300株を代金合計約494万円で買い付け

第4 知人Cにあらかじめヨシムラ・フード・ホールディングスの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、前記重要事実の公表前である令和5年7月中旬頃及び同年8月中旬頃、知人Cに対し、同重要事実を伝達したものであり、これにより同人が、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同月中旬頃及び同月下旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所等において、ヨシムラ・フード・ホールディングスの株券合計3,400株を代金合計約386万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

令和7年1月31日、犯則嫌疑者が起訴され、現在、札幌地方裁判所において公判係属中である(令和7年3月31日現在)。

(5) 株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件(2)

本件は、株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス(以下「ヨシムラ・フード・ホールディングス」という。)の子会社役員である犯則嫌疑者が、ヨシムラ・フード・ホールディングスとの契約の履行に関し、子会社の異動を伴う株式会社ワイエスフーズ(以下「ワイエスフーズ」という。)の株券取得について決定した旨の重要事実を知り、その公表前に、自己名義で、ヨシムラ・フード・ホールディングス株券を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第166条第1項第4号等 会社関係者の禁止行為)として、必要な調査を行い、令和7年1月29日、犯則嫌疑者1名を札幌地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、令和5年5月下旬頃、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場しているヨシムラ・フード・ホールディングスとの間で締結していた契約の履行に関し、ヨシムラ・フード・ホールディングスの業務執行を決定する機関が、子会社の異動を伴う株式会社ワイエスフーズの株券を取得することについての決定をした旨のヨシムラ・フード・ホールディングスの業務等に関する重要事実を知り、法定の除外事由がないのに、前記重要事実の公表前である同月下旬頃から同年8月下旬頃までの間、証券会社を介し、東京証券取引

所において、自己名義で、ヨシムラ・フード・ホールディングスの株券合計7万7,100株を代金合計約7,088万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

令和7年1月31日、犯則嫌疑者が起訴され、現在、札幌地方裁判所において公判係属中である(令和7年3月31日現在)。

(6) 株式会社オウケイウェイヴ株券に係る内部者取引事件

本件は、コンサルティング会社の代表取締役で公認会計士の犯則嫌疑者が、株式会社オウケイウェイヴ(以下「オウケイウェイヴ」という。)と締結していた財務アドバイザリー契約の履行に関し、同社の預託金及びその運用益に係る払戻請求権について債務の不履行のおそれが生じた旨の重要事実を知り、あらかじめ同社株券を売り付けて損失を回避しようと考え、同重要事実の公表前に、海外法人2社名義のオウケイウェイヴ株券を売り付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第166条第1項第4号等 会社関係者の禁止行為)として、必要な調査を行い、令和7年3月11日、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社エムズ・コンサルティング(以下「エムズ」という。)の代表取締役を務めていたものであるが、令和4年4月中旬頃、名古屋証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していたオウケイウェイヴがエムズと締結していた財務アドバイザリー契約の履行に関し、オウケイウェイヴの資金運用委託先に対する預託金及びその運用益に係る合計約49億円の払戻請求権について債務の不履行のおそれが生じた旨のオウケイウェイヴに係る業務等に関する重要事実を知り、あらかじめオウケイウェイヴの株券を売り付けて損失を回避しようと考え、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月中旬頃、証券会社を介し、名古屋証券取引所において、海外法人2社名義のオウケイウェイヴ株券合計11万株を代金合計約3,400万円で売り付けたものである。

【告発後の経緯】

令和7年3月12日、犯則嫌疑者が起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(令和7年3月31日現在)。

(7) 信託銀行社員による内部者取引事件

本件は、三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」という。)に勤務し、証券代行部門の管理職として、顧客等の上場会社等に係るインサイダー情報の内部管理業務等に従事していた犯則嫌疑者が、3銘柄の上場株券に対する公開買付けの実施に関する事実を職務に関して知り、いずれもその公表前に、同株券をそれぞれ買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第167条第3項等 公開買付者等関係者の禁止行為)として、必要な調査を行い、令和7年3月24日、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、三井住友信託銀行に勤務し、証券代行部門の管理職として、顧客等の上場会社等に係るインサイダー情報の内部管理業務等に従事していたものであるが

第1 令和4年12月下旬頃、その職務に関し、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社カッシーナ・イクスシー(以下「カッシーナ」という。)の役職員がその職務に関し株式会社ユニマットライフ(以下「ユニマットライフ」という。)からの伝達により知り、三井住友信託銀行証券代行部門の社員が職務上同役職員から伝達を受けた、ユニマットライフの業務執行を決定する機関がカッシーナの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同月下旬から令和5年2月上旬までの間、証券会社を介し、東京証券取引所等において、自己名義で、カッシーナの株券合計9,500株を代金合計約880万円で買い付け

第2 同年10月下旬頃、その職務に関し、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社サンウッド(以下「サンウッド」という。)の役職員がその職務に関し京王電鉄株式会社(以下「京王電鉄」という。)からの伝達により知り、三井住友信託銀行証券代行部門の社員が職務上同役職員から伝達を受けた、京王電鉄の業務執行を決定する機関がサンウッドの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同月下旬から同年11月上旬までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義で、サンウッドの株券合計3,900株を代金合計約310万円で買い付け

第3 令和6年7月下旬頃、その職務に関し、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社JTOWER(以下「JTOWER」という。)の役職員がその職務に関しディービーピラミッドホールディングスエルエルシー(以下「ディービー」という。)からの伝達により知り、三井住友信託銀行証券代行部門の社員が職務上同役職員から伝達を受けた、ディービーの業務執行を決定する機関がJTOWERの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同月下旬から同年8月上旬までの間、証券会社を介し、東京証券取引所等において、自己名義で、JTOWERの株券合計1万2,500株を代金合計約2,000万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

令和7年3月25日、犯則嫌疑者が起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(令和7年3月31日現在)。

2. 過去の告発事案に係る判決等の概要

令和5年度までに告発した過去の告発事案について、令和6年4月から令和7年3月までに判決等が出されたものの概要は以下のとおりである。

(1) 株式会社Aiming株券に係る内部者取引事件(2)(後記(2)の事件と併せて審理)

【令和4年12月6日告発、令和6年4月12日決定(最高裁)】

令和5年7月7日、東京地方裁判所は、被告人に懲役2年6月(執行猶予4年)及び罰金200万円、追徴金1億7,122万9,870円の判決を言い渡したのに対し、同被告人は控訴していた。

同年12月19日、東京高等裁判所は、原判決に量刑不当はないとして、同被告人の控訴を棄却したのに対し、同被告人は上告していた。

令和6年4月12日、最高裁判所は、同被告人の上告を棄却し、前記地裁判決が確定した。

(2) 株式会社エイチーム株券に係る内部者取引事件(2)(前記(1)の事件と併せて審理)

【令和4年12月26日告発、令和6年4月12日決定(最高裁)】

令和5年7月7日、東京地方裁判所は、被告人に懲役2年6月(執行猶予4年)及び罰金200万円、追徴金1億7,122万9,870円の判決を言い渡したのに対し、同被告人は控訴していた。

同年12月19日、東京高等裁判所は、原判決に量刑不当はないとして、同被告人の控訴を棄却したのに対し、同被告人は上告していた。

令和6年4月12日、最高裁判所は、同被告人の上告を棄却し、前記地裁判決が確定した。

(3) 株式会社ニチリョク株券に係る相場操縦事件

【令和6年2月13日告発、同年6月27日判決(大阪地裁)】

令和6年6月27日、大阪地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役2年(執行猶予4年)及び罰金300万円、追徴金467万2,850円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 約2か月間にわたり、複数の口座を利用し、買い上がり買付け、終値関与、仮装売買、馴合売買といった種々の手法を用いて相場操縦を行ったもので、本件は証券市場における取引の公正性等を害し、一般投資家の判断を誤らせる悪質な犯行である。
- ・ 報酬目的での犯行であり、自身の犯行が違法であると認識しながら、安易に相場操縦行為を重ねた被告人には厳しい非難が妥当する。被告人の刑事責任は相応に重い。
- ・ 他方で、被告人に前科がなく、一応事実を認めて反省の弁を述べていることなどを考慮することができる。

(4) 株式会社プロルート丸光に係る虚偽有価証券報告書提出事件

【令和5年10月31日告発、令和6年7月22日、同年9月11日及び同月25日判決(東京地裁)】

東京地方裁判所は、令和6年7月22日、被告人Bに懲役2年(執行猶予4年)の判決を、同年9月11日、被告会社に罰金1,000万円の判決を、同日、後述(5)の事件と併せて審理していた被告人Dに懲役2年6月(執行猶予4年)、被告人Eに懲役2年6月(執行猶予4年)の判決を、同月25日、被告人Cに懲役2年(執行猶予4年)の判決をそれぞれ言い渡し、いずれも確定した。

各判決の理由は以下のとおりである。

- ・ 被告会社について、単年度の粉飾とはいえ、投資家による企業価値の判断を誤らせる危険が大きく、ひいては投資家の有価証券市場の公正性及び公平性への信頼を棄損し得るものといえる。また、被告会社の筆頭株主である法人の代表取締役を務める者の知人らが経営に関与する複数の会社を架空売上の計上先とし、同人らの協力も得て、様々な名目を使い分けて実体のある取引を仮装するなどして粉飾が行われており、その態様は巧妙で悪質である。
- ・ 被告人Bについて、有価証券報告書作成時は被告会社の代表取締役社長として、同報告書提出時は同社の取締役会長として、同社の業務全般を統括する立場にあったのだから、本件においてその職責を全うしなければならなかったことは明らかであり、共犯者の積極的な働き掛けにより本件に及んだ側面が否定できないことを考慮しても、その刑事責任は軽くない。他方で、被告人Bが、公訴事実を認め、公判廷において反省の態度を示していること、前科のないことなどを考慮することができる。
- ・ 被告人Cについて、被告会社の代表取締役社長として実際に虚偽記載のある有価証券報告書を提出するといった重要かつ不可欠な役割を果たしており、共犯者の積極的な働き掛けにより本件に及んだ側面が否定できないことを考慮しても、その刑事責任を軽くみることはできない。他方で、被告人が事実関係を認めて反省の態度を示していること、前科はないことなどの事情も認められる。
- ・ 被告人D及び被告人Eについて、共犯者の積極的な働き掛けがあったとはいえ、自らが保有する株式の株価を上昇させることを目的として、被告会社が物品の売却を仮装する際に買主となる者の支払代金等の原資を提供するといった重要な役割を果たしており、それぞれの刑事責任を軽くみることはできない。他方で、被告人両名が、それぞれ、事実を認めて反省している旨述べていることなどの事情も認められる。

なお、被告人Aについては、東京地方裁判所において公判係属中である(令和7年3月31日現在)。

(5) 株式会社プロルート丸光株券に係る風説の流布及び偽計事件

【令和5年11月20日告発、令和6年9月11日判決（東京地裁）】

令和6年9月11日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人Dに懲役2年6月（執行猶予4年）、被告人Eに懲役2年6月（執行猶予4年）の判決を言い渡し、同判決は確定した。（前述（4）の事件と併せて審理）

- ・ 被告人D及び被告人Eについて、共犯者の積極的な働き掛けがあったとはいえ、自らが保有する株式の株価を上昇させることを目的として、被告会社が物品の売却を仮装する際に買主となる者の支払代金等の原資を提供するといった重要な役割を果たしており、それぞれの刑事責任を軽くすることはできない。
- ・ 他方で、被告人両名が、それぞれ、事実を認めて反省している旨述べていることなどの事情も認められる。

なお、被告人Aについては、東京地方裁判所において公判係属中である（令和7年3月31日現在）。

(5) 日産自動車株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

【平成30年12月10日及び平成31年1月10日告発、令和7年2月4日判決（東京高裁）】

令和4年3月3日、東京地方裁判所は、被告人のうち1名につき公訴事実の一部を無罪とし懲役6月（執行猶予3年）の判決を言い渡したのに対し、同被告人及び検察官はそれぞれ控訴していた。

令和7年2月4日、東京高等裁判所は、原判決に不告不理違反、訴訟手続の法令違反及び事実誤認はないとして、各控訴を棄却した。

なお、同被告人及び検察官はそれぞれ上告し、最高裁判所において公判係属中である（令和7年3月31日現在）。

3. 告発実施状況

(1) 告発件数等一覧表

年度 区分		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
告発件数		3	2	8	8	4	7
告発人数		9	3	24	17	11	8
(参考)	起訴	9	2	21	15	11	8
	公判係属中	2	0	4	2	2	7
	有罪確定	7	2	17	13	9	1

(注1)「告発人数」は法人を含む。

(注2)「告発人数」と「起訴」の差分は不起訴の人数。

(注3)「有罪確定」は略式命令を含む。

(2) 告発事件の概要一覧表(平成30年12月～令和7年3月)

事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
197	平成30年 12月10日	金 商 法 第 197 条 第 1 項第1号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	日産自動車(株)は、役員が受ける報酬等 の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも 少ない額を「役員ごとの連結報酬等の 総額等」欄に記載し、重要な事項につき 虚偽のある有価証券報告書を提出し た。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役	令和4年3月3日(東京地裁) 当該会社 罰金2億円 (確定) 当該会社代表取締役 懲役6月(執行猶予3年) 令和7年2月4日(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 公判係属中(最高裁)
198	平成30年 12月18日	金 商 法 第 167 条 第 3 項 同 法 第 167 条 の 2 第 2 項等 (内部者取引)	(株)ダルトン株券について、公開買付け の実施に関する事実の伝達を受け、同 事実の公表前に、利益を得させる目的 をもって同事実を伝達し、伝達を受けた 者が同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)無職 証券会社社員	令和元年5月13日(大阪地裁) 無職 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金6,866万7,500円 令和2年6月8日(大阪地裁) 証券会社社員 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 令和2年12月18日(大阪高裁) 証券会社社員 控訴棄却 令和4年2月25日(最高裁) 証券会社社員 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
199	平成31年 1月10日	金 商 法 第 197 条 第 1 項第1号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	日産自動車(株)は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載し、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役	令和4年3月3日(東京地裁) 当該会社 罰金2億円 (確定) 当該会社代表取締役 懲役6月(執行猶予3年) 令和7年2月4日(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 公判係属中(最高裁)
200	平成31年 3月20日	金 商 法 第 197 条 第 1 項第1号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	(株)ソルガム・ジャパン・ホールディングスは、営業キャッシュ・フローを黒字に偽装する方法により、虚偽の記載のある連結キャッシュ・フロー計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社実質的経営者 当該会社代表取締役 当該会社取締役管理部長	令和元年8月6日(東京地裁) 当該会社 罰金1,000万円 当該会社実質的経営者 懲役2年(執行猶予3年) 当該会社代表取締役 懲役1年6月(執行猶予3年) 当該会社取締役管理部長 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
201	令和元年 7月9日	金商法第39 条第1項第 2号等 (損失補填)	東郷証券(株)は、取引所為替証拠金取引について生じた顧客の損失を、和解契約による現金の提供等により損失補填した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役(当該会社 実質的経営者) 当該会社代表取締役管理本部長 当該会社顧問	令和2年2月12日(東京地裁) 当該会社取締役 懲役3年(執行猶予5年) 当該会社顧問 懲役1年6月(執行猶予3年) 令和2年3月30日(東京地裁) 当該会社 罰金3,000万円 当該会社代表取締役管理本部長 懲役1年2月(執行猶予3年) (いずれも確定)
202	令和元年 8月13日	金 商 法 第 197 条 第 1 項第1号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	すてきナイスグループ(株)は、架空売上を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役社長	令和3年3月12日(横浜地裁) 当該会社 罰金1,000万円 (確定) 当該会社代表取締役会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 当該会社社代表取締役社長 懲役1年6月(執行猶予3年) 令和4年12月1日(東京高裁) いずれも原判決破棄 横浜地裁に差戻し いずれも公判係属中(横浜地裁)

事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
203	令和元年 11月1日	金 商 法 第 167の2第1 項 同 法 第 166 条第3項等 (内部者取引)	(株)パルマ株券について、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社管理部次長 会社員	令和2年2月27日(東京地裁) 当該会社管理部次長 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 当該会社の株券4,800株没収 追徴金1,503万円 (いずれも確定)
204	令和2年 12月22日	金 商 法 第 167の2第1 項 等 (取引推奨)	(株)ドンキホーテホールディングス株券について、公開買付けを行うことについての決定をした旨及び同社が子会社の異動を伴うユニー株式会社の株券を取得することについての決定をした旨の重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって知人に取引を推奨し、知人が同事実の公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社代表取締役	令和3年4月27日(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年(執行猶予4年) (確定)
205	令和3年 3月26日	金 商 法 第 159 条 第 3 項等 (安定操作)	(株)ニチダイ株券の株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が解除あるいは回避される価格以下に維持しようと企て、大量の売り注文を入れて上値を抑えるなどにより違法な安定操作を行った。 (嫌疑者)会社役員(2名)	令和4年4月22日(大阪地裁) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金500万円 追徴金1億8,657万5,600円 (確定)
206	令和3年 6月30日	金 商 法 第 167 条 の 2 第1項 同 法 第 166 条第3項等 (内部者取引)	ジェイリース(株)の業務提携交渉先の会社役員がジェイリース(株)と他社の業務提携に係る重要事実を当該交渉に関し知り、利益を得させる目的をもって、その公表前に知人に伝達し、当該知人がその公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員 会社員	令和4年3月25日(福岡地裁) 会社役員 懲役2年(執行猶予4年) 会社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金4,680万2,200円 令和4年9月2日(福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 令和4年12月28日(最高裁) 会社役員 上告棄却 会社員 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
207	令和3年7月12日	金 商 法 第158条等 (偽計)	(株)Nutsの実質的経営者らが、同社の株価の維持上昇を図り、その発行した新株予約権の行使促進等のため、同社の売上高を偽装した上、売上高について虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 会社役員 当該会社代表取締役 金融コンサルタント 会社員	令和3年11月30日(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年(執行猶予3年) 令和3年12月7日(東京地裁) 会社役員 懲役2年2月(執行猶予3年) 会社員 懲役2年(執行猶予3年) 令和3年12月22日(東京地裁) 金融コンサルタント 懲役2年(執行猶予3年) (いずれも確定)
208	令和4年2月14日	金 商 法 第166条第1項第1号等 (内部者取引)	アサヒ衛陶(株)の代表取締役社長が、同社の業務提携に係る重要事実を知り、同重要事実を伝達した上で、その公表前に伝達を受けた者と共謀して同社株券を買い付けるとともに、伝達を受けた者が、自己名義等でも、その公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社代表取締役社長 ホライズン(株) 上中商事(株) 同社代表取締役	令和4年9月15日(大阪地裁) ホライズン(株) 罰金300万円 追徴金4,498万5,000円 (上中商事(株)代表取締役と連帯) 上中商事(株) 罰金300万円 追徴金3,649万1,000円 (同社代表取締役と連帯) 同社代表取締役 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金1億3,153万2,000円 (うち4,498万5,000円をホライズン(株)と連帯し、うち3,649万1,000円を上中商事(株)と連帯) 令和4年10月6日(大阪地裁) 当該会社代表取締役社長 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金1,039万4,000円 (いずれも確定)
209	令和4年2月24日	金 商 法 第166条第3項等 (内部者取引)	テラ(株)が新型コロナウイルス感染症の治療法の開発研究に係る業務提携をする旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に、テラ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	令和4年7月7日(東京地裁) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 預託金債権のうち416万3,504円没収 追徴金672万3,746円 (確定)
210	令和4年2月24日	金 商 法 第166条第3項等 (内部者取引)	テラ(株)が新型コロナウイルス感染症の治療法の開発研究に係る業務提携をする旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に、テラ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	令和4年9月9日(東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金5,627万8,200円 (確定)

事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
211	令和4年 2月24日	金 商 法 第 166 条 第 3 項等 (内部者取引)	テラ(株)における新型コロナウイルス感染症の治療法の開発に関する重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に、テラ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者)内田建設(株) 同社代表取締役	令和4年7月4日(東京地裁) 内田建設(株) 罰金100万円 同社代表取締役 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 上記被告人2名から以下を没収 当該会社株23株 預託金返還請求権のうち102万6,230円 上記被告人2名から連帯して 追徴金2,524万2,710円 (いずれも確定)
212	令和4年 3月16日	金 商 法 第 158条等 (偽計)	テラ(株)の第三者割当増資の割当予定先会社の取締役が、当該増資に関し、払込みに要する資金を調達できる具体的な見込みがないにもかかわらず、他の会社からの借入による資金調達が可能である旨装い、これを信じたテラ(株)をして、虚偽の内容を含む公表を行わせた。 (嫌疑者)割当先取締役	令和5年3月24日(東京地裁) 割当先取締役 懲役3年(執行猶予5年) 令和5年10月6日(東京高裁) 割当先取締役 控訴棄却 (確定)
213	令和4年 3月23日	金 商 法 第 159 条 第 3 項等 (安定操作)	SMBC日興証券(株)が扱う「ブロックオフアー」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った。 (嫌疑者)当該証券会社 当該証券会社本部長 当該証券会社副本部長(2名) 当該証券会社社員(4名)	令和5年2月13日(東京地裁) 当該証券会社 罰金7億円 追徴金44億7,114万2,420円 (注)214号事件と一括審理 当該証券会社副本部長(1名) 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定) 当該証券会社本部長 当該証券会社副本部長(1名) 当該証券会社社員(2名) いずれも公判係属中(東京地裁)
214	令和4年 4月12日	金 商 法 第 159 条 第 3 項等 (安定操作)	SMBC日興証券(株)が扱う「ブロックオフアー」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った。 (嫌疑者)当該証券会社 当該証券会社副社長 当該証券会社社員(3名)	令和5年2月13日(東京地裁) 当該証券会社 罰金7億円 追徴金44億7,114万2,420円 (注)213号事件と一括審理 (確定) 当該証券会社副社長 当該証券会社社員(1名) いずれも公判係属中(東京地裁)

事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
215	令和4年 6月3日	金 商 法 第 167 条 の 2 第2項 同 法 第 167 条 第 1 項 第 6号等 (内部者取引)	ソフトブレーン(株)の株券について、公開 買付けの実施に関する事実を知り、同 事実の公表前に、知人らに、利益を得さ せる目的をもって、同事実を伝達し、伝 達を受けた当該知人らが、その公表前 に同社株券を買い付けたほか、別の知 人と共謀の上、その公表前に同社株券 を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社内部監査室長 会社役員 接客業 税理士	令和4年6月22日(東京簡裁) 接客業 罰金100万円 追徴金884万3,400円 (略式命令) 令和4年10月24日(東京地裁) 税理士 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金1,212万8,485円 令和4年12月9日(東京地裁) 当該会社内部監査室長 懲役3年(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金3,225万2,400円 令和4年12月27日(東京地裁) 会社役員 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金1,738万円 (いずれも確定)
216	令和4年 12月1日	金 商 法 第 167 条 第 1 項第6号 同 法 第 167 条 の 2 第 2 項等 (内部者取引)	東都水産(株)の社外取締役が、公開買付 けの実施に関する事実を知り、同事実 の公表前に、同社株券を買い付けると ともに、利益を得させる目的をもって、そ の公表前に知人に同事実を伝達し、伝 達を受けた当該知人が、その公表前に 同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)三印三浦水産(株) 同社代表取締役専務(当該会 社社外取締役)	令和5年6月13日(函館地裁) 三印三浦水産(株) 罰金100万円 同社代表取締役専務 懲役1年6月(執行猶予3年) 上記被告人2名から以下を没収 当該会社株式8,000株 (いずれも確定)
217	令和4年 12月6日	金 商 法 第 166 条 第 1 項第5号 同 法 第 167 条 の 2 第 1 項等 (内部者取引)	(株)Aimingの運営、業務又は財産に関す る重要な事実であって投資者の投資判 断に著しい影響を及ぼす重要事実等を 知り、同重要事実等の公表前に、同社 株券を買い付けるとともに、利益を得さ せる目的をもって、その公表前に知人に 同重要事実等を伝達し、伝達を受けた 当該知人が、その公表前に同社株券を 買い付けた。 (嫌疑者)会社員 当該会社員の知人	令和5年6月8日(東京地裁) 会社員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金400万円 追徴金1億7,657万4,930円 (注)219号事件と一括審理 令和6年2月20日(東京地裁) 当該会社員の知人 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金5,855万9,300円 (いずれも確定)

事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
218	令和4年 12月6日	金 商 法 第 166 条 第 1 項第5号等 (内部者取引)	(株)Aimingの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を知り、同重要事実等の公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	令和5年7月7日(東京地裁) 会社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金1億7,122万9,870円 令和5年12月19日(東京高裁) 会社員 控訴棄却 令和6年4月12日(最高裁) 会社員 上告棄却 (確定) (注)220号事件と一括審理
219	令和4年 12月26日	金 商 法 第 166 条 第 1 項第5号 同 法 第 167 条 の 2 第 1 項等 (内部者取引)	(株)エイチームの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を知り、同重要事実等の公表前に、同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって、その公表前に知人に同重要事実等を伝達し、伝達を受けた当該知人が、その公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	令和5年6月8日(東京地裁) 会社員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金400万円 追徴金1億7,657万4,930円 (確定) (注)217号事件と一括審理
220	令和4年 12月26日	金 商 法 第 166 条 第 1 項第5号等 (内部者取引)	(株)エイチームの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を知り、同重要事実等の公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	令和5年7月7日(東京地裁) 会社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金1億7,122万9,870円 令和5年12月19日(東京高裁) 会社員 控訴棄却 令和6年4月12日(最高裁) 会社員 上告棄却 (確定) (注)218号事件と一括審理
221	令和5年 3月3日	金 商 法 第 167 条 第 1 項第1号等 (内部者取引)	総合メディカルホールディングス(株)株券及び(株)スペースバリューホールディングス株券に係る公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	令和5年6月16日(東京地裁) 会社員 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金3,604万9,300円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
222	令和5年 6月6日	金 商 法 第 167 条 の 2 第1項等 (取引推奨)	(株)アイ・アールジャパンホールディングスの連結業績予想値の下方修正の事実を職務に関し知り、あらかじめ同社の株券を売り付けさせて損失の発生を回避させる目的をもって、その事実の公表前に、2名に対し、同社の株券の売付けを勧めた。 (疑惑者)当該会社代表取締役副社長	令和5年10月5日(東京地裁) 当該会社代表取締役副社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定)
223	令和5年 10月31日	金 商 法 第 197 条 第 1 項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)プロルート丸光は、営業損益等が赤字であったにもかかわらず、架空売上を計上する方法により、黒字であったなどと記載した虚偽の連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (疑惑者)当該会社 当該会社取締役会長 当該会社代表取締役社長 会社役員(3名)	令和6年7月22日(東京地裁) 当該会社取締役会長 懲役2年(執行猶予4年) 令和6年9月11日(東京地裁) 当該会社 罰金1,000万円 令和6年9月11日(東京地裁) 会社役員B 懲役2年6月(執行猶予4年) 会社役員C 懲役2年6月(執行猶予4年) (注)224号事件と一括審理 令和6年9月25日(東京地裁) 当該会社代表取締役社長 懲役2年(執行猶予4年) (いずれも確定) 会社役員A 公判係属中(東京地裁) (注)224号事件と一括審理
224	令和5年 11月20日	金 商 法 第 158条等 (風説の流布、偽計)	筆頭株主法人の代表者らが、(株)プロルート丸光の株価の上昇を図る目的をもって、虚偽の内容を含む株式交換契約締結に関する公表を行わせた。 (疑惑者)会社役員(3名)	令和6年9月11日(東京地裁) 会社役員B 懲役2年6月(執行猶予4年) 会社役員C 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定) (注)223号事件と一括審理 会社役員A 公判係属中(東京地裁) (注)223号事件と一括審理
225	令和6年 2月13日	金 商 法 第 159 条 第 1 項第1号等 (相場操縦)	(株)ニチリョク株券の株価の高値形成を図ろうと企て、多数の異名義口座を用いて、多数回にわたる仮装売買のほか、馴合売買を行い、また、多数回にわたる買い上がり買付けなどを行った。 (疑惑者)コンサルタント業	令和6年6月27日(大阪地裁) コンサルタント業 懲役2年(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金467万2,850円 (確定)

事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
226	令和6年 6月4日	金 商 法 第 166 条 第 1 項第1号等 (内部者取引)	Abalance(株)の子会社の業務執行を決定 する機関が固定資産の取得を行うこと についての決定をした旨の重要事実を 知り、その公表前に、同社株券を買い 付けた。 (嫌疑者)当該会社執行役員	令和7年3月17日(東京地裁) 当該会社執行役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金250万円 追徴金1億307万円 公判係属中(東京高裁)
227	令和6年 12月23日	金 商 法 第 167 条 第 1 項第3号等 (内部者取引)	三益半導体工業(株)ほか9社の株券に係 る公開買付けの実施に関する事実を知 り、その公表前に、同社株券を買い付 けた。 (嫌疑者)国家公務員(金融庁職員)	令和7年3月26日(東京地裁) 国家公務員 懲役2年(執行猶予4年) 罰金100万円 売買代金債権479万3,700円相当没収 追徴金1,020万7,900円 (確定)
228	令和6年 12月23日	金 商 法 第 167 条 の 2 第2項 同 法 第 167 条第3項等 (内部者取引)	(株)ローソンほか2社の株券に係る公開 買付けの実施に関する事実を知り、利 益を得させる目的をもって各事実を伝達 し、伝達を受けた者が、その公表前に、 同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)取引所社員 会社役員	公判係属中(東京地裁)
229	令和7年 1月29日	金 商 法 第 166 条 第 1 項第4号 同 法 第 167 条 の 2 第 1 項等 (内部者取引)	(株)ヨシムラ・フード・ホールディングスの 業務等に関する重要事実(子会社の異 動を伴う他社の株券取得についての決 定)を知り、その公表前に、同社株券を 買い付けるとともに、利益を得させる目 的をもって、知人らに同重要事実を伝達 し、伝達を受けた当該知人らが、その公 表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	公判係属中(札幌地裁)
230	令和7年 1月29日	金 商 法 第 166 条 第 1 項第4号等 (内部者取引)	(株)ヨシムラ・フード・ホールディングスの 業務等に関する重要事実(子会社の異 動を伴う他社の株券取得についての決 定)を知り、その公表前に、同社株券を 買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	公判係属中(札幌地裁)

事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
231	令和7年 3月11日	金 商 法 第 166 条 第 1 項第4号等 (内部者取引)	(株)オウケイウェイヴの預託金及びその 運用益に係る払戻請求権について債務 の不履行のおそれが生じた旨の重要事 実を知り、その公表前に、同社株券を売 り付けた。 (嫌疑者)会社役員	公判係属中(東京地裁)
232	令和7年 3月24日	金 商 法 第 167 条 第 3 項等 (内部者取引)	(株)カッシーナ・イクスシーほか2社の株 券に係る公開買付けの実施に関する事 実を知り、その公表前に、同社株券を買 い付けた。 (嫌疑者)信託銀行社員	公判係属中(東京地裁)

※関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。

3-8 建議実施状況等

1. 建議実施状況一覧表

(単位:件)

年度	平成4 ～令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	合計
件 数	26	0	0	1	0	0	27

2. 建議案件の概要一覧表

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
平成6年 6月14日	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
平成9年 12月24日	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
平成11年 12月21日	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
平成12年 3月24日	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
平成15年 4月22日	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
平成15年 6月30日	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。
平成15年 12月16日	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められ	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	たので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。
平成17年 11月29日	相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。 相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託(媒介、取次ぎ又は代理の申込み)の内、売買等が成立していないもの(いわゆる「見せ玉」等)についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した(同法の当該部分は同年7月4日から施行された。)
平成17年 11月29日	証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。 「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第1項第7号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した(同法の当該部分は同年7月4日から施行された。)
平成17年 11月29日	金融審議会金融分科会第一部会(中間整理)によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した(同法の当該部分

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来さないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	は平成19年9月30日から施行された。)
平成18年 4月14日	上場会社が株式や新株予約権付社債(以下「株式等」という。)を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報(以下「発行情報」という。)の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査(以下「プレ・ヒアリング」という。)を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。 当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。 他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。 については、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに(平成18年11月1日施行)、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」(理事会決議)を制定し、具体的な取扱いが規定された(平成19年1月4日施行)。
平成18年 4月21日	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯(刑法第60条)として証取法第226条の規定に基づき告発した。	平成18年12月22日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「(行政処分の)処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点か

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。 しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。 公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任を負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	ら、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。 また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成19年6月20日成立した(平成20年4月1日施行)。
平成19年 2月16日	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金商業等府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。
平成19年 2月16日	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引(以下「本件TOPIX先物取引」という。)において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ(以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。)、その結果、当日の本件TOPIX先物取引の約定指数の出来高加重平均値(いわゆる「市場VWAP」)を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表された本件TOPIX先物取引の出来高	金融庁は証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金商業等府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。 市場VWAPは、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。 ついては、証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。	
平成19年 2月16日	平成18年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出(第24条第1項ほか)、不公正取引(第157条)、風説の流布・偽計等(第158条)、及び相場操縦行為等(第159条)に係る懲役刑が5年以下から10年以下に引き上げられている。 これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第250条の規定によって5年から7年へと延長されている。 一方、証券取引法第188条に定める証券会社等の業務に関する書類(以下「法定帳簿」という。)については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第60条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が5年とされているところであり、5年から7年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。 そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。	金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間(5年)と公訴時効(最大7年)との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金商業等府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。
平成21年 4月24日	外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。 これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した(平成21年8月1日施行)。
平成21年 4月24日	ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルー	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、金商業者

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	ルであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した(平成21年8月1日施行)。
平成21年 4月24日	外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。 現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した(平成22年8月1日施行)。
平成21年 4月24日	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。 したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した(平成21年8月1日発出)。
平成22年 10月19日	集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)の出資持分の販売を行う業者(以下「販売業者」という。)に対する集中	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、事業型フ

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭(以下「出資金」という。)を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド(以下「事業型ファンド」という。)について、 ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。 また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。 したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。	ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した(平成23年4月1日施行)。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。
平成23年 2月8日	投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、 ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ② 無登録業者に対する名義貸し等 ③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況(著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等) ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況(法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等) など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。 これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。 こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。 なお、平成22年12月14日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」におい	金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正(改正法公布後1年以内に施行)を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成23年5月25日に公布された(同法の該当部分は平成24年4月1日から施行された。)

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	て、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。	
平成23年 12月20日	不公正取引事案の調査において、「金商業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。 現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者（以下「違反者」という。）に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金商法の「金商業者等」である場合に限定されていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。 したがって、違反行為の抑止の観点から、「金商業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。	金融庁は、「金商業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができることとする金商法の改正（改正法公布後1年以内に施行）を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成24年9月12日に公布された（同法の該当部分は平成25年9月6日から施行された。）。
平成25年 3月29日	信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為（以下「公表等」という。）を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。 このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。 したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定した（平成25年9月2日施行）。
平成26年 4月18日	集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）のうち適格機関投資家等（1名以上の適格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者）を出資者とするもの（いわゆる「プロ向けファンド」）の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、 ・顧客に対する虚偽の告知 ・適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用 ・出資金の流用・使途不明	金融庁は、プロ向けファンドの販売・運用を行う者に係る欠格事由の導入、契約締結前の書面公布や適合性原則の遵守等の行為規制の導入、問題業者への監督上の処分や罰則の引上げ、プロ向けファンドへの出資者の範囲の見

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	など、多数の金商法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。 また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金商法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。 したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。	直し等を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成27年6月3日に公布、平成28年3月1日から施行された。
平成30年 12月7日	金銭の貸付を出資対象事業とする集団投資スキーム持分(以下「貸付型ファンド」という。)を販売する業者に対する検査において、 ・資金使途等についての虚偽表示 ・貸付先、担保等についての誤解表示 ・貸付先がファンドからの借入を返済することが困難な財務の状況にあることを認識しながら募集を継続 など、多数の金商法違反事例や投資者被害が生じている悪質な事例が認められた。 これらの事例が生じた背景には、貸付型ファンドを販売する業者の法令等遵守態勢が不十分であったことに加え、貸付型ファンドの投資家(資金の出し手)に対し、貸付先(資金の借り手)に関する情報が十分に提供されていないこともある。当該情報は、投資家が出資金の回収可能性を判断する上で重要な情報であるものの、貸金業登録に係る制度の運用上との関係から、現状では貸付先の特定につながる情報の明示を控えた運用となっている。 (注)投資家の貸金業登録の可否を判断する上で、借り手を特定することができる情報が明示されないこと(匿名化)と、複数の借り手に対して資金を供給するスキームであること(複数化)が考慮の一要素とされている。 したがって、こうした投資家への情報提供の状況に鑑みれば、貸付型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、投資家がより適切な投資判断を行うための情報提供や説明内容の拡充などの適切な措置を講ずる必要がある。 (参考)「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定) においても、「匿名化・複数化」と併存する運用上の新たな方策の検討等が掲げられている。	金融庁は、貸金業法に係る法令適用事前確認手続における回答書において、ファンド事業者が、匿名化・複数化とは別の方策(①借り手が法人であり、②事業スキームは商法上の匿名組合契約によるものとし、③投資家と借り手が接触を禁止する措置を図っている場合)により、いわゆる融資型クラウドファンディングを行う場合には、投資家の行為については、貸金業法第2条第1項に規定する金銭の貸付けには該当せず、当該投資家は、同項に規定する貸金業者に該当しないものとする旨の回答を行い(平成31年3月18日)、投資家に対し貸付先に係る情報提供が可能であることが明確化された。 また、日本貸金業協会と第二種金融商品取引業協会においては、令和元年5月、貸付型ファンドにおける情報提供等の実務対応の留意点等について「貸付型ファンドに関するQ&A」を公表した。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
平成31年 2月26日	高度情報化の進展に伴い、近年コンピュータを利用した犯罪行為が増加を続けており、こうした事態に適切に対処するため、犯則調査においても、電磁的記録等の証拠収集・分析を行う必要性が高まっている。 しかし、金商法には、刑事訴訟法、国税通則法等と同様の電磁的記録に係る差押えの規定が導入されていない。 こうした状況に鑑みれば、適時・的確な証拠収集・分析手続を可能とする観点から、金商法に必要な規定を整備する等、適切な措置を講ずる必要がある。	金融庁は、一定の電磁的記録に関する差押えその他の電磁的記録に係る証拠収集手続等を整備することとする金商法の改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、令和元年6月7日に公布、令和2年5月1日から施行された。
令和4年 6月21日	合同会社制度は、本来、創業段階のベンチャー企業など少人数による事業を行うための会社に適した会社類型として創設されており、不特定多数の者に社員権を取得させることを念頭に置かれたものではない。 しかし、近年、事業実態が不透明な合同会社が、その業務を必ずしも把握していない多数の従業員（使用人）を通じて、多数の投資家に対し、当該合同会社の社員権に対する出資と称して、不適切な投資勧誘を行っているという外部からの相談や苦情が多数寄せられており、証券監視委の調査の過程においても、そのような不適切な投資勧誘が認められている。 （注）勧誘は、電話やインターネット、投資セミナー等様々な手段が用いられており、投資者の年齢層も高齢者から若年層まで幅広くなっている。高利回りを謳った勧誘に応じた結果、当該勧誘者と連絡が取れなくなる事例、勧誘時に謳われていた利回りで運用されず、投資した資金自体も回収されない事例などが認められるほか、投資対象や契約内容を理解しないまま契約した旨の相談も多数寄せられている。 証券監視委では、金融商品取引法違反の疑いがある場合、金融商品取引法第187条の規定に基づく調査を行い、同法により金融商品取引業の登録が必要な行為が認められた場合等同法違反が認められ、同法第192条所定の要件を充たす場合には、同条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。 しかしながら、現行制度では、特定の場合を除き、合同会社の従業員（使用人）による当該合同会社の社員権の取得勧誘は金融商品取引業に該当しないこととなっており、証券監視委の調査権限が及ばず、顧客に説明したとおりの事業が実施されていない疑いがある場合や、適合性の観点で不適切な投資勧誘行為が行われている場合でも、裁判所への停止命令等の申立てを行うことができない状況となっている。	金融庁は、合同会社等の従業員（使用人）による社員権の取得勧誘の適正化を図るため、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布した（令和4年9月12日公布、同年10月3日施行）。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	こうした投資者被害の懸念がある事案が認められている状況に鑑みれば、投資者保護を徹底する観点から、合同会社の業務執行社員以外の者(従業員や使用人)による当該合同会社の社員権の取得勧誘について、金融商品取引業の登録が必要な範囲を拡大するなどの適切な措置を講ずる必要がある。	

3-9 海外当局との連携

1. 証券監視委による主な摘発等の事例

<課徴金納付命令勧告>

勧告日 (課徴金納付命令決定日)	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した 主な海外当局
平成27年6月19日 (平成27年7月30日)	株式会社アゴーラ・ホスピ タリティー・グループ	有価証券報 告書等の虚 偽記載	(株)アゴーラ・ホスピ タリティー・グルー プ	—
平成27年6月19日 (平成27年10月8日)	個人	内部者取引	(株)極楽湯	台湾金融監督管理委 員会(FSC)
平成27年10月23日 (平成28年3月17日)	個人	内部者取引	(株)ゲームオン	韓国金融委員会 (FSC) 韓国金融監督院 (FSS)
平成28年1月29日 (平成28年3月4日)	Evo Investment Advisors Ltd.	相場操縦	(株)ディー・ディー・ エス	米国証券取引委員会 (SEC)
平成28年3月4日 (平成28年5月23日)	Blue Sky Capital Management Pty Ltd	相場操縦	(株)ミクシィ	オーストラリア証券投 資委員会(ASIC)
平成28年6月15日 (平成28年12月12日)	個人	内部者取引	(株)ゲームオン	韓国金融委員会 (FSC) 韓国金融監督院 (FSS)
平成29年3月17日 (平成30年1月25日)	Caspian Trading Ltd. (Celera Global Ltd.)	相場操縦	(株)江崎グリコ等 合計4銘柄	—
平成29年3月22日 (平成29年6月15日)	Prospect Asset Management, Inc.	内部者取引	(株)トライステージ	米国証券取引委員会 (SEC)
平成29年6月30日 (平成29年9月14日)	個人	内部者取引	サン電子(株)	イスラエル証券庁 (ISA) 英国金融行為規制機 構(FCA)
平成30年6月26日 (令和2年6月11日)	個人	相場操縦	(株)コカカラファイン	中国証券監督管理委 員会(CSRC)
令和3年11月5日 (令和4年12月12日)	Evolution Trading Ltd	相場操縦	ヤマハ(株)	英領バージン諸島金 融サービス委員会 (FSC)、中国証券監 督管理委員会 (CSRC)、香港証券先 物委員会(SFC)、シン ガポール金融管理局 (MAS)
令和3年12月17日 (令和4年4月26日)	個人	内部者取引	(株)リミックスポイン ト	台湾金融監督管理委 員会(FSC)
令和5年9月8日 (審判手続中)	個人	内部者取引	(株)ZOZO	中国証券監督管理委 員会(CSRC)
令和5年12月8日 (審判手続中)	個人	相場操縦	大太平洋金属(株)等 合計2銘柄	中国証券監督管理委 員会(CSRC)、デンマ ーク金融監督庁 (FSA)、カナダ・オンタ リオ証券委員会 (OSC)、カナダ・ブリ ティッシュコロンビア 証券委員会(BCSC)、 香港証券先物委員会

				(SFC)、英国金融行為規制機構(FCA)、ハンガリー国立銀行(MNB)、英領ケイマン諸島金融庁(CIMA)
令和6年3月26日 (審判手続前)	Quadeye Trading LLC	偽計	野村不動産マスターファンド投資法人等 合計6銘柄	米国証券取引委員会(SEC)、英国金融行為規制機構(FCA)、英領ケイマン諸島金融庁(CIMA)

<行政処分勧告>

勧告日 (行政処分日)	勧告対象者	違反行為	連携した 主な海外当局
平成25年4月26日 (平成25年4月26日)	MRI INTERNATIONAL, INC	- 顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 - 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 - 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 - 報告徴取命令に対する虚偽の報告	米国証券取引委員会(SEC)
令和3年1月29日 (令和3年2月3日)	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社	投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況	英領ケイマン諸島金融庁(CIMA)、香港証券先物委員会(SFC)、ラブアン金融庁(LFSA)

<裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表>

申立日 及び公表日 (発令日)	対象者	違反行為及びその対応	連携した 主な海外当局
平成26年6月6日 (平成26年6月23日)	株式会社UAG及びその役員等2名 (禁止・停止命令の申立て)	- 株式会社UAG(適格機関投資家等特例業務届出者)による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い - 証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会(SFC)
平成26年7月3日 (平成26年7月28日)	株式会社Grant及びその役員等3名 (禁止・停止命令の申立て)	- 株式会社Grant及びその役員等3名(金融商品取引業の登録はない)による無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱い - 証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会(SFC)
平成26年9月12日 (平成26年10月22日)	株式会社ESPLUS及びその役員1名 (禁止・停止命令の申立て)	- 株式会社ESPLUS(金融商品取引業の登録等はない)及びその役員1名による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い - 証券監視委は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会(SFC)

平成27年1月30日	株式会社Money Management Strength (調査結果の公表)	- 株式会社Money Management Strength (適格機関投資家等特例業務届出者)による顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び第二種金融商品取引業に係る無登録営業 - 証券監視委は、当社に対する調査の結果を公表	米国証券取引委員会 (SEC)
令和3年9月17日 (令和3年12月8日)	SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD. (スカイプレミアムインターナショナル社)及びその役員1名 (禁止・停止命令の申立て)	- SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD. 及びその役員1名(金融商品取引業の登録等はない)による無登録での投資一任契約の締結の媒介 - 証券監視委は、東京地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	シンガポール金融管理局 (MAS) チェコ国立銀行 (CNB) 香港証券先物委員会 (SFC)
令和6年6月25日 (令和6年10月31日)	Global Investment Lab株式会社(グローバルインベストメントラボ社)及びその役員等3名 (禁止・停止命令の申立て)	- Global Investment Lab株式会社の役員等3名(金融商品取引業の登録等はない)による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い - 証券監視委は、東京地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	英国金融行為規制機構(FCA)、ラブアン金融庁(LFSA)、香港証券先物委員会(SFC)、マレーシア証券委員会(SC)、英領バージン諸島金融サービス委員会(FSC)、オランダ金融市場庁(AFM)

<告発>

告発日	事件名
平成27年3月24日	株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内部者取引事件
平成27年6月2日	株式会社ジアース株券に係る内部者取引事件
平成27年6月15日 平成27年7月3日	石山Gateway Holdings株式会社に係る偽計事件及び虚偽有価証券報告書提出事件
平成27年10月23日	オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(4)
平成28年12月7日	スターホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件
平成29年3月6日 平成29年3月27日	アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券(レセプト債)に係る偽計事件(1)(2)
平成29年11月21日 平成29年11月27日	株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件(1)(2)
平成31年3月20日	株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス社に係る虚偽有価証券報告書提出事件
令和3年7月12日	株式会社 Nuts に係る偽計事件
令和4年2月14日	アサヒ衛陶株式会社株券に係る内部者取引事件
令和4年2月24日	テラ株式会社株券に係る内部者取引事件(1)(2)(3)

連携した主な海外当局:シンガポール金融管理局(MAS)、米国証券取引委員会(SEC)等

2. 海外当局による摘発事例

<海外当局による処分>

発表日	摘発した 海外当局	被処分者(処分)	銘柄名	違反行為
平成16年10月21日	シンガポール金融管理局(MAS)	シンガポール政府投資公社の従業員(制裁金)	(株)三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
平成18年8月1日	英国金融サービス機構(FSA)	英国ヘッジファンドのGLG Partners LP及びその元役員(制裁金)	(株)三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
平成18年12月13日	香港証券先物委員会(SFC)	クレディ・スイス(香港)リミテッドのトレーダー(懲戒処分)	住友軽金属工業(株)	内部者取引
平成23年9月15日	香港証券先物委員会(SFC)	香港の投資運用会社のオアシスマネジメントLLC及びその最高運用責任者(戒告処分、制裁金)	(株)日本航空	相場操縦、不正行為

<海外裁判所の判決>

判決日	原告	判決内容(処分)	違反行為
平成26年10月3日	米国証券取引委員会(SEC)	MRI INTERNATIONAL, INC及び同社代表の違反行為の認定(H27.1.27 不当利得返還、制裁金について言渡)	詐欺
平成30年11月27日	米 国 司 法 省(DOJ)	MRI INTERNATIONAL, INC代表への有罪判決(R1.5.23 量刑言渡)	詐欺
令和4年1月5日	米 国 司 法 省(DOJ)	MRI INTERNATIONAL, INC日本支店代表及び日本支店ゼネラルマネージャーに係る司法取引手続申立て(R4.4.5 量刑言渡)	詐欺

3-10 講演会等の開催状況

ー市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組みー

(1) 講演会等

開催日		対象先	テーマ
令和6年	4月18日	会社役員育成機構	企業の不正リスクへの対応と 取締役役に期待される役割
	5月22日	早稲田大学	市場監視行政について ～調査・検査からTOB&5%ルールまで～
	5月31日	日本投資顧問業協会	資産運用立国の実現と証券取引等監視委員会の活動
	6月19日	早稲田大学	証券取引等監視委員会の活動について ～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～
	7月29日	日本証券業協会	財務の健全性等に必要なリスク管理態勢について
	8月22日	日本監査役協会	市場の公正性・透明性の確保に向けた証券取引等監視委員会の活動と開示規制違反への対応
	9月11日	日本証券業協会	証券取引等監視委員会の概要
	9月11日	国士舘大学	証券監視委の業務説明
	9月12日	第二種金融商品取引業協会	サイバー脅威と金融に求められるサイバーセキュリティ
	9月30日	日本証券業協会	地域証券会社におけるマネロン・テロ資金供与対策にかかる態勢整備について
	10月7日	日本証券業協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について 内部管理態勢整備の留意点
	10月18日	JICA研修(ベトナム、ラオス、フィリピン、パプアニューギニア)	証券監視委の概要、役割
	10月18日	日本投資顧問業協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	11月6日	第二種金融商品取引業協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	11月8日	金融先物取引業協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	11月21日	日本内部監査協会	最近の証券取引等監視委員会の取組み ～開示検査事例集を中心に～
	11月22日	東京大学大学院経済学研究科 附属 金融教育研究センター	金融庁での取組み(「テクノロジーの進展と監査」)

	11月25日	日本取引所自主規制法人	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	11月28日	JICA研修(ベトナム)	証券取引等監視委員会の役割について
	12月2日	Bloomberg L.P.	市場監視に係る現状の課題と求められる対応
	12月10日	日本取引所自主規制法人	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	12月27日	京都大学	日本の資本市場における政策と執行
令和7年	1月17日	JICA研修(ベトナム)	証券監視委による市場監視の概要
	1月20日	JICA研修(ベトナム)	証券監視委による市場監視の概要
	1月29日	投資信託協会	サイバーセキュリティ
	2月12日	選択型実務司法修習	証券監視委の業務説明
	2月22日	全国証券問題研究会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	2月25日	金融先物取引業協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	3月6日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点 システムリスク管理態勢について
	3月12日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況 ～ 時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～
	3月19日	投資信託協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	3月25日	国際銀行協会	The roles of IBA members in promoting Leading Asset Management Center
	3月26日	IOSCO東京会合	Recent Enforcement of SESC
	3月27日	国際銀行協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について 証券取引等監視委員会における大量保有報告制度違反事案 への対応等について

(2) 意見交換会

開催日		対象先	テーマ
【対象:自主規制機関等(14件)】			
(金融商品取引所及び自主規制法人)			
令和6年	5月16日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月15日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月26日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月28日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月17日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
令和7年	3月11日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
(金融商品取引業協会等)			
令和6年	9月3日	証券・金融商品あっせん相談センター	活動状況を踏まえた意見交換
	9月10日	金融先物取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	9月20日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	10月11日	第二種金融商品取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	10月22日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	10月22日	日本投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
令和7年	2月12日	日本STO協会	活動状況を踏まえた意見交換
	2月20日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換

3-11 各種広報媒体への寄稿

ー市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組みー

掲載日		媒 体	テーマ
令和6年	4月1日	日本取引所グループ メールマガジン	ITbook ホールディングス株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 株式会社ニチリョク株券に係る相場操縦事件の告発について 株式会社コンテック役員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達及び取引推奨行為並びに当該役員から伝達を受けた者3名による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について
	4月30日	日本取引所グループ メールマガジン	大盛工業株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社サカイホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について Quadeye Trading LLC による高速取引に係る偽計に対する課徴金納付命令の勧告について タツタ電線株式会社社員による内部者取引及び情報伝達行為並びに同社員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について
	7月1日	日本取引所グループ メールマガジン	株式会社アルデプロにおける四半期報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告について アヴァトレード・ジャパン株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社小僧寿しの役員及び子会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社あすなろに対する検査結果に基づく勧告について Abalance株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について
	8月13日	日本取引所グループ メールマガジン	株式会社ストリームメディアコーポレーションとの契約締結交渉者の社員から情報伝達を受けた者による内部者取引及び当該社員による重要事実に係る伝達行為に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社三菱 UFJ 銀行、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社エフ・ポートに対する検査結果に基づく勧告について 証券取引等監視委員会の活動状況の公表について THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令及び訂正報告書等の提出命令勧告について 「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について 株式会社三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について
	9月25日	日本証券業協会ウェブサイト(証券業報)	「証券モニタリング基本方針」及び「証券モニタリング概要・事例集」の公表について 「令和5事務年度 開示検査事例集」の公表について 「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について
	10月17日	会計・監査ジャーナル	「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について

10月21日	日本取引所グループ メールマガジン	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式に係る風説の流布に対する課徴金納付命令の勧告について 「令和6事務年度 証券モニタリング基本方針」について 「令和5事務年度 証券モニタリング概要・事例集」について 株式会社サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告について 「令和5事務年度 開示検査事例集」の公表について 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 野村證券株式会社による長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
10月21日	週刊経営財務	「令和5事務年度 開示検査事例集」の公表について
11月15日	旬刊商事法務	「令和5事務年度 開示検査事例集」の公表について
11月17日	会計・監査ジャーナル	「令和5事務年度 開示検査事例集」の公表について
11月25日	月刊監査役	「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について
11月25日	旬刊商事法務	証券取引等監視委員会における大量保有報告制度違反事案への対応について
12月2日	週刊経営財務	証券取引等監視委員会における大量保有報告制度違反事案への対応について
12月17日	会計・監査ジャーナル	証券取引等監視委員会における大量保有報告制度違反事案への対応について
12月25日	月刊監査役	「令和5事務年度 開示検査事例集」の公表について

市場へのメッセージ

掲載日		テーマ
令和6年	4月24日	大盛工業株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社サカイホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について Quadeye Trading LLC による高速取引に係る偽計に対する課徴金納付命令の勧告について タツタ電線株式会社社員による内部者取引及び情報伝達行為並びに同社員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について
	6月26日	株式会社アルデプロにおける四半期報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告について アヴァトレード・ジャパン株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社小僧寿しの役員及び子会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社あすなろに対する検査結果に基づく勧告について Abalance株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について
	8月7日	株式会社ストリームメディアコーポレーションとの契約締結交渉者の社員から情報伝達を受けた者による内部者取引及び当該社員による重要事実に係る伝達行為に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社三菱 UFJ 銀行、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社エフ・ポートに対する検査結果に基づく勧告について 証券取引等監視委員会の活動状況の公表について THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令及び訂正報告書等の提出命令勧告について 「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について 株式会社三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について
	10月17日	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式に係る風説の流布に対する課徴金納付命令の勧告について 「令和6事務年度 証券モニタリング基本方針」について 「令和5事務年度 証券モニタリング概要・事例集」について 株式会社サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告について 「令和5事務年度 開示検査事例集」の公表について 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 野村證券株式会社による長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
令和7年	2月7日	株式会社アルファクス・フード・システムとの契約締結交渉者による取引推奨行為並びに同契約締結交渉者及び同社役員から情報伝達を受けた者4名による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社ヤマウラにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 株式会社きよくとうにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について
	3月27日	Global Investment Lab 株式会社(グローバルインベストメントラボ社)及びその役員等3名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて 金融庁職員による内部者取引事件の告発について

掲載日	テーマ
	東京証券取引所社員が関与した内部者取引事件の告発について 株式会社出前館との契約締結交渉者の従業員から伝達を受けた海外居住者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社 WCP に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社ガーラにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について

第4章

情報の受付について

4 情報の受付について

1. 一般投資家等からの情報の受付について

「情報提供窓口」において、皆様からの情報を幅広く受け付けています。

- 粉飾決算(架空売上・架空利益の計上等)に関する情報
- 投資者保護上の問題(著しい高利回りを明示する金融商品等)に関する情報
- 市場における不正取引(インサイダー取引、相場操縦等)に関する情報、など

※ 株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても受け付けています。

インターネットでの情報受付(証券監視委ウェブサイト内)

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話での情報受付 【受付時間】 平日:午前10時～午後4時 (その他の時間帯等は留守番電話受付)

0570-00-3581(ナビダイヤル)

※ 一部のIP電話等からは 03-3581-9909

郵送での情報受付

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係 あて

FAXでの情報受付

FAX(高齢者・障がい者専用):03-3506-6699「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。

2. 公益通報及び相談窓口について

公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報及び公益通報に準ずる通報(以下「公益通報等」という。)を適切に処理するため、公益通報等に係る窓口を設置しています。

《通報対象》

- 金融商品取引法に規定する法令違反行為(犯則行為等も含む。)が生じ、又はまさに生じようとしている場合
- なお、通報内容は、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、それが信ずるに足る相当の理由、証拠等があること など

《通報者の範囲》

- 通報者が通報対象となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者であることなど

《通報の対象外》

- 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等の通報は対象外

詳細は、証券監視委ウェブサイト(<https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.html>) 参照

《公益通報等にあたってのご注意》

公益通報等をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

- (1) 氏名(匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けています)
- (2) 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)
- (3) 被通報者(法令違反を行った(行おうとしている)事業者)
- (4) 通報者と被通報者の関係
- (5) 法令違反の具体的事実(法令違反行為が行われた(行われようとしている)内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など)

通報受付窓口

※通報は、メール、郵送、FAXのいずれかの方法で受け付けています。

なお、通報にあたっては「公益通報」と明記していただくようお願いいたします。

・電子メール: koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

・郵送先: 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

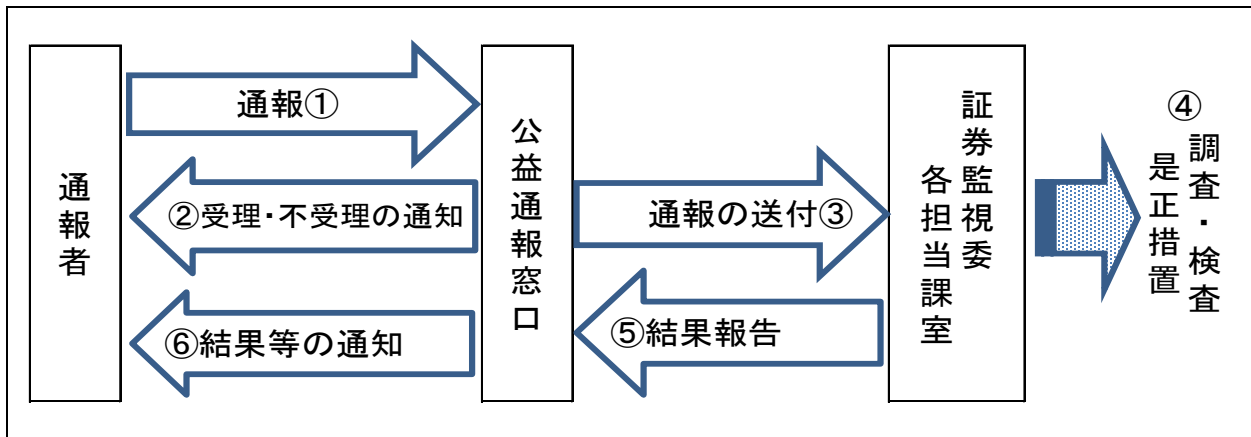
証券取引等監視委員会事務局 公益通報窓口 あて

・FAX(高齢者・障がい者専用): 03-3506-6699 「証券取引等監視委員会 公益通報」と明記して下さい。

事前の相談窓口 【受付時間】 平日:午前10時～午後4時

・03-3581-9854

《通報があった場合の手続きの流れ》



3. 年金運用ホットラインでの情報の受付について

年金運用に係る不正等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けています。

- 投資一任業者における疑わしい運用等の情報
- 企業年金等の投資一任契約の不適切な勧誘、企業年金等への不十分な情報提供に関する情報
- 契約や説明の内容を遵守しない運用に関する情報

電子メールでの情報受付

pension-hotline@fsa.go.jp

電話での情報受付 【受付時間】 平日：午前10時～午後4時

03-3506-6627

郵送での情報受付

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 年金運用ホットライン あて

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3－2－1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03-3506-6000

○本書に対するご意見 総務課調査係

○証券取引等監視委員会ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/sesc/>

○証券取引等監視委員会 X(旧 Twitter)アカウント

https://x.com/SESC_JAPAN

情報提供窓口からのご案内

☆是非ともお寄せください！

- 粉飾決算（架空売上・架空利益の計上等）
- 投資者保護上の問題（著しい高利回りを明示する金融商品等）
- 市場における不正取引（インサイダー取引、相場操縦等）

粉飾決算

投資詐欺

金融商品の
不適切な勧誘

インサイダー
取引

相場操縦

風説の流布



証券取引等監視委員会 情報提供窓口

インターネット: <https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話: 0570-00-3581 (ナビダイヤル)

(一部のIP電話等からは03-3581-9909)

FAX(高齢者、障がい者専用): 03-3506-6699

※「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。

証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館